

埼玉県政の公共事業政策に関する
調査・研究報告書

2010年8月

埼玉土建一般労働組合

NPO 法人 建設政策研究所

「埼玉県政の公共事業政策に関する調査・研究」報告書

【目次】

はじめに.....	1
第1部 埼玉県政の行財政政策の概要と問題点	
第1章 埼玉県政の公共事業財政の推移と問題点.....	2
第1節 埼玉県歳の歳入・歳出の推移.....	2
第2節 公共事業の事業内容—土木費と普通建設事業費の推移.....	7
第3節 地方債残高の推移と問題点.....	15
第2章 埼玉県政の公共投資政策の概要と問題点.....	16
第1節 埼玉県政の行財政中期計画の概要と問題.....	16
第2節 2010年度埼玉県公共投資予算の概要と問題点.....	21
第3節 公共諸施設の維持管理政策と災害対策.....	27
第2部 全国と埼玉県の公共事業と建設産業の動向と特徴	
第1章 全国と埼玉県における公共事業の動向と特徴.....	40
第1節 全国と埼玉県の建設投資と公共投資の動向.....	40
第2節 全国と埼玉県の公共工事の発注（受注）状況.....	45
第2章 全国と埼玉県における建設産業の動向と特徴.....	52
第1節 全国と埼玉県の生産額における動向と特徴.....	52
第2節 全国と埼玉県の建設業者数・就労者数にみる動向と特徴.....	53
第3節 全国と埼玉県の企業規模にみる動向と特徴.....	56
第4節 全国の企業倒産の動向と特徴.....	59
第3章 地方自治体における入札制度の動向と特徴.....	60
第1節 国が進める入札制度改革の背景.....	60
第2節 入札制度改革の課題と対策.....	62
第3部 埼玉県発注公共工事の推移と特徴	
はじめに.....	66
第1章 埼玉県発注工事の入札・契約面からみた特徴.....	67
第1節 入札参加登録者と受注業者との関係の推移と特徴.....	67
第2節 県発注工事のランク別競争入札への参加条件のしくみに ついて.....	68
第3節 08年度の業種別・地域別・ランク別発注実績にみる特徴.....	71
第4節 工事契約の入札形態との関係からみた特徴.....	75
第5節 随意契約の推移と特徴.....	78
第6節 総合評価方式の実施状況と特徴.....	81
第7節 最低制限価格制度の特徴.....	88

第8節	低入札価格調査制度の特徴	93
第9節	落札率の実態	98
第10節	単価契約の特徴	106
第11節	入札不成立案件にみる特徴	112
第12節	入札ボンド制度の特徴	122
第2章	埼玉県発注工事の発注側からみた特徴	124
第1節	工事規模からみる特徴	124
第2節	発注部署からみる特徴	135
第3節	地域別にみた発注工事の特徴	138
第4節	契約月別の状況	142
第3章	埼玉県発注工事の受注側からみた特徴	145
第1節	受注業者の資本金階層からみた特徴	145
第2節	受注業者の県内外別分類からみた特徴	152
第3節	県内外別受注工事件数の工事規模、業種からみた特徴	153
第4節	受注工事を会員・非会員別にみた特徴	157
第5節	JV受注工事の特徴	159
第6節	単独契約の特徴	162
第7節	受注業者ランキング	163
	まとめ	165
第4部	埼玉県における公共工事の価格と入札のあり方	
第1章	予定価格の適正なあり方	166
第1節	予定価格の適正なあり方	166
第2節	設計労務単価の適正なあり方	167
第3節	積算方式・積算体制について	168
第2章	入札制度のあり方	171
第1節	ダンピング防止に向けて	171
1.	最低制限価格制度のあり方	171
2.	低入札価格調査制度のあり方	173
3.	予定価格公表のあり方	174
第2節	入札の公平性・透明性・競争性の確保に向けて	174
1.	指名競争入札のあり方	174
2.	一般競争入札のあり方	176
3.	条件付一般競争入札のあり方	176
1)	ランク別発注	176
2)	地域要件のあり方	181
4.	JV入札方式のあり方	182
5.	分離・分割発注のあり方	183
6.	総合評価方式のあり方	183
7.	随意契約のあり方	184

8. 小規模工事登録制度について	185
第3節 公共物の品質確保のために	186
1. 公共工事における品質確保とは.....	186
2. 設計・監督・検査・契約業務の職場体制の確立	187
3. 工事系業務（設計、調査、測量）委託の最低制限価格の設定 方法の見直し	188
4. 安全な作業環境確保と建設技術者・技能者の適正な賃金、労 働条件確保.....	189
第3章 埼玉県における公契約条例制定に向けての提言.....	190
第1節 公契約条例の目的は何か	190
第2節 公契約条例を適用する公契約の範囲をどうすべきか	191
第3節 条例適用労働者への賃金・労働条件はどうあるべきか	193
第4節 公契約における労働条項の遵守の確認と罰則規定	196
第5節 公契約条例が元請・下請建設業者の経営の安定に役立った めに	197
第5部 地域建設産業再生に向けての行政政策のあり方	
第1章 県内建設業者の現状（県内業者アンケートから）	200
第1節 県内業者アンケート概要	200
第2節 県内建設業者の経営の状況	200
第3節 入札参加および落札の状況	203
第4節 雇用への影響.....	205
第5節 県内建設業者の現状	205
第2章 地域経済振興からみた地域建設業者の位置づけ.....	207
第1節 地域内循環型経済とは何か —限られた地域の中で資金が循環していく内発型経済—.....	207
第2節 地域内循環型経済の担い手は誰か.....	208
第3節 地域建設業は地域住民の生活や安全を守るために貢献す る社会性の高い業者	209
第4節 地域内循環型経済の一方の担い手としての地方自治体の 役割.....	210
第3章 地域建設産業再生に向けての行政政策の提言	212
第1節 地域建設業振興への行政政策	212
第2節 建設業従事者の安定した就労の確保と賃金・労働条件の底 上げの政策	213
おわりに	215

はじめに

建設政策研究所は埼玉土建一般労働組合からの委託事業として、1999年度の県発注公共工事分析以来、2008年度まで10年間公共工事分析を行なってきた。

この分析調査の成果を踏まえ、同時並行的に「埼玉県政の公共事業政策の調査・研究」を行なう埼玉土建一般労働組合と建設政策研究所との共同研究会が2009年3月に発足した。2007年に第二期上田県政が誕生するとともに、公共事業重点化政策やPFI制度の活用推進など、公共事業の「選択と集中」、民営化と競争政策による新自由主義的側面からの「改革」戦略が打ち出された。共同研究の主旨は、このような戦略が県民本位の公共事業づくり、地域建設業の振興、建設就労者の雇用・待遇改善などにどのような影響を与えているのか、その問題点を解明するとともに公共事業のあるべき方向性から改善提案を行なうことを目的とするものであった。

調査・研究の具体的内容としては、

1. 県民本位・地域振興の立場から埼玉県政の行財政政策のなかで公共投資に関わる政策の推移と現状及び新たな計画についての問題点の検討
2. 埼玉県における公共工事の設計・積算・予定価格づくりの仕組みについて、当局への情報開示による資料分析、聞き取り調査に基づく検討、および受注業者へのアンケート調査に基づく問題点と改善策の検討
3. 公共工事の入札・契約レベルにおける制度上の問題について、公正な競争、完成物の品質・安全性確保、地域建設業振興などの立場から、公共調達改革の問題点の解明とあるべき制度についての提言づくり である。

本報告書は、5部構成で展開され、第1部では「埼玉県政の行財政政策」の分析と問題点の解明を行なったが、上田県政の公共事業重点化政策や民営化政策については、詳細な分析にまで至らなかった。

第2部では「全国と埼玉県の公共事業と建設産業の動向」について官製データなどを使用し、全国と比較しながら埼玉県の公共事業と建設産業の特徴を探った。

第3部は従来から行なってきた「埼玉県発注公共工事の推移と特徴」について、10年間にわたる推移を総括的に明らかにするとともに、2008年度はランク別入札制度や総合評価方式、随意契約などに関し、行政から追加的にデータを入手し、より多面的分析を試みた。

第4部は「埼玉県における公共工事の価格と入札のあり方」として、設計・積算・予定価格・入札制度等を項目別に提言を行ない、その理由を明確にした。

そして、第5部では「地域建設産業の再生に向けての行政政策のあり方」として、今日の日本経済を再生する上での、地域内循環型経済の重要性とそれを支える地域建設産業の役割を明確にした。そして、地方自治体が地域建設産業の振興のためにどのような行政政策が必要かを明らかにした。

以上の構成で作られた本報告書は、全体的には地域建設産業の振興、ひいては地域経済再生にとって、地方自治体の公共事業政策が重要な位置を占めていることを明らかにする内容となっている。

本報告書が県内建設業者との連携や県行政機関との協議など、埼玉土建のいっそう幅広い活動に役立つことができれば幸いである。

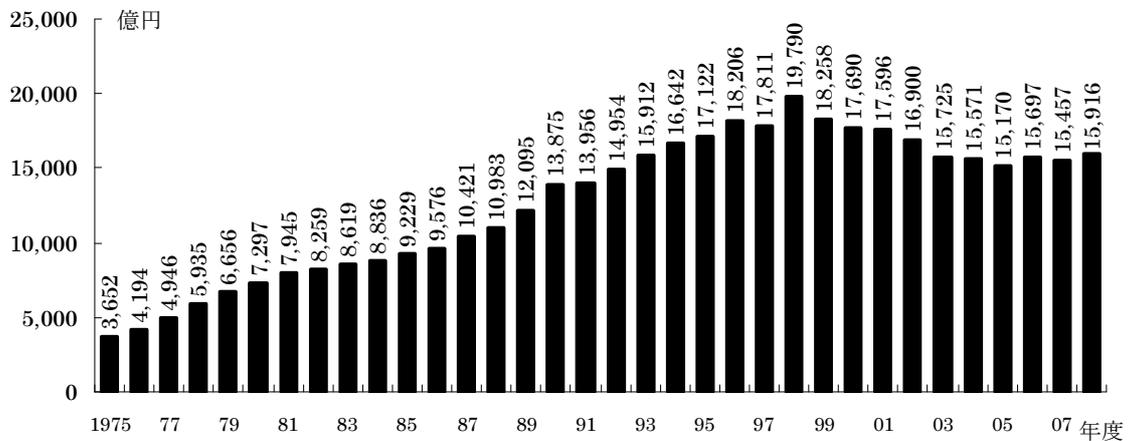
第1部 埼玉県政の行財政政策の概況と問題点

第1章 埼玉県政の公共事業財政の推移と問題点

第1節 埼玉県の歳入・歳出の推移

公共事業にかかわる財政を概観する前に、まずは埼玉県全体の歳入・歳出の推移を地方普通会計の決算額で確認しておこう。地方普通会計とは、地方公共団体がそれぞれ独自に区分している一般会計・特別会計のうち、公営事業会計以外の会計を、総務省・旧自治省の定めた全国共通の基準で、1つの会計として区分し直したものである。

図表 1-1-1-1 埼玉県の歳入総額の推移

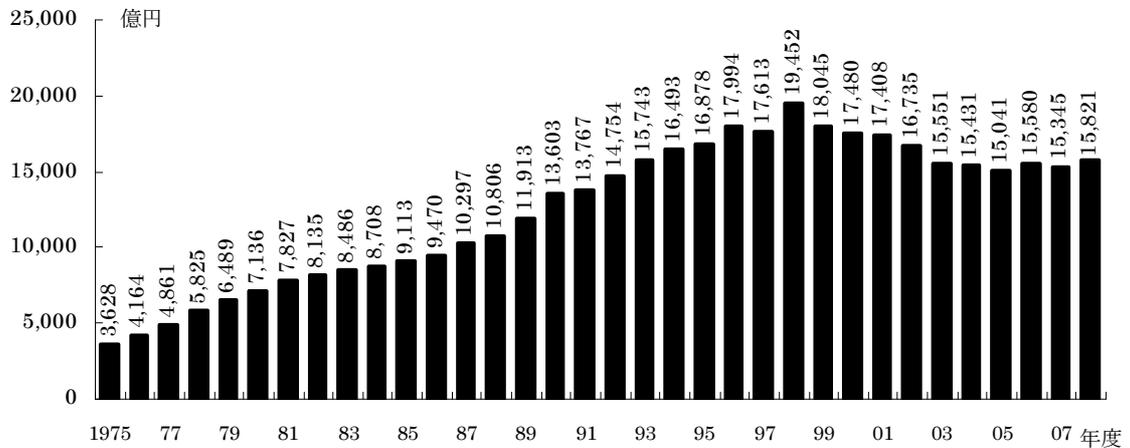


注：「その他」の主なものとして「繰入金」「諸収入」など。

出所：総務省「都道府県決算状況調」。

1975～2005年度分は日経新聞社『NIKKEI・NEEDS』、2006～2008年度は総務省ウェブサイトより作成。

図表 1-1-1-2 埼玉県の歳出総額の推移

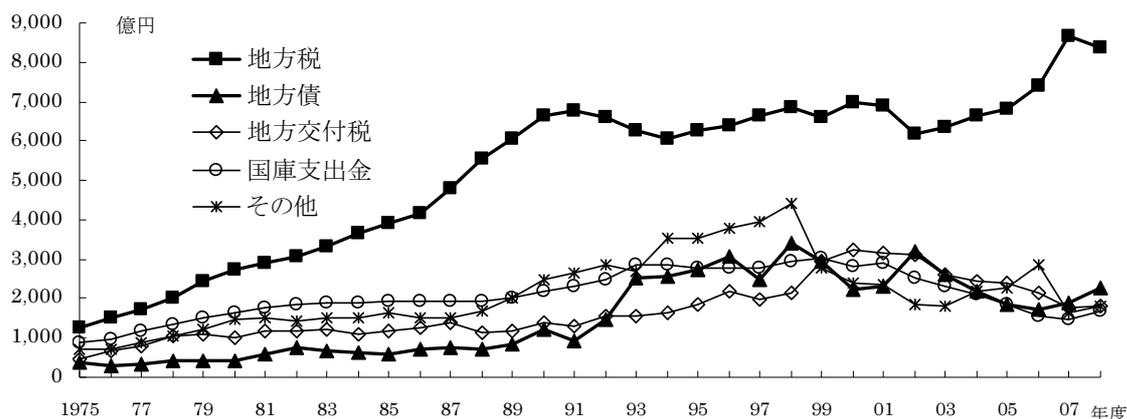


出所：図表 1-1-1-1 と同じ。

2008年度の埼玉県の歳入総額は1兆5,916億円、歳出総額は1兆5,821億円（歳入歳出差95億円）、歳入歳出とも07年度に比べて増加した（歳入459億円増、歳出477億円増）。

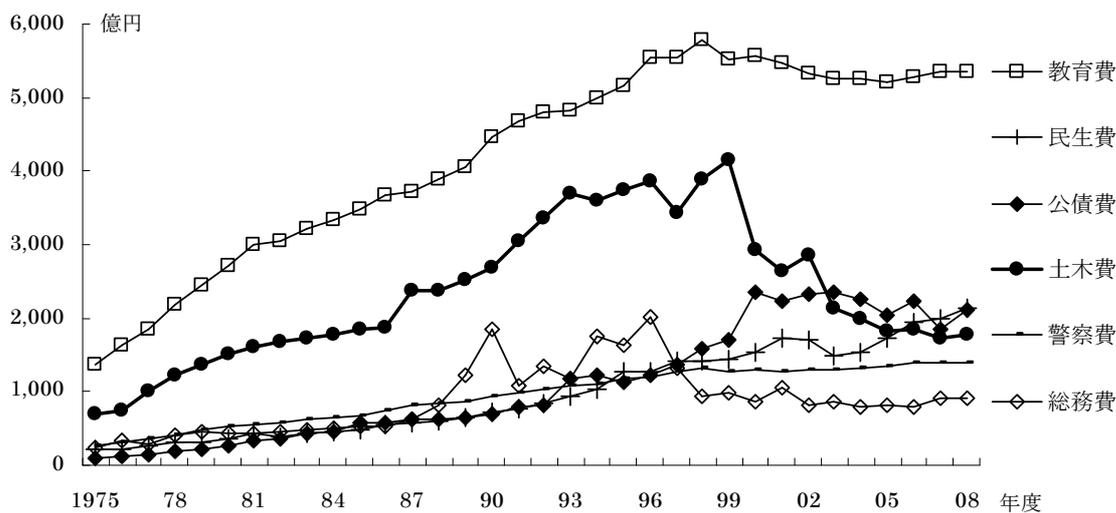
歳入歳出とも75年度以降のピークである98年度まで増加の趨勢にあったが、98年度以降は05年度まで減少し続け、それ以降08年度までは微増微減を繰り返している。このような歳入・歳出の推移を、歳入の推移の特徴から時期を区切ってみたい。

図表 1-1-1-3 埼玉県の歳入の主な財源別の推移



出所：図表 1-1-1-1 と同じ。

図表 1-1-1-4 埼玉県の主な目的別歳出の推移



出所：図表 1-1-1-1 と同じ。

1975～91年度（畑県政）

まず、1975年度から91年度までの16年間、高度経済成長が終焉し安定成長、バブル経済を経験した時期だが、歳入総額は75年度3,652億円から大きく増加し、91年度1兆3,956億円（約3.8倍）となった。

歳入増加の大きな要因は、自主財源である地方税が、県の人口が増えたことや企業立地が進んだこと、また、経済成長の下で企業業績や所得水準が上昇したことなどによって一貫して増加し続けたことにある（75年度1,247億円→91年度6,789億円：約5.4倍）。歳入全体に占める地方税の割合は、75年度34.1%から88年度には5割（50.7%）を超え、91年度48.6%となった。

他方、依存財源である地方交付税、国庫支出金、地方債はどれも増加しているが、地方税に比べると伸び率は低く、3つの合計の構成比は75年度46.2%から91年度32.4%へと低下した。歳入額は、地方交付税が75年度450億円から91年度1,299億円（約2.9倍）、国庫支出金75年度868億円から91年度2,299億円（約2.6倍）、地方債は75年度370億円から920億円（約2.5倍）であった。最多が国庫支出金、次ぎに地方交付税、最少が地方債で、この時期は、国から割り当てられる財源が県の債務の地方債を上回っていた。

地方税の伸びに支えられて歳入が増加していく中で、いずれの歳出（目的別）も増加していく。歳出額では教育費と土木費が大きく、この2つで歳出の5割以上を占めた（図表1-1-1-5参照）。埼玉県が人口増加にともなう公営住宅や学校などの建設や、企業誘致のためのインフラ整備などを進めたことによる。また、それぞれ歳出全体の5%～8%程度を占める総務費、警察費、公債費、民生費も増加の趨勢にあった。それらに比べると、商工費や農林水産業費、衛生費、労働費の伸び率は低く、構成比にしても各々3～5%程度にとどまった。東京のベットタウンとしての発展をねらい、県内の産業振興や失業対策にかかわる歳出を埼玉県が抑制した結果であろう。

図表 1-1-1-5 埼玉県の主な目的別歳出額（1975年・91年）

単位：億円・%

	歳出額（億円・%）				構成比（%）	
	1975	1991	増減額	増減率	1975	1991
総務費	234.8	1,090.3	855.5	364.4	6.5	7.9
民生費	210.2	765.1	554.9	264.0	5.8	5.6
衛生費	166.5	494.6	328.1	197.0	4.6	3.6
労働費	27.2	62.3	35.1	128.7	0.8	0.5
農林水産業費	233.5	509.7	276.2	118.3	6.4	3.7
商工費	243.3	697.6	454.3	186.7	6.7	5.1
土木費	706.8	3,057.7	2,350.9	332.6	19.5	22.2
警察費	265.2	982.5	717.3	270.5	7.3	7.1
教育費	1,375.7	4,682.1	3,306.4	240.3	37.9	34.0
公債費	84.0	801.0	717.0	853.1	2.3	5.8
その他	80.8	624.5	543.7	673.3	2.2	4.5
総計	3,628.0	13,767.4	10,139.4	279.5	100.0	100.0

出所：図表 1-1-1-1 と同じ。

以上のように、この時期の県の歳入は、地方税の旺盛な伸びに支えられながら、国庫支出金や地方交付税、地方債も緩やかに増加し、総額において3.8倍もの伸びとなった。その下で歳出は、教育費と土木費が5割以上を占めながら、総務費、警察費、公債費、民生費も増加の趨勢を維持していった。

1991～97年度（畑県政〈～93年7月〉、土屋県政〈93年7月～〉）

バブル崩壊後、91年度から97年度は、それまでとは一転して地方税が3年連続減少するなど、その落ち込みを地方債の増発と諸収入や繰入金（基金の取り崩し）でカバーする時期となる。歳入総額に占める地方税の割合が4割を下回り、地方債が1割以上を占めるようになった。他方で、国からの財源である地方交付税と国庫支出金は大きく減少することなく、微増あるいは横ばいで推移した。

そのため歳入総額は大きく落ち込むことなく、91年度から97年度でさらに増加した（91年度1兆3,956億円→97年度1兆7,811億円）。それぞれの歳入額は、地方税が91年度6,789億円（対歳入総額48.6%）から97年度6,663億円（同37.4%）、地方交付税は91年度1,299億円（同9.3%）から97年度1,966億円（同11.0%）、国庫支出金は91年度2,299億円（同16.5%）から97年度2,770億円（同15.6%）、地方債は92年度920億円（同6.6%）から97年度2,462億円（同13.8%）であった。

この時期の地方債は、92年度を除いて毎年度2,000～3,000億円台にものぼった。これは、当事の畑県政（72年～93年）と土屋県政（93年～03年）が、大規模公共事業の単独事業の財源として積極的に活用したことによるが、その背景には当事の日米構造協議による日本国内の公共投資計画（10年間で430兆円、後に630兆円）がある。当時の政権は地方財政を動員してこの計画を遂行し、地方自治体もそれに呼応した。

さて、歳入の増加とともに歳出の総額は増えていき（91年度1兆3,767億円→97年度1兆7,613億円）、歳出額最多の教育費をはじめ大方は引き続き増加の趨勢を維持し、なかでも、義務的経費の民生費や公債費は増加のテンポを緩めなかった。土木費

図表 1-1-1-6 埼玉県の主な目的別歳出額（1991年・97年）

単位：億円・%

	歳出額				構成比	
	1991	1997	増減額	増減率	1991	1997
総務費	1,090.3	1,320.9	230.6	21.1	7.9	7.5
民生費	765.1	1,416.0	651.0	85.1	5.6	8.0
衛生費	494.6	791.8	297.2	60.1	3.6	4.5
労働費	62.3	85.2	22.9	36.8	0.5	0.5
農林水産業費	509.7	589.1	79.4	15.6	3.7	3.3
商工費	697.6	1,273.5	575.9	82.6	5.1	7.2
土木費	3,057.7	3,438.4	380.7	12.5	22.2	19.5
警察費	982.5	1,269.2	286.7	29.2	7.1	7.2
教育費	4,682.1	5,553.4	871.3	18.6	34.0	31.5
公債費	801.0	1,368.5	567.5	70.8	5.8	7.8
その他	624.5	506.8	▲ 117.7	▲ 18.8	4.5	2.9
総計	13,767.4	17,612.8	3,845.5	27.9	100.0	100.0

出所：図表 1-1-1-1 と同じ。

も91年度、92年度、93年度は毎年度10%前後も伸び、96年度にはそれまでのピークをむかえた（3,854.5億円）。

以上のように、埼玉県は自主財源である地方税の減少を地方債や諸収入、繰入金で賄いながら、教育費や民生費、土木費、公債費などをさらに増加をさせていった。

1997～2002年度（土屋県政）

行財政改革における三位一体改革が本格的に進められるまでの97年度から2002年度の間は、増減を繰り返していた地方税が02年度に大きく落ち込み、それを地方債によって再びカバーする。他方、99年度に大きく伸びた地方交付税は01年度に、国庫

図表 1-1-1-7 埼玉県の主な目的別歳出額 (1997年・2002年)

単位：億円・%

	歳出額				構成比	
	1997	2002	増減額	増減率	1998	2002
総務費	1,320.9	809.9	▲ 511.0	▲ 38.7	7.5	4.8
民生費	1,416.0	1,704.2	288.2	20.4	8.0	10.2
衛生費	791.8	697.2	▲ 94.6	▲ 12.0	4.5	4.2
労働費	85.2	91.5	6.3	7.4	0.5	0.5
農林水産業費	589.1	377.2	▲ 211.9	▲ 36.0	3.3	2.3
商工費	1,273.5	407.7	▲ 865.8	▲ 68.0	7.2	2.4
土木費	3,438.4	2,858.7	▲ 579.7	▲ 16.9	19.5	17.1
警察費	1,269.2	1,306.5	37.3	2.9	7.2	7.8
教育費	5,553.4	5,323.8	▲ 229.6	▲ 4.1	31.5	31.8
公債費	1,368.5	2,339.8	971.3	71.0	7.8	14.0
その他	506.8	818.5	311.7	61.5	2.9	4.9
	17,612.8	16,734.9	▲ 877.9	▲ 5.0	100.0	100.0

出所：図表 1-1-1-1 と同じ。

支出金は 02 年度に減少に転じた。歳入総額は、地方債や諸収入が大きく伸びたために 98 年度には過去最高となったが、それを境にして、99 年度以降 02 年度までは減少の一途を辿った。それに歩調をあわせて、歳出総額も減少に転じた。

ちなみに、02 年度の歳入総額は 1

兆 6,900 億円 (対 97 年度▲911.2 億円)、02 年度の地方税は 6,187 億円 (同▲476.5 億円)、地方交付税は 3,095 億円 (同 1,129.3 億円増)、国庫支出金は 2,539 億円 (同▲230.5 億円)、地方債は 3,208 億円 (同 746.2 億円増) であった。

このような状況の下で、埼玉県は歳出の削減をさらに進め(97-02 年度▲877.9 億円)、98 年度に過去最高であった教育費をそれ以降は減少に転じさせた。土木費も、99 年度に過去最高の 4,162.8 億円を計上したが、2000 年度は一転して 3,000 億円を下回り(▲1,238.0 億円)、その後は減少の趨勢を維持している。また、農林水産業費を 3 割弱も削減し、97-98 年度で大幅に増加した商工費は 98-02 年度で一気に減らした。他方で、90 年代に増発した地方債の償還金である公債費を 2000 年代に入って毎年度 2 千億円台 (07 年度を除く) も計上し、県財政を大きく圧迫することとなった。

2002～08 年度 (土屋県政 (～2003 年 8 月)、上田県政 (2003 年 8 月～))

三位一体改革が進む中で、この時期は地方交付税と国庫支出金が減少の一途をたどった。他方、地方税は 2000 年代の企業の業績回復とともに再び上昇に転じ、07 年度には過去最高を示した。しかし、07-08 年度は、08 年度の金融危機による経済不況が大きく影響して減少に転じた。地方債は、地方税の推移とは対照的に 02-06 年度は減少したが、06 年度以降は再び増加に転じ、将来の借金をさらに積み増しする状況にある。

歳入総額は 08 年度 1 億 5,916 億円 (対 02 年度▲984 億円)、08 年度の地方税は 8,361 億円 (同 2,174.5 億円)、地方交付税は 1,802.3 億円 (同▲1,293.2 億円)、国庫支出金は 1,677.0 億円 (同▲862.4 億円)、地方債は 2,288.2 億円 (同▲920.2 億円) であった。

埼玉県は、02-08 年度の 6 年間で歳出を▲913.6 億円としたが、そのなかでも土木費を含めて、県内の産業にかかわる歳出を大きく抑制していった。大規模開発が一段落したこの時期、土木費を 1 千億円以上も減らした。その結果、08 年度の土木費 1,786.6 億円は、ピーク時の 99 年度 4,163.8 億円の 4 割台となった。また、割合にして 2%程

度の農林水産業費をほぼ毎年度削減し、さらに、02年度を境にして商工費を農林水産業費以下の水準にまで削減した。

図表 1-1-1-8 埼玉県の主な目的別歳出額 (2002年・2008年)

単位：億円・%

	歳出額				構成比	
	2002	2008	増減額	増減率	2002	2008
総務費	809.9	920.2	110.3	13.6	4.8	5.8
民生費	1,704.2	2,130.0	425.8	25.0	10.2	13.5
衛生費	697.2	619.1	▲ 78.0	▲ 11.2	4.2	3.9
労働費	91.5	141.3	49.8	54.4	0.5	0.9
農林水産業費	377.2	257.0	▲ 120.2	▲ 31.9	2.3	1.6
商工費	407.7	224.4	▲ 183.4	▲ 45.0	2.4	1.4
土木費	2,858.7	1,786.6	▲ 1,072.0	▲ 37.5	17.1	11.3
警察費	1,306.5	1,402.2	95.7	7.3	7.8	8.9
教育費	5,323.8	5,344.1	20.3	0.4	31.8	33.8
公債費	2,339.8	2,107.2	▲ 232.6	▲ 9.9	14.0	13.3
その他	818.5	889.2	70.7	8.6	4.9	5.6
	16,734.9	15,821.3	▲ 913.6	▲ 5.5	100.0	100.0

出所：図表 1-1-1-1 と同じ。

図表 1-1-1-9 歳出総額に占める公債費の割合

単位：%

	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	全都道府県
02年度	14.0	11.1	11.5	9.1	13.1
03年度	15.0	11.0	10.8	10.7	13.7
04年度	14.5	11.0	11.7	11.5	13.8
05年度	13.5	13.2	11.6	9.2	15.1
06年度	14.3	12.6	14.8	10.5	14.5
07年度	12.1	12.2	10.9	9.5	13.9
08年度	13.3	11.7	11.9	11.6	14.3

出所：総務省「都道府県決算状況調」。

一貫して増加している (08年 2,130 億円・対 02年 425.8 億円)。

以上、1975年度から 2008年度まで概観したが、次に公共事業にかかわる財政状況をみてみよう。

第2節 公共事業の事業内容—土木費と普通建設事業費の推移

1. 土木費の推移—道路橋りょう費がトップ

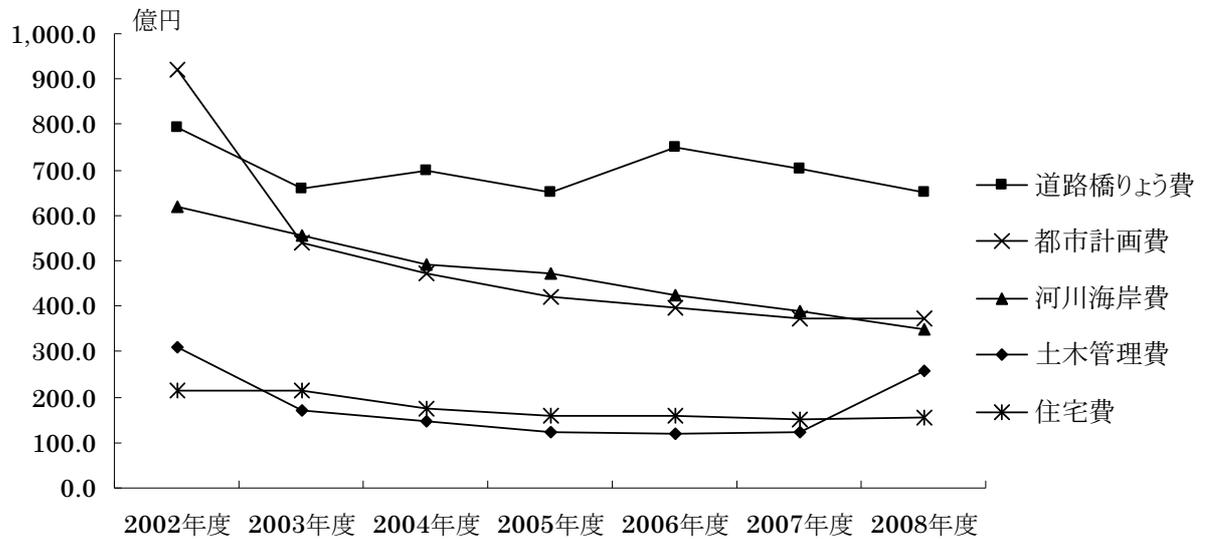
埼玉県の公共事業の事業内容を、まずは土木費 (目的別歳出) の推移からみてみよう。08年度の土木費 1,786.6 億円は、ピーク時の 99年度 4,163.8 億円の 4割台で、歳出総額に占める割合も 99年度 23.1%が 08年度には 11.3%にまで低下した。埼玉県の歳入が減少し、他方で、義務的経費の公債費や民生費を中心に歳出が増加し、その下で歳出削減の主要な対象となったことによる。

これは、90年代に地方債を一気に増発したが、その結果、2000年代になって毎年度 2千億円台の公債費を余儀なくされたため、土木費や商工費、農林水産業費を削減の対象にしたことによる。ちなみに、首都圏の他の都県にくらべて、埼玉県は歳

出総額に占める公債費の割合が高い。歳入総額の減少とあいまって、公債費の負担増を県内の産業振興にかかわる歳出を削減することでカバーしているのである。

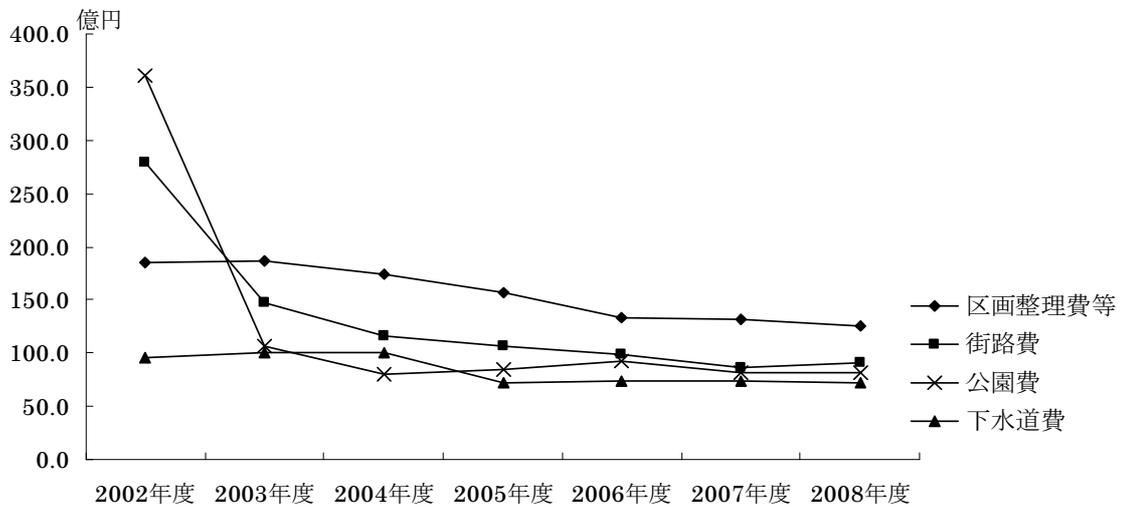
他方、県民の生活状況の悪化を反映して、民生費は増加の趨勢を維持し、02-03年度は減少したものの 03年度以降は

図表 1-1-2-1 土木費の項別歳出の推移



出所：図表 1-1-1-9 と同じ。

図表 1-1-2-2 土木費・都市計画費の目別歳出の推移



出所：図表 1-1-1-9 と同じ。

土木費の推移を簡単にみておくと、第1節で述べたように、86年度以降に大きく増加していき、91年度、92年度、93年度は毎年度10%前後も伸び、96年度にはそれまでのピークをむかえた(3,854.5億円)。その後、96-97年度で大きく減少したが、再び増加に転じて99年度には過去最高の4,162.8億円となった。しかし、2000年度は一転して3,000億円を下回り(▲1,238.0億円)、その後は減少の趨勢を維持している。

それでは、土木費総額の削減の下で埼玉県がどのような事業に支出しているのか、2000年代のピークであった02年度から08年度までをみってみる（土木費「項」の歳出額）。

項別に見た場合、02年度を除いて道路橋りょう費がどの年度も最多で、06年度以降は減少傾向にありながらも600億円を上回り、土木費全体の30～40%を占めている（08年度648.8億円・対土木費36.3%）。主には道路の維持修繕や新設改良、橋りょうの補修塗装や新設改良などであるが、国のみならず埼玉県でも道路への投資が進められているが、道路橋りょう費（08年度648.8億円）に比べて街路費は08年度91.5億円であり、住民が生活区域で利用する街路への支出は断然に少ない。

道路橋りょう費に続いて、都市計画費（08年度371.9億円・対土木費20.8%）、河川海岸費（08年度350.8億円・対土木費19.6%）、土木管理費（08年度259.4億円・対土木費14.5%）が上位を占め、最少は住宅費（08年度155.7億円・対土木費8.7%）であった。住宅費は02-08年度で▲59.4億円（減少率▲27.6%）減らしており、公営住宅建設に対する埼玉県の消極性を示している。

なお、都市計画費は02-08年度で大きく減少したが（02-08年度▲549.7億円）、これは公園費と街路費が02-03年度で一気に減少したことが大きい。02年度に公園や街路への事業支出が行なわれたことが背景にある。

以上のように、2割を超えていた土木費は歳出額を大きく減らし、現在は1割程度にまで低下しているが、その下で埼玉県は道路橋りょう費への投資は続けて、他方で県民生活にかかわる住宅費や街路費を抑制しているのである。

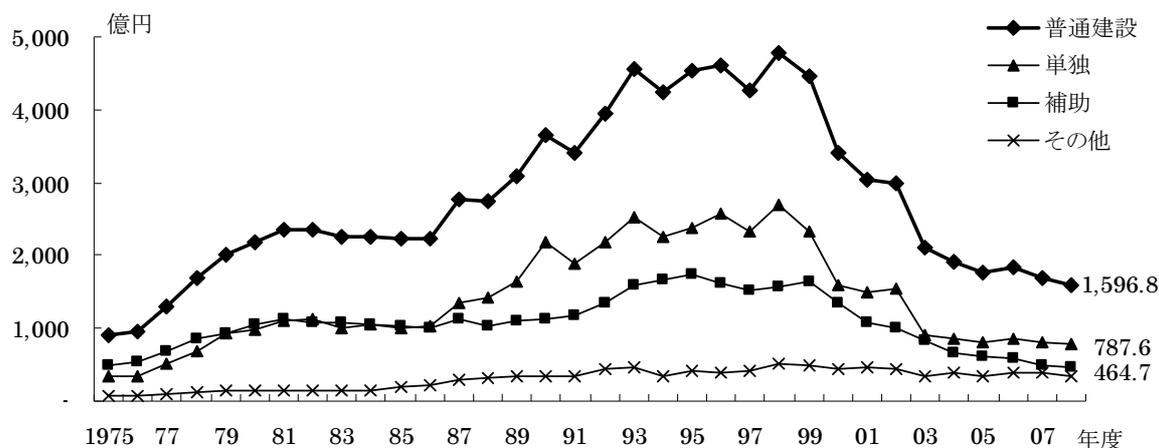
2. 普通建設事業費の推移—土木費・道路がトップ

道路事業への支出が多いことを、普通建設事業費（性質別）においても確認しておこう。08年度の普通建設事業費1,596.8億円はピーク時の98年度4,784.4億円の3割台で、歳出総額に占める割合は約1割にまで低下している（08年度10.1%）。

普通建設事業費の推移は、土木費（目的別）と同様に86年度以降に大きく増加していき、93年度にそれまでのピークをむかえた（4,559.5億円）。その後、増減を繰り返しながら、98年度には過去最高の4,784.4億円となったが、それ以降はやはり減少の一途を辿っているのである。

このような80年代後半以降の普通建設事業費の推移は、単独事業費の推移が大きく寄与している。90年代後半までの増加は、当事の畑県政（72年～93年）と土屋県政（93年～03年）の時代に、大規模な公共事業を単独事業で実施したことによる。その財源として積極的に地方債を増発し、また、基金を取り崩したが、歳入の減少とあいまって公債費が県財政を圧迫し、そのため埼玉県は普通建設事業費を90年代終盤から急減させていった。

図表 1-1-2-3 普通建設事業費（決算額）の推移



出所：図表 1-1-1-1 と同じ。

図表 1-1-2-4 普通建設事業費の目的別歳出額（降順）

単位：億円・%

2002年度			2003年度			2004年度		
	額	構成比		額	構成比		額	構成比
普通建設事業費	2,988.9	100.0	普通建設事業費	2,099.4	100.0	普通建設事業費	1,923.3	100.0
① 土木費	2,081.7	69.6	① 土木費	1,517.9	72.3	① 土木費	1,385.7	72.0
② 商工費	213.9	7.2	② 農林水産業費	187.8	8.9	② 農林水産業費	209.1	10.9
③ 農林水産業費	208.6	7.0	③ 教育費	153.0	7.3	③ 教育費	98.8	5.1
④ 教育費	157.0	5.3	④ 民生費	90.6	4.3	④ 民生費	90.8	4.7
⑤ 民生費	147.7	4.9	⑤ 警察費	62.4	3.0	⑤ 警察費	76.9	4.0
⑥ 警察費	100.0	3.3	⑥ 衛生費	39.0	1.9	⑥ 総務費	32.9	1.7
⑦ 総務費	45.4	1.5	⑦ 総務費	38.3	1.8	⑦ 衛生費	19.3	1.0
⑧ 衛生費	33.0	1.1	⑧ 商工費	7.9	0.4	⑧ 商工費	5.8	0.3
⑨ 労働費	1.8	0.1	⑨ 労働費	2.5	0.1	⑨ 労働費	4.3	0.2
⑩ 消防費	0.0	0.0	⑩ 消防費	0.0	0.0	⑩ 消防費	0.0	0.0
⑪ その他	0.0	0.0	⑪ その他	0.0	0.0	⑪ その他	0.0	0.0

2005年度			2006年度			2007年度		
	額	構成比		額	構成比		額	構成比
普通建設事業費	1,759.7	100.0	普通建設事業費	1,839.0	100.0	普通建設事業費	1,695.1	100.0
① 土木費	1,312.2	74.6	① 土木費	1,355.1	73.7	① 土木費	1,258.0	74.2
② 農林水産業費	162.8	9.3	② 農林水産業費	147.3	8.0	② 農林水産業費	147.0	8.7
③ 教育費	75.7	4.3	③ 教育費	93.6	5.1	③ 教育費	82.2	4.8
④ 警察費	72.2	4.1	④ 警察費	87.9	4.8	④ 警察費	80.3	4.7
⑤ 民生費	63.7	3.6	⑤ 民生費	68.9	3.7	⑤ 民生費	61.2	3.6
⑥ 総務費	48.9	2.8	⑥ 総務費	37.1	2.0	⑥ 総務費	27.4	1.6
⑦ 衛生費	15.6	0.9	⑦ 商工費	30.1	1.6	⑦ 商工費	24.2	1.4
⑧ 商工費	5.9	0.3	⑧ 衛生費	16.8	0.9	⑧ 衛生費	12.3	0.7
⑨ 労働費	2.6	0.2	⑨ 労働費	2.1	0.1	⑨ 労働費	2.5	0.1
⑩ 消防費	0.0	0.0	⑩ 消防費	0.0	0.0	⑩ 消防費	0.0	0.0
⑪ その他	0.0	0.0	⑪ その他	0.0	0.0	⑪ その他	0.0	0.0

2008年度	額	構成比
普通建設事業費	1,596.8	100.0
① 土木費	1,156.3	72.4
② 農林水産業費	126.0	7.9
③ 教育費	94.0	5.9
④ 警察費	76.5	4.8
⑤ 商工費	51.3	3.2
⑥ 民生費	37.2	2.3
⑦ 総務費	36.7	2.3
⑧ 衛生費	16.3	1.0
⑨ 労働費	2.6	0.2
⑩ 消防費	0.0	0.0
⑪ その他	0.0	0.0

2008年度(項別)		額	構成比
1	土木費・道路	393.1	24.6
2	土木費・都市計画	204.0	12.8
	土木費・都市計画・区画整理	102.3	6.4
	土木費・都市計画・街路	86.5	5.4
	土木費・都市計画・公園	15.2	0.9
3	土木費・河川	161.4	10.1
4	農林水産業費・農業農村整備	63.6	4.0
5	教育費・高等学校	60.1	3.8
6	土木費・住宅	43.1	2.7
7	教育費・特殊学校	24.9	1.6
8	土木費・橋りょう	24.7	1.5
9	土木費・砂防	16.9	1.1
10	衛生費・環境衛生費	13.8	0.9
11	農林水産業費・造林	11.4	0.7
12	農林水産業費・林道	7.6	0.5
13	農林水産業費・治山	6.7	0.4
14	農林水産業費・その他	5.0	0.3
15	教育費・その他	4.5	0.3
16	商工費・観光	3.8	0.2
17	教育費・社会教育	3.6	0.2
18	衛生費・その他	2.4	0.2
19	総務費・庁舎等	2.4	0.1
20	民生費・保育所	1.1	0.1
21	土木費・その他	0.912	0.057
22	教育費・大学	0.682	0.043
23	商工費・国立公園等	0.614	0.038
24	教育費・小学校	0.206	0.013
25	教育費・中学校	0.026	0.002

注：「2008年度(項別)」の表は、補助事業と単独事業を合計したもので、「国直轄・同級他団体・受託」分を含んでいない。

出所：図表 1-1-1-9 と同じ。

このような状況の下で、普通建設事業費においても道路事業への支出がトップであることを今一度確認しておこう。

普通建設事業費を目的別にみると、7割前後が道路や橋りょう、河川、土地区画整理、街路、公園などの土木事業である。次に1割弱を農林水産業にかかわる基盤整備に（農林水産業費の7割前後が農業農林整備）、5%前後が高校などの文教施設の建設であった。

さらに、具体的な事業内容がわかる土木費、農林水産業費、教育費に関して、2008年度のその内容を見ると（ただし補助事業と単独事業の合計で、道路費が不明の国直轄・同級他団体・受託事業は含んでいない）、道路 393.3 億円がトップで全体の 24.6%弱を占めている。首都圏の他都県に比べて埼玉県は道路事業のウエイトが高く、土木費・道路の対歳出総額は千葉県 21.7%、東京都 7.4%、神奈川県 15.1%を上回っている。そのため、上位2位の都市計画事業 204.0 億円（区画整理 102.3 億円、街路 86.5 億円、公園 15.2 億円）、3位の河川 161.4 億円は 10%強にとどまり、農業農村整備や学校、住宅への支出は数パーセントに過ぎない状況にある。

3. 普通建設事業費の推移—財源は地方債に依存

歳入の大幅な増加が見込めず、他方で公債費や民生費などの歳出が増大していく中で、公共事業への財源をどのように調達しているのだろうか。

02年度から08年度の普通建設事業費の財源内訳をみると、埼玉県は行財政改革で地方債の抑制を進めながらも、公共事業においては地方債に依存していることがわかる。

図表 1-1-2-5 普通建設事業費の財源別内訳

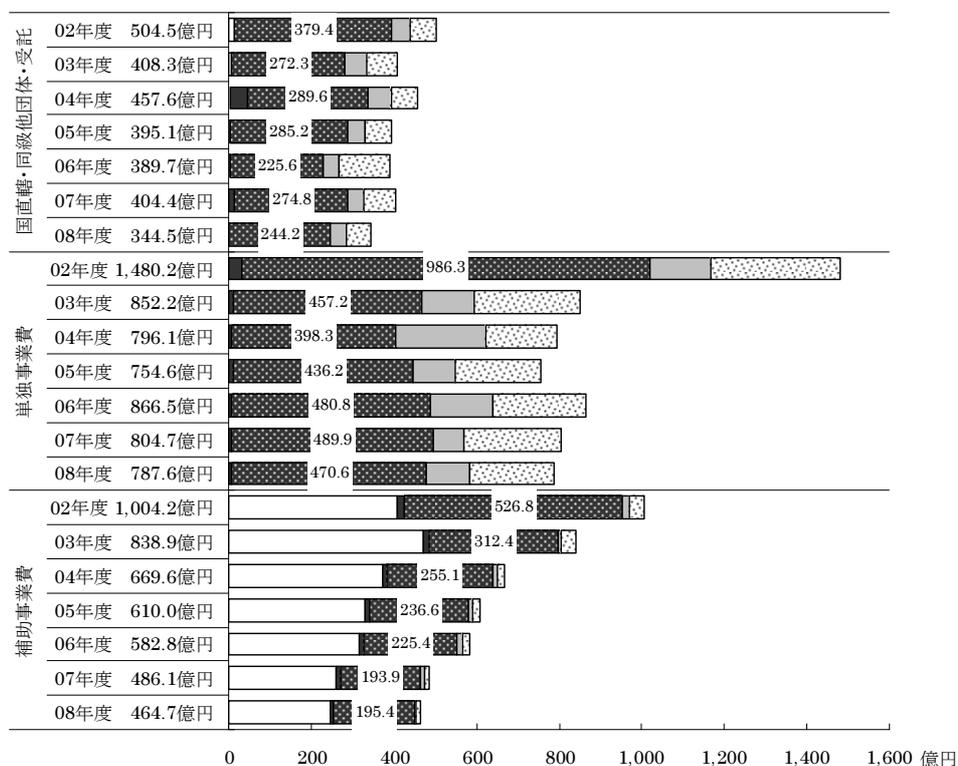
単位：億円・%

		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
財源内訳	普通建設事業費	2,988.9	2,099.4	1,923.3	1,759.7	1,839.0	1,695.1	1,596.8
	国庫支出金	423.4	478.5	375.1	334.1	316.8	260.9	244.5
	分担金・負担金・寄附金	51.5	24.5	63.2	20.7	19.2	31.3	16.9
	地方債	1,892.4	1,041.9	942.9	957.9	931.8	958.5	910.3
	その他の特定財源	207.9	185.5	284.9	157.1	207.9	118.0	151.9
	一般財源等	413.6	368.9	257.2	289.9	363.2	326.3	273.2
構成比	普通建設事業費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	国庫支出金	14.2	22.8	19.5	19.0	17.2	15.4	15.3
	分担金・負担金・寄附金	1.7	1.2	3.3	1.2	1.0	1.8	1.1
	地方債	63.3	49.6	49.0	54.4	50.7	56.5	57.0
	その他の特定財源	7.0	8.8	14.8	8.9	11.3	7.0	9.5
	一般財源等	13.8	17.6	13.4	16.5	19.8	19.2	17.1

出所：図表 1-1-1-9 と同じ。

図表 1-1-2-6 普通建設事業費の財源別内訳（補助・単独別）

□ 国庫支出金 ■ 分担金・負担金・寄附金 ■ 地方債 □ その他の特定財源 □ 一般財源等



注：グラフ棒中の数字は、「地方債」の額。出所：図表 1-1-1-9 と同じ。

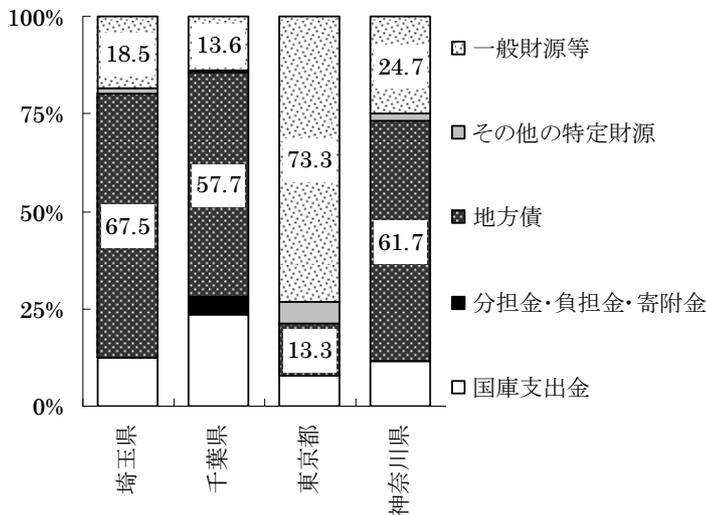
図表 1-1-2-7 道路事業にかかわる財源別内訳比 (08 年度)

単位：億円・%

		決算額	国庫 支出金	分担金・負担金 寄附金	地方債	その他の 特定財源	一般 財源等
歳出額 (億円)	普通建設事業費	1,596.8	244.5	16.9	910.3	151.9	273.2
	道路 (補助+単独)	393.1	49.4	0.0	265.3	5.6	72.6
	道路 (補助)	98.3	49.4	0.0	48.3	0.0	0.6
	道路 (単独)	294.7	0.0	0.0	217.1	5.6	72.0
	道路橋りょう (国直轄事業負担金)	150.9	0.0	0.0	142.6	0.0	8.4
構成比 (%)	普通建設事業費	100.0	15.3	1.1	57.0	9.5	17.1
	道路 (補助+単独)	100.0	12.6	0.0	67.5	1.4	18.5
	道路 (補助)	100.0	50.3	0.0	49.1	0.0	0.6
	道路 (単独)	100.0	0.0	0.0	73.7	1.9	24.4
	道路橋りょう (国直轄事業負担金)	100.0	0.0	0.0	94.5	0.0	5.5
構成比 (%)	普通建設事業費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	道路 (補助+単独)	24.6	20.2	0.0	29.1	3.7	26.6
	道路 (補助)	6.2	20.2	0.0	5.3	0.0	0.2
	道路 (単独)	18.5	0.0	0.0	23.8	3.7	26.4
	道路橋りょう (国直轄事業負担金)	9.5	0.0	0.0	15.7	0.0	3.1

出所：図表 1-1-1-9 と同じ。

図表 1-1-2-8 道路事業にかかわる財源別内訳比 (08 年度)



出所：図表 1-1-1-9 と同じ。

08 年度の場合、普通建設事業費全体では公債費は 6 割弱を占め (910.3 億円・57.0%)、首都圏の都県の中では神奈川県 60.6%に次いで高い (千葉県 48.6%、東京都 33.3%)。補助事業、単独事業、国直轄・同級他団体・受託事業の別にみても、3 事業ともおしなべて地方債比は高い。補助事業では約 4 割 (08 年度の対補助事業費 42.1%) を、単独事業では約 6 割 (同 59.8%) を、国直轄・同級他団体・受託事業では

さらに高く約 7 割 (同 70.9%) を占めるにいたっている。

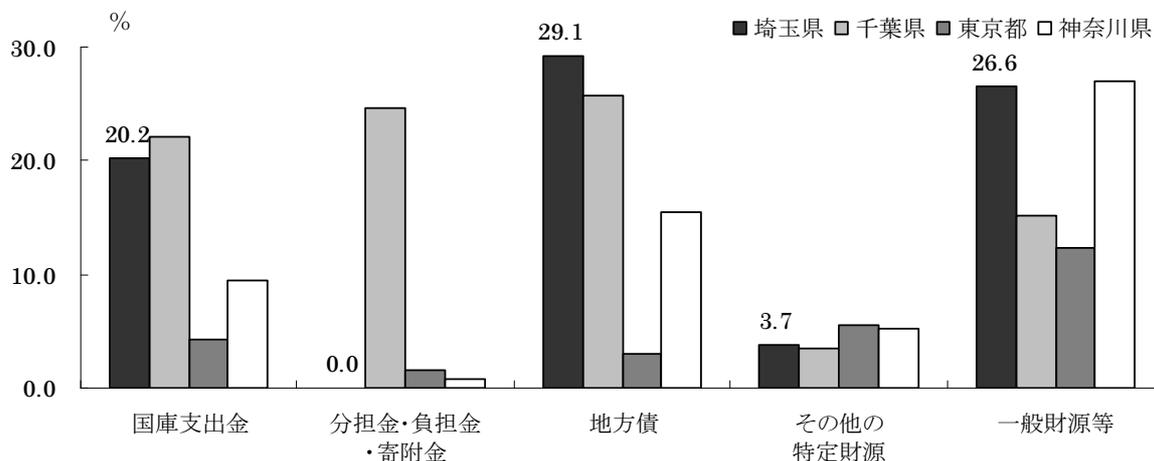
国直轄・同級他団体・受託事業の公債費比が高いのは、国直轄事業負担金向けの地方債が多額だからである。08 年度の国直轄事業負担金 302.1 億円の中の公債費 241.6 億円は 8 割 (80.0%) にものぼる。さらに、241.6 億円は地方債総額の 4 分の 1 (26.5%)

にあたり、県財政に大きな負担をもたらしているのである。ちなみに、国直轄事業負担金向けの地方債の対地方債総額比は、千葉県 30.1%に次いで高い（東京都 15.0%、神奈川県 20.7%）。

それでは、埼玉県の公共事業ではトップの道路事業の財源はどのようになっているのだろうか。08年度の補助事業と単独事業を合わせた道路事業費は393.1億円（対事業費24.6%）、そのうちの公債費は7割弱（67.5%・265.3億円）をも占めており、埼玉県ではいまだに公債費に依存して道路事業を進めている。もっとも、道路事業は適債事業なので普通建設事業費総額の場合の公債費比57.0%に比べて高くなるとして、首都圏の他都県と比べると埼玉県の道路事業に対する公債費比はやはり高い。そのため、道路事業向けの公債費は公債費総額の3割（29.1%）にもものぼる（千葉県25.8%、東京都3.0%、神奈川県15.4%）。付言しておく、埼玉県の場合は一般財源も積極的に活用していて、一般財源総額に占める道路事業費の割合26.6%は首都圏の他都県と比べて大きくなっている。

以上のように埼玉県では長期間の借金である公債を増発しつつ、一般財源をも動員して道路事業を旺盛に行なっている。しかし、次節でみるように、地方債残高、つまり県の借金は毎年度積みあがっており、県財政、ひいては県民にとって大きな負担になっている。また、公債費のみならず一般財源を道路事業に充当しており、他事業への一般財源充当分を圧迫している。県民生活にとって真に必要な道路事業とは何か、行政、県民ともに見直しが必要だろう。

図表 1-1-2-9 各財源総額に占める道路事業費の割合



出所：総務省「都道府県決算状況調」。

第3節 地方債残高の推移と問題点

図表 1-1-3-2 埼玉県の地方債残高の推移

単位：億円

	県債残高	臨時財政 対策債 残高	減収 補てん債 残高	臨財債・ 補てん債を 除く残高
1998	21,390	0	0	21,390
1999	23,232	0	0	23,232
2000	24,076	0	0	24,076
2001	25,071	236	0	24,835
2002	26,864	691	308	25,865
2003	27,990	1,904	308	25,778
2004	28,662	2,769	308	25,585
2005	29,087	3,438	308	25,341
2006	29,238	4,003	308	24,927
2007	29,896	4,519	508	24,869
2008	30,668	5,113	905	24,650
2009/2 見込み	32,450	6,327	1,360	24,763
2010 見込み	34,215	8,274	1,328	24,613

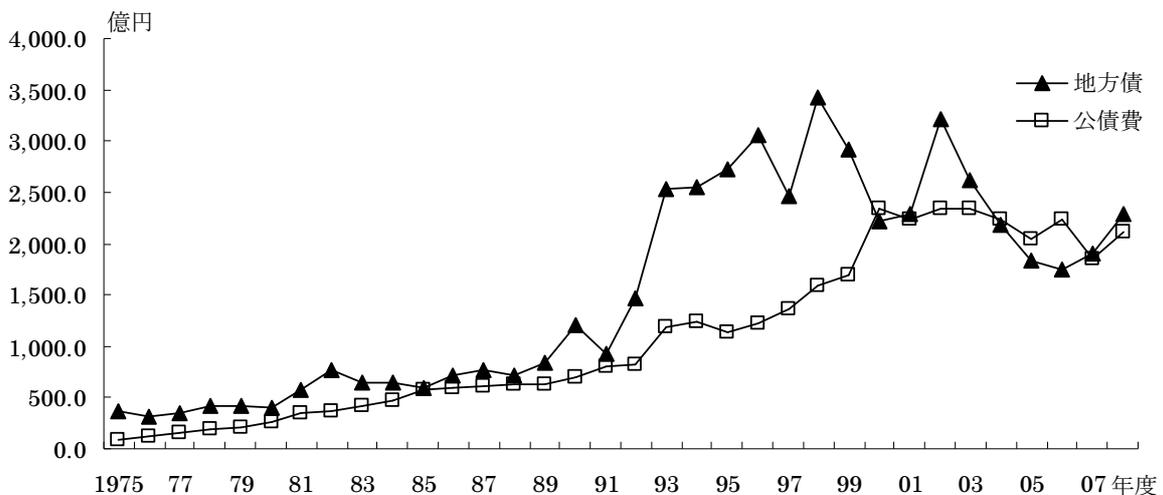
出所：埼玉県。

最後に、地方債残高についてみておこう。10年度の残高（見込み）は3兆4,215億円、特例債（臨時財政対策債と減収補てん債）を除く残高は2兆4,613億円である。毎年度2,000億円前後の公債費を計上しても残高は毎年度積みあがっている。その背景には、前節までみたように、公共事業の中でも道路事業を積極的に進め、それを公債費で充当してきたことがある。

また、近年では、臨時財政対策債と減収補てん債などの特例債の残高が積みあがっている。財源不足を補うための起債だが、とくに前者は地方交付税として交付されてきた資金の一部を臨時財政対策債に振り替えたもので、元利償還

金の多くが後年度交付税措置される。国は、地方自治体がこれまでの借金（県債）によって生じた財源不足を、さらなる借金（特例債）によって充当することを進めており、地方自治体のほうもそれを活用している（活用せざるを得ない）のが現状である。このような財政状況の下で、埼玉県はどのような公共投資政策を進めようとしているのか、次章でみていくことにする。

図表 1-1-3-1 地方債（歳入）と公債費（歳出）の推移



出所：図表 1-1-1-1 と同じ。

第2章 埼玉県政の公共投資政策の概要と問題点

第1節 埼玉県政の行財政中期計画の概要と問題点

1. 概要

埼玉県政運営の中期的指針として、「彩の国5か年計画21」（平成18年度に計画終了）に続き、5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」（以下「中期計画」）が平成18年12月に策定された。厳しい財政状況の中で到来する「人口減少」と「超高齢化社会¹」を中心に、ITやグローバル化の進展等、県を取り巻く社会経済環境が変化する中、「心や空間的な『ゆとり』と『チャンス』にあふれる社会」すなわち「ゆとりとチャンスの埼玉」を将来像に据え、5年間（平成19～23年度）に県が様々な課題を解決するために取り組むべき施策の体系、戦略的取り組み、達成目標や指標等を定めたものである。

中期計画は、259ページにわたっており、計画策定の趣旨、時代の潮流と埼玉の針路および埼玉が目指す将来像などをあきらかにする「総論」、計画期間中に実施する戦略的な取り組みを示した「埼玉安心戦略」、基本目標やその実現のため県が実施する施策を体系的にまとめた「分野別施策」から構成されている。

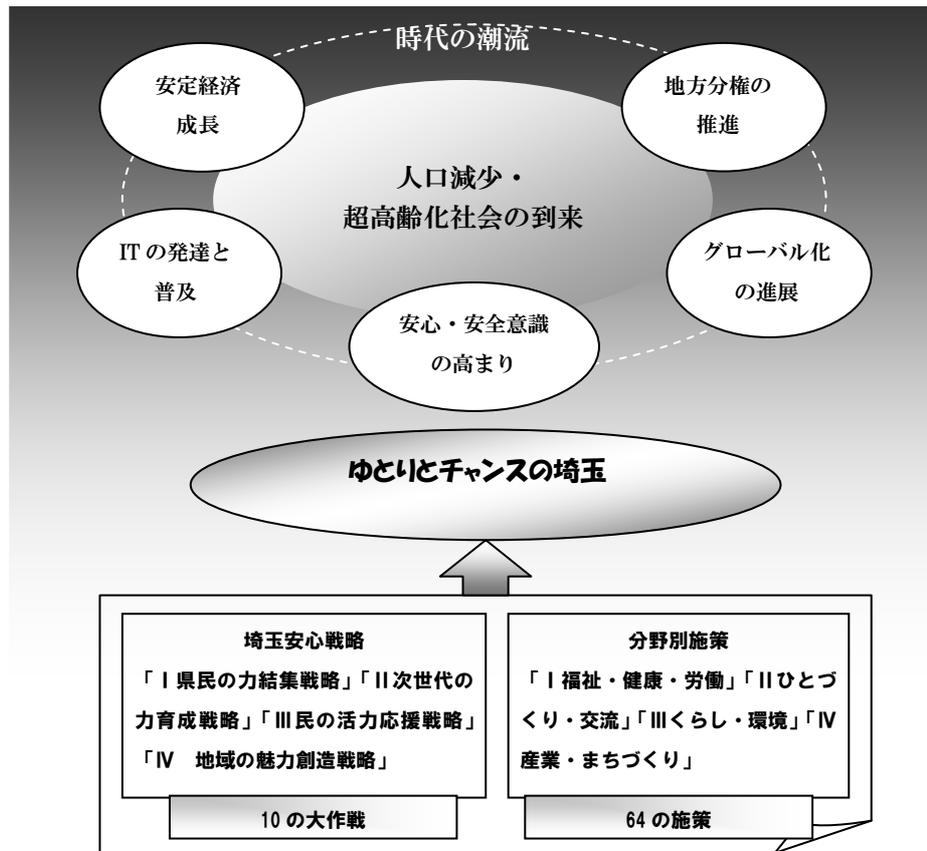
「総論」ではまず、「時代の潮流」に対する県の針路を検討するにあたっての埼玉の「可能性と潜在能力」として「1 県民の力」「2 都市の魅力と田園の魅力」「3 充実した交通網」「4 多彩な企業・研究機関の立地」を挙げている。その上で、県を取り巻く「時代の潮流」として「人口減少・超高齢化社会の到来」を中心に、「安定経済成長」「ITの発達と普及」「グローバル化の進展」「地方分権の進展」「安心・安全戦略の高まり」を挙げ、それぞれに対する県の針路を明らかにしている。

中期計画が掲げている具体的戦略「埼玉安心戦略」は、地域、福祉、医療等を中心とする「Ⅰ 県民の力結集戦略」、保育、教育等を中心とする「Ⅱ 次世代の力育成戦略」、産業支援、産業集積等を中心とする「Ⅲ 民の活力応援戦略」、交通、文化、環境等を中心とする「Ⅳ 地域の魅力創造戦略」が挙げられている。この4つの戦略実現のための「10の大作戦」と作戦ごとの「戦略指標」を設定しており、各年度の成果についてはHP上で公表されている。

「分野別施策」は、県政を「Ⅰ 福祉・健康・労働」、「Ⅱ ひとづくり・交流」、「Ⅲ 暮らし・環境」、「Ⅳ 産業・まちづくり」の4分野に分割し、17の「基本的目標」、それを達成するための64の「施策」と「施策」に対するのべ463の「主な取り組み」と「施策指標」を掲げている。

¹中期計画では、「高齢化率が20%を超えた社会を『超高齢社会』としている（6ページ）。

図表 1-2-1-1 「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」概略図



出所：埼玉県「5か年計画『ゆとりとチャンスの埼玉プラン』」P.9を参考に作成。

2. 公共事業への言及

総論において、公共工事に関しその規模縮小や計画の見直し等を含めた方針についての具体的な言及は見受けられない。しかし、先に述べた埼玉県の可能性および潜在能力として挙げられている、「2 都市の魅力と田園の魅力」「3 充実した交通網」において公共工事に関連するものと思われる都市整備や道路・鉄道網の整備について触れられている。

「本県は首都東京に隣接し様々な情報に接する機会に恵まれ、発達した公共交通機関や道路網を持つという都市の魅力と、水と緑に恵まれた田園の魅力を併せ持っています。この特性を生かして快適でゆとりとにぎわいのある生活が送れる「田園都市」の創造が可能です。」

「県土の均衡ある発展を進めるためには、これらの道路網、鉄道網に加えて、さらなる道路、特に鉄道など交通網の整備が必要不可欠であり、人口減少・超高齢社会の到来や環境問題などを考慮した整備推進の検討が必要です。」

出所：埼玉県「5か年計画『ゆとりとチャンスの埼玉プラン』」。

中期計画の中で言及されているこれら計画の方向性は、「人口問題」と「超高齢化社会到来」への対応であり、その上で防災・防犯、環境、産業等の分野に関連する計画

の方針が上記のように述べられている。加えて県土の整備については、田園としての「ゆとり」を重視した方針が下記のように掲げられている。

「これからの人口減少・超高齢社会では、高齢者をはじめあらゆる世代の方々にとって、ゆとりある暮らしやすい都市へと再生していくチャンスが訪れます。また、開発圧力が低下することで、水と緑に恵まれた豊かな自然空間、田園風景を保全・回復できる可能性もふくらみます。都市の魅力と田園の魅力を、それぞれともに高めていく埼玉を目指します。」

出所：埼玉県「5か年計画『ゆとりとチャンスの埼玉プラン』」。

中期計画では 461 項目にも及ぶ具体的計画が挙げられている。その中で、公共工事に関連すると思われる計画について「Ⅲ くらし・環境の分野」および「Ⅳ 産業・まちづくりの分野」から抜き出し列挙する。

【交通安全の推進と安全な道路交通環境の整備】

- ・歩道の設置・改善／・右折レーン設置などの交差点の改良／・信号機や交通標識など交通安全施設の整備

【安全な水の安定的な供給】

- ・間伐の実施や針広混交林への誘導／・新三郷浄水場における高度浄水施設の整備

【身近な緑の保全・創造・活用】

- ・緑化計画届出制度による建築物の敷地内、屋上、壁面、駐車場の緑化／・都市公園、街路樹の整備

【森林の整備・保全】

- ・間伐、枝打ち、下刈りの実施／・広葉樹の植栽による針広混交林への誘導／・花粉の少ない苗木の植栽／・スギに重点をおいた間伐、枝打ちの実施

【資源循環の推進】

- ・彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業の実施

【水環境の保全・創造】

- ・生活排水処理施設の整備、整備支援／・多自然型の河川整備／・景観や生き物の生息に配慮した河川、農業用水路、ため池の整備

【大気環境の保全】

- ・交通渋滞の緩和のための鉄道との立体交差化や交差点の改良

【魅力ある観光の推進】

- ・公園などの観光拠点の整備／観光施設の整備などの支援

【優良農地の保全】

- ・ほ場の大区画化・畑地かんがい・農業水利施設の整備

【道路網の整備】

- ・道路整備マスタープランの策定／・高速道路の整備／・インターチェンジへのアクセス道路の整備／・スマートインターチェンジの設置支援／・バイパスの整備や拡幅による幹線道路の整備／・市街地を迂回する環状道路の整備／・中山間地域の生活を支援する道路の整備／・鉄道との立体交差化／・右折レーン設置などの交差点の改良／・歩道の設置・改善／・市町村道などの生活道路の整備支援／・公共交通網の整備／・バスの走行環境を改善するための道路整備

【震災対策の推進】

- ・橋りょうや上下水道などの耐震補強の実施／・公共施設の耐震化／・民間住宅の耐震化の支援／・復旧活動拠点や避難場所となる公園の整備／・点検

〔治水・治山対策の推進〕

・河川改修・調節池の整備／・下水道雨水幹線・都市下水路の整備支援／・流域貯留浸透施設の整備／・農業水利施設の整備／・土砂災害防止施設の整備／・治山施設・保安林の整備／・土砂災害警戒区域の指定

〔交通・まちなみ・住環境のバリアフリー化の推進〕

・公共施設のバリアフリー化／・鉄道駅のエレベーター設置などの支援

〔個性と魅力あふれる都市の創造〕

・土地区画整理事業の実施／・市街地再開発事業の支援／・連続立体交差事業による市街地の一体化／・地区計画などの指定支援／・地域の特性を生かした河川や公園の整備、活用／・景観計画の策定及び市町村景観計画の策定支援／・電線類の地中化及び屋外広告物の適正化

〔快適な住環境の整備〕

・郊外住宅団地再生の検討実施

〔活力ある美しい農山村の創造〕

・ほ場整備など生産基盤の整備／・集落道、農業集落排水施設などの生活環境基盤の整備／・市民農園の整備支援

〔埼玉の拠点性を高めるまちの創造〕

・埼玉スタジアム 2002 周辺の整備支援／・西部地域振興ふれあい拠点施設の整備の具体化／・東部地域振興ふれあい拠点施設の整備の具体化／・本庄地方拠点都市地域の整備支援／・テクノグリーンセンター整備構想の見直し

これら主要計画をみると、環境対策や、防火・防災などの社会福祉的な事業に関連した計画も存在しているが、産廃処理施設などに関する計画、さらには地域産業振興を目的とした都市計画などもその具体的計画を進めるよう設定されている。

3. 地域別政策

中期計画の地域計画では、県内を「南部地域」「南西部地域」「東部地域」「さいたま地域」「県央地域」「川越比企地域」「西部地域」「利根地域」「北部地域」「秩父地域」の 10 地域に分け、それぞれの地域特性に即した地域作りの方向性や具体的な取り組みを掲げている。各地域の取り組みの方向性は中期計画と同様であるが、交通網の整備や首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道とのバイパス整備や、インターチェンジの整備などが挙げられている。

4. 2008 年度成果

具体的戦略「埼玉安心戦略」の「戦略指標」について、埼玉県 HP 上に公表されている 2008 年度の「政策評価」の「評価結果²」から道路、環境、耐震、都市整備、バリアフリーに関連する項目について下記の通り抜粋し列挙する。

² <http://www.pref.saitama.jp/page/seisaku-hyouka.html#hyouka>

道路関係

- ・歩道の整備 159 か所
- ・右折レーン等交差点の整備 106 か所
- ・一般道路 122 号騎西菖蒲バイパスの開通
- ・一般国道 140 号皆野秩父バイパス、県道飯能寄居線などの国道や主要な県道のバイパス整備
- ・県道川越環状線、都市計画道路環状 1 号線（小川町）の整備
- ・都市計画道路杉戸久喜線の立体交差化
- ・一般国道 254 号の交差点改良

環境関係

- ・地球温暖化の防止や水源かん養など、公共的機能を発揮させるための計画的な森林整備、間伐等 2150ha
- ・トラスト保全 10 号地（浮野の里（加須市））の取得
トラスト保全地 43.1ha（19 年度）→48.4ha（20 年度）
- ・緑化届出制度により緑の創出 363ha（20 年度実績分）
- ・市民団体が取組む緑地保全活動の支援
市民管理協定締結件数 9 団体（20 年度末）
- ・河川の美化活動を支援

耐震関係

- ・県有施設の耐震診断・耐震改修の実施
診断：26 棟（20 年度実施分）
改修：38 棟（20 年度実施分）
- ・耐震化率 92.9%

都市整備関係

- ・川島インター産業団地の整備支援
- ・菖蒲南部産業団地の整備 約 19ha
- ・川越第二産業団地の整備 約 19ha
- ・騎西国道 122 号沿道地区産業団地の整備 約 19ha
- ・都市計画の基本となる「まちづくり埼玉プラン」を公表
- ・つくばエクスプレス沿線地域などの土地区画整理事業の推進
125 地区 約 6347.0ha
- ・鴻巣駅東口 A 地区などの市街地再開発事業の支援
12 地区 約 23.2ha
- ・景観計画、景観条例の施行
- ・市町村の景観計画策定を支援
景観行政団体 12 市、準備中 2 市（20 年度末）
景観計画を策定した団体 4 市（20 年度末）
- ・地区計画等の指定支援
地区計画の策定地区 369 地区 10.894ha（20 年度末）

バリアフリー関係

- ・エレベーターなどの設置に当たり市町村を支援
補助実績：17 市町 20 駅 51 施設

2008 年度の成果を見ると、「菖蒲南部産業団地」「川越第二産業団地」等、圏央道周辺の産業集積に関連する整備事業が進められていることがわかる。

5. 埼玉県「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の問題点

中期計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」は、土屋前知事の下での「彩の国 5 年計画 2 1」にあったような公共工事拡大路線から一変して、高齢化社会および人口減少という問題を重視し、高齢者政策、雇用政策、子育て支援など雇用や教育といった福祉政策に重きを置く方針であることが窺える。2008 年度の成果をみても、キャリ

ア・センターや職業訓練施設の設置、高齢者介護施設や子育て支援関連施設の整備などが示されている。

しかし福祉政策を重視するような計画を立てながらも、公共工事に関する主な計画をみると、圏央道を中心とした大型交通網の整備や、産業集積、それに伴う産業団地の整備などが織り込まれている。

長引く不況の下、公共的支出の縮減が加速し、「選択と集中」によって公共事業が取捨選択されていく中で、生活に密着しているような公共工事とともに、産業集積を意図とした都市開発や道路開発も変わらず活発に行われているという現状は注視しなければならない。

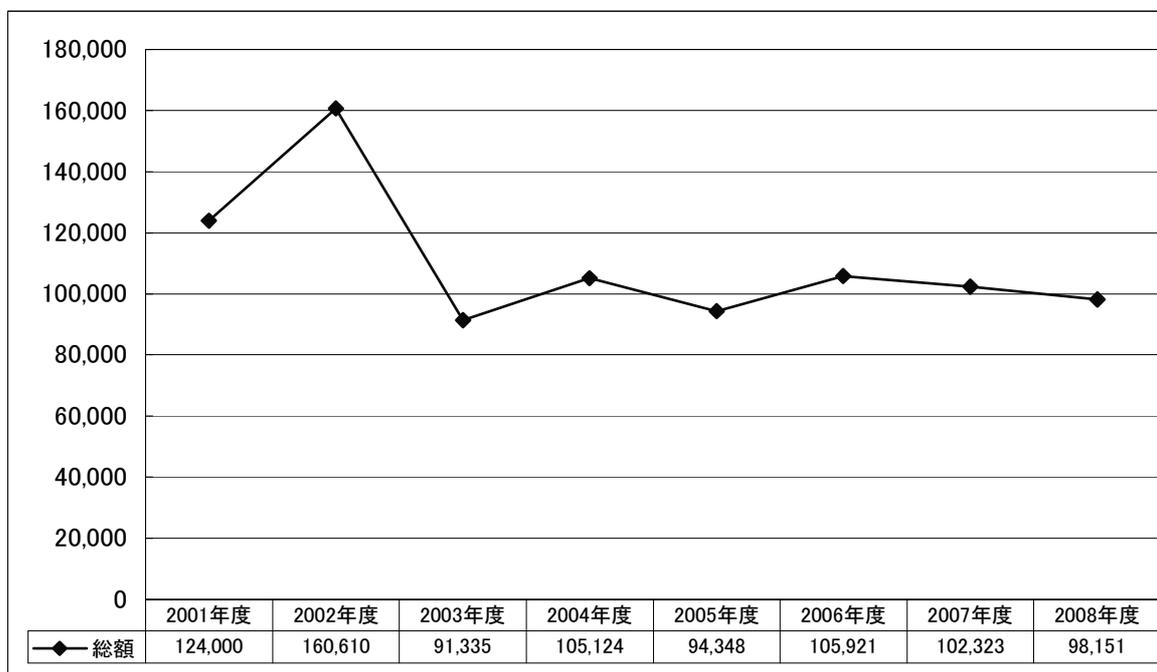
第2節 2010年度埼玉県公共投資予算の概要と問題点

1. 埼玉県政の公共投資（県発注額）の激減とその原因

図表 1-2-2-1 にみるように埼玉県の公共投資額は大きく減少を続けてきた。これはさいたま新都心建設、埼玉スタジアム建設、本庄新都心整備などの大規模公共事業が一段落した結果であるとともに、①これら公共投資・開発が県債に大きく依存していたため、そのツケである公債費が増大したこと、②不況長期化により税収が落ち込んだことなどが財政危機を招いた原因である。

図表 1-2-2-1 埼玉県発注工事総額

単位：百万円



出所：埼玉県「建設工事の主な指標」。

県は財政硬直化、財政危機「打開」のために平成 17 年 2 月、「埼玉県行財政改革プログラム」(H17～19) を決定した。そのなかで投資的経費については、「選択と集中」が必要であるとして①総事業費の抑制、②公共事業の重点化を打ち出した。

こうした公共投資政策がどのように実施に移されているのかを以下で明らかにしたい。

2. 埼玉県政の公共投資政策の概要

ここでは、埼玉県の公共投資政策の概要を平成 22 年度埼玉県予算をもとに明らかにしたい。

昨年 10 月 16 日発表の埼玉県の平成 22 年度予算編成方針は、
「県内企業の大部分を占める中小企業に景気回復の兆しが現れ始め、本県の景気・雇用情勢が本格的に回復するのは、まだ当分先と考えざるを得ない。」

「かつてない厳しい財政状況の中にあっても、このような危機を新たな社会を創造するチャンスととらえ、将来への活力につながる『未来への投資』戦略を打ち出していかなければならない。」

との現状認識を示した。

そのうえで「基本的な考え方」として

①当面の経済対策

「景気・雇用の悪化に対応するため、全庁を挙げて緊急経済対策に取り組む」

②未来への投資

「このため、数年にわたる息の長い取り組みも含め、将来の活力につながる産業政策や雇用・人材育成など『未来への投資』を進めること」

③既存事業・組織等の徹底した見直し

「かつてないほど厳しい財政状況の中で『当面の経済対策』や『未来への投資』を進めるためには『選択と集中』の一層の徹底と、行財政改革の断行が不可欠である」

の 3 点を挙げている。

また「予算見積りの考え方」の中で、

「公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い重点化を図るほか、…」

と投資的経費事業についての方針を打ち出した。

こうした予算編成方針のもとに策定された平成 22 年度の埼玉県の各会計歳出予算は以下のとおりである(図表 1-2-2-2~図表 1-2-2-4)。

(一般会計・歳出性質別)

総額は 1 兆 6,700 億円余で前年度比 1.2%のマイナス。これは県税収入が一昨年来のリーマンショックによる不況の影響で 3 年連続減となる見通しで、前年度比約 1,000 億円減の 6,000 億円程度にとどまった結果である。このため新規建設事業費である投資的経費も対前年度比 5.0%減の 1,639 億円となっている。歳出全体に占める構成比は前年度とあまり変わらない。一方維持補修費は対前年度比 3.9%減であり、構成比は前年度と同じ 0.2%である。維持補修費の割合は投資的経費のわずか 1.6%と極端に小さいが、これは維持補修目的を有していても大規模改修工事や建て替えなどを投資的経費に含めた結果であろう。

我が国の公共事業全体の特徴であるとはいえ、如何に維持補修が軽視されているかの現れである。

図表 1-2-2-2 平成 22 年度埼玉県一般会計予算案

(3) 歳出性質別

(単位 千円、%)

区 分		平成 2 2 年度		平成 2 1 年度		比 較 増 減	
		予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	伸び率
給 与 費	知 事 部 局 等	79,009,745	4.7	82,366,970	4.9	△ 3,357,225	△ 4.1
	警 察 本 部	118,032,777	7.0	119,519,309	7.0	△ 1,486,532	△ 1.2
	教 育 局	478,505,065	28.6	478,251,127	28.2	253,938	0.1
	計	675,547,587	40.3	680,137,406	40.1	△ 4,589,819	△ 0.7
義 務 費		299,836,655	17.9	311,492,783	18.4	△ 11,656,128	△ 3.7
投 資 的 経 費	国 庫 補 助 事 業	60,368,514	3.6	57,951,281	3.4	2,417,233	4.2
	直 轄 負 担 金	24,988,896	1.5	31,161,637	1.8	△ 6,172,741	△ 19.8
	県 費 単 独 事 業	78,579,061	4.7	83,516,023	4.9	△ 4,936,962	△ 5.9
	計	163,936,471	9.8	172,628,941	10.1	△ 8,692,470	△ 5.0
維 持 補 修 費		2,595,466	0.2	2,700,875	0.2	△ 105,409	△ 3.9
補 助 費		245,115,485	14.6	208,996,691	12.3	36,118,794	17.3
投 融 資		20,197,526	1.2	27,358,864	1.6	△ 7,161,338	△ 26.2
一 般 行 政 費		82,546,920	4.9	75,639,180	4.5	6,907,740	9.1
他 会 計 繰 出 金		28,980,357	1.7	30,892,293	1.8	△ 1,911,936	△ 6.2
積 立 金		6,450,833	0.4	6,815,467	0.4	△ 364,634	△ 5.4
県 税 交 付 金 等		150,702,700	9.0	178,788,500	10.6	△ 28,085,800	△ 15.7
予 備 費		500,000	0.0	500,000	0.0	0	0.0
合 計		1,676,410,000	100.0	1,695,951,000	100.0	△ 19,541,000	△ 1.2

出所：埼玉県「平成 2 2 年度埼玉県一般会計予算案」。

(特別会計)

14 の特別会計があるが、総額では対前年度比 8.4%減の 4,481 億円となっている。この中で公共投資的な事業費を抽出すると、①市町村振興事業費 123 億円(市町村振興事業特別会計)、②救助事業費 34 億円(災害救助事業会計)、③貸付金 1 億 4,800 万円(小規模企業者等設備導入資金会計)、④貸付金 1 億 3,600 万円(農業改良資金会計)、⑤貸付金 3,880 万円(林業・木材産業改善資金会計)、⑥市町村交付金・営繕費・建設費 123 億 5,777 万円(県営住宅事業会計)と合計で約 282 億円であり、特別会計の予算総額 4,481 億円の 6.3%にすぎない

図表 1-2-2-3 平成 22 年度埼玉県特別会計予算案

(1) 特別会計

(単位 千円)

会 計 名	平成 2 2 年度	平成 2 1 年度	比 較 増 減	伸 び 率
公 債 費	345,167,856	330,479,902	14,687,954	% 4.4
証 紙	25,027,691	28,086,927	△ 3,059,236	△ 10.9
市 町 村 振 興 事 業	13,694,136	14,482,519	△ 788,383	△ 5.4
災 害 救 助 事 業	365,325	369,560	△ 4,235	△ 1.1
母 子 寡 婦 福 祉 資 金	504,516	504,125	391	0.1
小規模企業者等設備導入資金	1,136,998	2,129,375	△ 992,377	△ 46.6
農 業 改 良 資 金	150,404	154,299	△ 3,895	△ 2.5
林業・木材産業改善資金	39,425	39,505	△ 80	△ 0.2
本多静六博士育英事業	56,275	54,541	1,734	3.2
用 地 事 業	2,931,754	4,583,257	△ 1,651,503	△ 36.0
県 営 住 宅 事 業	18,869,085	20,542,818	△ 1,673,733	△ 8.1
高等学校等奨学金事業	810,892	744,968	65,924	8.8
公 営 競 技 事 業	39,362,794	40,652,096	△ 1,289,302	△ 3.2
流 域 下 水 道 事 業	廃 止	46,567,122	△ 46,567,122	皆 減
合 計	448,117,151	489,391,014	△ 41,273,863	△ 8.4

出所：埼玉県「平成 2 2 年度埼玉県特別会計・公営企業会計予算案」。

(公営企業会計)

5 つの公営企業会計の総額は対前年度比 26.5%増の 2,021 億円となっている。高い伸び率を示しているのは流域下水道事業が特別会計から公営企業会計に移管したためである。

ここでも各公営企業会計について、建設事業等に直接充てられる公共投資的な事業費を抽出しておく。

①病院の建設改良費 33 億 9,588 万円(病院事業会計)

②業務設備整備費・武蔵水路改築事業費 3 億 2,380 円(工業用水道事業会計)

③水道水源開発施設整備事業費・滑川第二支線整備事業費・業務設備整備費・武蔵水路改築事業費 120 億 9,400 万円(水道用水供給事業会計)

④騎西国道 122 号沿道地区産業団地整備事業費 6 億 3,002 万円(総事業費 52 億 4,420 万円)

及び白岡瀬地区産業団地整備事業費 27 億 4,328 万円(総事業費 56 億 9,216 万円)

(地域整備事業会計)

⑤各流域下水道事業費(営業費用を除く)193 億 4,679 万円(流域下水道事業会計)

などであり、合計の公共投資額は 385 億 3,400 万円である。これは公営事業会計全体の予算総額 2,021 億円の約 19%を占める。

図表 1-2-2-4 平成 22 年度埼玉県公営企業会計予算案

(2) 公営企業会計

(単位 千円)

会 計 名	平成 2 2 年度	平成 2 1 年度	比 較 増 減	伸 び 率
病 院 事 業	45,394,663	41,321,411	4,073,252	% 9.9
工 業 用 水 道 事 業	3,189,056	3,060,911	128,145	4.2
水 道 用 水 供 給 事 業	79,623,330	86,466,888	△ 6,843,558	△ 7.9
地 域 整 備 事 業	16,539,743	28,953,522	△ 12,413,779	△ 42.9
流 域 下 水 道 事 業	57,383,243		57,383,243	皆 増
合 計	202,130,035	159,802,732	42,327,303	26.5

出所：埼玉県「平成 2 2 年度埼玉県特別会計・公営企業会計予算案」。

また公共投資(投資的経費事業)を中心的に所管している都市整備部及び県土整備部の平成 22 年度歳出予算は以下のとおりである(図表 1-2-2-5)。

図表 1-2-2-5 都市整備部および県土整備部の平成 22 年度歳出予算

単位：千円

区 分		平成 22 年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	伸び率 (%)	主な事業	
都 市 整 備 部	一 般 会 計	区画整理・再開発	9,633,533	10,074,375	△ 4.4	区画整理、市街地再開発
		公園スタジアム	7,432,692	8,587,442	△ 13.4	公園施設整備及び管理等
		住 宅	7,104,608	10,785,626	△ 34.1	住宅建設に伴う繰出金
		給 与 費	3,669,984	4,040,093	△ 9.2	部内職員給与
		その他の事業	1,053,715	1,114,040	△ 5.4	スーパーアリーナ等の管理
	計	28,894,532	34,600,576	△ 16.5		
	特別会計 (県営住宅事業)	18,869,085	20,542,818	△ 8.1	県営住宅の維持・管理、建設	
県 土 整 備 部	一 般 会 計	道路・街路	43,528,315	51,940,371	△ 16.2	道路改良、街路整備等
		河川・砂防	22,644,766	24,837,106	△ 8.9	河川改修、総合治水、砂防
		直轄負担金	22,139,418	28,077,590	△ 21.2	国施行の道路、河川負担金
		給 与 費	7,711,807	8,062,459	△ 4.4	部内職員給与
		その他の事業等	3,484,988	5,649,112	△ 38.4	—
	計	99,509,294	118,566,638	△ 16.1	—	
	特別会計 (用地会計)	2,931,754	4,583,257	△ 36.1	用地購入、基金積立等	

出所：埼玉県HPより作成。

どの事業区分を見ても前年度比マイナスとなっている。しかし区画整理・再開発は減少率が最も低く、構成比では都市整備部予算(一般会計)の 3 分の 1 を占め最大である。また県営住宅の維持・管理、建設は 188 億円余と前年度比 8.1%の減である。さらに道路・街路事業は 435 億円(新設 272 億円、維持 163 億円)で前年度比 16.2%の減であるが、構成比では県土整備部予算(一般会計)の 44%を占め最大である。

3. 埼玉県政の公共投資政策の問題点

公共投資総額を抑えざるを得ないもとでは「選択と集中」は不可避かもしれない。しかし問題は何を選択しどこに集中するかである。また「数年にわたる息の長い取組みも含む『未来への投資』」も時には必要であろう。この場合も問題はどのような未来のために何に投資するかである。

こうした観点から平成 22 年度予算に計上された個々の具体的事業についてみてみよう。以下は埼玉新聞(2010 年 2 月 16 日付)が取りまとめた主な特徴的事業の抜粋である。

(景気・雇用)

・太陽光発電の普及拡大	8 億 9,600 万円
・エコ住宅の建設促進	2 億 500 万円
・中小企業向け制度融資の拡充	(融資枠) 4,500 億円
・若年就業者などの就業支援	6,400 万円
・福祉、介護人材の処遇改善事業者への助成	77 億 5,200 万円

(産業)

・中小企業の次世代産業参入支援	7,400 万円
・上海ビジネスサポートセンター新設	2,500 万円
・農業の 6 次産業化と地産地消の推進	1,400 万円
・埼玉「超」観光立県宣言事業	9,300 万円
・にぎわい商店街づくり支援事業	1,290 万円

(環境)

・排出量取引制度の円滑な導入支援	1 億 5,000 万円
・温暖化対策に取り組む団体などへの支援	2,500 万円
・生き物再生の推進	1 億 3,700 万円
・幼保、小中学校の校庭芝生化への助成	1 億 6,600 万円
・県東南部での「新たな森」建設	1 億 300 万円

(街づくり)

・埼玉サイクルネットワーク構想	8,000 万円
・圏央道 IC へのアクセス道などの整備	31 億 6,100 万円
・白岡瀬地区の産業団地整備スタート	27 億 4,300 万円
・サッカーワールドカップ招致活動	300 万円
・所沢航空発祥 100 周年に向けての魅力アップ事業	4,800 万円

以上は事業費の大小にかかわらず新たに打ち出された事業を中心に埼玉新聞が一定の価値判断のもとに取りまとめたものである。事業費規模の大きいいくつかの事業の問題点を見てみよう。

- ①中小企業向け制度融資枠は前年度並みの 4,500 億円が確保されている。これ自体必要な措置であるが、中小建設業などは融資を受けても仕事がないのが現状である。仕事確保と結びつけた取組みが必要である。
- ②福祉、介護人材の処遇改善のための助成は雇用対策としても重要なものである。

③県は「選択と集中」の具体化として、道路について「整備率が全国平均より大幅に低く、県民要望の高い道路・街路事業への重点投資を行う」（「埼玉県行財政改革プログラム」〈平成 17 年 2 月〉14 頁）こととした。しかし整備率の算定に問題はないか？ 県民要望が高いのは大規模道路ではなく生活道路ではないのか？ などの根本的問題がある。とりわけ圏央道アクセス道路整備(平成 22 年度予算、31 億円余)は環境破壊、財政負担などの批判の強い圏央道全線開通圧力を強めるものである。

④「埼玉県行財政改革プログラム」は「圏央道を活用した産業の活性化」を図るとして、「平成 24 年度圏央道県内区間全線開通により周辺での製造、広域物流などの産業集積適地としての可能性が増大する。このチャンスを生かして周辺地域の産業基盤づくりを進める」という方針を打ち出した。そのために

- ・平成 24 年度までに圏央道へのアクセス道路(15 路線 15 か所)を重点的に整備する。

としたうえで

- ・圏央道周辺地域(インターチェンジなどから 5 km の範囲)に工場や流通加工施設などを集積させるための産業基盤を平成 23 年度までに 300ha 整備する

としている。平成 22 年度予算では白岡瀬地区の産業団地整備 27 億円余が目につくが、このほかにも騎西国道 122 号線沿道地区産業団地整備事業などは用地買収が済み、産業基盤造成工事に入っている。これら産業団地への企業誘致可能性調査は平成 18 年度を中心に行なわれたものであり、一昨年秋以来の景気後退による企業立地への影響は大きい。現に寄居町でのホンダ技研工業の工場建設(100ha)が 3 年前から延期されたままである。産業団地整備が一概に否定されるべきものではないにしても、実施に移す場合には、中長期的な産業・経済の動向や優先順位を十分見極め、それらが何よりも地域産業・中小企業振興・地域住民の生活・福祉の向上に資するものでなければならない。こうした点でいま進められている産業団地整備事業は圏央道アクセス道路整備と併せて事業費も巨額であり疑問が残る。埼玉県の公共投資の最大の問題点といえる。

⑤景気・環境対策としての太陽光発電の普及拡大、エコ住宅の建設促進は評価できるが、「未来への投資」として打ち出した諸々の事業は予算規模も極めて小さく、まだ緒についたばかりでその成否の程は不透明である。

⑥このほか前述の特徴的事業には含まれていないが、政府が建設中止を表明している八ツ場ダム建設事業に建設を前提として 55 億円が計上されたのは問題である。

⑦さらに県と沿線 3 市の第三セクター「埼玉高速鉄道」に対して、県は平成 22 年度からの 10 年間で 232 億円補助することにしてはいる。赤字経営の「埼玉スタジアム」と一蓮托生であるが経営実態や見通しを県民に十分明らかにされることなく進められるのは問題である。

以上目についた問題点を指摘してきたが大規模道路や産業団地整備・区画整理などの新規建設投資偏重を改め、維持補修にもっと大胆に転換すべきである。このことは住民の「安心・安全」や地元建設業の仕事確保にもつながる課題である。

第 3 節 公共諸施設の維持管理政策と災害対策

2010 年度の県土整備部の予算では、道路・街路事業総額 435 億 3 千万円のうち維

持予算は 163 億 2 千万円で約 37%に達し、河川事業総額 226 億 4 千万円のうち維持予算は 28 億 3 千万円で 12.5%を占めている。国交省の「建設工事施工統計調査報告（平成 20 年度実績）」によると全国の元請完成工事高のうち維持修繕工事は 25.5%を占めている。公共事業費が減り続けている下で、今後の公共工事における各施設の良好な維持管理の継続が大きな課題となってきた。

また近年、大地震の発生が高い確率で予想され、異常降雨による災害が頻発するもとの災害対策も緊急を要する課題となっている。以下に県の現状といくつかの問題点について述べる。

1. 「施設管理行動方針」の位置付けと取組み状況

埼玉県が、高度成長期以来、財政を投げ増やし続けてきた社会資本ストックが、いま 30 年から 40 年を経過し更新時期を迎えつつある。しかし、財政的には関係部署である県土整備部・都市整備部の投資的予算はピーク時の半分となっている。そうしたもとで県は 2006 年（H18）、県管理の道路、河川、公園、下水道、公営住宅等の社会資本を「資産」としてとらえ、ライフサイクルコスト³（LCC）の最小化と維持管理費の平準化を図る「アセットマネジメント」の考え方を導入して庁外の学者及び土木学会委員を検討委員に加えて「県土整備部・都市整備部施設管理行動方針」（以下「行動方針」とする）を取りまとめている。この「行動方針」にもとづく実施状況は下記の工程表のとおりである。

図表 1-2-3-1 施設毎のアセットマネジメントに関する取組計画

埼玉県におけるアセットマネジメントに関する取組状況					平成22年3月現在
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
橋梁	橋梁点検	橋梁維持管理・更新システム検討委員会	委員会委員意見聴取 中長期管理計画（案）の策定	委員会委員意見聴取 中長期管理計画の策定 アクションプログラムの策定及び運営調整	運用開始
		維持管理方針の策定			
河川 （排水機場）		総合診断（1排水機場） 維持管理方針の策定	点検・診断・分析（排水機場・樋門・樋管・水門） 中長期管理計画の策定		運用開始
公園 （小規模施設） （大規模施設） （靖スタ公園）		維持管理方針の策定	現状把握、計画策定（熊鷹 ³ 陸上競技場）	（大宮公園野球場、熊鷹 ³ 公園ドーム）	運用に向けた調整、運用開始（計画を策定した施設から順次）
			中長期修繕計画の策定	運用に向けた調整	運用開始
下水道	管渠：5年に1回の点検によりAランクの管渠は次年度修繕、B、Cランクの管渠は状況により修繕				
	土木・電気・機械設備：1水循環センターで現状把握、計画策定				
住宅	ストック総合活用計画に基づき運用【時間基準保全身型】				
さいたまスーパーアリーナ	平成16年度に策定した中長期修繕計画に基づき運用【時間基準保全身型】		県庁リセットにより見直しし、運用		

出所：埼玉県HP。

³ 社会資本である各施設の建設から維持管理、廃棄までの全過程を通じて要するコストのこと。略してLCC。

この行動方針では県土整備部・都市整備部が管理する対象施設数は判明分として下記のとおり列挙している。これらの維持管理に要する費用総額の推移を累計し、将来の維持管理費、更新費を推計している。これによると橋梁更新費と住宅建替え費のみの試算でもピーク時の2031年には631億円となり、2005年の維持管理費170億円の4倍近くとなることや両部の総予算が1,856億円であることを挙げて警告し、対策の必要性を述べている（「行動方針8p」）。

図表 1-2-3-2 各課の管理対象施設

	課名	各課の管理対象施設の総数（判明分）	
		施設種別	総数
県土整備部	道路街路課 道路環境課	道路路線数	344 路線（実延長 2.87 k m）
		橋梁数	2617 橋梁（橋梁延長 79 k m）
		トンネル数	41 か所（トンネル延長 19 k m）
	河川課	河川数	150 河川（管理延長 1409.1 k m 改修率 56.3%）
		ダム	3 か所
		砂防ダム	876 か所
		地すべり施設	15 か所
		樋門・樋管	59 か所
		水門	10 か所
		排水機場	41 か所
		調節池	22 か所
		護岸（+砂防護岸）	570.8 k m+88.6 k m
		河道	1,014 k m
		地下河川	2.7 k m
		浄化施設	13 か所
導水施設	1 か所		
都市整備部	住宅課	公営住宅	1,018 棟（戸数 26,400 戸延べ床面積 175,250 m ² ）
	下水道課	下水処理場	7 か所（総面積 1,658,913 m ² ）
		ポンプ場	21 か所（総面積 75,182 m ² ）
		管きよ	410.75 k m
	公園課	県管理公園	25 か所（開設総面積 1,270.25 h a）
		遊戯施設	15 施設
		運動施設	14 施設
		教養施設	11 施設
副都心管理課	運動施設	1 施設	

出所：埼玉県「県土整備部・都市整備部施設管理行動指針」より作成。

この「行動方針」の柱の一つである「施設管理行動指針」では①対症療法的維持管理から計画的維持管理へ、②新たな維持管理体制の確立、③職員の技術力向上を掲げ、施設ごとの「中長期管理計画の策定」について例示しながら、3タイプの管理方式とそれぞれの「長中期予算計画」と「中長期事業計画」の策定の手法を提示している。「中長期管理計画」の例示として、1) 状態基準保全型として橋梁が、2) 時間基準型として住宅が挙げられている。「長中期予算・事業計画」の場合は LCC 最小化シナ

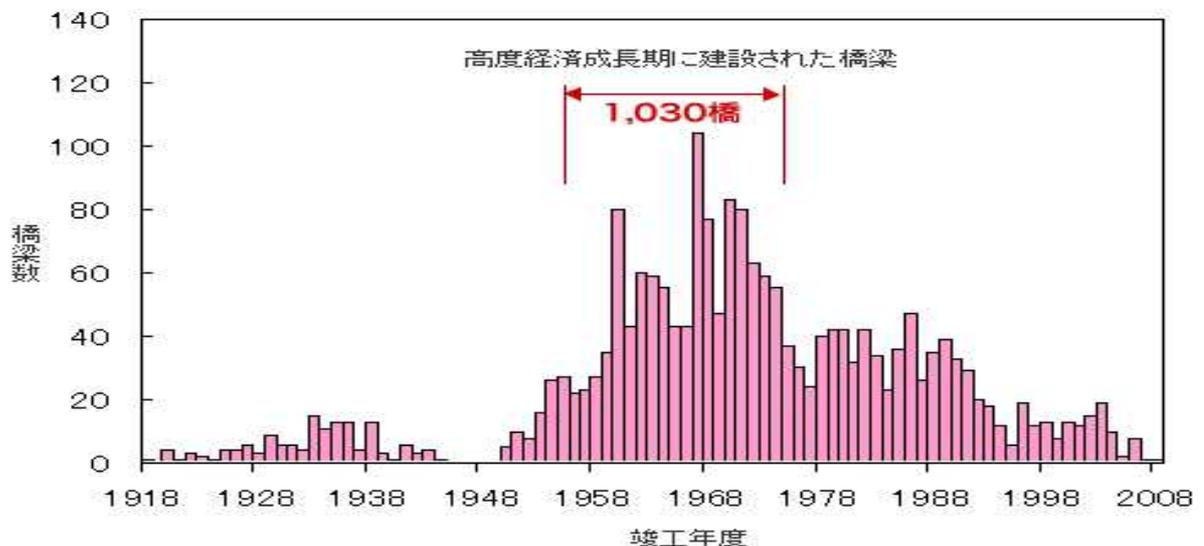
リオから平準化シナリオ⁴作成するとしている。

「今後の課題」の項では、この行動方針の円滑な実施には、1) データ収集 (IT化、DB化)、2) 組織・人的マネジメント、3) 新技術等の情報収集を挙げている。とりわけ「適切なデータ管理とシステムの運用を行っていくための組織と人員の確保が求められる」、「求められる技術者像」を出先機関と本庁に区分して具体的に述べ、「人材育成の短期的課題や長期的課題」を具体的に掲げ「研修制度充実させインハウスインジニアの育成」を急務としている。こうした指摘は、現在の職員削減を重要な「行革」の課題としている県行政の内部の文書としては貴重な指摘である。

1) 「埼玉県橋梁長寿命化修繕計画」

県のホームページ上では、「本県では、2,560 橋の橋梁を管理しています。そのうちの多くは 1940 年代～1970 年代に建設され、特に高度経済成長期 (1955～1973) の約 20 年間にはその 4 割にあたる約 1,000 橋が集中的に建設されています。これらの橋梁は、建設後 30 年～60 年が経過しており、一部の橋梁では既に『損傷』(橋の傷み)が目立ち始めています。このため、今後多くの橋梁で老朽化が進むと、一斉に大規模な修繕や更新 (架換え) の時期を迎えることとなります。一方、厳しい財政状況が続く中では、予算上の制約により集中的な更新などへの対応ができず、安全性の確保が困難になることが予想されます」と記載され、計画の必要性を位置付け具体化を目指しているが、2010 年 3 月現在作成途上にある。

図表 1-2-3-3 埼玉県管理の年次別竣工橋梁数



出所：埼玉県「県土整備部・都市整備部施設管理行動指針」。

2) 「埼玉県排水機場維持管理計画提言書」

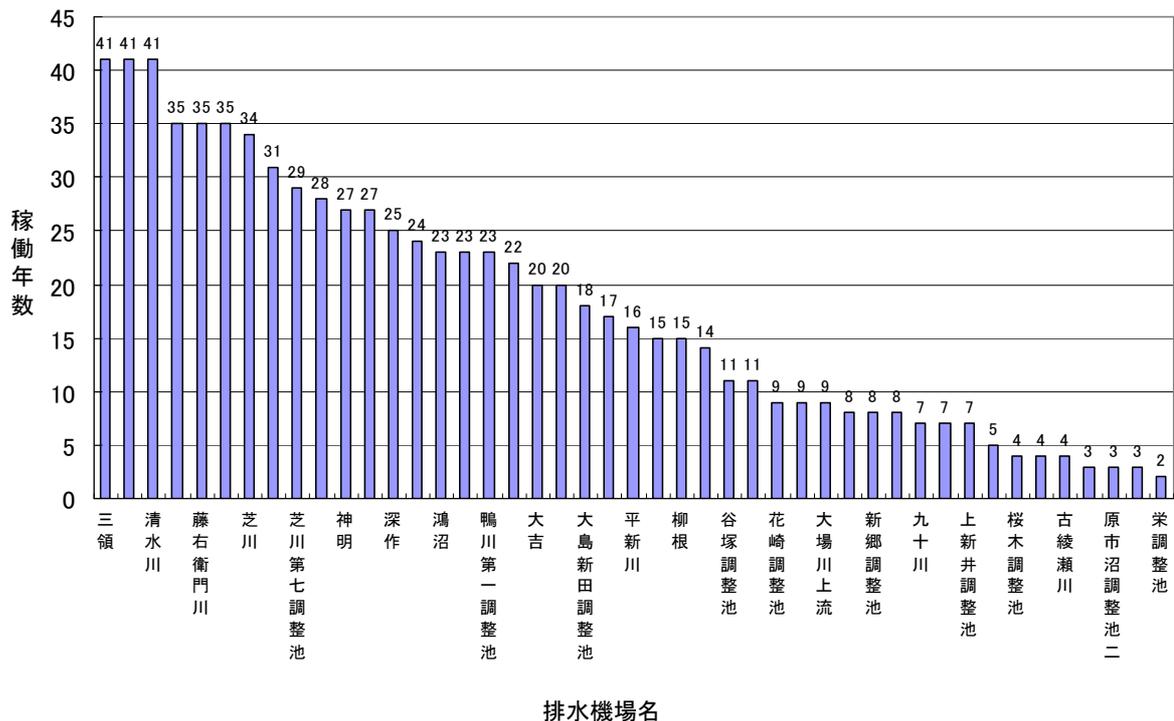
同じく、ホームページ上に「本県には、自然排水が困難な河川が多いため、内水を

⁴ 中長期管理計画策定にあたって、LCC 最小化とともに平準化の必要があるとして、個別施設で LCC 最小にしても施設全体でトータルした場合、年度によりばらつきができることが予想されるが、予算を均等にするため平準化をはかる。

強制的に排水する排水機場の整備を進めてきました。これまでに 45 の排水機場を設置してきましたが、その多くが人口の集中する県南部に集中しています。初期に設置した排水機場は、すでに 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。排水機場は、万一、その機能が停止すると周辺地域に甚大な被害を与えるため、洪水時には確実に稼働することが絶対の使命となっています。公共事業予算の制約の中で、より効率的・効果的な維持管理が求められています。そこで、本県では「埼玉県排水機場維持管理計画検討委員会」を設置し、排水機場毎にポンプ設備の点検・整備・更新などの維持管理方針を定め、経済的かつ効率的に排水機場の機能維持を図ることを目的とした 20 年間の計画を策定しました」と記載され、2008 年 7 月の時点で「提言書」が取りまとめられ公表されている。

この「提言書」では「従来、排水機場の管理は、時間計画保全（あらかじめ時期を定めて実施する点検・修理等）により画一的に実施してきたが、経過年数や運転時間等の条件が異なる排水機場に対して一律に点検・修理等を実施するよりも、重要性や緊急性などを踏まえて行うほうが効率的で、排水機場が機能しなくなった場合を想定し、その影響度によって機場をランク分けして」維持管理の手法を提言している。

図表 1-2-3-4 埼玉県排水機場の経過年数



出所：「埼玉県排水機場維持管理計画提言書」より作成。

図表 1-2-3-5 埼玉県河川と排水機場位置図

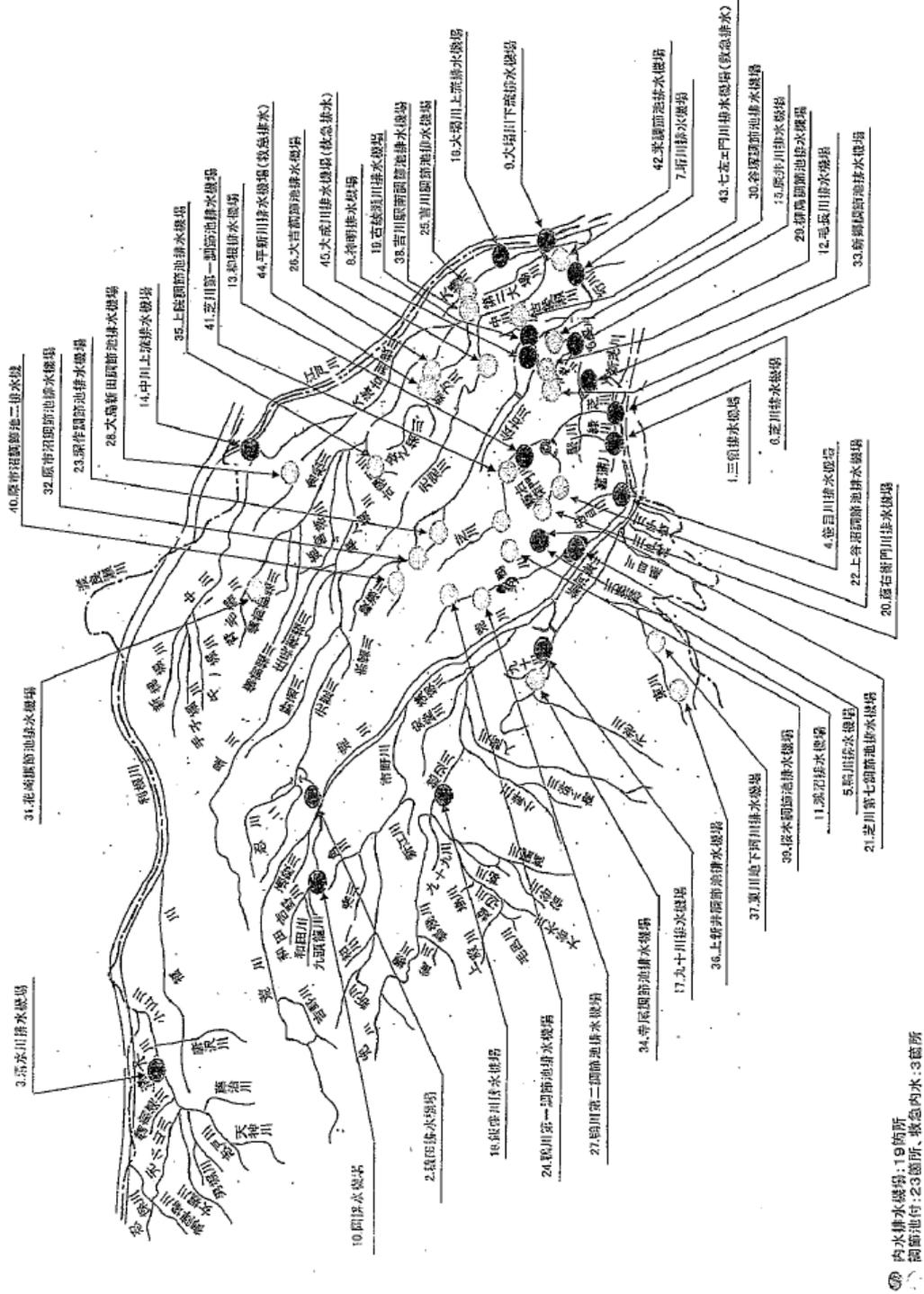


図. 1 排水機場マップ

出所：「埼玉県排水機場維持管理計画提言書」。

2. 年次計画と年次予算に見る実施状況

上記「埼玉県におけるアセットマネジメントに関する取組状況（2010年3月作成）」によると2009年度には、橋梁、河川（排水機場）の運用開始が行われるが、他は計画策定や運用に向けての調整の段階にある。

1) 橋梁の維持管理

2010年3月の県のホームページによれば、橋梁の維持管理に関し「アセットマネジメントの考え方にに基づき埼玉県橋梁長寿命化計画を作成し、計画的に補修を実施します」と記載されている。このことは、まだ詳細点検調査が終了しておらず、計画よりも遅れていることを示している。これまでのところ従来の方式による個別対応をしていると判断される。

2008年度の県の工事発注実績で見ると1件当たり平均2,000万円で115件の橋梁維持工事（総額約2.36億円）が発注されている。

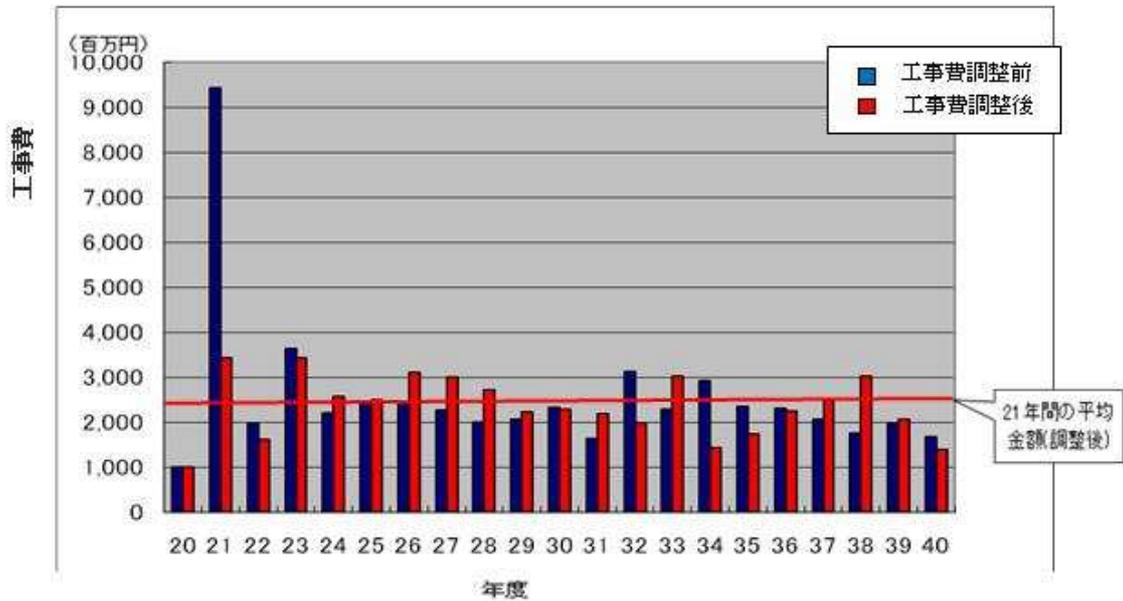
長寿命化計画の対象は15m以上の橋梁に限られている。15m未満の橋梁や歩行者専用橋は比較的修繕が安易ということで計画の対象外とされており、定期点検による状況把握と適切な維持管理を謳っている。2008年度には職員の遠望目視による簡易点検が終わっている。

国交省や県はいずれも「予防保全」型の管理手法への移行を謳っているが、その基本は「5年に1回」（重要路線は3年に1回）の定期点検の実施とこれに基づく維持修繕工事にある。その場合、工事の発注規模や受注業者は従来型の専門業者が行なう可能性が高い。本来的な予防保全を実現するためには、より日常的な点検とこまめな修繕の積み重ねの手法を採用するべきである。発注の形態も小規模簡易な維持修繕に関しては、地元中小建設業者や工務店などの新規参入が可能な仕組みを開発し、新たな地域密着業務として供給する必要があるだろう。

2) 排水機場の維持管理

「提言書」では、これまでの点検内容を改め、「月点検は管理運転を原則として出水期は月1回、非出水期は3カ月に1度」実施とした。この管理運転方式については排水機場のタイプや整備区分レベル（Ⅰ～Ⅲ）を設け、さらに施設毎の老朽度、排水量、社会への影響度などの評価を数値化し総合点で整備周期の評価をA、B、Cにランク分けている。また施設を構成している各機器についてランク別に提起整備周期と耐用年数を設けている。こうした整理の後に、年次概算工事費を算出し、今後20年間の平準化された仮年次計画案が策定された。

図表 1-2-3-6 排水機場年次別概算工事費



出所：図表 1-2-3-5 と同じ。

この年次別概算工事費は、点検・整備により把握される機器の劣化状態、維持管理費などの予算条件などにより修正を加えることが必要になるため、10年後には内容の見直しを行なうことが必要とされている。

2008年度の工事発注記録からは、15件、約2億7千万円、1件平均1,800万円の維持修繕工事が発注されていることがわかる。

急がなければならないのは、この提言書にもとづく修繕計画を策定することである。この提言に基づく維持修繕計画で、実質的なカギを握るのは月点検を管理運転方式で行なうことであり、運転前後や運転時に適切に不具合や異常を発見する能力である。現場管理の職員の経験、能力を育て引き継いでいくことこそが必要な安全の確保、適切な維持修繕計画策定の保障となり、万が一の場合の県民の命と安全を守る力となりうる。

3. 災害対策と公共投資の実態

1) 県の防災・減災計画と目標

県は、災害対策基本法に基づき防災全般について、「埼玉県地域防災計画」（風水害・事故対策編、震災対策編 2009年1月改定）を策定し、埼玉県の特徴とこれまでの災害の履歴から想定される危険性について述べ、行政としての各種の予防と発災時の対策を明らかにしている。

同時に国の中央防災会議が採用した最新の被害予測手法に準じて「平成19年度埼玉県地震被害想定調査報告書」をとりまとめ、これを踏まえ2007年度「埼玉県震災対策行動計画」を策定した。ここでは「自助・共助・公助の連携」を謳いつつ、県の「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の「埼玉安心戦略」に位置付けた「減災目標」が数値目標化されている。計画期間は2008（H20）年～2015（H27）年の8年間で、2011（H23）年度を中期目標機関としている。減災の大目標は「5つの想定地震における

死者数の半減」であり、そのための施策目標（4課題）と22の施策の柱を掲げ、さらに108のアクション（関係施策事業）を定めて、各アクションについては「具体的取組を明示するとともに、可能な限り目標値を設定して推進していきます」としている。

そのうち「Ⅱ 予防施策の充実—被害発生 of 未然防止」では、下記の項目（6本の施策の柱、35のアクション＝施策事業）があげられ、多くの項目にわたり達成に向けた次の様な数値目標（図表1-2-3-8参照）を掲げている。

- (1) 民間住宅・建築物の耐震化の促進（住宅の耐震診断の推進等9施策）
 - ①住宅の耐震診断の推進②多数の者が利用する建築物耐震化の促進③市町村における住宅耐震診断、改修助成制度の導入の支援④耐震改修促進税制の活用促進⑤民間融資制度の活用促進⑥住宅相談窓口の活用促進⑦家具の固定化・転倒防止の推進⑧住宅性能表示制度の活用促進⑨エレベータの閉じ込め防止対策
- (2) 公共建築物の耐震化の推進（建有建築物の耐震化の促進等3施策）
 - ①建有建築物の耐震化の促進②市町村耐震改修促進計画策定の支援③市町村建築物の耐震性能に関するリストの公表及び耐震化の支援
- (3) 学校の耐震化の推進（県立学校の耐震化の促進等3施策）
 - ①県立学校の耐震化の促進②市町村立小中学校の耐震化の支援③私立学校振興金融貸付利子補給補助の活用促進
- (4) 延焼を防ぐ対策の推進（都市の震災予防に向けたマスタープランづくり等6施策）
 - ①都市の震災予防に向けたマスタープランづくり②土地区画整理事業等の実施の支援③国のまちづくり制度の活用④防火・準防火地域の指定促進⑤密集市街地の防災性能評価実施及び整備方針決定の促進⑥都市公園の整備促進
- (5) 公共構造物の耐震化の促進（水道施設の耐震化促進等9施策）
 - ①水道施設の耐震化促進②緊急輸送道路の整備及び橋梁の耐震化の実施③緊急輸送道路沿道の安全点検の実施④電線類の地中化の推進⑤水道施設における貯水量の確保⑥市町村水道施設の耐震化⑦流域下水道事業における震災対策⑧地盤沈下防止対策事業の推進⑨危険物施設等の耐震化の促進
- (6) 土砂災害の防止（急傾斜地崩壊防止施設の整備等6施策）
 - ①急傾斜地崩壊防止施設の整備②土砂災害警戒区域等の指定③土石流発生防止施設の整備④地すべり防止対策の推進⑤大規模盛土造成地の把握等⑥ため池の整備

以上の項目のうち、現状あるいは目標が数値化されている26項目を拾い出してみた。そのうち、現状が把握されていないものが3項目（住宅の耐震診断の推進、多数の者が利用する建築物耐震化の促進）、目標の設定のないものが5項目（密集市街地の防災性能評価実施及び整備方針決定の促進、都市公園の整備促進、電線類の地中化の推進、土石流発生防止施設の整備、地すべり防止対策の推進）ある。

2) 目標達成への課題

(1) 建築物分野

県知事は「県有施設については、災害時に防災対策の拠点となる県庁舎や県民の避難場所に指定されている建築物の耐震化を計画期間を前倒しして、2011年度まで100%完了させる(静岡県を除けば、全国で最も速い対策と自負)、市町村有施設は2015年度までに耐震化率95%以上とし、中でも庁舎、学校、病院は耐震化率100%を達成する、住宅及び多数の人が利用する民間建築物は、国の基本方針と同様に2015年度までに耐震化率を90%とする目標としており、重要な鍵となる住宅や民間の病院、事務所、老人ホームなどの建築物の耐震化を図るため、県とさいたま市、川口市、川越市などの所管行政庁10市で人口集中地区にある多数の人が利用する一定規模以上の民間建築物について、全国に先がけ民間の病院や事務所などの多数の人が利用する建築物の耐震化改修費の一部を補助」(2007年9月議会答弁)する等取組みが先進的であると自己PRしている。

住宅をはじめとする建築物全体の耐震化の促進は、耐震改修促進法に基づく国の「建築物耐震改修促進計画」で「2015年までに耐震化率90%」目標が明らかにされている。しかし、県下の市町村で一般住宅(一部マンションを含む)の耐震診断と耐震改修の両方に助成制度を設けているのは、まだ40%にすぎず、耐震診断助成のみに限っても半数にしかならない。さらに、実際にこの助成制度を利用して耐震改修に至る率は大変低い。家全体の耐震基準1.0を満たす改修には、200万円から300万円以上の費用がかかるといわれているが、多くの助成限度額は30万円前後であり、残りの負担が可能な利用者は限られてくる。

様々な助成制度がつくられても実際に使いやすい制度として認知され活用されなくては意味がない。例えば住宅の耐震改修助成の場合、利用状況を改善するために家の一室のみの耐震化であっても助成対象にすることやリフォーム助成と連動させるなど、利用しやすい助成制度に改善する必要がある。とりわけ、高齢者世帯の住居に対しては本人申請を待つのではなく、行政の施策として簡易診断や緊急耐震化事業の具体化を市町村と連携し検討すべきである。

また文部科学省の調査では、県下の公立小中学校の建物4,490棟のうち耐震性がある建物は前年より6.8%上がったが、耐震化率は69.1%(2010年4月現在、全国平均は73.3%)である。大規模地震で倒壊の可能性のある建物は394棟で全国3位の多さだ。2007年12月には、危険性の高いI s値0.3未満の建物について、特に優先して2012年度までに耐震化を完了するという国の方針が示され、市町村に対する補助制度の大幅な拡充(1/2補助から2/3補助へ)が図られた。県は市町村と連携を強め、早期に小中学校施設の耐震化が完了させる必要がある。

(2) まちづくり分野

防災のまちづくりというと延焼防止や避難路確保、消火活動のために密集市街地の「区画整理」や「市街地再開発」事業、「都市公園の整備」の実施が謳われるが、こうした事業は多くの実態が示しているように、地権者や住民の説得や複雑な権利関係の調整に多大な時間と労力がかかり、地域の街並みを一変させるなど大きな問題があり、緊急の対策とはなりえない。

4m以下の狭隘街路のままの木造密集市街地が多く残され、地震時の家屋倒壊や火災の被害の危険地域として解決を緊急に求められる課題となっている。

首都大学東京の中村一樹教授は、日本の特徴的な市街地に、狭隘な道路（通路）に面して木造住宅が建てこんだこの密集市街地があり、この地域の建物と一体となった「生活空間の路地」の防災対策の緊急推進を提唱している。つまり、「基準法 42 条の規定を緩和し、… 4 m未満の街路でも 2.7m以上で、二方向避難が確保されること」を一定の条件をつけて緊急事業として推進すべきとしている。併せて路地ごとに居住者と関係権利者が「防災路地協定」を締結し、路地の管理体制を明確にする、「①緊急隅切り事業」による緊急車両進入空間の確保、「②通り抜け路地整備」事業による行き止まり路地の解消、路地を家屋倒壊による閉塞から守る公的支援を含めた建物の「③緊急耐震補強」事業と 5 年毎の建物耐震性維持のための「④家検制度」の創設、火災被害を少しでも抑える外壁などの「⑤緊急建物難燃化」促進事業、そして在宅福祉の場である住宅のバリアフリー化と住宅の耐震補強と緊急建物難燃化を進める「⑥バリアフリー連携防災事業」である。

こうした意見をふまえ目の前の危険を排除するためには、緊急に小規模ないわば「修復型」のまちづくり、防災事業に転換し早急に実施する必要があるのではないかと。

また道路整備よりも避難する必要のない対策を主張する論もある。道路幅が確保されていても現実のリスクは、地盤の軟弱性、老朽化した木造住宅や工場の存在、タイヤなどの可燃物の堆積、隣接家屋の開口部の配置状況、自販機の設置状況などにあり、道路の幅の問題ではないと指摘している。つまり建築物個々の耐震性と耐火性を高めるための援助措置を重視するとともに、特定のエリアを設けず、街にあるリスクの全容を詳細にかつ個別に把握した上で、ひとつひとつ現実的対策を講じるべきということだ。

また、区画整理や市街地再開発の都市計画事業のように大規模ではなく、小規模エリアでの共同建替え事業の推進も民間の手で行なわれている。その前提は、住民が「住みつけられる」ということにあり、高齢者率が高いという木造密集市街地ではケアサービスの質と共に住宅や住環境の水準がますます重要で、生活・住まい改善課題から出発する、住環境改善の課題に正面から取り組むことを試みている。段階的合意形成、地権者の悩みや迷いに合わせた進め方を重視して実践を重ねている。

いずれの場合も現に生活している住民の具体的状況のもとでの悩み、問題点を明らかにし個別に修復・改善していくことを目指している。その際に、住民と専門家、行政が連携する仕組みが必要となり、その仕組みづくりの担い手が県行政にも求められている。

（3）地盤災害対策

事業番号 43～47 の地震時の地盤災害対策として掲げられている事業は、ここ数年の地球温暖化によると思われる異常降雨による災害の頻発に対する対策でもある。

2010 年 6 月～7 月に九州、北陸地方を襲った梅雨前線による長期の異常降雨は多くの犠牲者を出した。（6 月 11 日以降死者 10 人、行方不明 8 人 10 年 7 月 18 日現在国土交通省調べ）時間雨量で 50mm を超える強い雨が何時間も続き、これまでにない河川の氾濫や土石流など土砂災害をもたらした。埼玉県においても床上浸水 19 棟、床

下浸水 60 棟、崖崩れ 5 ヶ所であり、全国の崖くずれは 1,245 ヶ所にもものぼった。

県の対策のうち急傾斜地崩壊防止施設の整備をみると、745 か所が対策対象とされているが 2006 年度現在整備率 14% (106 ヶ所) で、2015 年度の目標は 17% (123 ヶ所) に過ぎない。1 年で 2 ヶ所として 100%完了まで 300 年以上要することになってしまう。

図表 1-2-3-7 91 年の小鹿野町地滑りと対策工事



出所：埼玉県HP「埼玉の砂防」。

県HPによると県の砂防事業は、明治 43 年に小鹿野町(旧倉尾村) やときがわ町(旧大柵村) で発生した大規模な土砂災害が契機になって、赤平川・吉田川・都幾川の 3 溪流で砂防工事が着々と進められたという古い歴史を持つ。第二次世界大戦により予算は大幅に削減され頓挫したが、戦後は戦中の乱伐等による水源山地の荒廃とともに昭和 22 年に関東一帯を襲ったカスリーン台風により全県的に大災害を受け、砂防事業への重要性が再認識され県内山間地を中心に、砂防事業、地すべり事業及び急傾斜地崩壊対策事業が進められている。しかし、上記「被害発生の未然防止」事業施策の土石流発生や地滑り防止対策(事業番号 45、46)に関しては、目標自体が記載されていないのは問題である。大地震の発生が予想され、異常降雨による災害の頻発を重く受け止め、関連対策事業に関する計画の策定と予算の重点配分が求められる。

建築物や公共構造物の耐震化対策、市街地や山間部の災害予防施策のほとんどすべてが、緊急を要する公共的事業であり、地域の建設産業が担うべき分野である。県の事業として重視され、実施されることは、県民の日々の暮らしの安全と緊急時の命と財産を守ると同時に、地域の経済の活性化につながることになる。

図表 1-2-3-8 埼玉県減災施策「Ⅱ 予防施策」現状と目標（抜粋）

事業番号	アクション事業名	内 容	目 標	現 状
13	住宅の耐震診断の推進	市町村、建築関係団体と連携し、木造住宅を対象とした無料簡易耐震診断を実施し、住宅の耐震化を促進する。	年間5,000戸（平成18年度から）（県1,500戸、市町村2,000戸、建築関係団体1,500	
14	多数の者が利用する建築物耐震化の促進	平成19年度に創設した県補助制度により、民間建築物（病院・店舗等の多数の者が利用する建築物）の耐震化を促進する。	耐震診断22件・改修10件程度（平成20年度）	
15	市町村における住宅耐震診断、改修補助制度の導入の支援	全市町村における住宅耐震診断、改修補助制度の導入と利用促進を図る。	全市町村	耐震診断助成：28市8町、耐震改助成：23市9町 両方：23市5町（40.0%）（2010.2.1現在）
19	家具の固定化・転倒防止の推進	地震による家屋内での負傷等を防止するため、リーフレットの配布や出前講座等により、県民に家具の固定化を啓発し、転倒防止を図る。	固定率60%（平成27年度）	〇現状：固定率28%（平成16年度 東京都調査）
22	県有建築物の耐震化の推進	主要な県有建築物のうち、耐震性能の劣る建物、耐震性能未確認の建物を対象として耐震診断、耐震改修を実施する。	耐震化率100%（平成23年度）	耐震化率85%（平成18年度）
24	市町村建築物の耐震性能に関するリストの公表及び耐震化の支援	市町村における耐震性能に関するリストの作成及び公表を促進し、ふるさと創造資金などを通じて、庁舎等の市町村建築物の耐震化を支援する。	耐震化率99%（用途毎に95%又は100%、平成27年度）	耐震化率53%（平成17年度）
25	県立学校の耐震化の推進	県立学校について、耐震診断の結果（平成19年度までに全て完了）に基づき、耐震補強工事を実施する。	校舎 耐震化率 100% 体育館 耐震化率 100%	校舎 耐震化率 高校 96% 特別支援学校 100% 体育館 耐震化率 高校 52% 特別支援学校 84%（平成
26	市町村立小中学校等の耐震化の支援	市町村立小中学校等の耐震化事業の実施にあたって、国の安全・安心な学校づくり交付金及び県のふるさと創造資金などを活用し、施設の	小中学校 耐震化率100%（平成27年度）	小中学校 耐震化率 56.1%（2008年4月1日）
27	都市の震災予防に向けたマスタープランづくり	建物倒壊と延焼の危険性のある区域をもつ市町村（48市町）について、まちづくりの基となる市町村マスタープランの見直しを行い、市街地の延焼防止をはじめとする都市防災に関する方	見直し市町村数48市町（平成27年度）	見直しに向けた連絡会設置（27市町参加）（平成19年度）
28	土地区画整理事業等の実施の支援	土地区画整理事業、市街地再開発事業の支援により、道路・広場等の公共施設と建築物の整備を図り、良好な市街地を形成する。	整備面積20,000ha（平成23年度）	整備面積19,100ha（平成16年度）
31	防火・準防火地域の指定促進	市街地における防火機能を強化するため、市町村が行う、防火・準防火地域の拡大を図る。	指定6,800ha（平成27年度）	指定3,809ha（平成18年度）
32	密集市街地の防災性能評価実施及び整備方針決定の促進	防災性能評価を行い、防災上危険とされた地区のうち、必要な地区について、防災街区整備方針の決定を促進		防災性能評価実施53市町村（平成19年度）
33	都市公園の整備促進	火災の延焼防止効果を高めるため、県営公園の整備を推進するとともに、市町村営公園の整備		県営公園30施設（平成19年度）
34	緊急輸送道路の整備及び橋梁の耐震化の実施	緊急支援活動の確保、ネットワークの多重性・代替性の強化等のため、緊急輸送道路の整備・多車線化（橋梁整備含む）を図る。また、災害時の道路機能を確保するため、橋脚補強や落橋防止装置の設置等による橋梁の耐震補強を実施	道路整備30箇所（14.5km）、橋梁架替え34橋（平成27年度までに完了予定）耐震補強実施率89% 117橋（平成27年度）	道路整備31箇所（15.1km）、橋梁架替え29橋 耐震補強実施率45% 60橋（平成19年度）（平成19年度事業中）
35	緊急輸送道路沿道の安全点検の実施	県管理の緊急輸送道路沿道のブロック塀、看板、自動販売機及び歩道の安全点検を実施し、国や市町村に対しても、実施を働きかける。	点検予定延長283km（平成20年度）	：点検済延長826km（平成17～19年度）
36	電線類の地中化の推進	電柱倒壊による道路閉塞防止のため電線類の地中化を推進する。		地中化延長49.1km
37	水道施設の耐震化の推進	昭和56年以前に建設された大久保浄水場及び庄和浄水場内の重要度の高い19施設について、耐震化を推進する。	19施設（平成23年度）	12施設（平成18年度）
38	水道施設における貯水量の確保	地震や災害時等の緊急給水に備えて、各浄水場等に貯水施設（約52万m ³ ）を整備する。	貯水量50.8万m ³ （平成21年度）	貯水量47.7万m ³ （平成18年度）
39	市町村水道施設の耐震化	市町村が整備する配水池の耐震化や耐震性に乏しい石綿セメント管等の更新を支援する。	石綿セメント管残存率4%/1,026km（平成22年度）	石綿セメント管残存率7%/1,788km（平成17年度）
40	流域下水道事業における震災対策	流域下水道事業については、防災拠点と結び重要な管渠を最優先で構造・機能面での補強や補完対策を実施する。	耐震化率57% 257km/450km（平成27年度）	〇現状：耐震化率54% 226km/419km（平成18年度）
43	急傾斜地崩壊防止施設の整備	がけ地崩壊が発生するおそれがある急傾斜地崩壊危険箇所（要整備対象745箇所）に急傾斜地崩壊対策を行う。	整備率17% 123箇所（平成27年度）	整備率14% 106箇所（平成18年度）
44	土砂災害警戒区域等の指定	土砂災害危険箇所（4,219箇所）に対して、地形や地質及び土地利用等に関し基礎調査を実施し、災害のおそれのある区域を指定す	指定率83% 3,488箇所（平成27年度）	指定率8% 345箇所（平成18年度）
45	土石流発生防止施設の整備	砂防法及び森林法に基づき、地震による崩落や、地震後に地盤のゆるんだ箇所への降雨による大規模な土石流の発生を防止するための砂防施設及び保安施設を整備する。		国土交通省所管（585箇所）整備率8% 44箇所（平成18年度） 林野庁所管（1,867箇所）整
46	地すべり防止対策の推進	地すべり法に基づき、地すべりが発生するおそれがある危険箇所（140箇所）を抑制するための対策等を講じる。		国土交通省所管（110箇所）整備率14% 15箇所（平成18年度） 林野庁所管（30箇所）整備率87% 26箇所（平成18年度）
47	大規模盛土造成地の把握等	大地震時に滑動、崩落の恐れのある大規模に盛土された造成地の分布状況マップを作成・公表し、宅地造成地の防災意識の向上・啓発を図	年間125km ² （平成20年度から）	30市町村の大規模盛土造成地マップを作成（2009年度末）
48	ため池の整備	県内ため池516箇所の調査・点検を行い、地震によるため池の決壊の防止や、緊急放流施設の整備など、緊急性の高い22箇所から整備を	7箇所（平成22年度）	3箇所（平成18年度）

出所：「埼玉県震災対策行動計画」より作成（現状欄は把握できた最新数値）。

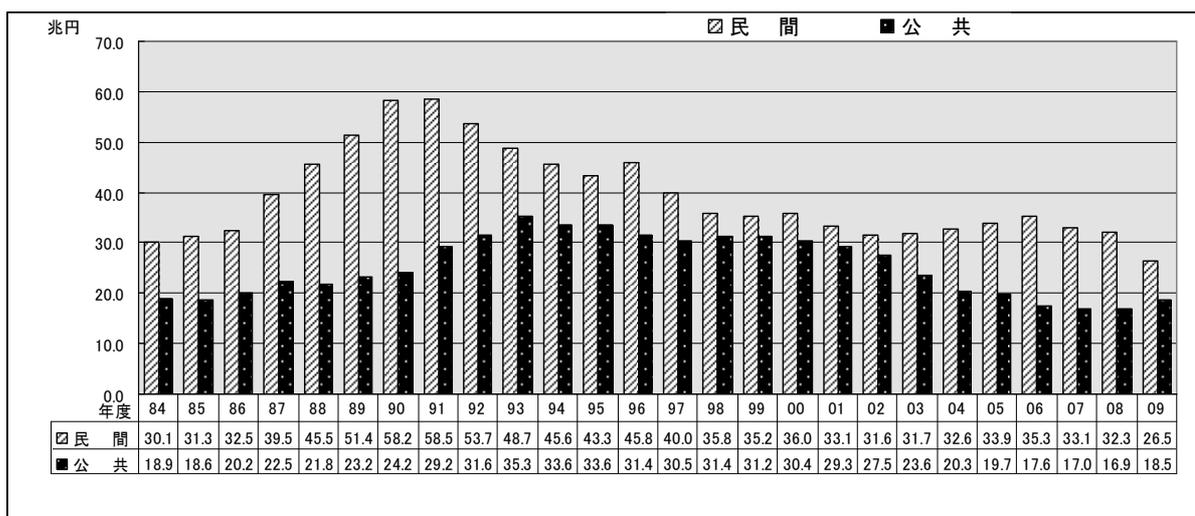
第2部 全国と埼玉県の公共事業と建設産業の動向と特徴

第1章 全国と埼玉における公共事業の動向と特徴

第1節 全国と埼玉県の建設投資と公共投資の動向

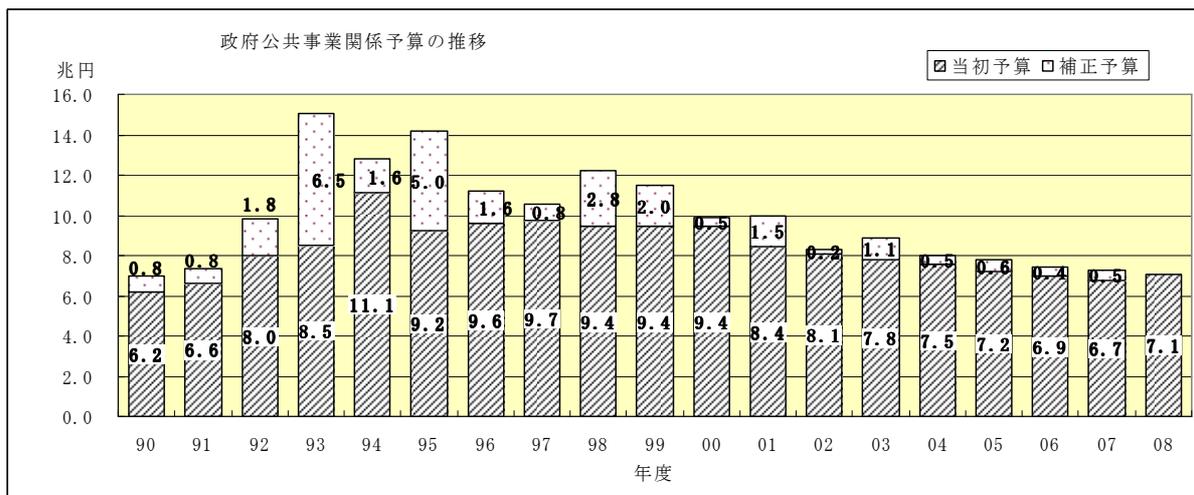
図表 2-1-1-1 は、1984 年度から 2009 年度までの建設投資について、国交省総合政策局が毎年度「建設総合統計」として公表している「政府公共投資額」と「民間建設投資額」の推移を表したものである。1990 年以降の過去 20 年間ほぼ一貫して減少傾向にあることがわかる。特に、民間に比べて政府（国機関と地方機関の公共投資）投資の減少が大きくなっている。また建設投資がピークだった 1992 年度と 2009 年度を比較すると、民間投資は約 50%、政府投資は約 58%に減少している。2009 年度の政府投資額は 18.5 兆円であるが、これは 1993 年度の政府投資額ピーク 35.3 兆円と比較して 52.2%の水準である。国内総生産に占める建設投資の比率も 1990 年度には 18.1%であったが、2008 年度には 9.5%まで落ち込んでいる。

図表 2-1-1-1 全国の建設投資の推移



出所：国土交通省総合政策局「建設総合統計」より作成。

図表 2-1-1-2 政府公共事業予算の推移



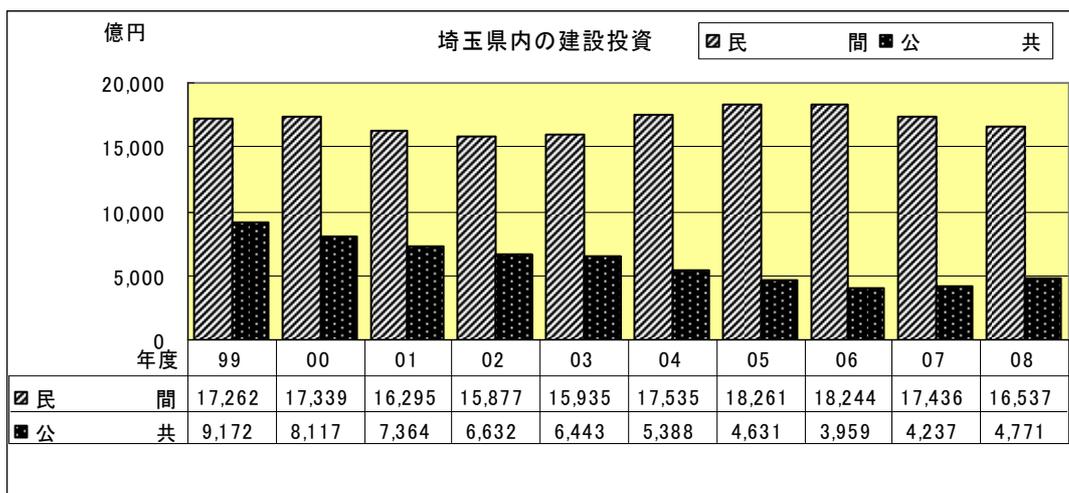
出所：財務省「財政統計」より作成。

このグラフに見られる公共投資の変動を見ると、貿易不均衡などを理由としたアメリカからの内需拡大の要求（1989年日米構造問題協議）や民間活力をテコにした大規模開発プロジェクトの推進により、1980年代後半から1990年代はじめにかけて拡大を続けたことがわかる。こうした大規模開発プロジェクトは、「バブル経済」をもたらす1つの要因ともなったが、1992年になると株価や地価の下落が顕在化し、「バブル経済」は崩壊した。その後、公共事業は景気対策としての色彩が強められ、大規模な補正予算も組まれることになった。

こうした財政支出の拡大は、国の財政状況の悪化につながっていった。そのため、1996年に誕生した橋本政権が「行政改革」を唱えて公共事業関係予算の拡大にブレーキをかけたことや消費税率の引き上げなどをきっかけとして、回復の兆しをみせていた景気は再び落ち込んだ。そのため、橋本政権にかわって誕生した森政権、小淵政権では財政支出の拡大を余儀なくされることになった。

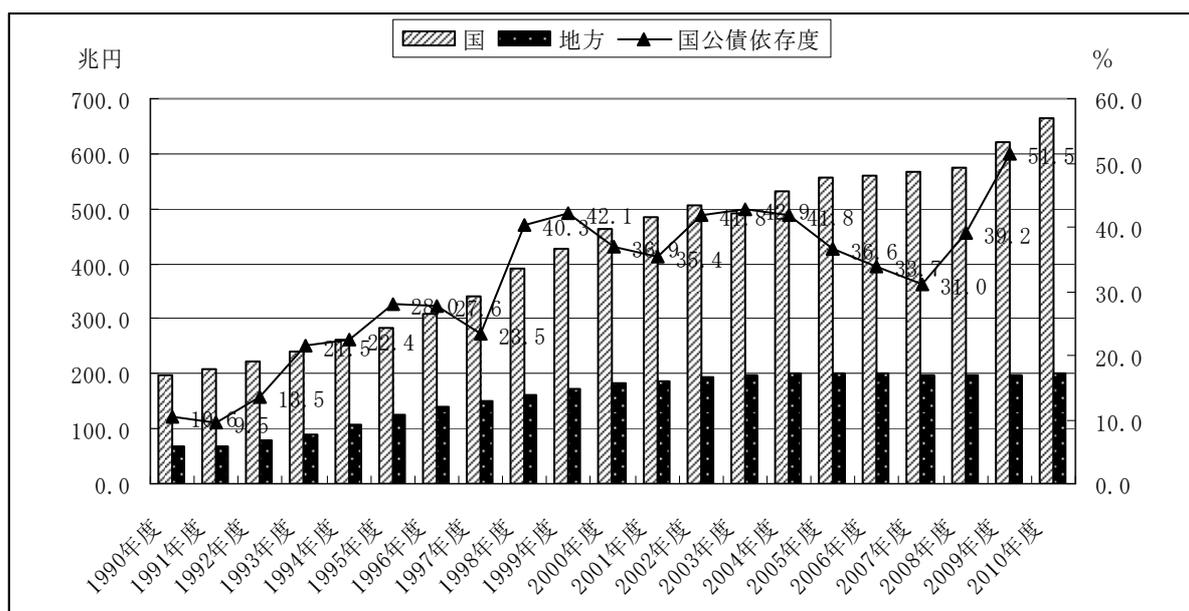
埼玉県の建設投資も、1999年度から2002年度までは減少しつづけてきたが、2002年度以降は民間投資と公共投資の増減が全く逆の傾向を示し、結果としてほぼ横ばいとなっている。2006年度の公共投資は1999年度の42%にまで減少したが、2007年度図表2-1-2-1のように7.5%、2008年度は12.6%前年度比で増加している。長期にわたる公共投資の減少傾向に対する明らかな変化であり、推移が注目された。しかし、世界不況の発生、政権交代を通じてダムや新設道路建設の一定の見直しや公共事業関係予算の削減、補助金制度から一括交付金制度への変化がおき、さらに厳しい事態を迎えている。

図表 2-1-1-3 埼玉県内の建設投資総額推移



出所：国土交通省『建設総合統計年度報 平成20年度』より作成。

図表 2-1-1-4 国・地方の長期債務残高及び国一般会計公債依存率の推移



出所：財務省決算財政関係基礎データ（平成22年3月 [一部6月更新]）より作成。

このような一連の公共事業関係予算の拡大の背景で、国の財政状況は悪化の一途をたどっていった。国債発行残高は、「バブル経済」崩壊直後の1992年度には178.4兆円であったが、2001年度には約400兆円へと拡大した。また、国債依存度（歳入に占める国債収入の割合）は、1992年度の13.5%から、2001年度には35.4%へと上昇した。さらに10年6月29日に財務省が公表した2009年度の決算見込みでは51.5%と過去最悪の状況になった。さらに、財政の悪化は、国にとどまらず多くの地方自治体にも及んだ。地方自治体の借入である地方債残高は、1992年度には61.1兆円であったものが2001年度には130.9兆円に達し、その後も140兆円前後で推移している。

国と並んで、地方自治体の財政悪化も深刻な問題となった（図表 2-1-1-4）。

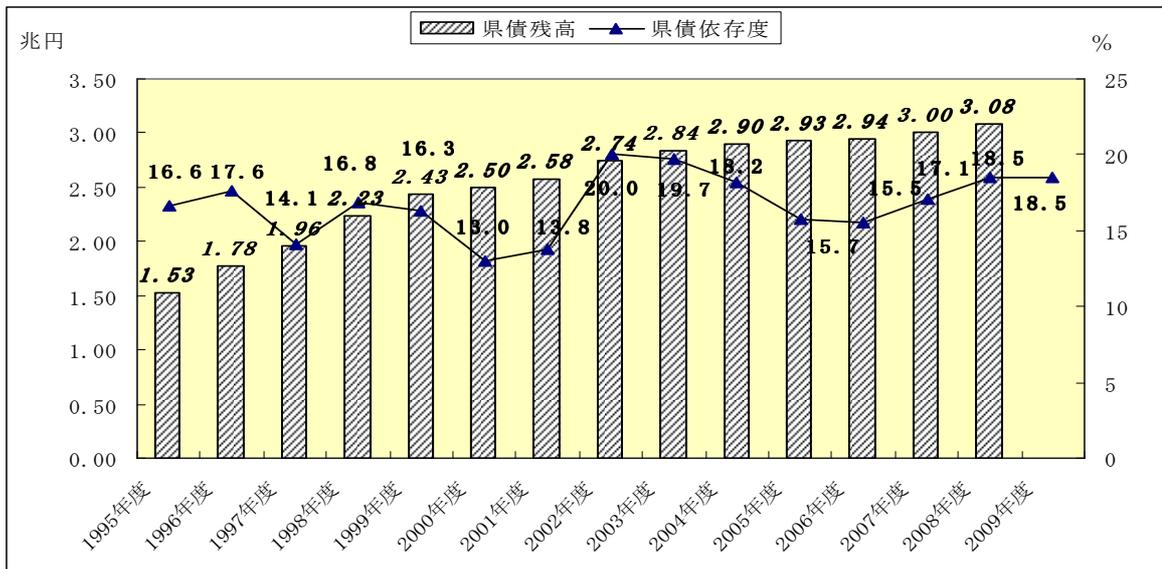
地方財政は、約 1,700 の地方公共団体の財政の総体であり、その多くは財政力の弱い市町村であり、地方財政の財源不足は地方税収等の落ち込みや減税等により 1994 年度以降急激に拡大、2003 年度には約 17 兆円に達した。その後、財源不足は縮小傾向にあったものの、景気低迷に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税の落ち込みにより、2010 年度は財源不足が過去最高の約 18 兆円に達している。

また、地方財政の借入金残高は、近年、地方税収等の落ち込みや減税による減税の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、2010 年度末には 200 兆円、対 GDP 比も 42.0%となり、1991 年度から 2.9 倍、130 兆円の増となった（総務省地方財政制度解説HP）。

埼玉県の場合も 1992 年以降毎年 1,500 億円から 3,000 億円台の県債の発行を続け、一般会計における依存度も 10%から 20%を超える状況が生まれた（図表 2-1-1-5）。

2008 年度現在では県債残高は 3.08 兆円であるが「県民一人あたりの県債残高は 43 万 3,716 円で、全国第 3 位の低い水準」であり、「通常債の発行額や県債依存度はここ数年抑制基調で推移」としている。しかし、「後年度に元利償還金の多くが国によって措置される」とされている特例債は約 2,000 億円にも及んでおり、財政の厳しさは楽観できる状況にはない。

図表 2-1-1-5 埼玉県の長期債務残高及び県一般会計公債依存率の推移

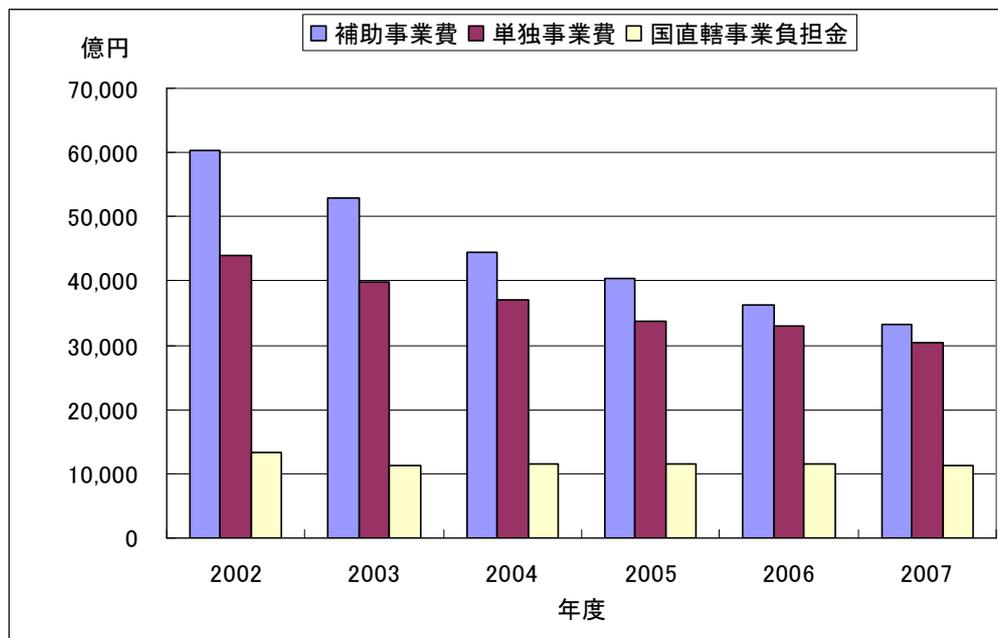


出所：埼玉県HP「埼玉県の財政状況について、県債残高の状況ほか」より作成。

2001 年発足した小泉政権以降に推し進められた、新自由主義的な小さな政府指向は、雇用や社会保障制度を破壊して人々の間に貧富の格差を拡大させた。また、“選択と集中”を基本とする公共事業政策は、東京を中心とする都市部での開発を加速させるとともに、地方経済を疲弊させることになった。こうして、小さな政府論の破綻は、明確なものとなっていった。2008 年に誕生した麻生政権は、景気対策を前面に打ち出し、就任直後から大幅な補正予算を計上していくことになる。

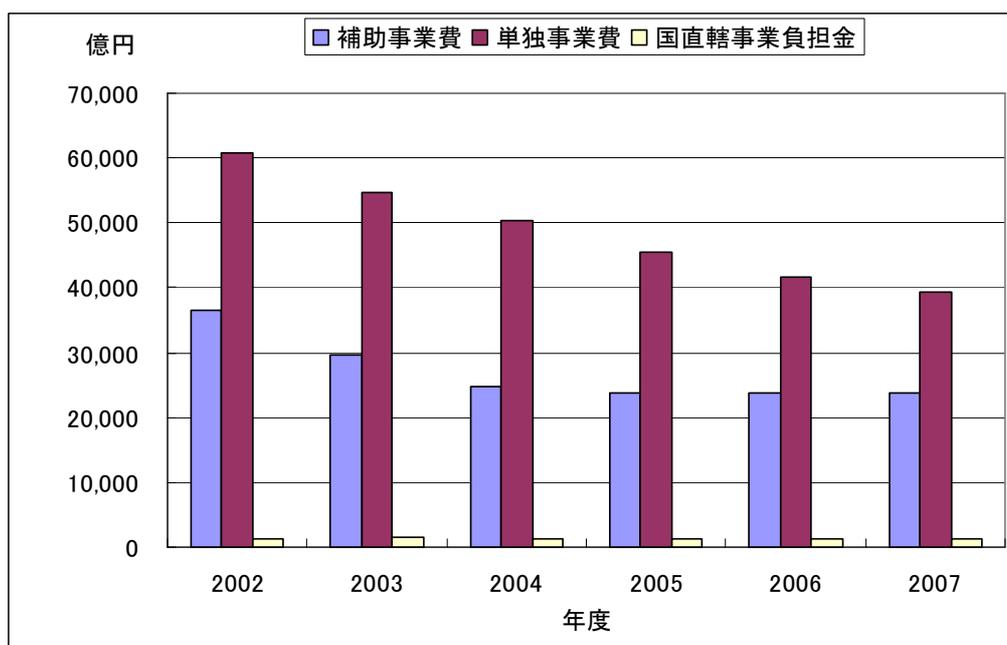
全国の都道府県、市町村段階での普通建設事業費の財源別推移は図表 2-1-1-6、2-1-1-7 のとおりである。都道府県では単独事業費の減少に比べて補助事業費の減少が大きい、市町村では、単独事業費の減少傾向に対して、補助事業費は 2004 年度以降横ばいで推移している。

図表 2-1-1-6 普通建設事業費の推移（都道府県）



出所：総務省『地方財政白書 平成 21 年版』。

図表 2-1-1-7 普通建設事業費の推移（市町村）

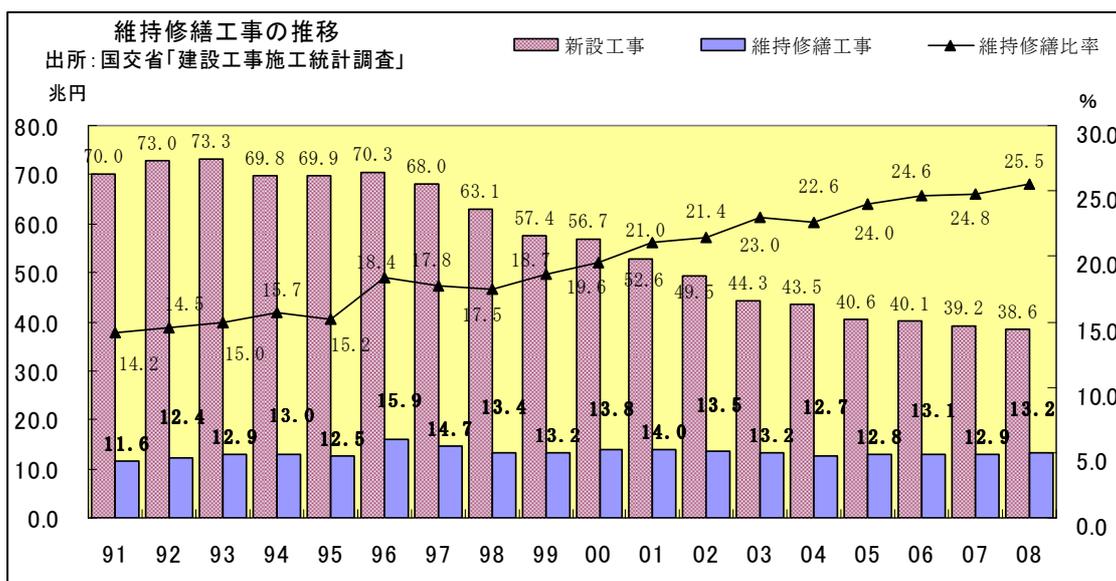


出所：総務省『地方財政白書 平成 21 年版』。

新設工事の建設需要が停滞する中で、近年民間においても公共においても維持修繕工事の市場が注目されている。国交省の調査資料で18年間の絶対額の推移を追うとほぼ12兆円から13兆円台で推移しており、建設工事費全体に占める割合は伸びてきており、25%を超えるまでになっている。

高度経済成長期に急速に伸びた公共事業による社会資本の蓄積が、老朽化の時期を迎えつつある中で、今後ともその維持修理工事や予防保全的工事の必要性が高まり、相対的な比率はもちろん、絶対的な金額の伸びも想定される。

図表 2-1-1-8 元請完成工事高に占める維持修繕工事の推移

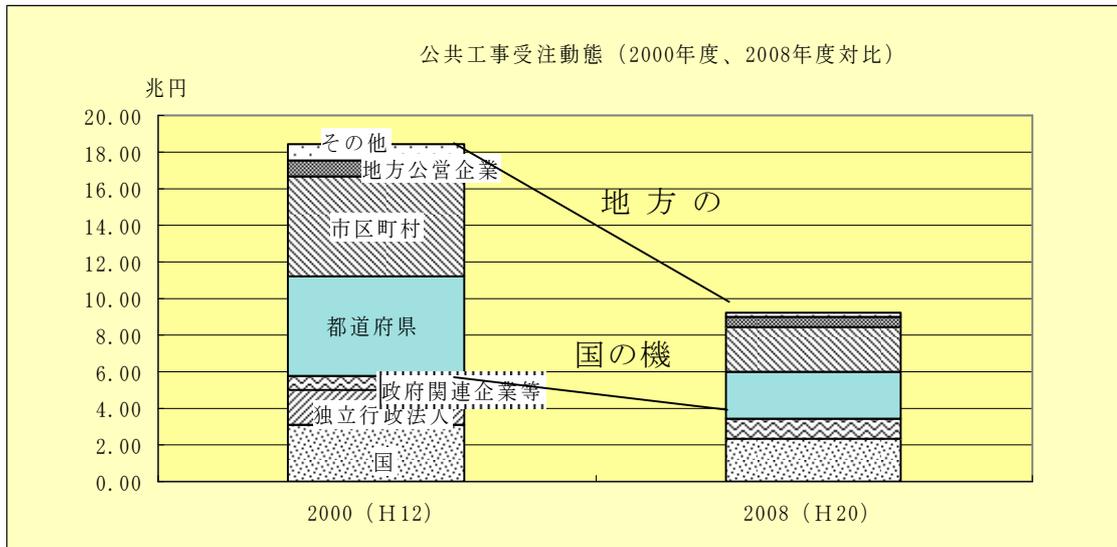


出所：国交省『建設工事施工統計調査』。

第2節 全国と埼玉県の公共工事の発注（受注）状況

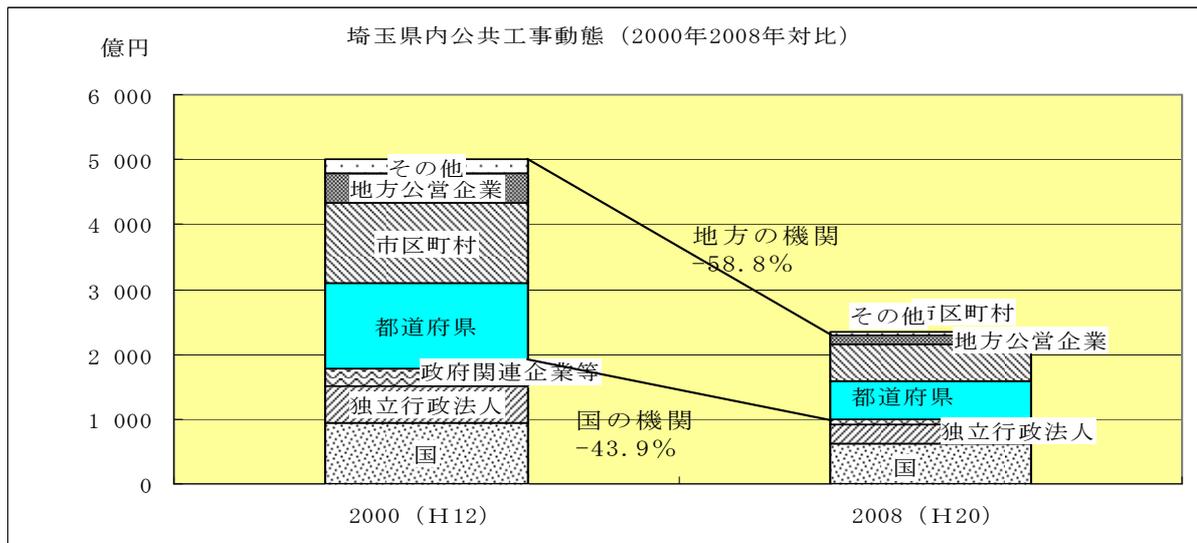
2001年に誕生した小泉政権は、財政再建や地方分権・小さな政府を標ぼうして公共工事関係予算も大幅に切り詰める政策をとった。2000年度から2008年度の変化を対比させると全国では図表 2-1-2-1 が示すように、国の機関からの発注工事額は30.6%の減で、地方の機関からは54.5%の減である。埼玉県内の場合、国の機関からの発注減は43.9%で地方機関からの受注減は約6割近い58.8%の減である。これはいずれも全国平均の数値よりも多く、県での実態がより厳しいものであることを示している（図表 2-1-2-2）。いずれの場合も建設業が受注した公共工事の発注元の変化をみると、国に比べて都道府県や市町村の公共工事の縮減が大きかったことがわかる。

図 2-1-2-1 2000 年度と 2008 年度の全国公共工事発注機関別規模対比



出所：国土交通省：『建設工事受注動態統計調査報告』2000 年度版、2008 年度版より作成。

図 2-1-2-2 2000 年度と 2008 年度の全国公共工事発注機関別規模対比

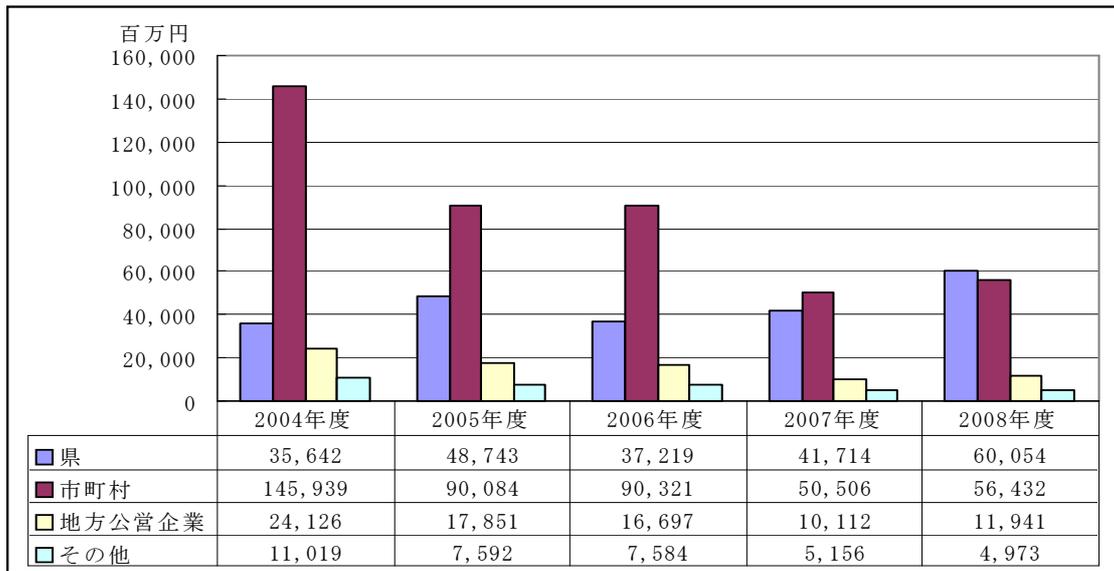


出所：国土交通省：『建設工事受注動態統計調査報告』2000 年度版、2008 年度版より作成。

埼玉県内では小泉政権の後半から国の機関からの工事発注は徐々に伸びて、小泉政権後の 2007 年度には 1,000 億円を超える水準となった。しかし、地方機関からの工事発注額は急激に落ち込み、2008 年度には前年比 3 割程度伸ばしたが、2004 年度の約 6 割にまで落ち込んでいる。県や各市町村の普通建設事業費の落ち込みが激しいことを物語っている。

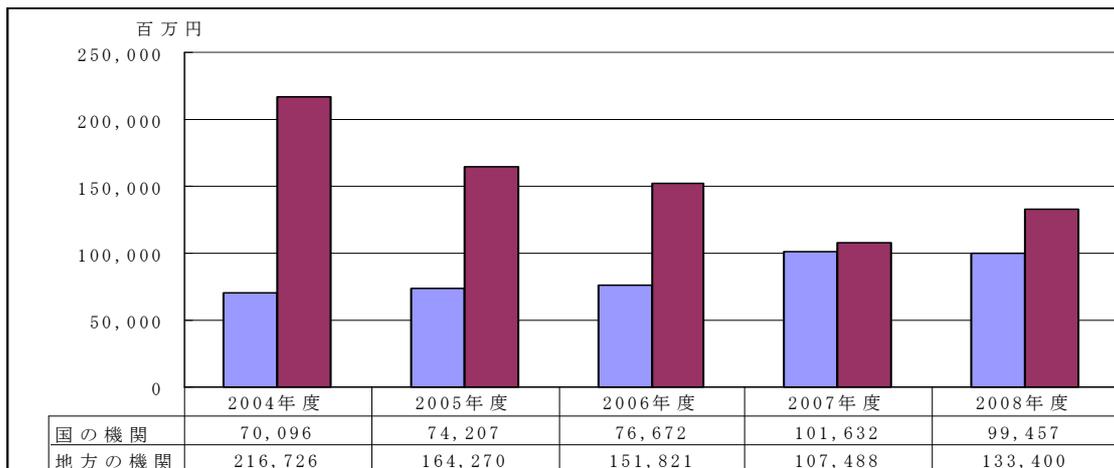
これをさらに細かくみると、埼玉県の地方機関による公共投資の減少のほとんどは、市町村によるものであることがわかる。

図表 2-1-2-3 埼玉県内公共工事発注者別（国、地方）内訳対比



出所：国土交通省：『建設工事受注動態統計調査報告』各年度版より作成。

図表 2-1-2-4 埼玉県内公共工事発注者（地方機関）別内訳対比



出所：国土交通省：『建設工事受注動態統計調査報告』各年度版より作成。

図表 2-1-2-5 2000年度と2008年度の公共工事規模別機関別対比

	2000年度			2008年度			比率(%)		
	総数	国の機関	地方の機関	総数	国の機関	地方の機関	総数	国の機関	地方の機関
	18 410 515	5 736 321	12 674 194	9 740 534	3 979 339	5 761 196	52.9	69.4	45.5
500～1,000万円未満	483 068	41 161	441 908	246 456	22 553	223 903	51.0	54.8	50.7
1,000～5,000万円〃	4 129 773	473 273	3 656 500	2 132 684	316 715	1 815 970	51.6	66.9	49.7
5,000～1億円〃	2 952 210	664 491	2 287 720	1 277 212	316 090	961 122	43.3	47.6	42.0
1～5億円〃	4 966 616	1 833 644	3 132 971	2 670 039	1 278 617	1 391 422	53.8	69.7	44.4
5～10億円〃	1 492 235	710 747	781 488	830 281	421 778	408 502	55.6	59.3	52.3
10～20億円〃	1 514 885	685 507	829 378	787 719	427 726	359 993	52.0	62.4	43.4
20億円以上	2 871 727	1 327 498	1 544 229	1 796 142	1 195 859	600 283	62.5	90.1	38.9

出所：国交省「建設総合統計」より作成。

また、全国の工事規模別の変動の特徴を見ると国及び地方機関発注とも 5,000 万円～1 億円規模の工事の発注が一番大きく落ち込み、地方機関では次いで 5,000 万円未満の規模の工事の落ち込みの大きいことがわかる。

全国の公共工事の目的別の請負契約額と請負件数の変動を 2000 年度と 2008 年度の比較で見ると金額で大きく落ち込んでいる工事分野は廃棄物処理の -81.7%、電気・ガス事業用施設 -69.7%、港湾・空港 -67.0%、農林水産 -60.1%、土地造成 -60.2%、下水道 -59.6% となっている。比較的減少が少ないのが教育・病院 -33.0%、庁舎 -34.1%、再開発ビル -37.4%、道路 -37.7% となっている。

図表 2-1-2-6 2000 年度と 2008 年度の公共工事目的別工事対比

(上表：全国、下表埼玉県)

目的別工事分類	請負契約額 (億円)			請負件数		
	2000年度	2008年度	増減 (%)	2000年度	2008年度	増減 (%)
治山・治水 (河川・ダム・砂防)	21,471	11,401	-46.9	43,524	24,128	-44.6
農林水産	14,237	5,677	-60.1	33,733	13,964	-58.6
道路 (含共同溝工事)	51,575	32,141	-37.7	98,755	56,927	-42.4
港湾・空港	10,985	3,628	-67.0	8,049	4,049	-49.7
下水道	22,238	8,987	-59.6	41,340	17,527	-57.6
公園・運動競技場施設	4,525	2,199	-51.4	8,694	4,574	-47.4
教育・病院	19,706	13,212	-33.0	22,280	14,594	-34.5
住宅・宿舍	7,244	3,671	-49.3	9,535	4,206	-55.9
庁舎	4,020	2,648	-34.1	4,437	2,655	-40.2
再開発ビル等建設	472	295	-37.4	211	79	-62.5
土地造成	2,435	970	-60.2	2,877	1,275	-55.7
鉄道等交通事業用施設	4,840	2,719	-43.8	2,412	1,302	-46.0
郵政事業用施設	502	963	191.7	669	142	-78.7
電気・ガス事業用施設	565	171	-69.7	1,882	309	-83.6
上・工業水道	6,983	4,304	-38.4	21,493	10,197	-52.6
廃棄物処理施設等	6,590	1,205	-81.7	2,410	1,936	-19.7
他に分類されない工事	5,718	3,213	-43.8	12,276	5,178	-57.8
総数	184,105	97,405	-47.10	314,576	163,042	-48.2

目的別工事分類	請負契約額 (億円)			請負件数		
	2000年度	2008年度	増減 (%)	2000年度	2008年度	増減 (%)
治山・治水 (河川・ダム・砂防)	65,099	24,055	-63.0	467	295	-36.8
農林水産	26,828	4,589	-82.9	837	56	-93.3
道路 (含共同溝工事)	98,746	70,586	-28.5	1,954	2,181	111.6
港湾・空港	119	33	-72.3	1	2	200.0
下水道	52,552	34,695	-34.0	1,049	283	-73.0
公園・運動競技場施設	39,008	3,541	-90.9	184	66	-64.1
教育・病院	77,603	25,482	-67.2	638	295	-53.7
住宅・宿舍	19,689	19,437	-1.3	286	123	-56.9
庁舎	16,575	8,243	-50.3	163	70	-57.0
再開発ビル等建設	665	1,456	218.9	7	1	-85.7
土地造成	3,299	10,730	325.2	46	80	172.2
鉄道等交通事業用施設	13,254	2,499	-81.1	100	135	134.6
郵政事業用施設	13,254	102	-99.2	35	8	-76.0
電気・ガス事業用施設	1,009	94	-90.7	9	6	-29.1
上・工業水道	45,872	15,640	-65.9	728	301	-58.7
廃棄物処理施設等	19,752	6,488	-67.2	88	82	-6.7
他に分類されない工事	20,078	5,189	-74.2	286	76	-73.4
総数	500,960	232,858	-53.5	6,878	4,060	-41.0

出所：国土交通省：『建設工事受注動態統計調査報告』2000 年度版、2008 年度版より作成。

また、埼玉県下の目的別工事の動向を同じく 2000 年度と 2008 年度との対比で見ると全体総数の減との比較で大きく変動しているもの（郵政事業を除く）を金額で見ると電気・ガス事業－90.7%、公園等－90.9%、農林水産－82.9%、鉄道等－81.1%、港湾・空港－72.3%などが減の割合が大きく、少ないのは道路等－28.5%、住宅・宿舍－1.3%である。逆に大きく増えているのが再開発ビル等 218.9%、土地造成 325.2%である。これを件数で見ると再開発ビル等は 7 件が 1 件（事業主体は独立行政法人）に減っていることがわかる。土地造成の場合は件数も 46 件から 80 件に増えている。以上のような動向は、前出の国全体の動向と比較すると目的別工事の変動の差異が大きいことがわかる。

公共工事の受注金額と受注件数で各都道府県別の 2000 年度と 2008 年度の変動を見ると図表 2-1-2-7、2-1-2-8 のとおりである。

受注金額で 6 割を超える落ち込みを示しているのは、山形県、茨城県、長野県、三重県、兵庫県、奈良県、愛媛県、高知県である。これに対して落ち込みが少なかったのは、栃木県（－7.3%）、福井県（－4.4%）、東京都（－14.6%）である。

受注件数で見ると秋田県、茨城県、神奈川県、長野県、三重県、京都府、滋賀県、大阪府、愛媛県、高知県、大分県が 6 割以上落ち込んでいるが、中でも長野県、大阪府、愛媛県、高知見が 7 割を超える落ち込みを示している。

逆に受注件数を伸ばしているのは栃木県、福井県の 2 県である。受注金額や受注件数の伸びているところを見ると栃木県、福井県では国からの発注金額が伸びており、東京都の場合は東京都を中心とする地方機関からの発注金額の大幅な伸びが影響していることがわかる。

埼玉県は受注金額では全国平均－47.1%より大きい－53.5%であり、自治体としての規模の近い千葉県の一38.4%と大きな開きがある。件数では、－41.0%と全国平均 48.2%よりも少ない減少率であり、ほぼ千葉県と同じである。

小泉政権下の“選択と集中”による公共事業政策により、国民生活に密着した地方自治体の中小規模の公共工事が切り詰められる一方で、必要性が疑問視される高速道路やダム、空港、港湾など大規模プロジェクトは継続されていった。

しかし、2009 年の政権交代にともなって、自公政権の補正予算の見直しとともに、一部の大規模プロジェクトが凍結される事態となった。鳩山前内閣は、「コンクリートから人へ」というキャッチフレーズを掲げ、2010 年度予算では公共事業関係予算を前年度比で 18.3%（1 兆 2,970 億円）の削減をした。しかし、分野ごとに内容を検討していくと、例えば「港湾整備」は 24.6%減少と大幅に削減されたかにみえるが、「スーパー中枢港湾」整備は 5.9%減にとどまるなど、“選択と集中”がより明確になった一面もある。

こうした公共事業の縮小と「見直し」、地方に対する一括交付金の使途が、国民生活に不可欠な社会資本の維持・補修などへの影響がどのように及んでいるかは今後のより詳細な検証が必要である。

図表 2-1-2-7 都道府県別受注金額

施工都道府県別

単位：百万円

	2000総数 (請負契約)	地域別 構成比率	国の機関	地方の機関	2008総数 (請負契約)	地域別 構成比率	国の機関	地方の機関	増減比 (請負契約)
総数	18 410 515	100.0%	5 736 321	12 674 194	9 740 534	100.0%	3 979 339	5 761 196	-47.1
01 北海道	1 349 816	7.3%	497 716	852 101	779 899	8.0%	352 059	427 840	-42.2
02 青森	347 896	1.9%	91 711	256 185	168 500	1.7%	72 252	96 248	-51.6
03 岩手	329 291	1.8%	72 602	256 690	162 035	1.7%	63 270	98 765	-50.8
04 宮城	386 176	2.1%	104 740	281 436	176 878	1.8%	61 552	115 326	-54.2
05 秋田	264 241	1.4%	51 782	212 459	120 411	1.2%	44 498	75 913	-54.4
06 山形	245 920	1.3%	73 034	172 886	95 217	1.0%	49 309	45 908	-61.3
07 福島	368 397	2.0%	66 041	302 357	157 018	1.6%	41 260	115 759	-57.4
08 茨城	425 230	2.3%	174 463	250 767	158 404	1.6%	75 896	82 507	-62.7
09 栃木	213 971	1.2%	42 033	171 938	198 325	2.0%	72 397	125 928	-7.3
10 群馬	240 142	1.3%	53 192	186 950	118 568	1.2%	33 890	84 677	-50.6
11 埼玉	500 960	2.7%	177 131	323 829	232 858	2.4%	99 457	133 400	-53.5
12 千葉	529 444	2.9%	221 886	307 558	326 331	3.4%	162 579	163 752	-38.4
13 東京都	1 244 699	6.8%	658 991	585 708	1 063 149	10.9%	413 837	649 312	-14.6
14 神奈川県	753 484	4.1%	316 859	436 625	361 973	3.7%	202 369	159 604	-52.0
19 山梨	189 271	1.0%	40 544	148 726	126 420	1.3%	41 520	84 900	-33.2
20 長野	452 061	2.5%	103 652	348 409	147 612	1.5%	67 751	79 860	-67.3
15 新潟	635 709	3.5%	145 610	490 099	352 907	3.6%	91 574	261 333	-44.5
16 富山	244 991	1.3%	62 801	182 190	173 510	1.8%	97 462	76 048	-29.2
17 石川	250 404	1.4%	55 452	194 952	118 122	1.2%	34 576	83 545	-52.8
18 福井	168 221	0.9%	32 244	135 977	160 749	1.7%	48 091	112 658	-4.4
21 岐阜	396 096	2.2%	149 103	246 992	177 809	1.8%	49 403	128 406	-55.1
22 静岡	554 521	3.0%	279 950	274 571	247 600	2.5%	100 606	146 994	-55.3
23 愛知	913 032	5.0%	363 624	549 409	569 396	5.8%	209 828	359 568	-37.6
24 三重	433 312	2.4%	94 152	339 159	157 126	1.6%	65 532	91 594	-63.7
25 滋賀	193 698	1.1%	71 192	122 506	97 695	1.0%	48 088	49 606	-49.6
26 京都	286 268	1.6%	106 520	179 748	151 753	1.6%	85 424	66 329	-47.0
27 大阪	660 448	3.6%	239 719	420 729	397 709	4.1%	235 269	162 440	-39.8
28 兵庫	816 123	4.4%	116 643	699 480	305 614	3.1%	140 972	164 642	-62.6
29 奈良	185 154	1.0%	38 512	146 642	67 684	0.7%	31 578	36 106	-63.4
30 和歌山	134 282	0.7%	30 278	104 003	80 800	0.8%	34 978	45 822	-39.8
31 鳥取	164 632	0.9%	40 221	124 410	76 464	0.8%	31 202	45 263	-53.6
32 島根	267 688	1.5%	87 787	179 900	186 605	1.9%	75 371	111 234	-30.3
33 岡山	232 455	1.3%	82 040	150 415	108 837	1.1%	40 202	68 635	-53.2
34 広島	383 132	2.1%	92 413	290 719	221 514	2.3%	102 801	118 712	-42.2
35 山口	222 450	1.2%	49 989	172 460	143 989	1.5%	43 587	100 401	-35.3
36 徳島	120 758	0.7%	31 547	89 212	56 674	0.6%	27 768	28 907	-53.1
37 香川	126 851	0.7%	33 832	93 019	54 530	0.6%	14 184	40 346	-57.0
38 愛媛	374 338	2.0%	71 758	302 580	119 475	1.2%	30 561	88 914	-68.1
39 高知	235 514	1.3%	62 655	172 859	77 564	0.8%	36 121	41 443	-67.1
40 福岡	628 321	3.4%	162 833	465 488	272 830	2.8%	109 796	163 035	-56.6
41 佐賀	184 087	1.0%	37 653	146 434	115 160	1.2%	46 133	69 027	-37.4
42 長崎	304 096	1.7%	62 017	242 079	134 866	1.4%	32 501	102 365	-55.7
43 熊本	276 723	1.5%	101 177	175 545	136 895	1.4%	57 595	79 300	-50.5
44 大分	250 297	1.4%	69 909	180 387	105 926	1.1%	31 055	74 871	-57.7
45 宮崎	349 781	1.9%	43 765	306 016	171 610	1.8%	69 682	101 928	-50.9
46 鹿児島	338 337	1.8%	92 132	246 205	162 706	1.7%	32 933	129 773	-51.9
47 沖縄	237 797	1.3%	82 412	155 385	142 820	1.5%	70 566	72 254	-39.9

出所：国土交通省：『建設工事受注動態統計調査報告』2000年度版、2008年度版より作成。

図表 2-1-2-8 都道府県別受注件数

施工都道府県別

	2000総数 (件数)	地域別 構成比率	国の機関	地方の機関	2008総数 (件数)	地域別 構成比率	国の機関	地方の機関	増減比 (件数)
総数	314 576	100.0%	45 341	269 235	163 042	100.0%	28 068	134 975	-48.2
01 北海道	24 958	7.9%	4 555	20 403	18 749	11.5%	4 932	13 816	-24.9
02 青森	6 241	2.0%	767	5 474	3 144	1.9%	507	2 637	-49.6
03 岩手	6 594	2.1%	746	5 848	2 722	1.7%	526	2 196	-58.7
04 宮城	6 331	2.0%	915	5 416	2 621	1.6%	592	2 029	-58.6
05 秋田	5 341	1.7%	592	4 750	1 865	1.1%	431	1 434	-65.1
06 山形	4 775	1.5%	867	3 909	2 072	1.3%	492	1 580	-56.6
07 福島	8 098	2.6%	715	7 384	4 142	2.5%	310	3 832	-48.9
08 茨城	8 215	2.6%	1 338	6 877	2 708	1.7%	686	2 023	-67.0
09 栃木	4 565	1.5%	471	4 094	4 956	3.0%	458	4 498	8.6
10 群馬	6 550	2.1%	604	5 947	3 396	2.1%	402	2 994	-48.2
11 埼玉	6 878	2.2%	1 263	5 615	4 060	2.5%	777	3 284	-41.0
12 千葉	7 549	2.4%	1 339	6 210	4 561	2.8%	813	3 748	-39.6
13 東京都	10 601	3.4%	3 508	7 094	7 539	4.6%	1 757	5 782	-28.9
14 神奈川県	9 513	3.0%	3 478	6 035	2 895	1.8%	712	2 183	-69.6
19 山梨	4 271	1.4%	295	3 976	2 359	1.4%	189	2 171	-44.8
20 長野	10 206	3.2%	886	9 320	2 994	1.8%	498	2 495	-70.7
15 新潟	14 005	4.5%	1 420	12 585	8 906	5.5%	825	8 081	-36.4
16 富山	6 591	2.1%	603	5 988	2 688	1.6%	471	2 217	-59.2
17 石川	4 548	1.4%	441	4 106	3 190	2.0%	245	2 944	-29.9
18 福井	3 662	1.2%	226	3 435	3 857	2.4%	220	3 637	5.3
21 岐阜	7 686	2.4%	1 111	6 575	4 475	2.7%	447	4 029	-41.8
22 静岡	8 649	2.7%	845	7 804	4 007	2.5%	725	3 282	-53.7
23 愛知	12 497	4.0%	1 360	11 137	7 898	4.8%	694	7 204	-36.8
24 三重	6 967	2.2%	553	6 414	2 684	1.6%	475	2 209	-61.5
25 滋賀	2 564	0.8%	587	1 977	990	0.6%	223	767	-61.4
26 京都	4 510	1.4%	552	3 958	1 732	1.1%	408	1 324	-61.6
27 大阪	8 484	2.7%	2 059	6 425	2 444	1.5%	733	1 711	-71.2
28 兵庫県	11 448	3.6%	930	10 518	4 940	3.0%	1 997	2 943	-56.8
29 奈良	1 950	0.6%	355	1 595	938	0.6%	163	775	-51.9
30 和歌山	2 601	0.8%	269	2 332	1 083	0.7%	210	873	-58.4
31 鳥取	3 519	1.1%	376	3 143	1 485	0.9%	282	1 203	-57.8
32 島根	5 088	1.6%	741	4 347	3 210	2.0%	440	2 770	-36.9
33 岡山	4 176	1.3%	700	3 476	2 512	1.5%	224	2 289	-39.8
34 広島	5 872	1.9%	918	4 954	3 343	2.1%	609	2 733	-43.1
35 山口	4 572	1.5%	407	4 165	2 392	1.5%	284	2 108	-47.7
36 徳島	2 056	0.7%	276	1 780	1 041	0.6%	263	778	-49.4
37 香川	2 575	0.8%	396	2 179	1 074	0.7%	156	917	-58.3
38 愛媛	9 385	3.0%	904	8 481	2 302	1.4%	275	2 027	-75.5
39 高知	5 518	1.8%	730	4 788	1 455	0.9%	321	1 134	-73.6
40 福岡	6 573	2.1%	1 438	5 134	4 892	3.0%	743	4 149	-25.6
41 佐賀	5 368	1.7%	648	4 720	2 667	1.6%	365	2 302	-50.3
42 長崎	4 882	1.6%	516	4 366	2 538	1.6%	261	2 277	-48.0
43 熊本	5 105	1.6%	743	4 363	2 189	1.3%	464	1 726	-57.1
44 大分	6 021	1.9%	698	5 323	2 206	1.4%	343	1 862	-63.4
45 宮崎	7 372	2.3%	584	6 788	3 910	2.4%	351	3 559	-47.0
46 鹿児島	6 832	2.2%	885	5 947	3 841	2.4%	412	3 429	-43.8
47 沖縄	2 813	0.9%	730	2 083	1 370	0.8%	358	1 012	-51.3

出所：国土交通省：『建設工事受注動態統計調査報告』2000年度版、2008年度版より作成。

第2章 全国と埼玉県における建設産業の動向と特徴

第1節 全国と埼玉県の生産額における動向と特徴

図表 2-2-1-1 全国の全産業生産に対する建設業生産の割合

単位：百万円

年度	全産業①	1996年度比	建設業②	1996年度比	②/①
1996	478,575,767	100.0	44,103,419	100.0	9.2
1997	472,207,251	98.7	39,659,983	89.9	8.4
1998	469,955,753	98.2	38,848,774	88.1	8.3
1999	471,857,300	98.6	37,795,303	85.7	8.0
2000	486,324,519	101.6	36,591,466	83.0	7.5
2001	481,624,475	100.6	34,405,262	78.0	7.1
2002	486,858,289	101.7	32,542,786	73.8	6.7
2003	494,208,993	103.3	30,511,413	69.2	6.2
2004	501,482,162	104.8	30,515,428	69.2	6.1
2005	515,314,934	107.7	29,140,275	66.1	5.7
2006	523,257,661	109.3	28,594,121	64.8	5.5
2007	528,164,962	110.4	25,938,393	58.8	4.9

注：ここで云う生産は、GDP と訳される国内総生産（国内生産活動の結果生み出された付加価値の総額）で云う生産のことで、それを全産業、県産業、建設業を指標としてまとめたもの。

出所：内閣府「県民経済計算－実質」より作成。

図表 2-2-1-2 埼玉県の全産業生産に対する建設業生産の割合

単位：百万円

	県全産業①	1996年度比	県建設業②	1996年度比	②/①
1996	18,601,079	100.0	1,589,047	100.0	8.5
1997	18,552,574	99.7	1,459,701	91.9	7.9
1998	18,288,853	98.3	1,398,969	88.0	7.6
1999	18,442,788	99.1	1,379,071	86.8	7.5
2000	19,090,683	102.6	1,286,943	81.0	6.7
2001	18,738,557	100.7	1,205,401	75.9	6.4
2002	18,999,936	102.1	1,144,777	72.0	6.0
2003	19,455,227	104.6	1,113,549	70.1	5.7
2004	20,073,884	107.9	1,182,214	74.4	5.9
2005	20,600,376	110.7	1,114,654	70.1	5.4
2006	20,895,416	112.3	1,062,262	66.8	5.1
2007	21,074,102	113.3	978,644	61.6	4.6

出所：図表 2-1-1-1 に同じ。

全産業生産に占める建設業生産の割合は、全国、埼玉県とも 1996 年度以降連続して減少し続けている。1996 年度と 2007 年度の比較では、全国が 9.2% から 4.9%、埼玉県が 8.5% から 4.6% とほぼ 2 分の 1 である。建設産業の衰退を顕著に表しているとい

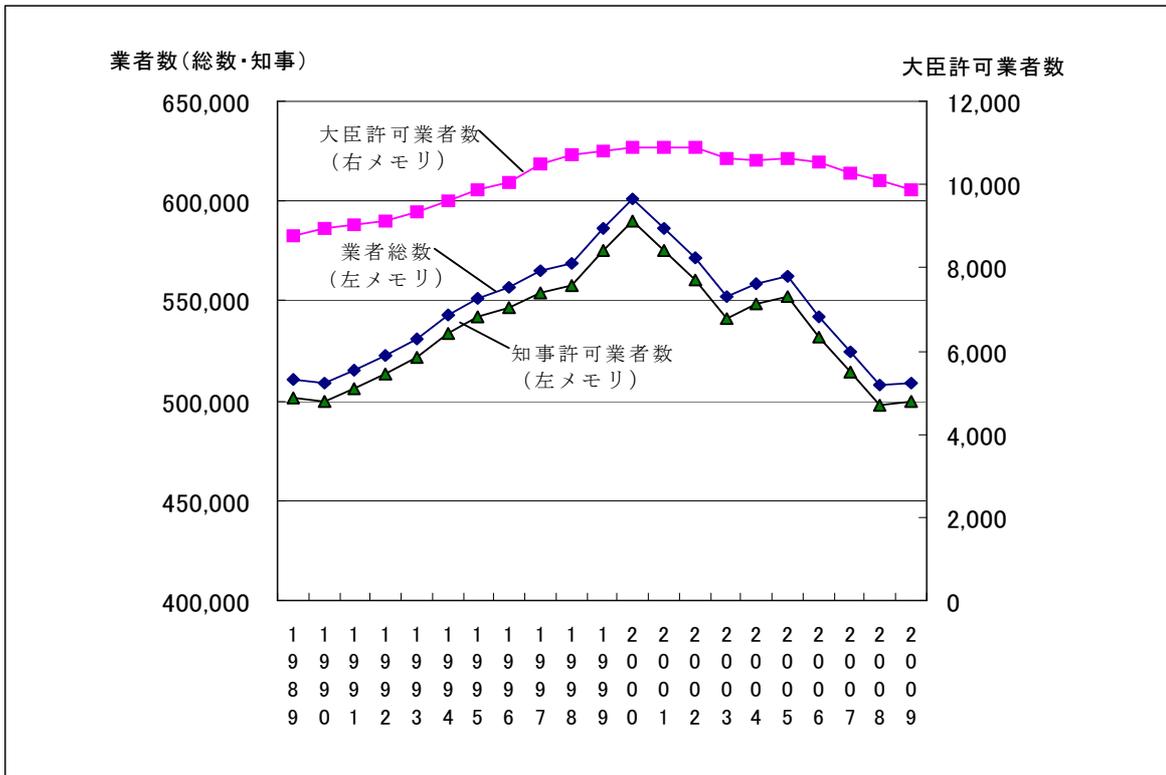
える。

生産の推移で見ると全産業と建設業では全く異なった変化が見られる。全国の1996年度比では、全産業は僅かではあるが増加傾向を示し2007年度は113.3%、である。しかし建設生産は年々減少し、2007年度は58.8%である。この傾向は埼玉県においても全く同様であり、県全産業生産の2007年度における1996年度比は113.3%、同じく建設生産は61.6%である。

以上から明らかになったことは、建設産業の急激な衰退の過程であり、日本産業の総生産に占める建設産業の地位の低下である。政府の不況対策等で何とか持ちこたえる日本の産業にあって、建設産業は取り残され、不況の煽りをまともに受けた結果であると考えられる。

第2節 全国と埼玉県の建設業者数・就業者数にみる動向と特徴

図表 2-2-2-1 建設業許可業者数の推移（全国）

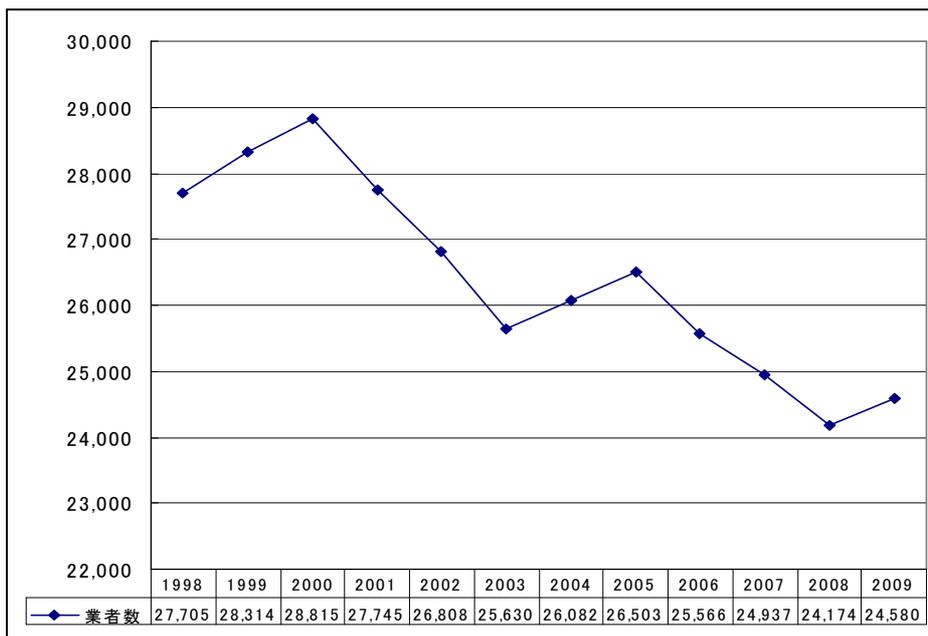


注：1994年12月に建設業許可の有効期間が3年から5年に延長された。2004、2005年度および2009年度の業者数の増加は、有効期間の変更により許可更新を迎える業者数が少ないことにより失効件数が減少したためと考えられる。

出所：国土交通省「建設業許可業者数調査の結果についてー建設業許可業者の現況」(各年3月末現在)。

全国の建設業許可業者数は2000年の600,980社をピークに減少傾向に入り、2009年は509,174社となり約91,806社(15.3%)減少した。グラフで明らかなおとおり、減少の殆どは知事許可業者であり、大臣許可業者の減少は少ない。減少したのは主に小零細業者であることがわかる。

図表 2-2-2-2 建設業許可業者数の推移（埼玉県）



出所：国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について－建設業許可業者の現況」（各年3月末現在）。

埼玉県においても全国と全く同様の傾向を表している。2000年の28,815社が2009年は24,580社となり、4,235社（14.7%）減少した。

図表 2-2-2-3 埼玉県内の建設業許可業者数（3月1日現在）

		一般建設業	特定建設業	純計
2003年	知事許可	24,973社	898社	25,359社
	大臣許可	196社	130社	271社
	合計	25,169社	1,028社	25,630社
2004年	知事許可	25,402社	909社	25,796社
	大臣許可	209社	138社	286社
	合計	25,611社	1,047社	26,082社
2005年	知事許可	25,797社	922社	26,202社
	大臣許可	213社	150社	301社
	合計	26,010社	1,072社	26,503社
2006年	知事許可	24,850社	931社	25,263社
	大臣許可	213社	153社	303社
	合計	25,063社	1,084社	25,566社
2007年	知事許可	24,206社	940社	24,632社
	大臣許可	215社	156社	305社
	合計	24,421社	1,096社	24,937社
2008年	知事許可	23,437社	912社	23,860社
	大臣許可	227社	156社	314社
	合計	23,664社	1,068社	24,174社
2009年	知事許可	23,950社	904社	23,361社
	大臣許可	222社	150社	308社
	合計	24,172社	1,054社	24,669社

注：純計とは、1つの業者が一般建設業と特定建設業の許可を同時に受けている場合があるので、これを除外した実数値である。

出所：埼玉県HP「建設工事の主な指標」より作成。

埼玉県内の建設業許可業者の変化を 2009 年度の対 2003 年度比で見てみる。一般建設業は▲997 社、内知事許可が▲1,023 社、大臣許可が+26 社である。特定建設業は+26 社、内知事許可が+6 社、大臣許可が+20 社である。業者が減少しているのは中小零細企構成される知事許可の一般建設業であり、企業規模の大きい特定建設業と大臣許可業者は減少していない。埼玉県においても全国と同様に建設業の淘汰が中小零細企業で進行していることがわかる。

図表 2-2-2-4 全産業に占める建設業の割合（業者数）

年度		全産業①	1999 年度比	建設業②	1999 年度比	②/①
1999	全国	6,203,249	100.0	612,150	100.0	9.9
	埼玉県	260,667	100.0	29,365	100.0	11.3
2001	全国	6,304,431	101.6	606,944	99.1	9.6
	埼玉県	265,516	101.9	28,833	98.2	10.9
2004	全国	5,728,492	92.3	564,352	92.2	9.9
	埼玉県	238,628	91.5	26,641	90.7	11.2
2006	全国	5,869,339	94.6	548,861	89.7	9.4
	埼玉県	253,594	97.3	26,779	91.2	10.6

出所：総務省「事業所・企業統計調査」より作成。

図表 2-2-2-5 全産業に占める建設業の割合（従業者数）

年度		全産業①	1999 年度	建設業②	1999 年度比	②/①
1999	全国	53,806,580	100.0	5,089,500	100.0	9.5
	埼玉県	2,275,605	100.0	191,034	100.0	8.4
2001	全国	58,280,751	108.3	4,943,615	97.1	8.5
	埼玉県	2,484,596	109.2	191,465	100.2	7.7
2004	全国	52,067,396	96.8	4,382,413	86.1	8.4
	埼玉県	2,244,443	98.6	173,880	91.0	7.7
2006	全国	56,782,204	105.5	4,144,037	81.4	7.3
	埼玉県	2,495,285	109.7	174,782	91.5	7.0

出所：総務省「事業所・企業統計調査」より作成。

全産業に占める建設業者数の割合は、2006 年度で全国が 9.4%、埼玉県は 10.6%で全国より 1.2 ポイント高くなっている。1999 年度以降同様の傾向である。同じく従業者数で見ると、2006 年度で全国が 7.3%、埼玉県は 7.0%で 0.3 ポイントであるが全国のほうが高くなっている。全国のほうが高いという傾向は 1999 年度以降同様である。業者数が多く、従業者数が少ないということは、小零細企業が多いということが考えられる。埼玉県は公共事業に頼る小零細建設業者が全国平均より多いという見方ができる。

建設業者数は 1999 年度を 100 とした 2006 年度は全国で 89.7%、10.3%の減少である。同じく従業者数は 81.4%、18.6%の減少である。業者数の減少率に比べ従業者の減少率が高いということは、従業者の多い大企業において人減らしが行なわれたことが考えられる。

同じく埼玉県においては建設業者数は 91.2%で 8.8%の減少、従業者は 91.5%で 8.5%の減少である。業者数と従業者数が同じ率で減少している。埼玉県は大規模建設業者が少ないため全国とは異なった傾向を示している、と考えられる。

図表 2-2-2-6 埼玉県の業態別建設業者数

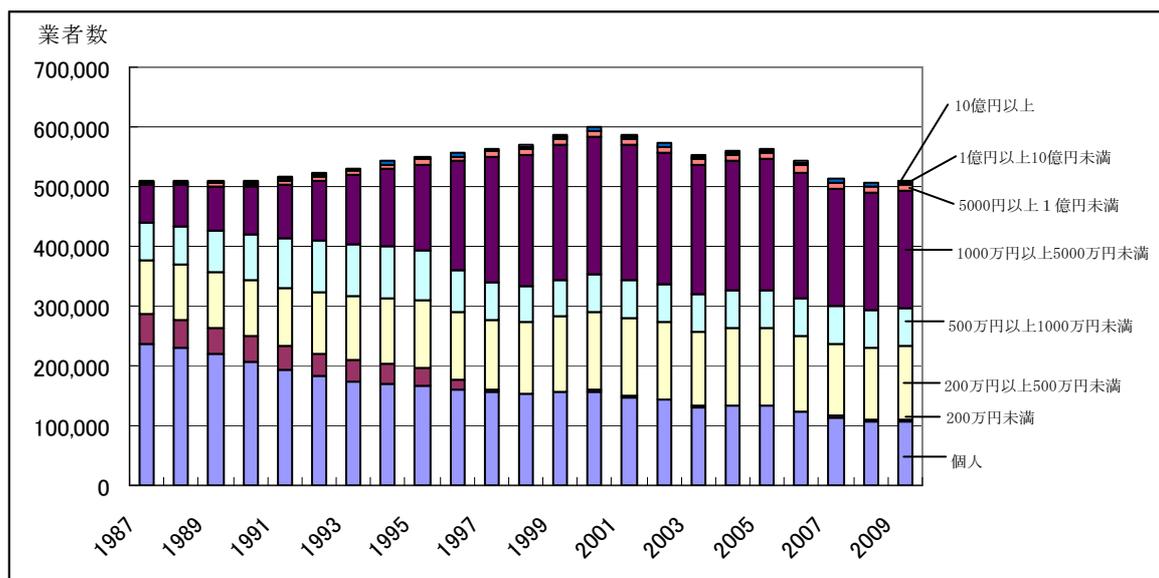
年度	建設業	総合建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	設備工事業
1999	29,365	11,268	11,527	6,570
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2001	28,833	9,906	12,116	6,811
	98.2%	87.9%	105.1%	103.7%
2004	26,641	9,482	10,707	6,452
	90.7%	84.1%	92.9%	98.2%
2006	26,779	9,639	10,499	6,641
	91.2%	85.5%	91.1%	101.1%

出所：総務省「事業所・企業統計調査」より作成。

埼玉県の業態別建設業者数の変化をしてみると、2006年度の1999年度比では建設業全体で91.2%であるが、総合工事業が85.5%、職別工事業が91.1%、設備工事業が101.1%である。総合工事業と職別工事業で減少し、設備工事業は増加している。公共工事においては土木工事の占める割合が大きく、公共工事の減少により総合工事業と下請業者が倒産や廃業に追い込まれたことがその大きな要因ではないかと思われる。

第3節 全国と埼玉県の企業規模にみる動向と特徴

図表 2-2-3-1 資本金階層別建設業許可業者数の推移（全国）



出所：国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について－建設業許可業者の現況」(平成 21 年 3 月末)。

資本金階層別に業者数の推移を見てみると、個人と資本金 200 万円未満が大きく減少し、200 万円以上 1,000 万円未満は変化が少なく、1,000 万円以上 5,000 万円未満が大きく増えている。2009 年で見ると個人が 20.8%、200 万円未満が 0.7%、200 万円以上 500 万円未満が 24.2%、500 万円以上 1,000 万円未満が 12.7%、1,000 万円以上 5,000 万円未満が 38.2%、5,000 万円以上 1 億円未満が 2.2%、1 億円以上 10 億円未満が 0.9%、10 億円以上が 0.3%である。500 万円未満で 45.7%、1,000 万円未満で 58.4%、5,000 万円未満で 96.6%であり、建設産業が中小零細企業で構成されていることがわかる。

図表 2-2-3-2 資本金階層別建設業者数

	全国				埼玉県			
	2001 年		2008 年		2001 年		2008 年	
	業者数	構成比	業者数	構成比	業者数	構成比	業者数	構成比
全体	299,340	100.0	280,023	100.0	14,770	100.0	14,224	100.0
300 万円未満	689	0.2	1,758	0.6	8	0.1	131	0.9
300 ～500 万円未	99,622	33.3	94,903	33.9	6,015	40.7	5,883	41.4
500 ～1,000 万円未	45,879	15.3	43,245	15.4	2,550	17.3	2,400	16.9
1,000 ～3,000 万円未	127,647	42.6	114,776	41.0	5,531	37.4	5,103	35.9
3,000 ～5,000 万円未	17,795	5.9	17,674	6.3	403	2.7	432	3.0
5,000 ～1 億円未	5,755	1.9	5,950	2.1	201	1.4	216	1.5
1 ～3 億円未	1,183	0.4	1,039	0.4	47	0.3	40	0.3
3 ～10 億円未	456	0.2	414	0.1	13	0.1	17	0.1
10 ～50 億円未	207	0.1	163	0.1	2	0.0	1	0.0
50 億円以上	107	0.0	101	0.0	-	-	1	0.0

注：図表 2-2-3-1 から個人事業者を除いても建設業許可業者数が上記の総務省統計よりかなり多い。建設業として実際に企業活動している建設業者数は「事業所・企業統計」の方が実態であり、ほとんど建設業者として企業活動をしていない許可業者（サービス業者や不動産業者など）が多いことが指摘できる。

出所：総務省「事業所・企業統計調査」（調査は毎年10月1日現在）より作成。

2001 年と 2008 年の建設業者数の変化を資本金階層別に見ると、その構成比は全国、埼玉県ともあまり変化はない。

2008 年の資本金構成比を 500 万未満で見ると全国が 34.5%埼玉県が 42.3%、1,000 万円未満では全国が 49.9%埼玉県が 59.2%、3,000 万円未満では全国が 90.9%埼玉県が 95.1%である。埼玉県は中小零細業者数の割合が全国平均よりかなり高いことがわかる。

図表 2-2-3-3 資本金階層別公共工事受注金額（全国）

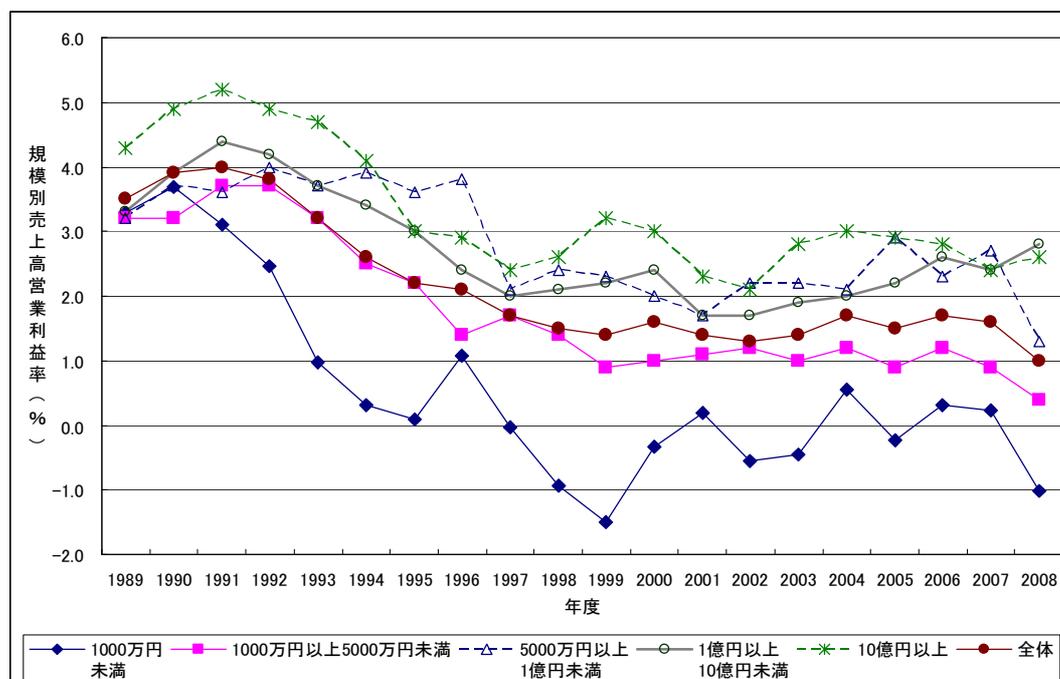
単位：百万円

資本金階層	2000 年度		2008 年度		2008/2000 比率
	金額	比率	金額	比率	
全体	18,410,515	100.0	9,740,534	100.0	52.9
個人	140,417	0.8	118	0.0	0.1
500 万円未満	139,567	0.8	8,519	0.1	6.1
500～1,000 万円未満	287,367	1.6	81,942	0.8	28.5
1,000～3,000 万円未満	4,110,958	22.3	1,924,949	19.8	46.8
3,000～5,000 万円未満	2,548,782	13.8	1,416,656	14.5	55.6
5,000 万円～1 億円未満	1,748,403	9.5	1,100,362	11.3	62.9
1 億円～10 億円未満	1,693,401	9.2	997,032	10.2	58.9
10 億円～50 億円未満	1,284,506	7.0	764,591	7.8	59.5
50 億円以上	6,457,113	35.1	3,446,366	35.4	53.4

出所：国土交通省「建設工事受注動態統計調査報告」より作成。

資本金階層別の受注工事金額を 2000 年度と 2008 年度の比較で見てみる。資本金 1,000 万円未満の業者の受注比率は 2000 年度が 3.2%、2008 年度が 0.9%である。資本金 1 億円以上の業者の受注比率は 2000 年度が 51.3%、2008 年度が 53.4%である。資本金 1,000 万円未満の小零細業者がシェアを減らし、1 億円以上の大企業のシェアが増えている。2008 年度の対 2000 年度比率を見ても、資本金 1,000 万円以上の業者は 50～60%程度であるが 1,000 万円未満の業者は 0.1～28.5%と激減している。小零細業者の受注工事量の減少が顕著である。

図表 2-2-3-4 建設業の規模別売上高営業利益率の推移



出所：財務省「法人企業統計」より作成。

建設業の規模別売上高営業利益率の推移では、平成3年度以降全ての規模で低下しているが、資本金1,000万円未満の企業の下落が際立って大きく、10億円以上の企業は営業利益率が高く、下落の幅が小さいことがわかる。企業規模が小さいほど不況の影響度合いが大きいことが明らかである。

第4節 全国の企業倒産の動向と特徴

図表 2-2-4-1 産業別企業倒産件数（全国）

産業別分類	2003年	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
農林漁鉱業	114	95	84	86	80	86
建設業	4,625	3,856	3,790	3,875	4,090	4,540
製造業	2,542	2,102	1,934	1,872	2,093	2,540
卸売業	2,544	2,073	1,826	1,926	2,095	2,315
小売業	1,791	1,604	1,720	1,784	1,828	1,839
金融保険業	69	57	110	57	87	107
不動産業	570	502	485	445	480	625
運輸業	548	439	463	421	478	635
情報通信業	348	277	290	346	388	501
サービス他	2,315	2,181	2,468	2,525	2,747	2,958
合計	15,466	13,186	13,170	13,337	14,366	16,146

出所：東京商工リサーチ調べ。

図表 2-2-4-2 産業別企業倒産金額（全国）

産業別分類	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
農林漁鉱業	81,442	103,728	40,948	175,271	40,396	27,828
建設業	1,494,610	874,284	874,398	709,253	837,560	1,398,357
製造業	1,187,603	575,018	652,768	617,877	700,901	1,263,564
卸売業	954,368	743,294	431,478	410,438	548,589	741,391
小売業	445,655	372,472	249,845	308,768	273,643	426,305
金融保険業	502,852	131,629	376,487	54,250	337,068	5,994,351
不動産業	2,470,087	1,444,970	1,607,236	1,431,135	1,170,724	2,846,824
運輸業	261,515	105,969	146,272	92,318	110,895	161,115
情報通信業	172,869	46,979	170,554	125,579	177,567	218,180
サービス他	2,696,881	2,863,888	1,572,027	1,521,365	1,598,196	940,996
合計	10,267,882	7,262,231	6,122,013	5,446,254	5,795,539	14,018,911

出所：東京商工リサーチ調べ。

建設業の企業倒産は2003年度以降毎年3,800～4,600件前後で推移しており、産業別件数では毎年トップである。金額においても不動産業に次ぐ高額となっている。

第3章 地方自治体における入札制度の動向と特徴

第1節 国が進める入札制度改革の背景

ここ10年ほどの間に国及び地方公共団体の入札制度は大きく変貌し、現在もその変貌は進行形である。

この間に行なわれた入札制度改革の背景となった問題は何か、問題解決のための課題と課題達成のためにどのような制度改革が行なわれてきたのか、主に政府が講じてきた対策に基づいて以下に整理する。

この間の国あるいは関係団体等の法律、通達、提言には以下のようなものがある。

図表 2-3-1-1 入札制度に関する主な法律、通達等

2000年11月27日	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
2004年9月	公共工事調達制度のあり方に関する提言（日建連、土工協、建設業協会）
2005年3月31日	公共工事の品質確保の促進に関する法律
2006年4月14日	いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について（官房長 総合政策局長）
2006年12月8日	緊急公共工事品質確保対策について（国土交通省）
2006年12月18日	都道府県の公共調達改革に関する指針・緊急報告（全国知事会）
2007年9月21日	入札契約制度の改革について（提言）（中央建設業審議会）
2008年3月28日	公共工事の品質確保に関する当面の対策について（国土交通省大臣官房長）
2008年3月31日	公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（総務省、国交省）
2008年9月12日	建設業における『安心実現のための緊急総合対策』の適切な実施について（総務省、国交省）
2009年3月	公共工事設計労務単価のあり方について・報告（公共工事設計労務単価のあり方検討会）
2009年3月31日	地域建設業の振興に係る緊急対策（国土交通省）
2009年4月3日	公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について（総務省、国交省）

国が急速に進めてきた入札制度改革の背景には、長期化した不況による建設業者の経営の疲弊が、公共事業に悪影響を与える様々な問題を発生させていること、更に官製談合の頻発、特に2006年に福島県、和歌山県、宮城県の知事が関与した官製談合に対し社会の厳しい批判が起こったこと等がある。

前表の入札制度改革関連の法律あるいは通達等から、その背景となった問題点は何かを以下詳しく見てみる。

図表 2-3-1-2 法律、提言等にみられる入札制度を巡る問題点

法律等	要点(問題点)
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について (2005. 8. 26) (閣議決定)	(公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項) ・公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、 <u>工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者が存在することも公共工事の品質低下に関する懸念の一つとなっている。こうしたことから、公共工事の品質確保を促進するための対策を講じる必要がある。</u>
公共工事の入札及び契約の適正化の推進について (2008. 3. 31) (総務省、国交省)	3. ダンピング受注の防止の徹底等 いわゆるダンピング受注は、 <u>工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから(略)以下の対策を実施することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。</u>
建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について (2008. 9. 12) (総務省、国交省)	建設業は、 <u>地域産業の中核として大きな役割を果たしているところですが、多くの雇用を維持してきた地域の有力な建設業者の倒産が相次いでいること等により、地域経済の疲弊が著しくな</u> ってきております。
公共工事設計労務単価のあり方について・報告 (2009. 3) (公共工事設計労務単価のあり方検討会)	基本的考え方 ・公共工事においては、 <u>ダンピング受注が多発し、落札率が低下している。そうした影響もあって、下請企業や労働者にしわ寄せが行われ、公共工事に従事する労働者の賃金が下がり、賃金の支払実態を調査している公共工事設計労務単価も低下することとなる。それを基に積算されることから予定価格が低下するといった、負のスパイラルともいえるべき状況となっている。</u>
都道府県の公共調達改革に関する指針・緊急報告 (2006. 12. 18) (全国知事会)	1 基本的な考え方 談合は事実上税金の詐取であり、言うまでもなく犯罪である。 <u>とりわけ公務員が関与する官製談合は、地方行政にたいする住民の信頼を損なう極めて重大な問題である。</u> 今回摘発されたような官製談合を防止するため、本プロジェクトチームは、官製談合の防止策、制度改革等について指針をとりまとめた。各都道府県は、この指針に沿って改革に真摯に取り組むことにより、失墜した地方自治への信頼回復に努める。

注：アンダーラインは当研究所。

上記の表は法律、提言等に示された入札制度改革の背景となった問題点を抽出したものである。問題点を整理すると以下ようになる。

- ・受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増している。
- ・ダンピング受注は工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねない。
- ・ダンピング受注は公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害する恐れがある。
- ・地域の有力な建設業者の倒産が相次いでいること等により、地域経済の疲弊が著しくなっている。
- ・ダンピング受注の影響で下請企業や労働者にしわ寄せが行なわれ、公共工事に従事する労働者の賃金が下がり、公共工事設計労務単価も低下することとなる。それを基に積算される予定価格が低下する。
- ・公務員が関与する官製談合は地方行政に対する住民の信頼を損なう極めて重大な問題で

ある。

次に、これらの問題に対処するためどの様な対策が講じられたのかをしてみる。

第2節 入札制度改革の課題と対策

行政が講じた対策を「問題解決のための課題」と「課題達成のための入札制度改革」に分けて整理する。

図表 2-3-2-1 法律・通達等に見られる入札制度改革の課題

法律等	要点（問題解決の課題）
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（2000. 11. 27）	（第一条） （略）公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。 （第三条） 一入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明化が確保されること。 二入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。 三入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。 四契約された公共工事の適正な施工が確保されること。（施工体制台帳の提出等）
入契法の附帯決議（2000. 11. 17） （参議院国土・環境委員会）	政府は、本法の施行に当り、次ぎの諸点について適切な措置を講じ、適正化指針の策定等その運用に遺憾なきを記すべきである。 6. 不良業者を排除する一方で、技術と経営に優れた企業の育成に努め、地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われるよう努めること。
公共工事の品質確保の促進に関する法律（2005. 3. 31）	（基本理念） 2. 公共工事の品質は、（略）経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。 4・公共工事の品質確保に当っては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての的確性を有しない建設業者が排除されること等の入札契約の適正化が図られるように配慮されなければならない
公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（2008. 3. 31） （総務省、国交省）	3. ダンピング受注の防止の徹底等 いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから（略）以下の対策を実施することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。
建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について（2008. 9. 12） （総務省、国交省）	建設業が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行う必要があります。
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（1966. 6. 30）	（受注機会の増大の努力） ・国等の契約を締結するに当っては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。 （地方公共団体の施策） ・地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

注：アンダーラインは当研究所。

図表 2-3-2-2 課題達成のための入札制度改革

法律等	要点（入札制度改革）
<p>公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 （2001. 3. 9閣議決定 2006. 5. 23改定）</p>	<p>（情報公開に関すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の事前公表には弊害が指摘されている。弊害が生じた場合には事前公表の取りやめを含む適切な対応を行う。 ・ 最低制限価格および最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表については、抽選落札増加等の弊害が生じないように取り扱う。 <p>（一般競争入札の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性・透明性が高く不正の起こりにくい一般競争入札の拡大を図る。 <p>（総合評価の拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価方式の速やかな拡大を図る。 <p>（適切な競争参加資格の設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争参加資格の設定に際しては工事実績、工事成績、等の企業情報を適切に活用する。 ・ 地域要件の設定は過度に競争性を低下させるような運用とならないように留意する。 <p>（共同企業体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独の有資格者がいるときは、これを入札に参加させるよう努める。 <p>（分離発注）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事コスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえ、その活用に努める。 <p>（ダンピング防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダンピング受注は建設業の健全な発達を阻害するとともに、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底に繋がりがやいことから低入札価格調査制度、最低制限価格制度を活用してダンピング受注の排除を図る。
<p>公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について （2005. 8. 26 閣議決定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい低価格入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。公共工事の品質確保を図るため、発注者が競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする（総合評価方式）が原則である。
<p>公共工事の品質確保の促進に関する当面の対策について（2008. 3. 28 閣議決定）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合評価方式の徹底 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国の調達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度以降に新規に発注する工事は原則総合評価方式をとする。 (2) 地方公共団体の調達：総合評価方式の導入・拡大。 2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業へのしわ寄せ防止。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国の調達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札ボンドの拡大を図る。 ・ 地場産業育成のため下位等級業者の上位等級工事への参入機会を拡大。 ・ 適切に地域要件を設定する。 ・ 下請け企業の能力を適切に評価するため、専門工事部分の評価を行う。 (2) 地方公共団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格等の事後公表への移行を促進する。 ・ 適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進する。 3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国の調達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積りを活用する積算方式を導入・拡大する。 ・ 施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大を図る。 (2) 地方公共団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際には低入札価格調査制度と価格による失格基準の併用を促進する。

法律等	要点（入札制度改革）
<p>公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（2008. 3. 31） （総務省、国交省）</p>	<p>1. 一般競争入札の拡大 2. 総合評価方式の導入・拡充 （1）特別簡易型総合評価方式等の活用 （2）総合評価方式に係る意見聴取手続きの簡素化等 （3）総合評価方式の結果公表の徹底等 3. ダンピング受注の防止の徹底等 （1）低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用 ・低入札価格調査制度の運用に当っては失格基準の設定に努める （2）低入札価格調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置 ・工事内訳書の提出、工事重点監督の実施、建設業者への立入調査、配置技術者の増員、履行保証割合の引上げ、入札ボンドの活用。 （3）予定価格の適切な設定 ・歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと 4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備 （1）適切な競争参加資格の設定 ・過去の工事実績および成績、地域要件等の競争参加条件を適切に講じる （2）市場機能を活用した入札ボンドの導入について ・適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備する入札ボンドの導入をすすめる。 5. 予定価格等の公表の適正化 ・予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行う ・最低制限価格の事前公表の取りやめ等の対応を行う 9. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進</p>
<p>中小企業者に関する国等の契約の方針（2008年度）</p>	<p>（7）分離・分割発注の推進 ・国等は価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注する ・なおコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されている。かかる要請を前提として分離・分割発注を行うこと （9）価格と品質が総合的に優れた調達推進 ・国等は総合評価方式の導入・拡大に努めること ・国等による低入札価格調査制度及び地方公共団体における最低制限価格制度の適切な活用、予定価格や最低制限価格等の事後公表への移行の促進 （11）中小建設業者に対する配慮 ・国等は中小工事の早期発注等に配慮し、受注機会の増大に努める ・指名競争に際しては極力同一資格等級内の者による競争を確保するが、優良な工事成績を上げた業者には、上位の等級の工事に参加できるよう努める ・共同による請負の適切な活用の一層の推進により、中小業者の受注機会の増大に努めつ ・地元業者、専門工事業者等の中小業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事は極力分離・分割発注に努める</p>

図表 2-3-2-1 は指摘された問題を解決するためには何が課題となるのか、図表 2-3-2-2 はその課題を達成するためにはどのような入札制度改革が必要かを、法律・通達等から抽出したものである。

国が推進してきた入札制度における「問題解決のための課題」と「課題達成のための入札制度改革」を簡潔にまとめると以下のようなようになる。

図表 2-3-2-3 国が推進する主な入札制度改革と達成課題

問題解決のための課題	課題達成のための入札制度改革
入札及び契約の透明性の確保	・一般競争入札の拡大
公正な競争の促進	・一般競争入札の拡大 ・予定価格、最低制限価格の事前公表の取りやめ ・工事内訳書の提出
談合等の不正行為の排除	・一般競争入札の拡大 ・総合評価方式の導入
適正な施工の確保	・競争参加資格の設定に工事実績、工事成績等の活用 ・総合評価方式の導入・拡大
地域の優良な中小・中堅建設業者の受注機会の確保	・地域要件の設定 ・共同企業体による施工 ・分離・分割発注の活用 ・下位等級業者の上位等級工事への参入機会の拡大
受注者としての的確性を有しない建設業者の排除	・入札ボンドの導入 ・総合評価方式の導入
ダンピング受注の排除	・最低制限価格制度の活用 ・低入札価格調査制度の活用と失格基準の導入 ・総合評価方式の導入・拡大 ・工事内訳書の提出 ・予定価格、最低制限価格の事前公表の取りやめ
適正価格での契約	・歩切りの排除 ・(設計労務単価のあり方検討)
中小企業の受注機会の増大の確保	・分離・分割発注の活用 ・同一資格内での競争 ・共同企業体の活用
建設労働者の賃金・労働条件の確保	・(公契約条例の制定)

国が推進してきたこの間の入札制度改革の特徴的な変貌として①指名競争入札から一般競争入札へ、②落札者の決定方式を価格のみの評価から価格と技術力等の総合的な評価へ、の2点が指摘できる。

なお上記表の「建設労働者の賃金・労働条件の確保」について、政府としてこの課題への直接的な対応策は講じられていないが、野田市の公契約条例制定を先例に、地方自治体を中心に公契約条例に向けた活発な取組が行なわれている。

また、これも政府の入札制度改革とは異なるものの、注目すべき動きとして、現行の設計労務単価の設定方法について再検討が行なわれた。

以上のような行政の動向を念頭に、第3部以降の埼玉県の公共工事について検討をすすめる。

第3部 埼玉県発注公共工事の推移と特徴

はじめに

埼玉県発注工事について、1999年度から2008年度の「入札情報データ」にもとづき分析を行なった。2008年度の分析のために収集したデータは、埼玉県の2008年度の建設工事契約実績データ、および埼玉県入札参加申請者名簿、その他情報公開請求にもとづく各種データ、県ホームページからの資料である。

建設工事契約実績データ（総務部入札審査課建設情報システム担当作成）は対象年度、当初年度、JV、業者番号、業者名、業者区分、県内外、業種コード、業種名称、格付、発注標準、入札対象額（税込）、予定価格（税込）、落札額（税込）、最低制限価格（税込）、調査基準価格（税込）、総契約額（税込）、当年契約額（税込、特定JVの場合振り分け）、入札方式名称、契約始期、契約終期、完成年月日、工事成績、部局コード、部局名称、発注課所コード、発注課所、工事番号、工事名、工事場所が記載された一覧表である。

情報公開では、「平成20年度 総合評価方式による発注工事（事例）」「平成20年度 総合評価方式 逆転件数内訳」「平成20年度 総合評価方式による発注工事（入札・見積結果）」「平成20年度入札不成立案件一覧表」「平成21・22年度建設工事入札参加資格者業種別格付別業者数（全業者）」「平成18年度から平成20年度の入札不成立（不調・不落）結果」を入手した。

2008年度の埼玉県発注公共工事分析はこれらデータと過年度の当研究所で実施した埼玉県発注公共工事分析を加工、組み合わせ過去10年間（一部除く）推移をみながら経年変化の中で2008年度の埼玉県の公共工事分析を行なった。

なお分析にあたり、2006年度以降のデータから変更契約および追加工事については除外して集計している。県公表のデータと当分析データとの差異はここに起因する。また分析において引用している国土交通省作成『建設工事受注動態統計調査報告』については、1件あたり500万円以上の工事の統計である。

第1章 埼玉県発注工事の入札・契約面からみた特徴

埼玉県発注工事を入札参加者との関係や入札形態、落札率など主に入札・契約面からの特徴をみることにする。

第1節 入札参加登録業者と受注業者との関係の推移と特徴

図表 3-1-1-1

入札参加申請登録業者数と受注業者との関係

単位：業者・%

		登録業者数	受注業者数	受注比率
2002年度	県内業者	3,520	1,163	33.0
	県外業者	1,760	182	10.3
	経常JV	61	12	19.7
	合計	5,341	1,357	25.4
2003年度	県内業者	3,440	1,121	32.6
	県外業者	1,649	161	9.8
	経常JV	46	3	6.5
	合計	5,135	1,285	25.0
2004年度	県内業者	3,440	1,055	30.7
	県外業者	1,647	152	9.2
	経常JV	46	0	0.0
	合計	5,133	1,207	23.5
2005年度	県内業者	3,652	1,094	30.0
	県外業者	1,776	144	8.1
	経常JV	35	2	5.7
	合計	5,463	1,240	22.7
2006年度	県内業者	3,362	1,090	32.4
	県外業者	1,505	181	12.0
	経常JV	35	1	2.9
	合計	4,902	1,272	25.9
2007年度	県内業者	3,139	1,043	33.2
	県外業者	1,324	153	11.6
	経常JV	49	0	0.0
	合計	4,512	1,196	26.5
2008年度	県内業者	3,175	1,019	32.1
	県外業者	1,349	153	11.3
	経常JV	27	0	0.0
	合計	4,551	1,172	25.8

02年度から08年度まで7年間の入札参加申請登録業者と受注業者との関係を県内、県外、経常JVとの関係でみる。

まず、登録業者総数で見ると、02年度の5,341社から08年度の4,551社へと790社、約15%の減少となっている。これは県発注工事の全体的減少に伴い、入札参加申請を行なっても受注競争が激しく年間ほとんど受注できない、又は低価格受注を余儀なくされるなどの理由により戦意喪失した業者が増加していることが推測される。特に県外業者では02年度の1,760社から08年度1,349社へと漸減しているが、県内業者優先という行政側の地域要件重視政策や大型案件の減少が影響しているものとみられる。また、経常JVも受注案件の減少とともに登録業者も大きく減少している。県内業者は02年度の3,520社から08年度の3,175社へと約10%の減少だが、県内業者が

県発注工事の受注をあきらめることは県外工事を受注することが困難だけに痛手は大きいと推測される。

一方、受注業者の推移をみると、02年度の1,357社から08年度の1,172社へと185社、約14%の減少となっている。減少率では登録業者と受注業者はほぼ同率となっている。県内業者、県外業者とも受注業者数が漸減してきているが、登録業者数に対す

る受注業者数の割合は全体的には 25%前後で推移している。県内業者は各年度 30%強、県外業者は 05 年度に 8.1%となったが、ほぼ 10%強となっている。県外業者では入札参加登録業者の 10 社に 1 社しか年間 1 件以上の受注を確保できない状況になっているが、県外業者の場合、他県においても受注確保の取り組みを行なうことができる。しかし、県内業者の場合、入札参加登録をしても年間 1 件も受注できない業者が

(参考) 事業経営上の悩み

(公共工事中心企業 74 社)		
経営上の悩み	回答数	構成比
受注価格の低下	52	23.2%
受注競争の激化	49	21.9%
公共工事の減少	35	15.6%
受注量の減少	31	13.8%
優秀な技術者不足	12	5.4%
赤字工事が多く利益が減少	12	5.4%
資金繰りの困難	9	4.0%
金融機関の貸し渋り	5	2.2%
熟練技能者不足	5	2.2%
品質や工期管理の厳しさ	3	1.3%
後継経営者難	3	1.3%
資材仕入れ価格の上昇	3	1.3%
得意先の減少	2	0.9%
コストダウンが困難	2	0.9%
回収不能の売掛金の増加	1	0.4%
人員の過剰	0	0.0%
総計	224	100.0%

出所：県内業者アンケートより。

70%を占めることは、県内業者の多数が県発注公共工事の恩恵を受けていないことを意味する。

経常 JV は 02 年度に 12JV が受注を確保したが、03 年度以降は受注確保できる JV はほぼ存在しなくなっている。この面では経常 JV 方式は失敗したといわざるを得ない。

このような県発注公共工事の受注実態に対し、県内建設業者は経営上どのような問題を抱えているだろうか。県内業者アンケートから「事業経営上の悩み」を聞いてみると、「受注価格の低下」「受注競争の激化」を原因とする悩みが 2 割以上、「公共工事の減少」「受注量の減少」を原因とする悩みが 1 割以上あり、工事受注に関する悩みが大多数を占めている。

第 2 節 県発注工事のランク別競争入札への参加条件のしくみについて

1. 業種別格付一覧のしくみ

埼玉県は 2 年に一度、表 3-1-2-1 に示された業種別格付一覧表を公表する。この表は 09～10 年度における資格審査点数および 1 級技術者相当数をもとに業種ごとに A、B、C、D の 5 ランクに分類した業者の格付一覧表である。資格審査点数とは客観的事項の審査点数に県独自の評価点数値を加えた合計値である。客観的事項の審査点数は建設業法第 27 条に規定する経営事項審査の総合評定値（経営規模、経営状況、技術力および社会性等の審査項目）の基準に基づき審査し、算出した評点である。また、県による評価点数は主たる営業所が埼玉県内にある業者（県内業者）に対してのみ次の項目について配点する。尚、詳細については第 4 部第 2 章において述べる。

- ①工事成績評価点、②優秀工事表彰評価点、③品質管理評価点、④技術者数に関する評価点、⑤ 環境への配慮等に関する評価点、⑥ 建設業労働災害防止協会

加入評価点、⑦ 障害者雇用評価点、⑧ 企業合併評価点、⑨ 防災協定等社会的貢献評価点、⑩ 子育て支援推進等社会的貢献評価点 ⑪ 指名停止等評価点

また、1級相当技術者数は経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の1級欄に記載された人数となっている。

このような数値で振り分けられた格付は、土木と建築の業種では5段階に、電気、管、舗装、その他業種では3段階に分類されている。

県の全ての発注工事が業種ごとに5段階または3段階に格付されており、この限りでは業者の格付条件の枠内での競争が展開されるしくみとなっている。

図表 3-1-2-1 2009・2010 年度業種別格付一覧 (点数は資格審査数値)

業種 \ 格付	④級	A 級	B 級	C 級	D 級
土木工事業	1100 点以上、 1 級相当技術者 10 人以上	840 点以上 1 級相当技術者 3 人以上	700 点以上 1 級相当技術者 1 人以上	610 点以上	④、A、B、C 級以外
建築工事業	1100 点以上、 1 級相当技術者 8 人以上	840 点以上 1 級相当技術者 5 人以上	700 点以上 1 級相当技術者 2 人以上	580 点以上 1 級相当技術者 1 人以上	④、A、B、C 級以外
電気工事業		810 点以上	660 点以上 810 点未満	660 点未満	
管工事業		810 点以上	660 点以上 810 点未満	660 点未満	
舗装工事業		910 点以上	750 点以上 910 点未満	750 点未満	
その他の業種		770 点以上	640 点以上 770 点未満	640 点未満	

出所：埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領。

2. 入札参加申請業者の業種別、ランク別実態の特徴

表 3-1-2-2 は県が 09 年度～10 年度に業種別入札参加資格者を業種別格付一覧に基づき、業種別ランク別に分類した業者数の一覧表である。入札参加業者は業種区分ごとに何種類もの入札参加申請書を提出しているため、業種ごとに合計すると 11,278 業者となり、08 年度の登録業者数 4,551 業者が平均一者当たり 2.5 件の業種別格付登録をしたことになる。最も多く格付登録をした業種は「土木」の 2,161 業者、次いで「舗装」の 1,463 業者、次いで「とび」の 1,170 業者、次いで「管」の 1,096 業者、次いで「建築」の 995 業者と続いている。

「土木」と「建築」を総合業種とするとこの合計で 3,156 業者となり、それ以外の専門業種では 8,122 業者となる。専門業種への登録業者は総合業種の 2.6 倍にも上っている。

「土木」と「建築」は 5 ランク制となっているが、「土木」では 2,161 業者のうち「C」と「D」の下位ランクに 1056 業者と 48.9%が集中し、「④」「A」の上位ランクの 596 業者 2 倍近くを占めている。これは「建築」においても同様である。つまり小零細業者の多くは唯一「D」ランクを有する「土木」「建築」に登録しているといえる。また専門業種において下位の「C」ランクに多く登録している業種としては「舗装」1,023 業者、「とび」458 業者、「管」430 業者が目立つ。

専門業種では「D」ランクが作られていないが、小零細業者の入札参加機会を増大する上では「D」ランクの設定を検討する必要があるのではないか。

図表 3-1-2-2 2009・2010 年度入札参加資格者業種別格付別業者数

格付 業種	入札参加 業者数	①	A	B	C	D
土木	2,161	194	402	509	492	564
建築	995	166	135	155	179	360
電気	740		366	187	187	
管	1,096		296	370	430	
舗装	1,463		163	277	1,023	
大工	42		4	6	32	
左官	10			3	7	
とび	1,170		372	340	458	
石	57		3	17	37	
屋根	20		3	5	12	
タイル	18		3	3	12	
鋼構造	205		137	31	37	
鉄筋	3			2	1	
浚渫	203		25	63	115	
板金	7		1	2	4	
ガラス	17			1	16	
塗装	348		83	93	172	
防水	223		38	60	125	
内装	236		41	64	131	
機械	379		239	87	53	
熱絶縁	4		1	1	2	
通信	271		174	65	32	
造園	562		136	164	262	
さく井	45		18	9	18	
建具	48		14	11	23	
水道	704		251	185	268	
消防	209		56	101	52	
清掃	42		32	6	4	
総計	11,278	360	2,993	2,817	4,184	924

3. 県発注工事のランク別発注標準について

図表 3-1-2-3 等級区分に対応する発注標準金額

業種	等級	発注標準金額
土木工事	④	6,000 万円以上
	A	3,000 万円以上 1 億円未満
	B	1,000 万円以上 6,000 万円未満
	C	250 万円以上 3,000 万円未満
	D	1,000 万円未満
建築工事	④	1 億円以上
	A	4,000 万円以上 2 億 5,000 万円未満
	B	1,300 万円以上 1 億円未満
	C	250 万円以上 4,000 万円未満
	D	1,300 万円未満
電気工事	A	1,000 万円以上
	B	250 万円以上 4,000 万円未満
	C	1,000 万円未満
管工事	A	1,000 万円以上
	B	250 万円以上 4,000 万円未満
	C	1,000 万円以上
舗装工事	A	1,500 万円以上
	B	250 万円以上 4,000 万円未満
	C	1,500 万円未満
その他の工事	A	その都度知事が定める
	B	その都度知事が定める
	C	その都度知事が定める

県では予定価格 250 万円以上の工事について図表 3-1-2-3 のような業種別に業者ランクに基づく発注標準金額を決めている。県の発注標準は予定価格の一定の範囲に業者ランクをダブらせる方式を取っており、業者ランクにより発注標準金額を完全に区分するという方式を取っていない。例えば、「土木工事」においては発注標準金額が 6,000 万円以上 1 億円未満については④および A ランクの業者が入札参加でき競争を行なうことを可能としている。また発注標準金額 3,000 万円以上 6,000 万円未満は A および B ランク業者が競合する。発注標準 1,000 万円以上 3,000 万円未満は B および C ランク業者と競合する。250 万円以上 1,000 万円未満は C および D ランク業者と競合する。そのため、業者ランクが全く競合しないのは発注標準金額 1 億円以上の場合で、④ランクの業者のみが入札参加できることになる。このように県発注標準のしくみは各業種の最上級のランクに属する業者が有利になるということがいえる。また、最下位ランクでは上位ランクから繰り下がりがあり、上位ランク業者との競争があっても、それ以上繰り下がることができないので最下位ランクに属する業者は不利になるという問題を抱えている。

また、「その他の工事」（土木、建築、電気、管、舗装以外）では発注標準を「その都度知事が定める」となっている。「その他の工事」発注量が少なく工事内容によって競争に付す業者数が異なるため、その都度、業者選定委員会で適切な発注標準を決めている（県への聞き取りでの答弁）、ということであるが、その実態を検証する必要がある。

第3節 08年度の業種別、地域別、ランク別発注実績にみる特徴

1. 業種別、県内外別、ランク別受注件数の特徴

08年度県発注工事を業種別、県内外別、ランク別に受注件数をみたのが図表 3-1-3-1 である。表を見ると 08年度に県発注工事を受注した件数は 3,096 件となっている。このうち県内業者は 2,771 件、県外業者は 324 件、JV が 1 件となっている。県内業者

の受注件数比率は 89.5%と高い比率となっている。次にランク別に受注件数をみると、④ランク業者の受注件数は県内業者が 202 件、県外業者が 17 件、合計 219 件、A ランク業者では県内 1,059 件、県外 285 件、合計 1,344 件、B ランク業者では県内 848 件、県外 13 件、合計 861 件、C ランク業者では県内 486 件、県外 2 件、合計 488 件、D ランク業者では県内 153 件、県外なしとなっている。全体的には A ランク業者の受注件数が全体件数の 43.4%を占め最も多い。次いで B ランク業者の受注件数が 27.8%を占めている。さらに C ランク業者の受注件数が 15.8%、④ランク業者が 7.1%、D ランク業者が 4.9%と続いている。このようにみると県発注工事は A、B ランク業者が約 7 割を受注し、県内大手・中堅業者にシフトするようにランク制が機能しているといえる。

次に、各業種別・発注標準別に受注件数をみると、土木工事の受注件数は 964 件であるが、このうち県内業者には 950 件、県外業者には 14 件となっている。さらにこれを発注等級別にみると、④等級の工事は 41 件あるが、県内④ランク業者が 36 件、県外④ランク業者が 5 件受注している。また A 等級の工事は 210 件の内、県内④ランク業者が 76 件、A ランク業者が 122 件、B ランク業者が 6 件、C ランク業者が 3 件で合計 207 件、さらに県外④ランク業者が 3 件受注している。このように土木 A 等級の工事は④、A、B、C の 4 ランクの業者によって受注されている。表 3-2-3 でみる限り、土木工事の A 等級の発注標準金額は 3,000 万円以上 1 億円未満であるから、A ランク業者の他に④ランク業者と競合する。しかし、現実には B ランク、C ランク業者も受注している。このように各等級別にみると 3 ランク以上にまたがって受注されている業種別等級が多くみられる。すなわち県発注工事はランク別に受注競争が行なわれているが、実態としては上位等級に下位ランク業者が入札参加し、下位等級に上位ランク業者が参入するなど入り乱れて受注競争が展開されていることがわかる。この点について県職員への聞き取り調査では「発注標準が特 A と A で重なる部分があり、そこについては繰り下がりを受けている。また、特殊工事については例外的なものとして認めている」と回答しているが、実態は県の認識以上に入り乱れているようだ。

また、県知事はその都度発注標準を定めることになっている「その他」の業種では、全体 945 件の内、県内業者 765 件、県外業者 179 件、JV1 件となっているが、ランク別には A、B、C ランク業者によって受注されている。県内外合計すると A ランク業者は 429 件、B ランク業者は 341 件、C ランク業者は 164 件となっている。やはり受注は A ランク業者が多く、その中でも県外業者が 38%（全体 429 件の内 163 件が県外業者）と高い比率を占めている。

この点についても県職員への聞き取り調査では「発注の少ない『その他の工事』については、実態、業者数、工事内容によってそれぞれ異なるので、業者選定委員会なりで、適切な発注を検討してもらっている」と述べているが、比較的県外 A ランク業者に有利に選定されているのではないかと懸念される。

図表 3-1-3-1 業種別・県内外別・ランク別受注件数

単位：件

		格付別県内受注業者							格付別県外受注業者							JV		合計	
		①	A	B	C	D	不明	計	①	A	B	C	D	不明	計	不明	計		
		①	A	B	C	D	不明	計	①	A	B	C	D	不明	計	不明	計		
発注標準	土木工事	①	36	-	-	-	-	-	36	5	-	-	-	-	-	5	-	-	41
		A	76	122	6	3	-	-	207	3	-	-	-	-	-	3	-	-	210
		B	13	111	75	12	1	4	216	2	-	-	-	-	-	2	-	-	218
		C	7	22	77	35	11	3	155	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155
		D	12	58	50	82	125	9	336	2	-	1	-	-	1	4	-	-	340
		計	144	313	208	132	137	16	950	12	-	1	-	-	1	14	-	-	964
	建築工事	①	13	-	-	-	-	-	13	2	-	-	-	-	-	2	-	-	15
		A	12	4	-	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
		B	21	24	3	-	-	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48
		C	8	17	16	6	-	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47
		D	4	5	19	30	16	-	74	3	-	-	-	-	1	4	-	-	78
		計	58	50	38	36	16	-	198	5	-	-	-	-	1	6	-	-	204
	電気工事	A	-	46	4	-	-	-	50	-	47	-	-	-	-	47	-	-	97
		B	-	57	19	3	-	-	79	-	27	1	-	-	-	28	-	-	107
		C	-	77	36	30	-	-	143	-	28	-	-	-	-	28	-	-	171
		計	-	180	59	33	-	-	272	-	102	1	-	-	-	103	-	-	375
	管工事	A	-	40	2	-	-	-	42	-	3	-	-	-	-	3	-	-	45
		B	-	44	2	1	-	-	47	-	3	-	-	-	-	3	-	-	50
		C	-	24	20	22	-	-	66	-	1	-	-	-	2	3	-	-	69
		計	-	108	24	23	-	-	155	-	7	-	-	-	2	9	-	-	164
	ほ装工事	A	-	53	32	-	-	-	85	-	2	-	-	-	-	2	-	-	87
		B	-	53	117	61	-	-	231	-	1	-	-	-	-	1	-	-	232
		C	-	36	40	39	-	-	115	-	10	-	-	-	-	10	-	-	125
		計	-	142	189	100	-	-	431	-	13	-	-	-	-	13	-	-	444
	その他	—	-	266	330	162	-	7	765	-	163	11	2	-	3	179	1	1	945
		計	-	266	330	162	-	7	765	-	163	11	2	-	3	179	1	1	945
	合計		202	1,059	848	486	153	16	2,771	17	285	13	2	-	7	324	1	1	3,096

2. 発注標準別にみた発注金額と件数の特徴

図表 3-1-3-2 発注標準別発注金額・件数

		発注金額 (百万円)		発注件数		
		契約額	%	件数	%	
発注標準	土木一式	㊤	13,229	35.6	41	4.3
		A	14,204	38.2	210	21.8
		B	6,770	18.2	218	22.6
		C	1,934	5.2	155	16.1
		D	1,069	2.9	340	35.3
		計	37,206	100.0	964	100.0
	建築一式	㊤	9,382	57.1	15	7.4
		A	2,477	15.1	16	7.8
		B	3,239	19.7	48	23.5
		C	1,028	6.3	47	23.0
		D	299	1.8	78	38.2
		計	16,423	100.0	204	100.0
	電気工事	A	12,527	86.9	97	25.9
		B	1,394	9.7	107	28.5
		C	493	3.4	171	45.6
		計	14,414	100.0	375	100.0
	管工事	A	2,897	76.6	45	27.4
		B	741	19.6	50	30.5
		C	143	3.8	69	42.1
		計	3,780	100.0	164	100.0
ほ装工事	A	2,982	41.6	87	19.6	
	B	2,997	41.8	232	52.3	
	C	1,182	16.5	125	28.2	
	計	7,161	100.0	444	100.0	
その他工事	*	17,715	100.0	945	100.0	
	計	17,715	100.0	945	100.0	
	計	㊤	22,612	23.4	56	1.8
	計	A	35,087	36.3	455	14.7
	計	B	15,141	15.7	655	21.2
	計	C	4,779	4.9	567	18.3
	計	D	1,368	1.4	418	13.5
	計	*	17,715	18.3	945	30.5
	合計		96,700	100	3,096	100

08年度発注工事を発注標準別に件数、金額をみてみると、発注件数では「その他工事」が最も多く945件と全体の30.5%を占めている。さらにB等級、C等級と続き、A等級14.7%、㊤等級1.8%とA、㊤等級は多くない。しかし、金額で見るとA等級が351億円と36.3%、㊤等級226億円で23.4%とA・㊤等級合わせて60%を占めている。やはり上位等級の工事が金額では圧倒的に多くなっている。これを業種別にみると、建築では㊤等級工事が57.1%と過半数を占め、電気や管工事ではA等級が86.9%、76.6%で圧倒的となっている。この面では大規模工事はできる限り分離・分割発注して、金額的にもB、C、D等級を多くしていく必要がある。

埼玉県内建設業者アンケートの自由回答に

においても発注方式について県に対し、以下のような意見が述べられているので紹介する。

- * 市町村の一部では分離発注もなされず、受注機会は皆無である。今後は専門工事は分離発注と一般競争入札を実施していただきたい。
- * 大手会社の参入はひかえてほしい。技術的な問題はクリアできていると思う。
- * 工事の大きさを細かく分けて出してくれると仕事量が増加する。
- * ランクで仕事の発注が決められてしまうので、わが社のような中小企業は大手ゼネコンに太刀打ち出来ない

* 特AクラスおよびAクラスの受注が特に目立ちます。又、総合評価するとB、Cクラスの受注の機会が少なくなり受注が困難となっています。

第4節 工事契約の入札形態との関係からみた特徴

1. 入札形態別落札件数の推移と特徴

図表 3-1-4-1 入札形態別落札件数の推移

単位：件・%

	全体	一般競争 入札	指名競争 入札	随意 契約
2003 年度	3,660	13	2,820	827
	100.0	0.4	77.0	22.6
2004 年度	3,463	54	2,741	664
	100.0	1.6	79.2	19.2
2005 年度	3,604	60	2,855	689
	100.0	1.7	79.2	19.1
2006 年度	3,517	205	2,588	724
	100.0	5.8	73.6	20.6
2007 年度	3,258	922	1,788	548
	100.0	28.3	54.9	16.8
2008 年度	3096	1,287	1,229	580
	100.0	41.6	39.7	18.7

06年12月に発表された全国知事会の緊急報告「都道府県の公共調達改革に関する指針」を受け、埼玉県では07年度から「一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止」を段階的に実施し、09年度から全面实施する公共調達改革の方針を打ち出した。

目標では一般競争入札が件数ベースで07年度40%、08年度70%となっている（但し工事金額1千万円以上）。

上）。

表 3-1-4-1 は 03 年度から 6 年間の入札形態別落札件数の推移である。03 年度の時点では指名競争入札が 77% で大半を占め、随意契約が 22.6% でこの両者で 99.6% となっており、一般競争入札はほんの一部という状況であった。06 年度に若干一般競争入札が増加したとはいえ、指名競争入札主体の入札形態が執られてきた。そして、07 年度から改革が実行されたが、一般競争入札の実施件数は 07 年度 28.3%、08 年度 41.6% と目標から見ると、必ずしも順調に移行が進んでいないといえることができる。

一方、入札形態別に落札金額の推移をみたのが図表 3-1-4-2 である。

図表 3-1-4-2 入札形態別落札金額の推移

単位：件・%

	全体	一般競争 入札	指名競争 入札	随意 契約
2003 年度	90,892	4,179	84,920	1,793
	100.0	4.6	93.4	2.0
2004 年度	105,615	29,563	73,123	1,502
	100.0	28.0	69.2	1.4
2005 年度	94,715	22,398	70,663	1,654
	100.0	23.6	74.6	1.7
2006 年度	104,724	39,974	60,246	4,503
	100.0	38.2	57.5	4.3
2007 年度	101,365	70,718	24,810	5,837
	100.0	69.8	24.5	5.8
2008 年度	96,699	81,158	12,189	3,351
	100.0	83.9	12.6	3.5

金額ベースでは 03 年度では指名競争入札が 93.4% と圧倒的であったが、04 年度では 69.2% に減少し、一般競争入札が 28% へと増加してきている。この時点で大規模工事の一般競争入札への移行が始まっている。そして、07 年度には一般競争入札 69.8%、指名競争入札 24.5% と完全に逆転し、08 年度では一般競争入札が 83.9% と圧倒的となっている。

埼玉県では 09 年度から 1 千万円未満の工事についても指名競争

入札を原則廃止し、一般競争入札を試行する方針を打ち出しているため、件数においても指名競争入札が大きく減少していくものとみられる。

2. 08年度の入札形態を工事規模からみた特徴

図表 3-1-4-3 発注工事規模別入札形態件数

単位：上段・件、下段・%

		全体	一般競争 入札	指名競争 入札	随意 契約
		全体	3096	1287	1229
		100.0	41.6	39.7	18.7
1 件 当 り 契 約 金 額	50万円 未満	34	5	8	21
		100.0	14.7	23.5	61.8
	50万～1百万 円未満	124	10	12	102
		100.0	8.1	9.7	82.3
	1百万～5百万 円未満	915	39	503	373
		100.0	4.3	55.0	40.8
	5百万～1千万 円未満	479	65	387	27
		100.0	13.6	80.8	5.6
	1千万～5千万 円未満	1117	787	287	43
		100.0	70.5	25.7	3.8
5千万～1億 円未満	322	280	31	11	
	100.0	87.0	9.6	3.4	
1億～5億 円未満	94	90	1	3	
	100.0	95.7	1.1	3.2	
5億～10億 円未満	3	3	-	-	
	100.0	100.0	-	-	
10億～50億 円未満	8	8	-	-	
	100.0	100.0	-	-	
50億円 以上	-	-	-	-	
	*	*	*	*	

08年度は予定価格1千万円以上の工事については原則として一般競争入札が実施されているが、実際の発注価格との関係で入札形態をみたのが図表3-1-4-3である。これで見ると1千万円以上の工事では、1千万円～5千万円規模では70.5%、5千万円～1億円では87%、1億円～5億円では95.7%というように工事金額の大型化に従って一般競争入札が拡大してきている。しかし、1千万～5千万円規模ではまだ25.7%が指名競争

入札となっている。

また、1千万円未満規模の工事では、5百万～1千万円規模では80.8%が指名競争入札となっている。1百万～5百万円では指名競争入札55%、随意契約40.8%と指名競争入札に代わって随意契約が増加している。さらに50万～1百万円では随意契約が82.3%と圧倒的に随意契約となっている。

この点では、将来的に5百万円～1千万円は一般競争入札を導入するとしても、500万円未満の工事は随意契約として小零細業者に発注する方式は確保することが必要である。

3. 08年度の入札形態を資本金階層からみた特徴

次に入札形態別、資本金階層別に工事件数をみたのが図表3-1-4-4である。一般競争入札と指名競争入札との関係をみると、資本金3,000万円未満の業者では指名競争入札で受注している件数が多い。特に資本金1,000万円未満では過半数の件数が指名

競争入札である。これに対して資本金 3,000 万円以上の業者では一般競争入札の件数の方が多くなっている。また、随意契約では小規模工事が圧倒的に多いが、必ずしも小零細業者受注しているわけではなく、資本金 1,000 万円～3,000 万円の業者が 266 件と全体件数 580 件の 45.9%を受注している。さらに資本金 5,000 万～1 億円の業者が 100 件 (17.2%) も受注している。

図表 3-1-4-4 入札形態別、資本金階層別契約件数

単位：件・%

		全体	一般競争 入札	指名競争 入札	随意 契約
		全体	3096 100.0	1287 100.0	1229 100.0
資 本 金	500 万円未満	66	4	41	21
		2.1	0.3	3.3	3.6
	500～1,000 万円 未満	111	18	65	28
		3.6	1.4	5.3	4.8
	1,000～3,000 万円 未満	1474	499	709	266
		47.6	38.8	57.7	45.9
	3,000～5,000 万円 未満	489	238	185	66
		15.8	18.5	15.1	11.4
	5,000 万～1 億円 未満	515	279	136	100
		16.6	21.7	11.1	17.2
	1～10 億円未満	249	166	54	29
		8.0	12.9	4.4	5.0
	10～50 億円未満	40	23	8	9
		1.3	1.8	0.7	1.6
50 億円以上	128	58	30	40	
	4.1	4.5	2.4	6.9	
JV	1	0	0	1	
	0.0	0.0	0.0	0.2	
無回答	23	2	1	20	
	0.7	0.2	0.1	3.4	

業者アンケートにおいて入札形態についての自由回答における意見を以下に若干紹介する。

《業者アンケートより》

- ◇ 随意契約がすべて悪のように言われるが、法的にも認められている契約形態であり、業務の性質上必要であれば認めるべきと考える。役人ももう少し積算をしつかりと自分で行ない、適正価格での設計を行なってほしい。
- ◇ 指名入札を増やすべきである。
- ◇ 平等な指名。指名がなければチャンスもない。
- ◇ 一般競争入札の本数を増やす。参加しやすくする。
- ◇ 参加条件が県内本社的一般競争入札の実施。
- ◇ 業者数を減らす方向に、指名を 12～15 社を 6～8 者程度にしてほしい。地元業者を優先し、各種の福利厚生の実施している業者を選定してほしい。又各種の団体

(協会等)に加入し、ボランティア等協力等も加算してほしい。一般競争も範囲が広すぎる。

- ☆ 指名の時は県内業者に絞る。一般競争入札の場合は、県内業者という条件で募集する。

第5節 随意契約の推移と特徴

1. 随意契約の件数と金額の推移

図表 3-1-5-1 にあるように随意契約は件数においては 03 年度の 827 件から 08 年度の 580 件へと減少傾向にある。しかし、金額では 03 年度の 18 億円から 08 年度の 34 億円へと約 2 倍化している。随意契約案件 1 件あたり 03 年度の 217 万円から 08 年度 578 万円に金額規模が 2.7 倍にも拡大しているのが特徴である。08 年度では工事規模 1～5 億円の案件が 3 件、5 千万～1 億円 11 件、1 千万～5 千万円 43 件と中規模から大規模工事が随意契約で行なわれている。

図表 3-1-5-1 随意契約の件数と金額の推移

単位：百万円・%

	2003 年度		2004 年度		2005 年度		2006 年度		2007 年度		2008 年度		
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	
金額	全体	90,892	100.0	105,615	100.0	94,715	100.0	104,724	100.0	101,365	100.0	96,699	100.0
	随意契約	1,793	2.0	1,502	1.4	1,654	1.7	4,503	4.3	5,837	5.8	3,351	3.5
件数	全体	3,660	100.0	3,463	100.0	3,604	100.0	3,517	100.0	3,258	100.0	3,096	100.0
	随意契約	827	22.6	664	19.2	689	19.1	724	20.6	548	16.8	580	18.7

2. 08 年度の随意契約の業種別件数、落札率、総契約率、1 件あたり金額の特徴

08 年度随意契約を業種別に件数をみると、「土木」が最も多く 211 件と随意契約総数 580 件の 36.4%を占めている。次に「電気」の 79 件、「とび・土工」61 件と続いている。総契約額では「土木」11 億円、「建築」6 億円、「電気」5 億円と続いている。1 件あたりの金額では「水道」が 1 件のみだが、1 億 9,529 万円と大規模工事を随意契約で行なっている。その他で件数の多いものとしては「建築」が 1 件あたり 1,799 万円と 1 千万円以上の工事を随意契約で行なっている。

次に落札率を見ると「水道」「鋼構造物」「水道施設」が 99%台で、限りなく予定価格に近いが件数では合計しても 9 件に過ぎない。件数の多い「土木」では落札率が 95.7%と随意契約としてそれほど高いとはいえない。また「消防施設」では 78.9%と低落札率となっているが、どのような随意契約の仕方なのか検証する必要がある。

図表 3-1-5-2 08 年度の随意契約の業種別件数、落札率、総契約率、1 件あたり金額

単位：千円・%

	D	A	B	C	B/A×100	C/B×100	C/D
業種名	件数	予定価格	落札金額	総契約額	落札率	総契約率	1 件あたり金額
とび・土工	61	131,337	120,469	124,618	91.7	103.4	2,043
ほ装	25	45,948	42,945	43,645	93.5	101.6	1,746
管	47	280,735	269,896	271,576	96.1	100.6	5,778
機械器具設置	39	326,262	319,754	320,250	98.0	100.2	8,212
建具	10	14,033	12,047	12,047	85.8	100.0	1,205
建築	34	619,713	610,020	611,490	98.4	100.2	17,985
鋼構造物	3	85,716	85,402	85,402	99.6	100.0	28,467
消防施設	7	10,881	8,586	8,586	78.9	100.0	1,227
水道	1	197,605	197,085	195,292	99.7	99.1	195,292
水道施設	5	51,129	50,610	52,683	99.0	104.1	10,537
造園	14	20,252	18,553	19,321	91.6	104.1	1,380
電気	79	458,946	441,102	450,952	96.1	102.2	5,708
電気通信	16	32,029	28,770	28,585	89.8	99.4	1,787
塗装	22	42,120	35,694	36,532	84.7	102.3	1,661
土木	211	1,147,501	1,098,215	1,083,577	95.7	98.7	5,135
防水	6	6,653	5,796	5,967	87.1	103.0	995
総計	580	3,470,867	3,344,950	3,350,528	96.4	100.2	5,777

3. 随意契約工事を受注業者からみた特徴

図表 3-1-5-3 主要随意契約業者一覧

業者名	業種	件数	金額
こだま森林組合	土木	7	79,149,000
メタウォーター	電気	4	24,360,000
アンゼン	とび・土工	4	5,773,950
工建	とび・土工	4	5,993,400
三共工務店	土木	5	4,273,500
山水	造園	4	13,167,000
山武	電気	4	86,509,500
東芝	電気	7	39,816,000
日窓	建具	4	5,366,550
武政工務店	とび・土工	5	8,316,000
両岩	土木	4	3,806,250
熊谷電気	電気	6	9,633,750
埼玉県中央部森林組合	土木	5	46,704,000
埼玉田中電気	電気	4	8,578,500
初雁興業	土木	4	55,183,800
西川広域森林組合	土木	7	65,877,000
秩父広域森林組合	土木	27	428,757,000

一部業者に片寄ることはできる限り避ける必要がある。

図表 3-1-5-3 は、08 年度に随意契約工事を 4 件以上受注している業者の一覧表である。業種では「電気」「土木」「とび・土工」などだが、森林整備関係業者が 4 社で 46 件、金額では 6 億 2,000 万円もの工事を随意契約で受注している。1 件当たり平均 1,350 万円にもなるが、森林組合での競争入札が困難な理由を明確にする必要がある。また電気関係では 5 社で 25 件、1 億 6,900 万円と 1 件あたり 680 万円規模となっている。随意契約が

4. 随意契約の理由別特徴

地方自治法施行令第 167 条の 2 には随意契約が可能となるケースが別表「地方自治法施行令第 167 条の 2」にあるように 9 項目明示されている。埼玉県の 08 年度の随意契約は 580 件のうちケース 1 の理由が 442 件と 76.2%を占めている（図表 3-1-5-4）。

ケース 1 の内容は「請負契約でその予定価格が 250 万円（都道府県の場合）以内のもの」という少額工事に適用されるケースである。このように埼玉県の随意契約の多くは 1 件 250 万円未満の少額工事に採用されている。工事内容を見ると、道路や河川、

公園、学校、排水施設などの維持補修工事、安全施設、交通標識、災害防止対策などの防災工事が多い。

このような住民生活に密接にかかわる少額工事を地域の小零細業者が随意契約で受注することは重要であり、随意契約の多くが少額工事に採用されていることは、随意契約の本来のあり方から見ても評価されるものである。しかし、250 万未満のきめ細かい工事は、

住民生活上の身近な声を吸い上げるしくみが発展すれば、さらに多くの件数になるのではないかと見られる。今後一層ケース 1 に該当する随意契約案件を増やす必要がある。

さらに、ケース 2 に該当する随意契約が 67 件（11.6%）ある。「既存設備の修理や加工のための契約でその工事の性質や目的が競争入札に適しないもの」という理由であるが、この中には森林の造成や再生工事なども含まれている。これらが競争入札に適しないかどうか吟味する必要がある。また、ケース 5 に該当する随意契約が 31 件（5.3%）ある。これは「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」で、具体的には緊急の補修や災害復旧工事などがある。このケースは当然やむを得ないものである。

《地方自治法施行令第 167 条の 2》

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項 に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十一項 に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項 に規定する生活介護、同条第十四項 に規定する就労移行支援又は同条第十五項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条 に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項 の規定によ

図表 3-1-5-4 随意契約の理由別件数

	埼玉県		川崎市	
	件数	構成比	件数	構成比
随契件数	580	100	51	100
ケース 1	442	76.2	0	0
ケース 2	67	11.6	34	66.7
ケース 3	0	0	0	0
ケース 4	0	0	0	0
ケース 5	31	5.3	0	0
ケース 6	5	0.9	17	33.3
ケース 7	4	0.7	0	0
ケース 8	30	5.2	0	0
ケース 9	1	0.2	0	0

り必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

5. 随意契約における業者選定の方法

随意契約の場合、競争入札方式ではないため客観的方法による業者選定が困難である。埼玉県入札企画課への聞き取り調査では、統一的ルールは存在しないとのことである。少額工事では発注場所にできるだけ近い地元業者のうち過去の実績を勘案して業者選定を行なう。また特殊な工事等では過去の実績を勘案し施工可能な業者を選定するということがあった。随意契約においても金額の大小にかかわらず予定価格を作成するが、業者の見積が予定価格を超過していない限り、価格折衝をすることはないとのことであった。

第6節 総合評価方式の実施状況と特徴

1. 総合評価方式の取り組み状況

埼玉県は総合評価方式導入の意義を次のように述べている。

「公共工事の品質の確保と向上を目的とする『公共工事の品質確保の促進に関する法律』が平成17年4月1日に施行された。品確法では公共工事の品質は『経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない』と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

これを受けて、公共工事の品質確保のために本県においても総合評価方式の導入を図ることとする」（「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」より）。

埼玉県は2006年度から総合評価方式の試行を開始した。その後2007年2月に発表された「埼玉県公共調達改革推進工程表」で、総合評価方式実施目標を2007年度150件、2008年度200件とする計画が発表された。その結果、3年間の試行期間に実施した総合評価方式は2006年度121件、2007年度214件、2008年度242件である。

試行の3年間に総合評価の形式(タイプ)、落札者決定方法(除算方式、加算方式)、評価点の算定式、評価項目等の見直しが行われてきたが、詳細は後述する。

埼玉県は試行実施の結果を「総合評価方式で行った工事は、それ以外の工事成績よりも評価点が2点高く、全体として品質向上が図られた」と評価し、2009年度から本格運用すると定めた。その対象工事は設計金額(税込み)1千万円以上の工事で、適用件数は対象工事の2～3割程度としている。

2. 要素別試行結果について

埼玉県は3年間の試行結果を下記のとおり発表している。対象は1千万円以上の工事である。

図表 3-1-6-1 総合評価方式実施件数

年度	2006	2007	2008
全対象工事	1,777	1,753	1,574
実施件数	121	214	242
実施率	6.8%	12.0%	15.4%

出所：埼玉県HP。

図表 3-1-6-2 要素別実施結果

		2006年度		2007年度		2008年度		
実施件数	実施件数	115		187		208 (H21.3 末集計)		
	除算 加算	115	0	155	32	107	101	
工事成績	全体工事	77.4		77.7		78.1		
	総合評価工事	79.9		79.4*2		80.0*3		
落札率	加重平均	全体工事	92.9%		86.5%		87.8%*1	
		総合評価工事	91.5%		84.0%		87.8%	
	単純平均	全体工事	93.9%		90.2%		87.6%	
		総合評価工事	91.5%		88.5%		86.5%	
逆転「価格1位以外」	件数(割合)	9 (7.8%)		31 (16.6%)		54 (26.0%)		
入札参加者 辞退者除く	全体工事	12.4社		10.5社		6.7社*4		
	総合評価工事	1300/115=11.3社		1492/187=8.0社		980/208=4.7社		
低入札件数(割合)		4 (3.5%)		15 (8.0%)		33 (15.9%)		

*1:H21.3 末暫定値 *2:H21.3 完了分の175件が対象 *3:H21.3 完了分の104件が対象 *4:H21.3 末集計
出所：埼玉県HP。

図表 3-1-6-3 タイプ別実施件数

	件数計	タイプ			
		簡易	簡易 A	簡易 B	技術提案
2008 年度	208	72	58	60	18
	100.0%	34.6%	27.9%	28.8%	8.7%
2007 年度	187	60	103		24
	100.0%	32.1%	55.1%		12.8%

出所：埼玉県HP。

3年間の実施件数は合計 577 件、対象工事（1 千万円以上）の 11.3%であり、試行期間にかなりの経験を積んだと見ることが出来る。

落札者決定方式である「除算」「加算」と「逆転」（価格 1 位者以外の落札）については後で詳しく検討する。

工事成績についてはいずれの年度も全体と比べて総合評価方式のほうが良い成績となっている。埼玉県はこの結果を総合評価方式の成果と評価しているが、工事成績の採点にはかなり主観が入ると考えられるので、数字をそのまま総合評価方式の成果とすることは疑問である。

落札率はいずれの年度も全体と比べて総合評価方式のほうが低くなっている。この結果は総合評価方式による競争がそれ以外の方式よりも激しくなっているという判断ができる。低入札価格調査対象工事が 2006 年度 4 件 3.5%、2007 年度 15 件 8.0%、2008 年度 33 件 15.9%と大幅に増えている現象も、明らかに競争の激化を表している。総合評価方式の導入目的の一つがダンピングの排除であることを考えると、目的とは逆の結果となっていると云える。試行実施で明らかとなった問題点であり、何らかの対策が必要である。

入札参加者は 2006 年度 11.3 社、2007 年度 8.0 社、2008 年度 4.7 社と年々減少している。全体工事も同様に減少しているので、減少の理由は共通のものであることが考えられる。しかし減少の割合が全体工事よりも大きくなっていることは、総合評価方式の入札手続きの煩雑さ等により、敬遠されていることも考えられるので、特に人手の少ない小零細企業に対するフォローが必要と考える。

国と埼玉県の総合評価方式の形式（タイプ）を比較すると図表 3-1-6-4 のようになる。

図表 3-1-6-4 タイプ別に見る主な技術評価項目

		技術的な工夫の余地が少ない		技術的な工夫の余地が大きい		
国の指針		特別簡易型 (主に市区町村)	簡易型		標準型	高度技術提案型
		・施工実績、工事成績 － (A)	・ (A) ・施工計画の手順や工期設定などの簡易な施工計画		・安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の技術提案を求める	・品質向上を図る為の高度な技術提案、例えば強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善、景観との調和、ライフサイクルコスト等の技術提案を求める
埼玉県	2007年度	簡易型Aタイプ ・施工実績、工事成績 － (A)	簡易型Bタイプ ・ (A) ・施工管理の適切性に関する技術資料の提出を求める		技術提案型 ・ (A) ・安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の技術提案を求める	
	2008年度	簡易型 ・施工実績、工事成績 － (A)	簡易提案型Aタイプ ・ (A) ・発注者が指定した課題に関する技術資料の提出を求める	簡易提案型Bタイプ ・ (A) ・発注者が指定した課題に関する技術資料の提出を求める	技術提案型 ・ (A) ・安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の技術提案を求める	
		2009年度	簡易型 ・施工実績、工事成績 － (A)	技術提案型Aタイプ ・ (A) ・発注者が指定した課題や施工管理の適切性等についての定性的な技術資料の提出を求める		技術提案型Bタイプ ・ (A) ・施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等についての定量的な技術提案の提出を求める

埼玉県は試行の結果によりタイプを修正している経過が伺える。2008年度の実績をみると、簡易型が34.6%、簡易提案型（A+B）が62.5%、技術提案型が8.7%である。総合評価方式の採用は、発注者側の入札事務の処理能力と提案技術の評価能力により限界があると考えられる。同時に発注者の意図した技術提案や技術資料の提出に入札者側が対応できるか否かの問題もある。総合評価方式の導入目的を達成するために、どのタイプをどのくらい実施するか、発注者側、入札者側それぞれの事情を考慮しながら、しばらくは試行錯誤を続けることになると思われる。

3. 落札者決定結果について

図表 3-1-6-5 逆転（価格 1 位以外の落札）割合

	2006 年度		2007 年度		2008 年度	
	除算	加算	除算	加算	除算	加算
実施件数	115	0	155	32	107	101
逆転件数	9		31		54	
					(28)	(26)
逆転割合	7.8%		16.6%		26.0%	
					(26.1%)	(25.7%)

出所：埼玉県HP及び埼玉県提供資料による。

図表 3-1-6-6 抽出事例

事例 NO	失格・辞退・1 抜け			入札者		落札者の技術評価点順位	落札者の入札金額順位	落札率	抽出基準			
	失格	辞退	1 抜け	1/3 失格	有効入札者				除算	加算	逆転無	逆転有
A 1	2	1	0	0	3	2	1	91.4%				
A 2	0	2	0	0	2	1	1	77.7%				
A 3	0	2	0	0	2	2	1	82.1%	○		○	
A 4	0	3	0	0	3	1	1	84.8%				
A 5	0	0	0	0	5	4	1	85.7%				
B 1	0	1	0	2	6	3	4	73.0%				
B 2	0	0	3	0	11	1	2	76.9%				
B 3	0	0	0	0	3	1	2	98.2%	○			○
B 4	1	1	0	0	2	1	2	99.8%				
B 5	0	1	0	1	3	1	2	82.7%				
C 1	0	1	0	0	5	1	1	96.6%				
C 2	0	0	0	1	3	1	1	94.1%		○	○	
C 3	0	1	0	0	4	3	1	81.7%				
C 4	0	2	0	1	3	1	1	94.1%				
D 1	0	0	0	1	5	1	3	82.0%				
D 2	2	1	0	0	5	2	1*	85.0%				
D 3	0	0	0	1	5	1	3	81.9%		○		○
D 4	0	2	0	0	3	1	2	88.2%				
D 5	0	1	0	0	4	1	2	79.9%				

*「失格」とは予定価格オーバー等。

*「1 抜け」とは分割発注工事等で 1 業者が 2 工区以上落札できないように、落札予定となった業者は次の工区の入札は無効となる仕組み。

*「1/3 失格」とは次の失格基準の該当者。①技術評価の加算点が、入札参加者の最も高い点数の 1/3 以下、②技術評価点の順位が入札参加者の 1/3 以下。

*「除算」「加算」とは技術評価と価格評価を合わせた総合評価の値を算出する方法のこと。2 通りある。

「落札者の入札金額順位」の「1」は 2 者が 1 位同価格であった。

*「落札者の入札金額順位」の母数には 1/3 失格者を含む。

出所：除算方式の逆転有り、同無し、加算方式の逆転有り、同無しの 4 タイプ 19 サンプルの埼玉県提供資料を当研究所で加工。

図表 3-1-6-5 によれば、逆転のケースが 2006 年度 7.8%、2007 年度 16.6%、2008 年度 26.0%と増えてきている。総合評価方式の成果が徐々に現れてきていると考えられる。ちなみに 2007 年度調査によると国交省発注の総合評価方式簡易型における逆転は 31.8%である。

埼玉県の落札者を決定する総合評価の算出式は、当初除算方式を採用していたが、

2007 年度から加算方式が併用されている。2008 年度には除算方式と加算方式が半数づつ採用されている。逆転の割合は除算方式 26.1%、加算方式 25.7%であり変わりがない。

埼玉県職員ヒアリングによれば、各発注部署に除算・加算を割り当てて実施したという。夫々の特長を試行して検証しているということであろう。次年度以降は2つの方法の使い分けの基準を設け、各発注機関で判断していくこととし、1本化する予定は無いとのことであった。

埼玉県の除算方式、加算方式の計算式は次のとおりである。

[除算方式]

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

- ・技術点：基礎点に加算点をくわえたもの
- ・基礎点：原則として100点

[加算方式]

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = (100 - \text{技術評価点満点}) - 100 \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

- ・総合評価点の満点 100点
- ・価格評価点の満点は100点から技術評価点の満点を減じたもの
- ・技術評価点は加算点とする
(少数店以下4位を四捨五入し、3位止めとする)

前述したように、埼玉県の試験実施の結果は除算方式と加算方式とで「逆転」の割合に差は無い。

式の持つ特性として国土交通省の総合評価方式活用ガイドラインでは、除算方式は「入札額が低い場合には評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向」があり、加算方式は「低価格入札による落札を回避できる可能性が高い」と述べている。総合評価において重要なことは価格と技術をバランスよく評価することである。そのために様々なケースに遭遇しながらより良い方法を模索することは必要である。式の持つ特性も考慮しながら総合評価方式の狙いがより発揮される方法を検討すべきである。

ちなみに国交省が調査した国及び地方公共団体における除算方式、加算方式の採用状況は図表 3-1-6-7 のとおりである。

図表 3-1-6-7 除算方式、加算方式の採用状況 単位：発注団体数

	国	特殊法人	地方公共団体				計
			都道府県	指定都市	市区町村	小計	
除算方式	16	105	40	17	664	721	842
	100%	86.8%	85.1%	94.4%	67.1%	64.0%	68.7%
加算方式	3	19	16	5	230	347	369
	18.8%	15.7%	34.0%	27.8%	31.0%	30.8%	30.1%

注：複数回答あり、未実施の団体は除く。

出所：国土交通省「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について」（2009.9.1現在）。

都道府県は除算方式が 85.1%、加算方式が 34.0%、両者合わせると 119.1%であるから、19.1%（9 団体）が併用していることになる。

4. 落札者決定基準について

採用された評価項目を見ると、企業や技術者の工事成績や施工実績あるいは地理条件など、客観的に評価できる項目が多く採用されている。評価において客観性を重視することは公平性、透明性の観点から大切なことである。しかし技術力の差を判断するという点では「品質管理の適正性」「安全管理の適正性」「発注者課題への対応」「技術提案」などの項目の活用が必要である。これらの項目は、評価する側すなわち発注者の技術的力量が要求されることでもある。業者の技術力を正しく評価するために、発注者の技術力の質と量を高めることが課題である。

技術以外の項目では、地域産業振興のための「地理条件」「県内下請」あるいは事例工事では採用されていないが「県産材」などの項目の積極的な採用を推進したい。

埼玉県では新たな雇用機会の創出を促すため 2009 年 2 月から「社員の新規雇用」を評価項目に追加した。評価基準は「自社で社員を新規に雇用している実績、又は予定はある」「下請負人が、社員を新規に雇用している実績、又は予定がある」であり、新規雇用者は県内に居住している者に限るとしている。今日の雇用不安の状況から考えると、評価できる取り組みである。

また埼玉県では、総合評価は実績評価の項目が多いことから、経験の少ない若手技術者が参加しにくいという業者の意見を考慮し、配置予定技術者の過去の実績を問わない形式の「新人戦型」の総合評価方式を 2009 年度から試行している。総合評価方式の不具合を正しながら、より良い制度を目指す試みとして評価できる。

図表 3-1-6-8 事例工事で採用された評価項目

評価項目	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B	C	C	C	C	D	D	D	D	D
企業工事成績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
企業施工実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害防止活動		○					○	○			○						○	○	○
CO2削減																		○	○
技術者工事成績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
技術者施工経験	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
技術者優秀表彰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
品質管理の適正性	○						○			○									
安全管理の適正性	○						○			○	○								
発注者課題への対応			○					○			○	○					○		
技術提案		○							○										
技術提案実現方法		○							○										
VE提案										○									
技術者優秀工事	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○		○		
技術者保有資格						○					○	○							
地理条件		○	○	○		○		○	○		○	○			○		○		
完成ケア	○	○																	
ボランティア	○		○						○		○				○				
除雪実績		○																	
障害者雇用						○			○										
県内下請								○	○	○									
指名停止															○				
不正軽油	○						○										○		
過積載				○				○											
死亡事故										○									

出所：埼玉県提供資料を当研究所で加工。

総合評価方式は評価項目を自治体が独自に設定できることから、自治体の政策課題実現を目指した様々な取り組みが始められている。日野市では「労務単価の確認」「法定外労働災害制度の加入」「建退共、退職一時金制度若しくは企業年金の有無」などが評価項目に設定されている。全国に先駆けて公契約条例を制定した野田市では、総合評価方式において、「これらの者（受注業者）に雇用される労働者の賃金を評価する」としている。日野市あるいは野田市における「労務単価の確認」や「労働者の賃金評価」は公共工事に従事する建設労働者の賃金を市場まかせにするのではなく、一定の賃金水準の確保を行政として監視するという点で先進的な取り組みである。

総合評価方式は様々な可能性を持つ制度である。今後の取り組みとして「労働者の賃金」をはじめ「労働関係法令順守」「公正労働基準」「環境」「人権」「男女平等参画」「障害者の社会参画」などの社会的価値を評価項目に組み込んだ総合評価方式を目指す必要がある。

第7節 最低制限価格制度の特徴

最低制限価格制度は地方自治法施行令第167条の10第2項により地方公共団体に

ついて認められた制度で、国にはこの制度はない。しかし国は第2部第3章で見たとおり、ダンピング防止対策として最低制限価格制度の活用を、地方公共団体にたいして積極的に指導してきた。既に全国 87.2%（2009年9月1日現在）の都道府県において最低制限価格制度が導入されている。

埼玉県における最低制限価格制度の適用範囲は以下のように推移してきた。

実施日	適用範囲
1998年2月20日	原則として設計金額 1,000 万円以上の工事
2004年5月6日	設計金額 5,000 万円未満のすべての工事
2006年4月3日 (現在に至る)	原則としてすべての工事 ただし、総合評価方式、WTO案件は除く

最低制限価格の算出方法は公表されていない。算出方法を公表している自治体の多くは国土交通省が採用する低入札調査基準価格の算出方法に準拠しており、埼玉県においても 2008年9月、2009年7月、2009年9月に行われた最低制限価格の改定がいずれも低入札調査基準価格の改定と同時に実施されているところから、埼玉県の最低制限価格も低入札調査基準価格にならない算出されているのではないかと推察される。

事後公表された最低制限価格の 2008 年度の実績は下表のとおりである。

図表 3-1-7-1 最低制限価格率（最低制限価格/予定価格）

単位：上段・件、下段・%

	全体	60% 未満	60~ 65% 未満	65~ 70% 未満	70~ 75% 未満	75~ 80% 未満	80~ 85% 未満	85~ 86% 未満	86~ 87% 未満	87~ 88% 未満	88~ 94% 未満	94~ 95% 未満	平均
件数	2138	2	1	334	164	816	676	139	3	1	2		77.7
	100.0	0.1	0.0	15.6	7.7	38.2	31.6	6.5	0.1	0.0	0.1		

注：88%から 94%未満及び 95%以上は該当が無いので省略した。

なお参考に 2008 年度の低入札調査基準価格は予定価格の 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲となっている。

2008 年度実績の内 85%~86%、139 件はすべて 85.0%である。したがって 2008 年度の最低制限価格率は 2,138 中 2,130 件 (99.6%) が 65%~85%の範囲で設定されており、例外はあるものの実質的には低入札調査基準価格の範囲内で設定されていることがわかる。

全体の平均の率は 77.7%で、75%~85%の 10%の間で全体の 76.3%が設定されている。はたしてこの数値が妥当なものか否かを判断することは難しいが、落札率の平均が 87.5%であることを考慮すると、最低制限価格率の平均はもう少し高く設定されても良いのではないかと考える。

その後、埼玉県は低入札調査基準価格の範囲を 2009年7月に 10 分の 7 から 10 分の 9、2009年9月に 10 分の 7.5 から 10 分の 9 に改定し、同時に最低制限価格も改定している。2009 年度の最低制限価格率は 2008 年度よりも高く設定されていることが十分予測される。

図表 3-1-7-2 工事規模別最低制限価格率

単位：上段・件、下段・%

1件当り工事金額	全体	60%未満	60～65%未満	65～70%未満	70～75%未満	75～80%未満	80～85%未満	85～86%未満	86～87%未満	87～88%未満	88～94%未満	94～95%未満	平均
全体	2138 100.0	2 0.1	1 0.0	334 15.6	164 7.7	816 38.2	676 31.6	139 6.5	3 0.1	1 0.0	2 0.1		77.7
50万円未満	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	68.6
50万～100万円未満	8 100.0	-	-	-	-	4 50.0	3 37.5	1 12.5	-	-	-	-	80.7
100万～500万円未満	468 100.0	2 0.4	1 0.2	72 15.4	18 3.8	288 61.5	63 13.5	22 4.7	1 0.2	1 0.2	-	-	76.9
500万～1,000万円未満	442 100.0	-	-	95 21.5	24 5.4	241 54.5	60 13.6	22 5.0	-	-	-	-	76.6
1,000万～5,000万円未満	895 100.0	-	-	132 14.7	96 10.7	252 28.2	347 38.8	66 7.4	-	-	2 0.2	-	77.9
5,000万～1億円未満	257 100.0	-	-	23 8.9	24 9.3	20 7.8	174 67.7	15 5.8	1 0.4	-	-	-	79.7
1億～5億円未満	66 100.0	-	-	11 16.7	2 3.0	11 16.7	29 43.9	12 18.2	1 1.5	-	-	-	79.5
5億～50億円未満	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	85.0

工事規模別の最低制限価格率の平均を見ると100万円～500万円未満が76.9%、500万円～1,000万円未満が76.6%、1,000万円～5,000万円未満が77.9%、5,000万円～1億円未満が79.7%、1億円～5億円未満が79.5%と金額が大きくなるほど率が大きくなっている。一般的に金額の大きい工事ほど経費圧縮の割合が大きいといわれている。最低制限価格率は工事金額が小さいほど高く設定されるべきではないかと考える。

図表 3-1-7-3 業種別最低制限価格率

単位：上段・件、下段・%

	全体	60% 未満	60～ 65% 未満	65～ 70% 未満	70～ 75% 未満	75～ 80% 未満	80～ 85% 未満	85～ 86% 未満	86～ 87% 未満	87～ 88% 未満	94～ 95% 未満	平均
全体	2138 100.0	2 0.1	1 0.0	334 15.6	164 7.7	816 38.2	676 31.6	139 6.5	3 0.1	1 0.0	2 0.1	77.7
土木	615 100.0	- -	- -	39 6.3	70 11.4	251 40.8	248 40.3	6 1.0	1 0.2	- -	- -	78.4
建築	156 100.0	- -	- -	2 1.3	- -	18 11.5	105 67.3	29 18.6	1 0.6	1 0.6	- -	82.6
とび 土工	305 100.0	- -	- -	65 21.3	25 8.2	147 48.2	52 17.0	16 5.2	- -	- -	- -	76.4
屋根	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	83.8
電気	243 100.0	- -	- -	80 32.9	2 0.8	57 23.5	70 28.8	32 13.2	1 0.4	- -	1 0.4	76.5
管	113 100.0	1 0.9	- -	6 5.3	1 0.9	14 12.4	60 53.1	31 27.4	- -	- -	- -	81.1
鋼構 造物	23 100.0	- -	- -	11 47.8	1 4.3	3 13.0	8 34.8	- -	- -	- -	- -	74.0
ほ装	298 100.0	- -	- -	45 15.1	52 17.4	152 51.0	49 16.4	- -	- -	- -	- -	76.3
浚渫	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	82.8
塗装	120 100.0	- -	- -	28 23.3	1 0.8	82 68.3	9 7.5	- -	- -	- -	- -	75.8
防水	49 100.0	- -	- -	11 22.4	7 14.3	16 32.7	12 24.5	3 6.1	- -	- -	- -	76.2
内装 仕上	8 100.0	- -	- -	1 12.5	1 12.5	1 12.5	- -	5 62.5	- -	- -	- -	80.4
機械 器具	84 100.0	1 1.2	- -	27 32.1	1 1.2	13 15.5	38 45.2	4 4.8	- -	- -	- -	76.2
電気 通信	39 100.0	- -	- -	4 10.3	2 5.1	12 30.8	9 23.1	11 28.2	- -	- -	1 2.6	79.8
造園	48 100.0	- -	1 2.1	8 16.7	- -	32 66.7	6 12.5	1 2.1	- -	- -	- -	76.7
さく 井	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	82.5
建具	12 100.0	- -	- -	- -	- -	11 91.7	1 8.3	- -	- -	- -	- -	79.5
水道 施設	9 100.0	- -	- -	4 44.4	- -	1 11.1	4 44.4	- -	- -	- -	- -	74.5
消防 施設	13 100.0	- -	- -	3 23.1	1 7.7	6 46.2	2 15.4	1 7.7	- -	- -	- -	75.6

業種別の最低制限価格率では大きな特徴は見られないが、工事件数の多い中では建築（平均 82.6%）と管（平均 81.1%）が高い設定を示し、設定率が最低グループである 65%～70%の範囲の割合が多い業種として鋼構造物（47.8%）、電気（32.9%）、機械器具（32.1%）が指摘できる。

図表 3-1-7-4 3億円以上の工事の最低制限価格率と低入札調査価格率

NO	業者名	業種 名称	契約額 (百万円)	最低制限 価格率	低入札調 査価格率	落札 率	契約方法
1	月島機械株式会社	機械器具	3,644		85.0	99.8	一般競争入札、WTO
2	戸田建設株式会社	建築	3,617		84.7	76.3	一般競争入札、WTO
3	メタウォーター株式会社	電気	2,310	85.0		90.7	一般競争入札
4	アキラ株式会社	電気	1,451		66.7	89.9	一般競争入札
5	古郡建設株式会社	建築	1,397		85.0	92.8	一般競争入札
6	関口工業株式会社	土木	1,362		79.1	83.6	一般競争入札
7	金杉建設株式会社	土木	1,281		66.7	76.5	一般競争入札
8	初雁興業株式会社	土木	1,251		79.1	88.1	一般競争入札
9	初雁興業株式会社	土木	984		79.2	88.4	一般競争入札
10	株式会社高岳製作所	電気	788		66.7	63.5	一般競争入札
11	株式会社高岳製作所	電気	712		66.7	57.2	一般競争入札
12	上尾興業株式会社	建築	498	85.0		99.7	一般競争入札
13	富士電機E&C株式会社	電気	494	66.7		82.1	一般競争入札
14	斎藤工業株式会社	建築	487		85.0	98.3	一般競争入札
15	島田建設工業株式会社	土木	469	66.7		71.3	一般競争入札
16	株式会社日立プラントテクノロジー	機械器具	434	66.7		99.5	一般競争入札
17	三機工業株式会社	機械器具	419		67.0	85.0	一般競争入札
18	三ツ和総合建設業協同組合	土木	410	82.3		82.5	一般競争入札
19	三ツ和総合建設業協同組合	建築	418	85.0		100.0	一般競争入札
20	関口工業株式会社	土木	391		77.1	85.1	一般競争入札
21	伊田テクノス株式会社	土木	398	82.9		89.8	一般競争入札
22	株式会社ユーディケー	建築	368		85.0	94.3	一般競争入札
23	三菱電機株式会社	電気	368	84.5		96.3	一般競争入札
24	株式会社日立プラントテクノロジー	電気	365	80.0		88.4	一般競争入札
25	株式会社島村工業	土木	379		83.7	83.3	一般競争入札
26	東芝プラントシステム株式会社	電気	362		67.0	81.9	一般競争入札
27	株式会社ユーディケー	土木	361		77.0	79.4	一般競争入札
28	株式会社清水アーネット	管	359	85.0		85.6	一般競争入札
29	五洋建設株式会社	建築	342	67.0		86.8	一般競争入札
30	千代本興業株式会社	建築	339	85.0		92.6	一般競争入札
31	メタウォーター株式会社	機械器具	332		67.0	66.7	一般競争入札
32	オルガノ株式会社	機械器具	323	80.0		80.4	一般競争入札
33	株式会社西島製作所	機械器具	319	66.7		79.6	一般競争入札
34	株式会社新井組	土木	318	75.1		78.2	一般競争入札
35	川木建設株式会社	建築	309	85.9		99.1	随意契約8号
36	株式会社ユーディケー	土木	308	84.1		84.1	一般競争入札
37	株式会社荏原製作所	機械器具	301	66.8		66.8	一般競争入札

3億円以上の大規模工事における最低制限価格率を見ると、最も低率である66%～67%台6件の割合が機械器具で4件中3件、電気で4件中1件、建築で5件中1件、土木で5件中1件である。低入札調査価格率では66%～67%台7件のうち電気4件、機械2件である。大規模工事における最低制限価格及び低入札調査価格は機械器具と電気工事が、他の業種よりも低く設定されているといえる。

最低制限価格は予定価格が適正に算出されていることを前提として成り立つ制度である。発注者の積算方法として積み上げ方式は比較的正確に予定価格が算出できると考えられるが、業者の見積りを頼りに予定価格を算出する電気設備や機械器具は、適正価格を越えた予定価格が算出される可能性がある。上記表のNO11 電気の落札率57.2%、NO31 機械器具の落札率66.7、NO37 機械器具の落札率66.8%など、断

定は出来ないがその可能性もある。これらの事を考慮し、金額の大きい設備工事については、機械的に最低制限価格を適用するのではなく、低入札価格調査制度の適用が必要である。

第8節 低入札価格調査制度の特徴

第2部第3章で見たとおり、国はダンピング防止対策として最低制限価格制度と合わせて低入札価格調査制度の活用を推進してきた。2009年9月の国交省調査によれば、全ての都道府県で導入され、87.2%が低入札価格調査制度と最低制限価格制度との併用、12.8%が低入札価格調査制度のみの導入となっている。

国は制度の活用を推進すると同時に、ダンピング対策を強化し、工事の品質確保を図る観点から調査基準価格を改定してきた。国と埼玉県における低入札価格調査制度は下記のように推移してきた。

図表 3-1-8-1 国と埼玉県の低入札価格調査制度の推移

国の低入札価格調査基準価格		
1987年4月～2008年4月	2008年4月～2009年3月	2009年4月～現在
(基準額の範囲) 予定価格の 2/3～8.5/10 (基準額の計算式) 直接工事費の額 共通仮設費の額 現場管理費×0.2 合計金額×1.05	(基準額の範囲) 同左 (基準額の計算式) 直接工事費×0.95 共通仮設費×0.9 現場管理費×0.6 一般管理費×0.3 合計金額×1.05	(基準額の範囲) 予定価格の 7.0/10～9.0/10 (基準額の計算式) 直接工事費×0.95 共通仮設費×0.9 現場管理費×0.7 一般管理費×0.3 合計金額×1.05

埼玉県の低入札価格調査制度					
1998年2月	2004年5月	2006年4月	2008年9月	2009年7月	2009年9月
(基準額の範囲) 予定価格の 2/3～8.5/10	同左	同左	同左	予定価格の 7/10～9/10	予定価格の 7.5/10～9/10
(基準額の計算式) 直接工事費の額 共通仮設費の額 現場管理費の額 合計額×1.05	同左	同左	直接工事費×0.95 共通仮設費×0.9 現場管理費×0.6 一般管理費×0.3 合計額×1.05	同左 同左 現場管理費×0.7 同左 合計額×1.05	同左
(適用範囲) 全面的に低入札価格調査制度に移行	同左	総合評価方式、WTOに適用	同左	同左	同左
(最低制限価格制度の適用範囲) 設計金額 1,000 万円以上に適用	設計金額 5,000 万円未満の全ての工事	総合評価方式、WTOを除く全ての工事	同左	同左	同左

国は 2008 年 4 月に調査基準額の計算式を、2009 年 4 月には調査基準額の計算式と設定範囲を改定した。いずれも増額となる改定であるが、2009 年 4 月の改定は範囲の下限を予定価格の 2/3 から 7/10、上限を 8.5/10 から 9.0/10 とする大幅な改定である。

埼玉県の推移を見ると、適用範囲が低入札価格調査制度から最低制限価格制度の拡大へと移行してきたことがわかる。調査基準額については国の基準にならって改定してきたが、範囲の下限を 7/10 から 7.5/10 とした 2009 年 9 月の改訂は、国の基準を上回るものであり特筆される。2009 年 9 月の改定は 2010 年 3 月 31 日までの期間限定であったが、2010 年 4 月 1 日以降も継続されることとなった。

2008 年度の低入札価格制度の運用状況は下記のとおりである。

図表 3-1-8-2 低入札調査価格率（低入札調査価格/予定価格）

	全体	60% 未満	60～ 65% 未満	65～ 70% 未満	70～ 75% 未満	75～ 80% 未満	80～ 85% 未満	85～ 90% 未満	90% 以上	平均
適用件数	246	-	-	24	66	48	93	15	-	77.3%
(構成比)	100.0	-	-	9.8	26.8	19.5	37.8	6.1	-	

埼玉県の 2008 年度における総合評価方式の実施件数 242 件と WTO 案件 2 件の合計 244 件は低入札価格調査制度が適用されたことになり、上記の 246 件とほぼ合致する。

調査価格の設定範囲の基準は予定価格の 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲である。上記表の 85%～90%未満の 15 件は全て 85%で設定されているところから、調査価格は全て基準の範囲内で運用されていることがわかる。

設定率の平均 77.3%が妥当か否かを評価することは困難である。ちなみに総合評価方式の落札率平均は 86.5%である。

図表 3-1-8-3 工事規模別低入札調査価格 単位：上段・件、下段・%

1 件当り 工事金額↓	全体	60% 未満	60~ 65% 未満	65~ 70% 未満	70~ 75% 未満	75~ 80% 未満	80~ 85% 未満	85~ 90% 未満	90% 以上	平均
全体	246 100.0	- -	- -	24 9.8	66 26.8	48 19.5	93 37.8	15 6.1	- -	77.3%
50 万円未満	- *	- *	- *	- *	- *	- *	- *	- *	- *	—
50 万～1 百 万円未満	- *	- *	- *	- *	- *	- *	- *	- *	- *	—
1 百万～5 百万円未満	- *	- *	- *	- *	- *	- *	- *	- *	- *	—
5 百万～1 千万円未満	5 100.0	- -	- -	1 20.0	- -	3 60.0	1 20.0	- -	- -	77.2%
1 千万～5 千万円未満	147 100.0	- -	- -	10 6.8	54 36.7	28 19.0	52 35.4	3 2.0	- -	76.6%
5 千万～1 億円未満	57 100.0	- -	- -	6 10.5	12 21.1	11 19.3	25 43.9	3 5.3	- -	77.8%
1 億～5 億 円未満	27 100.0	- -	- -	3 11.1	- -	3 11.1	14 51.9	7 25.9	- -	81.3%
5 億～10 億 円未満	3 100.0	- -	- -	2 66.7	- -	1 33.3	- -	- -	- -	70.9%
10 億～50 億 円未満	7 100.0	- -	- -	2 28.6	- -	2 28.6	1 14.3	2 28.6	- -	78.0%

工事規模別で見ると、調査価格が 80%以上で設定されている割合が 1 千万～5 千万未満で 37.4%、5 千万～1 億円未満で 49.2%、1 億円～5 億円未満で 77.8%と工事規模が大きくなるほど設定率が高くなる傾向を示している。

図表 3-1-8-4 業種別低入札調査価格率

単位：上段・件、下段・%

	全体	65% 未満	65～70% 未満	70～75% 未満	75～80% 未満	80～85% 未満	85～90% 未満	90% 以上	平均
全体	246 100.0	- -	24 9.8	66 26.8	48 19.5	93 37.8	15 6.1	- -	77.3
土木	137 100.0	- -	11 8.0	37 27.0	26 19.0	61 44.5	2 1.5	- -	77.3
建築	18 100.0	- -	- -	- -	- -	9 50.0	9 50.0	- -	84.8
とび 土工	7 100.0	- -	- -	1 14.3	3 42.9	3 42.9	- -	- -	78.6
電気	10 100.0	- -	5 50.0	- -	1 10.0	4 40.0	- -	- -	73.7
管	6 100.0	- -	- -	- -	1 16.7	3 50.0	2 33.3	- -	83.6
ほ装	59 100.0	- -	3 5.1	28 47.5	16 27.1	12 20.3	- -	- -	75.5
浚渫	1 100.0	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	81.7
塗装	1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	75.0
機械 器具	5 100.0	- -	3 60.0	- -	- -	- -	2 40.0	- -	74.2
水道 施設	2 100.0	- -	2 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	66.7

業種別の調査価格率の平均は、最低制限価格率と同様に建築（84.8%）と管（83.6%）が高くなっている。建築は全て80%以上で設定されている。

設定率の低い65%～70%未満に電気が10件中5件、機械器具が5件中3件、水道施設が2件中2件と際立ってその割合が多くなっている。

前掲の図表3-1-7-4「3億円以上の工事の最低制限価格率と低入札調査価格率」にみると、低入札価格調査制度を適用した設備工事は電気4件、機械器具3件の計7件であるがその内の6件は調査価格率が66%～67%台と際立って低く設定されている。残りの機械器具1件は85%でWTO案件である。

電気及び機械器具において調査価格率を低く設定している理由が、最低制限価格制度のところ述べてきたように予定価格の適正性の信頼度に問題があるとすれば、総合評価方式の適用外においても最低制限価格制度ではなく低入札価格調査制度を適用することが必要と考える。設備工事は専門性が高い故に応札業者数が限られ、総合評価方式になじみにくいという特性も考慮して検討が必要である。

次に2008年度に実施された低入札価格調査制度による調査の結果を見てみる。

図表 3-1-8-5 2008 年度低入札価格調査結果

単位：円

工事	業種	予定価格	調査基準価格	①対予定 価格率	入札価格	②対予定 価格率	①-②
1	建築	4,512,431,000	3,821,920,000	84.7	3,445,000,000	76.3	8.4
2	電気	1,184,400,000	789,600,000	66.7	678,000,000	57.2	9.4
3	電気	1,180,800,000	787,200,000	66.7	750,000,000	63.5	3.2
4	機械	474,800,000	318,116,000	67.0	316,540,000	66.7	0.3
5	土木	414,155,000	346,557,000	83.7	345,000,000	83.3	0.4
6	土木	272,625,000	228,372,000	83.8	224,000,000	82.2	1.6
7	土木	253,880,000	212,341,000	83.6	200,000,000	78.8	4.9
8	土木	249,800,000	208,170,000	83.3	204,000,000	81.7	1.7
9	土木	94,746,000	71,113,000	75.1	70,870,000	74.8	0.3
10	土木	93,898,000	77,017,000	82.0	76,600,000	81.6	0.4
11	土木	90,170,000	73,295,000	81.3	69,400,000	77.0	4.3
12	土木	88,034,000	71,740,000	81.5	69,500,000	78.9	2.5
13	土木	79,766,000	65,081,000	81.6	63,700,000	79.9	1.7
14	土木	67,000,000	50,617,000	75.5	48,900,000	73.0	2.6
15	土木	55,380,000	45,280,000	81.8	42,700,000	77.1	4.7
16	土木	41,980,000	33,966,000	80.9	33,584,000	80.0	0.9
17	舗装	38,465,000	30,915,000	80.4	30,900,000	80.3	0.0
18	土木	33,405,000	26,890,000	80.5	24,500,000	73.3	7.2
19	舗装	29,718,000	23,834,000	80.2	22,880,000	77.0	3.2
20	機械	28,920,000	24,582,000	85.0	24,500,000	84.7	0.3
21	舗装	27,007,000	21,574,000	79.9	21,430,000	79.3	0.5
22	舗装	25,610,000	18,506,000	72.3	18,448,000	72.0	0.2
23	舗装	19,741,000	14,170,000	71.8	14,100,000	71.4	0.4

2008 年度の低入札価格調査の実施件数は 23 件であるが、調査の結果失格者は出ていない。

調査基準価格がダンピングか否かの判断基準であれば、それと大きく離れている入札額が問題となる。調査基準価格と入札価格の対予定価格率の差を見ると、5%以上が 3 件、3%以上～5%未満が 5 件、3%未満が 15 件である。3%以上の 8 件の入札価格（結果として落札価格）はいずれも 80%を下回る率であり、厳しい受注競争が伺われる。特に調査基準価格率 84.7%、入札価格率 76.3%、その差 8.4%の工事NO1（建築）は赤字覚悟の入札ではないかと思われる。

工事NO2（電気）、NO3（電気）、NO4（機械）の調査基準価格が「範囲」の下限（予定価格の 2/3）に設定されており、他の工事に比べ際立って低くなっている。これは最低制限価格のところを指摘したとおり、電気、機械等の設備工事は発注者が独自に適正な予定価格を算出しにくいという面を反映したものと解釈できる。したがって工事NO2の調査基準価格率 66.7%、入札価格率 57.2%、その差 9.4%は、工事NO1とは異なった事情、即ち予定価格の設定に問題があるという見方が否定できない。

国は「低入札価格調査制度及び品質確保等のために一定の価格等を下回る場合には

失格とする基準を積極的に活用することにより、「ダンピング受注の排除を徹底すること」（「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」2008.3.31）として、低入札価格調査制度に失格基準を設けるよう地方公共団体に指導している。国交省の調査によれば2009年9月現在の都道府県の失格基準導入状況は以下のようになっている。

図表 3-1-8-6 失格基準を導入している都道府県

	失格基準価格を導入	失格基準価格以外の具体的な排除基準を策定	失格基準価格と失格基準価格以外の具体的な排除基準を策定	未策定
都道府県数	25	6	9	7
	53.2%	12.8%	19.1%	14.9%

出所：国土交通省「入札契約適正化法に基づく実施状況の結果について」（2009.9.1現在）。

低入札価格調査制度の「調査」のみではダンピング受注か否かの判定が難しく、「調査」の結果失格となるケースが極めて少ないという実態から、ダンピング受注排除の実効を上げるための方策として失格基準の導入を図ったと考えられる。なお埼玉県は未策定である。

埼玉県では低入札価格調査制度が適用されるのは総合評価方式である。すでに（図表 3-1-6-2）見たように2006年度からの3年間の推移では、総合評価方式における低入札価格調査案件が急速に増加している。調査案件数が2008年度は23件であったが、埼玉県職員への聞き取り調査によれば2009年度には100件になるという。ダンピング排除をねらいとした総合評価方式の本格実施を迎え、逆にダンピング受注の増加が懸念される。ダンピング受注を排除するため、早急に低入札価格調査制度への失格基準導入が必要である。

第9節 落札率の実態

1. 落札率の推移

埼玉県発注の公共工事の落札率について、落札率階層ごとの件数を見たものが図表 3-1-9-1 である。まず、単純平均落札率の推移をみると2003年度94.8%であった落札率は年々低下しており、2007年度に90%を割り込む89.3%（前年度比▲3.5%）となり、2008年度には87.5%（前年度比▲1.8%）となった。2003年度と2008年度を比べると▲7.3%下落している。

落札率の分布を見ると、2005年度までは落札率97～98%未満の範囲が最も多く、2003年度で986件（26.9%）、2004年度で968件（28.0%）、2005年度で1,079件（29.9%）であった。ところが2006年度以降は90～95%未満の範囲が最も多くなっている。2006年度以降この範囲の各年度の状況をみると、2006年度で901件（25.6%）、2007年度で994件（30.5%）、2008年度で719件（23.2%）である。

さらに落札率80%未満と80%以上とに分割したものが図表 3-1-9-2 である。これをみると、落札率80%未満の割合は年々上昇傾向にあり、特にここ3年間で大きく上昇しているといえる。

2007年度以降落札率が大きく減少したのは、一般競争入札が増加したことによる。同年には一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止を謳った「都道府県の公共調達改革に関する指針」が全国知事会から公表され（2006年12月18日）、これを受ける形で埼玉県でも公共調達改革が進められた。その結果、一般競争入札による工事件数は2006年度205件から2007年度は922件、2008年度は1,287件と増加していった。埼玉県では2007年度以降、一般競争入札による公共工事が増加し、競争が激化した結果、落札率が低下したものといえる。

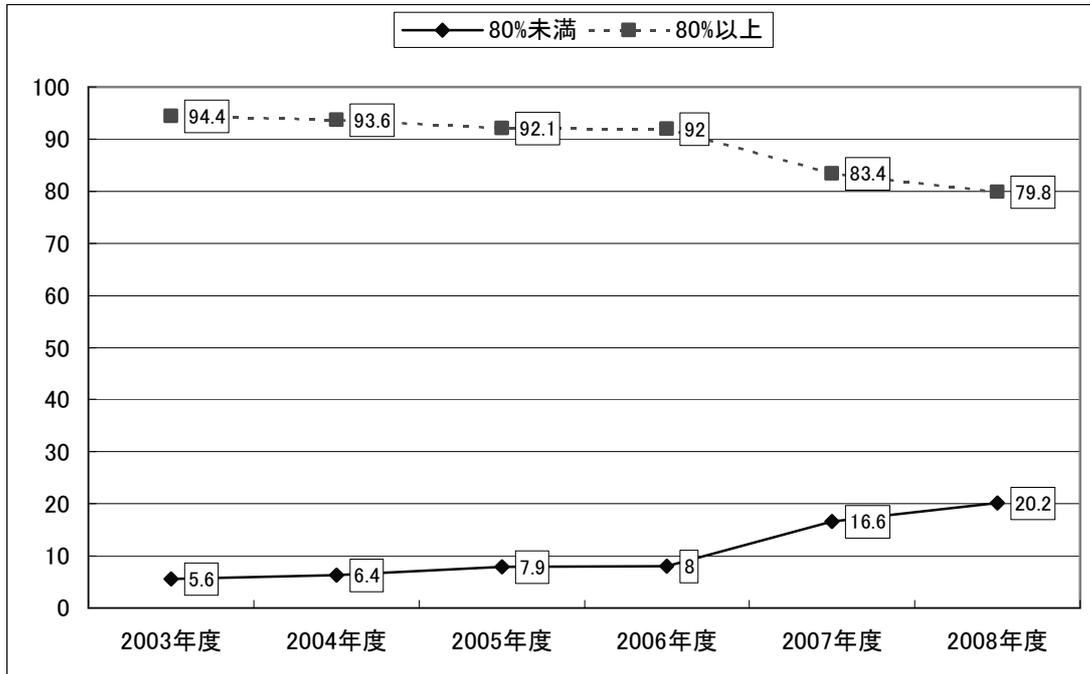
図表 3-1-9-1 落札率の推移

単位：件・%

	2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	%										
全体	3,660	100.0	3,463	100.0	3,604	100.0	3,517	100.0	3,258	100.0	3,096	100.0
50%未満	11	0.3	3	0.1	3	0.1	-	-	-	-	3	0.1
50～55%未満	5	0.1	3	0.1	3	0.1	2	0.1	2	0.1	-	-
55～60%未満	7	0.2	7	0.2	4	0.1	2	0.1	3	0.1	1	0.0
60～65%未満	23	0.6	15	0.4	9	0.2	5	0.1	7	0.2	12	0.4
65～70%未満	47	1.3	23	0.7	30	0.8	74	2.1	107	3.3	93	3.0
70～75%未満	39	1.1	102	2.9	154	4.3	66	1.9	158	4.8	116	3.7
75～80%未満	73	2.0	68	2.0	81	2.2	132	3.8	263	8.1	400	12.9
80～85%未満	57	1.6	52	1.5	79	2.2	159	4.5	332	10.2	579	18.7
85～90%未満	104	2.8	55	1.6	107	3.0	269	7.6	425	13.0	475	15.3
90～95%未満	433	11.8	428	12.4	520	14.4	901	25.6	994	30.5	719	23.2
95～96%未満	382	10.4	365	10.5	271	7.5	486	13.8	274	8.4	166	5.4
96～97%未満	724	19.8	789	22.8	791	21.9	583	16.6	241	7.4	150	4.8
97～98%未満	986	26.9	968	28.0	1079	29.9	488	13.9	188	5.8	135	4.4
98～99%未満	561	15.3	427	12.3	355	9.9	194	5.5	126	3.9	105	3.4
99～100%未満	175	4.8	131	3.8	104	2.9	115	3.3	116	3.6	116	3.7
落札率100%	33	0.9	27	0.8	14	0.4	41	1.2	22	0.7	26	0.8
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
単純平均	94.8		94.8		94.2		92.8		89.3		87.5	

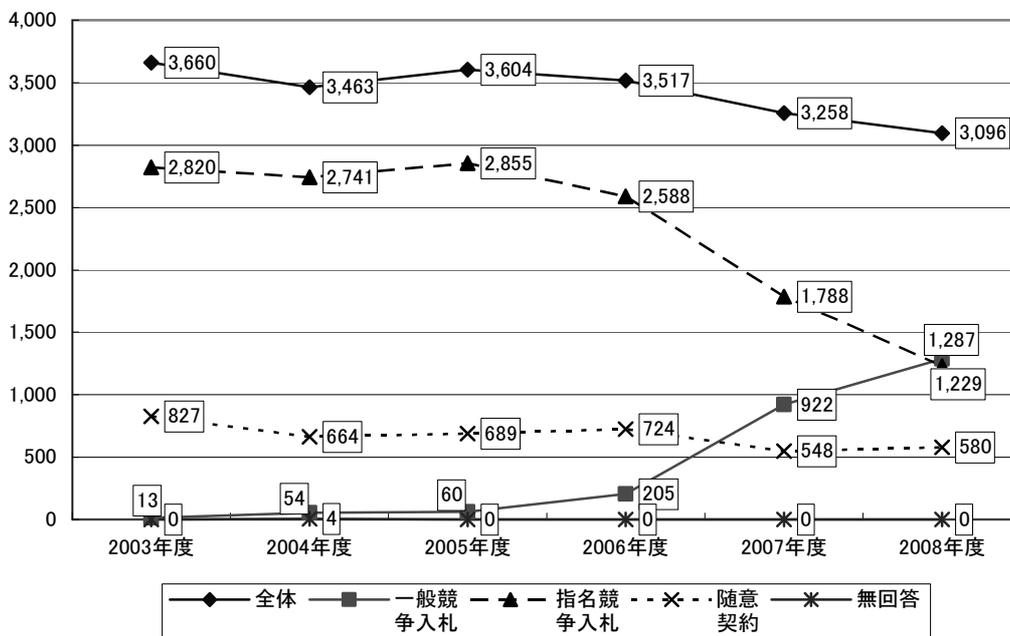
図表 3-1-9-2 落札率 80%未満・80%以上の構成比の推移

単位：%



図表 3-1-9-3 契約方法別・工事件数の推移

単位：件



県内業者に実施したアンケートによると、多くの企業が落札率が低いと考えており、その原因については、「最低制限価格が低いため、安値競争になる」が 49 件 (19.3%)、「低入札価格調査制度のため安値競争に歯止めがかからない」が 45 件 (17.7%)、「入

札参加者が多いため安値競争になる」が 43 社（17.0%）という結果となった。最低制限価格の低さ、低入札価格調査制度、入札者の過多による競争の激化を原因と挙げる回答が多く、発注段階での価格設定の問題点とそれに伴う価格競争の激化が問題視されているといえる。

（参考）

県内業者アンケート「低落札率の原因について」

原因	回答数 (件)	構成比 (%)
最低制限価格が低いため、 安値競争になる	49	19.3%
低入札価格調査制度のため 安値競争に歯止めがかからない	45	17.7%
入札参加者が多いため 安値競争になる	43	17.0%
予定価格を事前公表するため 安値競争になる	30	11.8%
重層下請制の中で 安値受注する下請業者がいるため 安値競争になる	19	7.5%
その他	10	4.0%
落札率が特に低いとは思わない	7	2.8%
無回答	51	20.1%
全回答合計	254	100.0%

注：複数回答。

2. 2008 年度の落札率の詳細

1) 工事規模別落札率の状況

2008 年度の落札率について、工事規模別にみたものが図表 3-1-9-4 である。単純平均落札率をみると、5 千万円～1 億円未満の工事規模が 88.7%と最も高く、次いで 1 百万円～5 百万円未満が 88.0%となっている。

各工事規模別にばらつきをみると、50 万円未満、1 百万～5 百万円未満、5 百万円～1 千万円未満では落札率 95～96%未満の範囲が最も集中しており、5 千万円～1 億円未満、1 億円～5 億円未満、5 億円～10 億円未満では 85～90%未満の範囲に最も集中している。

しかし、落札率 80%で区切ってみると（図表 3-1-9-5）、全体では落札率 80%未満が 625 件（20.2%）、80%以上が 2,471 件（79.8%）である。工事規模ごとの落札率 80%以上の工事件数の割合をみてみると、工事規模が 50 万円未満で 70.6%、50 万円～百万円未満で 75.0%であるのに対し、工事規模が 5 千万円～1 億円未満で 81.6%、1 億円～5 億円未満で 88.8%と高い割合を示している。すなわち、工事規模が大きくなればなるほど高い落札率で受注できており、逆に小さくなればなるほど低い落札率で受注しているものといえる。埼玉県では小規模工事における受注競争が比較的激しいものとなっているといえる。

図表 3-1-9-4 2008 年度 工事規模別にみる落札率

単位：上段・件、下段・%

	全体	50% 未満	50~55% 未満	55~60% 未満	60~65% 未満	65~70% 未満	70~75% 未満	75~80% 未満	80~85% 未満	85~90% 未満	90~95% 未満	95~96% 未満	96~97% 未満	97~98% 未満	98~99% 未満	99~100% 未満	落札率 100%	単純 平均
全体	3096 100.0	3 0.1	-	1 0.0	12 0.4	93 3.0	116 3.7	400 12.9	579 18.7	475 15.3	719 23.2	166 5.4	150 4.8	135 4.4	105 3.4	116 3.7	26 0.8	87.5
50万 円未満	34 100.0	1 2.9	-	-	1 2.9	2 5.9	3 8.8	3 8.8	5 14.7	1 2.9	10 29.4	4 11.8	-	1 2.9	1 2.9	1 2.9	1 2.9	85.3
~1百万 円未満	124 100.0	2 1.6	-	-	2 1.6	3 2.4	6 4.8	18 14.5	9 7.3	11 8.9	41 33.1	5 4.0	13 10.5	5 4.0	4 3.2	2 1.6	3 2.4	87.9
~5百万 円未満	915 100.0	-	-	-	8 0.9	22 2.4	29 3.2	151 16.5	121 13.2	125 13.7	220 24.0	51 5.6	54 5.9	49 5.4	42 4.6	35 3.8	8 0.9	88.0
~1千万 円未満	479 100.0	-	-	-	-	14 2.9	22 4.6	79 16.5	66 13.8	87 18.2	108 22.5	29 6.1	20 4.2	20 4.2	12 2.5	18 3.8	4 0.8	87.4
~5千万 円未満	1117 100.0	-	-	-	-	45 4.0	47 4.2	114 10.2	275 24.6	174 15.6	258 23.1	53 4.7	44 3.9	43 3.8	30 2.7	27 2.4	7 0.6	86.8
~1億 円未満	322 100.0	-	-	-	-	5 1.6	8 2.5	23 7.1	77 23.9	55 17.1	67 20.8	22 6.8	13 4.0	15 4.7	12 3.7	24 7.5	1 0.3	88.7
~5億 円未満	94 100.0	-	-	-	-	2 2.1	1 1.1	10 10.6	25 26.6	19 20.2	13 13.8	2 2.1	6 6.4	2 2.1	4 4.3	8 8.5	2 2.1	87.8
~10億 円未満	3 100.0	-	-	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	69.7
~50億 円未満	8 100.0	-	-	-	-	-	-	2 25.0	1 12.5	2 25.0	2 25.0	-	-	-	-	1 12.5	-	87.2
50億 円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

図表 3-1-9-5 2008 年度工事規模別にみる落札率の件数割合（80%未満・80%以上）

単位：上段・件、下段・%

	全体	50 万円 未満	~1百 万円 未満	~5百 万円 未満	~1千 万円 未満	~5千 万円 未満	~1 億円 未満	~5 億円 未満	~10 億円 未満	~50 億円 未満	50 億円 以上
全体	3,096 100.0	34 100.0	124 100.0	915 100.0	479 100.0	1,117 100.0	322 100.0	94 100.0	3 100.0	8 100.0	-
80%未満	625 20.2	10 29.4	31 25.0	210 23.0	115 24.0	206 18.4	36 11.2	13 13.8	2 66.7	2 25.0	-
80%以上	2,471 79.8	24 70.6	93 75.0	705 77.0	364 76.0	911 81.6	286 88.8	81 86.2	1 33.3	6 75.0	-

2) 県内外別落札率の状況

2008年度の落札率について、業者所在地別にみたものが図表 3-1-9-6 である。県内業者の単純平均落札率は 87.2%であり、県外業者の単純平均 89.9%よりも 2.7%低い。

県内・県外ともに落札率 90~95%未満に工事が集中しているが、県内業者がこれを含む落札率 75~95%未満の範囲に 2021 件 (72.9%) と 7 割以上が集中している一方、県外業者は 98~99%未満が 31 件 (9.6%)、99~100%未満が 34 件 (10.5%)、100%が 13 件 (4.0%) と高落札率での受注が 2 割以上ある。県内での競争が激しく、低落札率になるため、全体の落札率を引き下げる要因になっているといえる。

図表 3-1-9-6 2008 年度 業者所在地別にみる落札率

単位：上段・件、下段・%

県内 県外	全体	50 % 未 満	50 ~ 55 % 未 満	55 ~ 60 % 未 満	60 ~ 65 % 未 満	65 ~ 70 % 未 満	70 ~ 75 % 未 満	75 ~ 80 % 未 満	80 ~ 85 % 未 満	85 ~ 90 % 未 満	90 ~ 95 % 未 満	95 ~ 96 % 未 満	96 ~ 97 % 未 満	97 ~ 98 % 未 満	98 ~ 99 % 未 満	99 ~ 100 % 未 満	落 札 率 100 %	単 純 平 均
全体	3096 100.0	3 0.1	- -	1 0.0	12 0.4	93 3.0	116 3.7	400 12.9	579 18.7	475 15.3	719 23.2	166 5.4	150 4.8	135 4.4	105 3.4	116 3.7	26 0.8	87.5
県内	2771 100.0	3 0.1	- -	- -	11 0.4	71 2.6	109 3.9	378 13.6	547 19.7	433 15.6	663 23.9	145 5.2	131 4.7	112 4.0	74 2.7	81 2.9	13 0.5	87.2
県外	324 100.0	- -	- -	1 0.3	1 0.3	22 6.8	7 2.2	22 6.8	32 9.9	42 13.0	56 17.3	21 6.5	19 5.9	23 7.1	31 9.6	34 10.5	13 4.0	89.9

3) 資本金階層別落札率の状況

2008年度の落札率について、業者の資本金階層別にみたものが図表 3-9-1-7 である。単純平均落札率は、資本金 1 億円～10 億円未満が 89.9%、10 億円～50 億円未満が 89.7%、50 億円以上は 90.3%というように資本金が高くなればなるほど落札率も高くなっているという傾向にある。特に資本金 50 億円以上の業者については落札率 80%以上が 113 件で同資本金階層の 88.3%にあたり、落札率 90%以上の業者は 78 件と同資本金階層の 60.9%に昇る。

一方で資本金 500 万円未満の単純平均落札率は 86.8%、500 万～1000 万円未満では 86.7%、1000 万円～3000 万円未満では 86.6%と全体平均を下回っており、中小零細企業では資本金規模が小さくなればなるほど落札率が低くなる、すなわち厳しい価格競争に晒されているものといえる。

図表 3-1-9-7 2008 年度 業者の資本金階層別にみる落札率

単位：上段・件、下段・%

資本金	全体	50% 未 満	50~55 %未 満	55~60 %未 満	60~65 %未 満	65~70 %未 満	70~75 %未 満	75~80 %未 満	80~85 %未 満	85~90 %未 満	90~95 %未 満	95~96 %未 満	96~97 %未 満	97~98 %未 満	98~99 %未 満	99~100 %未 満	落 札 率 100 %	単 純 平 均
全体	3096 100.0	3 0.1	- -	1 0.0	12 0.4	93 3.0	116 3.7	400 12.9	579 18.7	475 15.3	719 23.2	166 5.4	150 4.8	135 4.4	105 3.4	116 3.7	26 0.8	87.5
500万 円未満	66 100.0	1 1.5	0 0.0	0 0.0	1 1.5	0 0.0	2 3.0	11 16.7	13 19.7	10 15.2	17 25.8	3 4.5	4 6.1	3 4.5	1 1.5	0 0.0	0 0.0	86.8
~1000万 円未満	111 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 1.8	6 5.4	21 18.9	22 19.8	11 9.9	26 23.4	8 7.2	6 5.4	5 4.5	1 0.9	0 0.0	3 2.7	86.7
~3000万 円未満	1474 100.0	1 0.1	0 0.0	0 0.0	6 0.4	45 3.1	51 3.5	220 14.9	296 20.1	475 18.0	719 23.6	166 3.9	150 4.1	135 3.1	105 2.4	116 2.5	26 0.3	86.6
~5000万 円未満	489 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.2	18 3.7	22 4.5	62 12.7	92 18.8	65 13.3	125 25.6	32 6.5	30 6.1	20 4.1	11 2.2	11 2.2	0 0.0	87.3
~1億 円未満	515 100.0	1 0.2	0 0.0	0 0.0	2 0.4	18 3.5	23 4.5	60 11.7	77 15.0	74 14.4	124 24.1	35 6.8	19 3.7	29 5.6	25 4.9	24 4.7	4 0.8	87.9
~10億 円未満	249 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.8	8 3.2	19 7.6	52 20.9	30 12.0	48 19.3	17 6.8	15 6.0	16 6.4	13 5.2	20 8.0	9 3.6	89.9
~50億 円未満	40 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 5.0	1 2.5	2 5.0	9 22.5	1 2.5	10 25.0	3 7.5	3 7.5	2 5.0	3 7.5	3 7.5	1 2.5	89.7
50億円 以上	128 100.0	0 0.0	0 0.0	1 0.8	1 0.8	6 4.7	3 2.3	4 3.1	17 13.3	18 14.1	19 14.8	6 4.7	7 5.5	11 8.6	14 10.9	18 14.1	3 2.3	90.3
JV	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 100.0	1 0.0	99.7
無回答	23 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.3	0 0.0	0 0.0	1 4.3	1 4.3	1 4.3	2 8.7	4 17.4	5 21.7	4 17.4	1 4.3	2 8.7	1 4.3	93.2

4) 契約方法別落札率の状況

2008年度の落札率について、契約方法別（一般競争入札・指名競争入札・随意契約）別にみたものが図表 3-1-9-8 である。各契約方法の単純平均は、一般競争入札方式が 85.9%、指名競争入札方式が 87.3%、随意契約方式が 91.4%となっている。

一般競争入札および指名競争入札においては、75～95%未満の範囲に集中しているが、一般競争入札方式では 80～85%が 330 件（25.6%）と最も多く、指名競争入札では 90～95%未満が 337 件（27.4%）と最も多い。一般競争入札方式の方が競争を促進し、指名競争入札方式の方が競争制限的に働いていることがわかる。

図表 3-1-9-8 2008 年度 契約方法別にみる落札率

単位：上段・件、下段・%

契約方法	全体	50% 未満	50～55 %未満	55～60 %未満	60～65 %未満	65～70 %未満	70～75 %未満	75～80 %未満	80～85 %未満	85～90 %未満	90～95 %未満	95～96 %未満	96～97 %未満	97～98 %未満	98～99 %未満	99～100 %未満	落札率 100%	単純 平均
全体	3,096 100.0	3 0.1	- -	1 0.0	12 0.4	93 3.0	116 3.7	400 12.9	579 18.7	475 15.3	719 23.2	166 5.4	150 4.8	135 4.4	105 3.4	116 3.7	26 0.8	87.5
一般競争 入札	1,287 100.0	- -	- -	1 0.1	1 0.1	56 4.4	73 5.7	142 11.0	330 25.6	233 18.1	241 18.7	51 4.0	35 2.7	41 3.2	36 2.8	38 3.0	9 0.7	85.9
指名競争 入札	1,229 100.0	- -	- -	- -	- -	30 2.4	27 2.2	223 18.1	209 17.0	190 15.5	337 27.4	63 5.1	58 4.7	45 3.7	25 2.0	22 1.8	- -	87.3
随意契約	580 100.0	3 0.5	- -	- -	11 1.9	7 1.2	16 2.8	35 6.0	40 6.9	52 9.0	141 24.3	52 9.0	57 9.8	49 8.4	44 7.6	56 9.7	17 2.9	91.4

5) 建設業協会会員・非会員別落札率の状況

2008年度の落札率について、埼玉県建設業協会会員・非会員別にみたものが表 3-1-9-9 である。単純平均率は会員のほうが 88.9%と非会員に比べ 2.3%高い。会員・非会員ともに 90～95%に集中しているが、非会員については 75～90%が会員と比べ件数割合が 6.4%多い。

図表 3-1-9-9 2008 年度 会員・非会員別落札率の状況

単位：上段・件、下段・%

会員 非会員	全体	50% 未満	50～55 %未満	55～60 %未満	60～65 %未満	65～70 %未満	70～75 %未満	75～80 %未満	80～85 %未満	85～90 %未満	90～95 %未満	95～96 %未満	96～97 %未満	97～98 %未満	98～99 %未満	99～100 %未満	落札率 100%	単純 平均
全体	3,096 100.0	3 0.1	- -	1 0.0	12 0.4	93 3.0	116 3.7	400 12.9	579 18.7	475 15.3	719 23.2	166 5.4	150 4.8	135 4.4	105 3.4	116 3.7	26 0.8	87.5
会員	1,149 100.0	- -	- -	- -	1 0.1	12 1.0	45 3.9	108 9.4	210 18.3	156 13.6	320 27.9	77 6.7	70 6.1	53 4.6	41 3.6	50 4.4	6 0.5	88.9
非会員	1,946 100.0	3 0.2	- -	1 0.1	11 0.6	81 4.2	71 3.6	292 15.0	369 19.0	319 16.4	399 20.5	89 4.6	80 4.1	82 4.2	64 3.3	65 3.3	20 1.0	86.6
J V	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	99.7

6) 業種別落札率の状況

2008年度の落札率について、業種別にみたものが図表 3-1-9-10 である。塗装、電気通信、消防施設業については落札率 75～80%未満の範囲に、電気、防水建具業は

80~85%未満の範囲にそれぞれ集中している。その他は85~95%未満の範囲内だが、主要業種である建築業の受注件数204件のうち、24.0%の49件が落札率80~85%未満と比較的低い落札率に集中する傾向にある。

図表 3-1-9-10 2008年度 業種別落札率の状況

単位：上段・件、下段・%

	全体	土木	建築	とび・土工	屋根	電気	管	鋼構造物	ほ装	しゅんせつ	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設
全体	3,096 100.0	964 100.0	204 100.0	405 100.0	1 100.0	375 100.0	164 100.0	26 100.0	444 100.0	2 100.0	153 100.0	54 100.0	8 100.0	121 100.0	53 100.0	62 100.0	1 100.0	22 100.0	17 100.0	20 100.0
50%未満	3 0.1	-	1 0.5	-	-	-	-	-	-	-	1 0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	1 5.0
50~55%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55~60%未満	1 0.0	-	-	-	-	1 0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60~65%未満	12 0.4	-	-	3 0.7	-	4 1.1	1 0.6	-	-	-	1 0.7	-	-	-	1 1.9	-	-	-	-	2 10.0
65~70%未満	93 3.0	2 0.2	-	28 6.9	-	34 9.1	2 1.2	-	4 0.9	-	12 7.8	2 3.7	-	6 5.0	1 1.9	-	-	-	-	2 10.0
70~75%未満	116 3.7	19 2.0	3 1.5	18 4.4	-	18 4.8	1 0.6	1 3.8	37 8.3	-	7 4.6	-	-	3 2.5	3 5.7	1 1.6	-	2 9.1	1 5.9	2 10.0
75~80%未満	400 12.9	59 6.1	6 2.9	59 14.6	-	65 17.3	7 4.3	2 7.7	65 14.6	-	80 52.3	16 29.6	2 25.0	5 4.1	12 22.6	13 21.0	-	3 13.6	1 5.9	5 25.0
80~85%未満	579 18.7	204 21.2	16 7.8	85 21.0	1 100.0	74 19.7	31 18.9	4 15.4	84 18.9	-	14 9.2	23 42.6	-	10 8.3	2 3.8	12 19.4	1 100.0	12 54.5	4 23.5	2 10.0
85~90%未満	475 15.3	140 14.5	49 24.0	67 16.5	-	59 15.7	48 29.3	5 19.2	52 11.7	1 50.0	16 10.5	6 11.1	1 12.5	18 14.9	4 7.5	7 11.3	-	1 4.5	-	1 5.0
90~95%未満	719 23.2	275 28.5	42 20.6	95 23.5	-	48 12.8	43 26.2	4 15.4	126 28.4	1 50.0	18 11.8	6 11.1	1 12.5	26 21.5	8 15.1	16 25.8	-	3 13.6	5 29.4	2 10.0
95~96%未満	166 5.4	78 8.1	11 5.4	12 3.0	-	8 2.1	6 3.7	3 11.5	27 6.1	-	2 1.3	-	-	8 6.6	4 7.5	6 9.7	-	-	-	1 5.0
96~97%未満	150 4.8	56 5.8	19 9.3	17 4.2	-	15 4.0	8 4.9	1 3.8	20 4.5	-	2 1.3	-	-	5 4.1	5 9.4	2 3.2	-	-	-	-
97~98%未満	135 4.4	58 6.0	16 7.8	6 1.5	-	11 2.9	6 3.7	2 7.7	15 3.4	-	-	1 1.9	4 50.0	10 8.3	4 7.5	-	-	-	2 11.8	-
98~99%未満	105 3.4	37 3.8	14 6.9	5 1.2	-	14 3.7	3 1.8	3 11.5	8 1.8	-	-	-	-	12 9.9	6 11.3	2 3.2	-	-	-	1 5.0
99~100%未満	116 3.7	30 3.1	23 11.3	9 2.2	-	17 4.5	8 4.9	1 3.8	5 1.1	-	-	-	-	12 9.9	3 5.7	3 4.8	-	1 4.5	3 17.6	1 5.0
落札率100%	26 0.8	6 0.6	4 2.0	1 0.2	-	7 1.9	-	-	1 0.2	-	-	-	-	6 5.0	-	-	-	-	-	1 5.9

7) 落札率の特徴

2007年度に一般競争入札が促進されるようになって以来、落札率は低下傾向にあり、競争の激化が窺える。2008年度の状況についての分析から、特に小規模工事および中小零細企業において競争が激化していることが窺え、小零細企業では平均落札率が全体平均落札率より低い場合がみられた。一般競争入札の増加に伴う競争激化と落札率の低下は、中小零細企業の経営に大きな影響を与えているものといえる。

第10節 単価契約の特徴

2008年度に契約された埼玉県発注の単価契約工事についてみる。工事件数は144件で全受注件数3,096件の4.7%である。予定価格の総額は2億9,354万円、落札価格の総額は、2億5,535万円、最終契約金額の総額は10億4,443万円である。

工事種類はほ装が57件(39.6%)、電気が42件(29.2%)。入札方法は指名競争入札が97件(67.4%)、一般競争入札は46件(31.9%)であった。

単価契約の工事内容をみると、「舗装道の点々修繕」関連が41件(28.5%)、「道路照明灯修繕」関連が34件(25.7%)、「防護柵修繕」関連が26件(20.8%)と、道路整備に関する工事が108件、75%とほとんどである。さらに同一業者による2つの工事以上の受注が37件あり、一社で9件を受注するケース(道路照明灯修繕工事)もあった。

図表 3-1-10-1 単価契約—工事種類

単位：件・%

工事種類	件数	構成比
とび・土工	31	21.50%
ほ装	57	39.60%
電気	42	29.20%
電気通信	2	1.40%
塗装	7	4.90%
土木	5	3.50%
総計	144	100.00%

図表 3-1-10-2 単価契約—入札方法

単位：件・%

入札方法	件数	構成比
一般競争入札・ダイレクト	46	31.90%
指名競争入札	97	67.40%
随意契約1号	1	0.70%
総計	144	100.00%

図表 3-1-10-3 単価契約—工事内容

単位：件・%

工事内容	件数	構成比
舗装道の点々修繕工事	41	28.5%
道路照明灯修繕工事	37	25.7%
防護柵修繕工事	30	20.8%
舗装通常修繕工事	16	11.1%
塗替塗装工事	5	3.5%
道路安全施設工事	4	2.8%
交通信号機等移設工事	3	2.1%
補修工事	3	2.1%
汚水取付管布設	2	1.4%
地上デジタル転換工事	2	1.4%
道路反射鏡修繕	1	0.7%
総計	144	100.0%

図表 3-1-10-4 単価契約一覧

No	工事 件名	工事 種類	予定 価格	落札 価格	入札 方法	落札 業者	最終契約 金額
1	舗装道の点々修繕(単価契約下半期)	ほ装	2,235,938	2,100,000	指名競争 入札	株式会社斎藤組	49,683,318
2	舗装道の点々修繕(単価契約上半期)	ほ装	2,199,580	2,100,000	指名競争 入札	株式会社斎藤組	49,286,038
3	舗装道の点々修繕工事(2工区) (単価契約)(下半期)	ほ装	2,234,301	2,099,580	指名競争 入札	株式会社島村工業	45,860,560
4	舗装道の点々修繕工事(1工区) (単価契約)(下半期)	ほ装	2,234,301	1,837,500	指名競争 入札	株式会社大和建設	39,964,449
5	舗装通常修繕工事(単価契約)下半期045	ほ装	2,234,543	2,100,000	指名競争 入札	常盤工業株式会社	38,314,384
6	舗装通常修繕工事(単価契約)下半期043	ほ装	2,234,543	2,047,500	指名競争 入札	前田道路株式会社	36,466,707
7	舗装道点々修繕工事(単価契約)下半期A地区	ほ装	2,234,230	2,098,950	指名競争 入札	株式会社島村工業	34,858,524
8	舗装道点々修繕工事(単価契約)上半期	ほ装	2,200,685	1,827,000	指名競争 入札	株式会社サイドー	29,992,580
9	舗装道点々修繕工事(単価契約)上半期	ほ装	2,200,685	2,079,000	指名競争 入札	大塚土木工業株式会社	29,783,125
10	舗装道点々修繕工事(単価契約)下半期C地区	ほ装	2,234,230	2,152,500	指名競争 入札	梶山工業株式会社	27,732,839
11	舗装道点々修繕工事(単価契約)下半期B地区	ほ装	2,234,230	1,782,900	指名競争 入札	株式会社サイドー	27,225,862
12	舗装道の点々修繕(その2)(単価契約下半期)	ほ装	2,235,938	2,100,000	指名競争 入札	株式会社斎藤組	25,440,442
13	20舗装道の点々修繕(単価契約)その2	ほ装	2,200,721	2,131,500	指名競争 入札	株式会社武井組	25,401,009
14	舗装道点々修繕工事(単価契約)上半期	ほ装	2,200,685	2,100,000	指名競争 入札	梶山工業株式会社	23,923,672
15	20舗装道の点々修繕(単価契約)その3	ほ装	2,200,721	2,131,500	指名競争 入札	株式会社栗原建設工業	23,582,262
16	舗装通常修繕工事(単価契約)下半期044	ほ装	2,234,543	1,979,250	指名競争 入札	株式会社NIPPONコーポレーション	22,891,507
17	舗装道の点々修繕(単価契約)	ほ装	2,234,727	2,005,500	指名競争 入札	関口工業株式会社	21,027,598
18	舗装道の点々修繕(単価契約)蓮田・白岡	ほ装	2,196,534	2,121,000	指名競争 入札	白岡工業株式会社	21,012,405
19	補修(その2)工事(単価契約)	土木	4,854,227	4,515,000	指名競争 入札	株式会社サイドー	20,998,744
20	交通信号機等移設工事(単価契約西北部)	電気	1,370,250	1,207,878	一般競争 入札・ ダレト	中島電気工事株式会社	20,118,756
21	舗装道の点々修繕(単価契約)D	ほ装	2,234,625	2,100,000	指名競争 入札	島田建設工業株式会社	18,515,007
22	交通信号機等移設工事(単価契約南部)	電気	1,397,550	1,218,113	一般競争 入札・ ダレト	関東電設株式会社	18,232,434
23	交通信号機等移設工事(単価契約東部)	電気	1,397,550	1,206,242	一般競争 入札・ ダレト	協栄シグナル設備株式会社	17,789,777
24	舗装道の点々修繕(単価契約)B地区	ほ装	2,234,727	2,068,500	指名競争 入札	北都建設株式会社	17,637,961
25	舗装道の点々修繕(単価契約)D	ほ装	2,201,111	2,094,750	指名競争 入札	島田建設工業株式会社	15,029,637
26	舗装道の点々修繕(単価契約)	ほ装	2,201,162	2,042,250	指名競争 入札	株式会社中川組	13,545,874
27	舗装道の点々修繕(単価契約)A	ほ装	2,234,625	2,110,500	指名競争 入札	株式会社市ヶ谷組	13,042,365

28	舗装通常修繕工事(単価契約) 下半期042	ほ装	2,234,543	2,064,300	指名競争入札	大林道路株式会社	12,932,934
29	補修(その1)工事(単価契約)	土木	4,814,060	4,515,000	指名競争入札	株式会社東栄	12,704,096
30	補修(その3)工事(単価契約)	土木	4,786,360	4,515,000	指名競争入札	株式会社サイドロー	10,499,897
31	舗装道の点々修繕(単価契約) B	ほ装	2,201,111	2,121,000	指名競争入札	株式会社NIPPONコーポレーション	10,144,805
32	舗装道の点々修繕(単価契約) D地区	ほ装	2,234,727	2,121,000	指名競争入札	サクラ建設株式会社	10,139,815
33	舗装道の点々修繕(単価契約)	ほ装	2,201,162	2,094,750	指名競争入札	サクラ建設株式会社	9,760,677
34	舗装道の点々修繕(単価契約) B	ほ装	2,234,625	2,107,350	指名競争入札	株式会社NIPPONコーポレーション	9,529,069
35	道路照明灯修繕(単価契約 下半期)	電気	3,103,046	2,100,000	一般競争入札・ダレクト	霜田電気株式会社	9,499,074
36	舗装道の点々修繕(単価契約) C	ほ装	2,234,625	2,056,950	指名競争入札	中原建設株式会社	8,437,950
37	舗装道の点々修繕(単価契約) C地区	ほ装	2,234,727	2,121,000	指名競争入札	木下建設株式会社	7,784,831
38	防護柵修繕(単価契約)	とび土工	1,043,297	979,650	指名競争入札	埼玉永盛工業株式会社	7,410,168
39	舗装道の点々修繕(単価契約)	ほ装	2,201,162	2,095,800	指名競争入札	木下建設株式会社	6,363,238
40	防護柵修繕(単価契約 下半期)	とび土工	1,831,792	1,249,500	一般競争入札・ダレクト	昭和工業株式会社	6,128,113
41	污水取付管布設(その2) 工事(単価契約)	土木	1,812,644	1,680,000	指名競争入札	カンエツ興業株式会社	5,556,424
42	春日部地方庁舎ほか地上 デジタル転換工事(単価契約)	電気通信	5,432,700	3,990,000	指名競争入札	八木アンテナ株式会社	5,200,650
43	防護柵修繕(単価契約)	とび土工	1,829,883	1,368,150	一般競争入札・ダレクト	サントラフィック株式会社	5,183,654
44	污水取付管布設(その1) 工事(単価契約)	土木	1,796,066	1,670,550	指名競争入札	カンエツ興業株式会社	4,999,366
45	防護柵修繕(単価契約 上半期)	とび土工	1,043,444	976,500	指名競争入札	埼玉ライナー株式会社	4,575,009
46	道路安全施設(照明灯修繕) 工事(1工区) (単価契約) 下半期	電気	3,102,050	2,402,400	一般競争入札・ダレクト	株式会社新井電機	4,497,362
47	舗装道の点々修繕(単価契約)	ほ装	2,201,162	2,037,000	指名競争入札	北都建設株式会社	4,447,933
48	道路照明灯ボール取替(単価契約)	電気	2,245,637	2,184,000	一般競争入札・ダレクト	那須電機工業株式会社	4,314,752
49	防護柵修繕工事(単価契約) 下半期B地区	とび土工	1,829,883	1,462,650	一般競争入札・ダレクト	株式会社アンゼン	4,068,278
50	道路照明灯修繕(単価契約)	電気	872,513	846,300	指名競争入札	高山電設工業株式会社	3,783,652
51	道路照明灯修繕工事(単価契約) 上半期	電気	3,147,016	2,452,800	指名競争入札	株式会社エコー	3,767,762
52	道路照明灯修繕工事(単価契約) 下半期A地区	電気	3,102,050	2,289,000	一般競争入札・ダレクト	株式会社エコー	3,729,590
53	道路照明灯修繕工事(単価契約) 下半期B地区	電気	3,102,050	2,333,100	一般競争入札・	株式会社ライト・ロード	3,447,825

						ダイレクト		
54	道路安全施設（照明灯修繕）工事（2工区）（単価契約）下半期	電気	3,102,050	2,919,000	一般競争入札・ダイレクト	株式会社電成社	3,438,967	
55	道路照明灯修繕工事（単価契約）上半期	電気	3,147,016	3,129,000	指名競争入札	熊田電気工事株式会社	3,129,000	
56	舗装道の点々修繕（単価契約）A	ほ装	2,201,111	2,100,000	指名競争入札	株式会社市ヶ谷組	3,106,188	
57	道路照明灯修繕工事（単価契約）上半期	電気	3,147,016	2,835,000	指名競争入札	株式会社エヌ・デー・ケー	2,835,000	
58	道路照明灯修繕工事（単価契約）1下半期	電気	3,102,050	2,622,900	一般競争入札・ダイレクト	飯島電器工事株式会社	2,622,900	
59	防護柵修繕工事（単価契約）上半期	とび土工	1,043,297	989,100	指名競争入札	埼玉産業株式会社	2,562,872	
60	道路照明灯修繕工事（単価契約）2下半期	電気	3,102,050	2,512,650	一般競争入札・ダイレクト	石橋電設株式会社	2,512,650	
61	舗装道の点々修繕工事（単価契約）その1	ほ装	2,524,710	2,415,000	指名競争入札	株式会社井上工務店	2,415,000	
62	舗装道の点々修繕工事（単価契約）その2	ほ装	2,524,710	2,394,000	指名競争入札	株式会社鈴木工務店	2,394,000	
63	舗装道の点々修繕工事（単価契約）その3	ほ装	2,524,710	2,394,000	指名競争入札	株式会社栗原建設工業	2,394,000	
64	道路照明灯修繕工事（単価契約）	電気	3,146,299	2,383,500	指名競争入札	小沢電気工事株式会社	2,383,500	
65	道路照明灯修繕工事（単価契約）B	電気	3,146,299	2,278,500	指名競争入札	小沢電気工事株式会社	2,278,500	
66	道路照明灯修繕工事（単価契約）B	電気	3,101,331	2,226,000	一般競争入札・ダイレクト	小沢電気工事株式会社	2,226,000	
67	舗装通常修繕（人力機械施工）工事（単価契約）3下半期	ほ装	2,234,521	2,216,025	指名競争入札	株式会社太田組	2,216,025	
68	舗装通常修繕（人力機械施工）工事（単価契約）2下半期	ほ装	2,234,521	2,215,500	指名競争入札	株式会社小林土建	2,215,500	
69	道路安全施設（防護柵修繕）工事（1工区）（単価契約）下半期	とび土工	1,829,883	1,249,500	一般競争入札・ダイレクト	昭和工業株式会社	2,208,951	
70	舗装通常修繕（人力機械施工）工事（単価契約）1下半期	ほ装	2,234,521	2,205,000	指名競争入札	株式会社安斉組	2,205,000	
71	道路照明灯修繕工事（単価契約）	電気	3,146,299	2,205,000	指名競争入札	株式会社大熊電気工事	2,205,000	
72	道路照明灯修繕工事（単価契約）A	電気	3,146,299	2,202,900	指名競争入札	株式会社リード下街路灯	2,202,900	
73	道路照明灯修繕工事（A地区・単価契約）	電気	3,101,331	2,184,000	一般競争入札・ダイレクト	有限会社藤間電業	2,184,000	
74	舗装道点々修繕工事（単価契約）B地区	ほ装	2,230,593	2,184,000	指名競争入札	真下建設株式会社	2,184,000	
75	舗装通常修繕（人力機械施工）工事（単価契約）上半期	ほ装	2,200,979	2,176,650	指名競争入札	塩野建設工業株式会社	2,176,650	
76	舗装通常修繕（人力機械施工）工事（単価契約）上半期	ほ装	2,200,979	2,176,650	指名競争入札	日本道路株式会社	2,176,650	
77	舗装通常修繕（人力機械施工）工事（単価契約）上半期	ほ装	2,200,979	2,176,650	指名競争入札	猪鼻工業株式会社	2,176,650	
78	舗装道の点々修繕工事（単価契約）B地区	ほ装	2,196,810	2,152,500	指名競争入札	真下建設株式会社	2,152,500	

79	道路照明灯修繕工事(単価契約) A	電気	3,101,331	2,146,200	一般競争入札・ ダレクト	株式会社ライト・ロード	2,146,200
80	舗装道の点々修繕工事(単価契約) B	ほ装	2,196,727	2,142,000	指名競争入札	古郡建設株式会社	2,142,000
81	道路照明灯修繕工事(B地区・単価契約)	電気	3,101,331	2,089,500	一般競争入札・ ダレクト	株式会社大熊電気工事	2,089,500
82	防護柵修繕工事(単価契約) 下半期A地区	とび 土工	1,829,883	1,351,350	一般競争入札・ ダレクト	株式会社交設	2,071,775
83	舗装道の点々修繕工事(単価契約) B	ほ装	2,230,548	2,058,000	指名競争入札	古郡建設株式会社	2,058,000
84	舗装通常修繕工事(B地区・単価契約)	ほ装	2,230,313	2,047,500	指名競争入札	サイレキ建設工業株式会社	2,047,500
85	川口地方庁舎ほか地上デジタル転換工事(単価契約)	電気 通信	2,349,900	1,937,250	指名競争入札	八木アンテナ株式会社	1,996,470
86	舗装通常修繕工事(単価契約)	ほ装	2,196,503	1,995,000	指名競争入札	サイレキ建設工業株式会社	1,995,000
87	道路照明灯修繕(単価契約)	電気	856,413	834,750	一般競争入札・ ダレクト	高山電設工業株式会社	1,992,781
88	防護柵修繕工事(単価契約) 上半期	とび 土工	1,043,297	987,000	指名競争入札	株式会社サンロード	1,977,176
89	舗装道点々修繕工事(単価契約) A地区	ほ装	2,230,593	1,925,700	指名競争入札	関口工業株式会社	1,925,700
90	舗装道の点々修繕(単価契約) C	ほ装	2,201,111	2,100,000	指名競争入札	中原建設株式会社	1,922,510
91	舗装道の点々修繕工事(単価契約) A	ほ装	2,196,727	1,848,000	指名競争入札	石井建設株式会社	1,848,000
92	舗装通常修繕工事(単価契約)	ほ装	2,196,503	1,837,500	指名競争入札	羽生工業株式会社	1,837,500
93	舗装道の点々修繕工事(単価契約) A	ほ装	2,230,548	1,837,500	指名競争入札	石井建設株式会社	1,837,500
94	舗装通常修繕工事(A地区・単価契約)	ほ装	2,230,313	1,764,000	指名競争入札	羽生工業株式会社	1,764,000
95	舗装通常修繕工事(C地区・単価契約)	ほ装	2,230,313	1,764,000	指名競争入札	羽生工業株式会社	1,764,000
96	防護柵修繕工事(単価契約) その1(西部)	とび 土工	1,829,883	1,732,500	一般競争入札・ ダレクト	埼玉ニットー株式会社	1,732,500
97	道路照明灯修繕(ポール取替)工事(単価契約)その2(東部)	電気	2,245,637	1,723,050	一般競争入札・ ダレクト	株式会社 ライト・ロード	1,723,050
98	道路照明灯修繕(ポール取替)工事(単価契約)その1(西部)	電気	2,245,637	1,722,000	一般競争入札・ ダレクト	小沢電気工事株式会社	1,722,000
99	道路反射鏡修繕・防護柵修繕工事(単価契約) B	とび 土工	1,817,328	1,711,500	指名競争入札	株式会社 日装エステー	1,711,500
100	道路反射鏡修繕・防護柵修繕工事(単価契約) A	とび 土工	1,817,328	1,711,500	指名競争入札	高富産業株式会社	1,711,500
101	防護柵修繕工事(単価契約)	とび 土工	1,829,059	1,699,110	一般競争入札・ ダレクト	株式会社 清水アーネット	1,699,110
102	舗装通常修繕工事(単価契約)	ほ装	2,196,503	1,638,000	指名競争入札	株式会社日建	1,638,000
103	防護柵修繕工事(B地区・単価契約)	とび 土工	1,829,059	1,627,500	一般競争入札・ ダレクト	株式会社交設	1,627,500
104	道路照明灯修繕工事(工事)	電気	2,273,786	1,585,500	指名競争	岡根電気工事	1,585,500

	費) (単価契約)				入札	株式会社	
105	道路照明灯修繕工事(単価契約) 上半期	電気	3,147,016	2,383,500	指名競争入札	小沢電気工事株式会社	1,573,184
106	防護柵修繕工事(単価契約) A	とび土工	1,829,059	1,551,900	一般競争入札・ダレクト	株式会社工建	1,551,900
107	防護柵修繕工事(A地区・単価契約)	とび土工	1,829,059	1,627,500	一般競争入札・ダレクト	株式会社交設	1,550,000
108	防護柵修繕工事(単価契約) B	とび土工	1,829,059	1,249,500	一般競争入札・ダレクト	昭和工業株式会社	1,249,500
109	道路照明灯修繕(設置)(単価契約)	電気	2,274,503	2,194,500	指名競争入札	三英電技工業株式会社	1,136,629
110	20道路照明灯修繕(ランプ取替) 工事(単価契約) その2	電気	872,513	703,500	指名競争入札	小沢電気工事株式会社	1,133,333
111	道路安全施設(防護柵修繕) 工事(2工区)(単価契約) 下半期	とび土工	1,829,883	1,463,490	一般競争入札・ダレクト	株式会社アンゼン	1,025,179
112	道路安全施設(塗替塗装) 工事(2工区)(単価契約)	塗装	134,112	117,600	一般競争入札・ダレクト	埼玉ライナー株式会社	996,855
113	道路照明灯修繕(単価契約) 下半期034	電気	856,413	766,500	一般競争入札・ダレクト	株式会社井上電気	992,062
114	防護柵修繕工事(単価契約) 上半期	とび土工	1,043,297	990,150	指名競争入札	サントラフィック株式会社	990,150
115	防護柵修繕工事(本庄県土単価契約)	とび土工	1,043,258	989,100	指名競争入札	双葉工業株式会社	989,100
116	防護柵修繕工事(単価契約) 上半期	とび土工	1,043,297	989,100	指名競争入札	株式会社交設	989,100
117	防護柵修繕工事(単価契約)	とび土工	1,043,258	984,900	指名競争入札	埼玉交通安全株式会社	984,900
118	防護柵修繕工事(単価契約)	とび土工	1,043,258	979,650	指名競争入札	株式会社サイコー	979,650
119	道路照明灯修繕(単価契約) 下半期036	電気	856,413	798,000	一般競争入札・ダレクト	野口電気工事株式会社	946,450
120	道路安全施設(塗替塗装) 工事(1工区)(単価契約)(下半期)	塗装	134,112	127,050	一般競争入札・ダレクト	ライン企画工業株式会社	931,749
121	防護柵修繕工事(単価契約) 2下半期	とび土工	1,082,142	931,350	一般競争入札・ダレクト	株式会社アンゼン	931,350
122	20道路照明灯修繕(ランプ取替) 工事(単価契約) その1	電気	872,513	627,900	指名競争入札	有限会社北辰電気工事	908,326
123	道路照明灯修繕(単価契約) 下半期035	電気	856,413	798,000	一般競争入札・ダレクト	株式会社新電気	872,866
124	防護柵修繕工事(単価契約) 1下半期	とび土工	1,082,142	864,150	一般競争入札・ダレクト	株式会社アンゼン	864,150
125	道路照明灯修繕(設置)(単価契約)	電気	2,245,637	2,068,500	一般競争入札・ダレクト	三英電技工業株式会社	810,186
126	道路反射鏡修繕(単価契約) 上半期)	とび土工	776,623	731,850	指名競争入札	埼玉ニットー株式会社	767,147
127	道路照明灯修繕(ランプ取替) 工事(単価契約) その2(東部)	電気	856,413	674,100	一般競争入札・ダレクト	小沢電気工事株式会社	674,100
128	道路照明灯修繕(ランプ取替) 工事	電気	856,413	630,000	一般競争入札・	株式会社大熊電気工事	630,000

	(単価契約)その1(西部)				ダレト		
129	防護柵修繕工事単価契約 下半期(東部地区)	とび 土工	1,829,883	1,369,200	一般競争 入札・ ダレト	株式会社工建	557,700
130	道路照明灯ポール取替(単 価契約)	電気	2,274,503	2,205,000	指名競争 入札	那須電機工業 株式会社	554,550
131	防護柵修繕(単価契約)	とび 土工	1,043,297	989,100	指名競争 入札	株式会社交設	525,174
132	道路照明灯修繕ポール取 替(単価契約上半期)	電気	2,275,500	1,785,000	指名競争 入札	小沢電気工事 株式会社	473,103
133	20道路照明灯修繕(ポー ル取替)工事 (単価契約)その1	電気	2,274,503	1,773,450	指名競争 入札	有限会社北辰 電気工事	444,415
134	20防護柵修繕工事(単価 契約)その1	とび 土工	1,043,297	970,200	指名競争 入札	株式会社富国 ライナー	415,912
135	塗替塗装(単価契約)	塗装	134,112	120,750	一般競争 入札・ ダレト	ライン企画工 業株式会社	393,859
136	塗替塗装(単価契約)	塗装	134,323	128,100	指名競争 入札	三栄産業株式 会社	355,610
137	道路照明灯修繕(単価契 約)下半期037	電気	856,413	807,450	一般競争 入札・ ダレト	株式会社篠田 電機	262,973
138	防護柵修繕(単価契約)	とび 土工	1,829,883	1,368,150	一般競争 入札・ ダレト	サントラフィ ック 株式会社	220,697
139	塗替え塗装工事(単価契 約)	塗装	134,323	126,000	指名競争 入札	内藤塗装工業 株式会社	126,000
140	塗替塗装工事(単価契約)	塗装	134,112	103,425	一般競争 入札・ ダレト	株式会社木村 カラー	103,425
141	塗替塗装工事(単価契約)	塗装	134,112	89,775	一般競争 入札・ ダレト	株式会社木村 カラー	89,775
142	20道路照明灯修繕(ポー ル取替)工事 (単価契約)その2	電気	2,274,503	1,785,000	指名競争 入札	小沢電気工事 株式会社	0
143	舗装道の点々修繕工事(単 価契約)A地区	ほ装	2,196,810	1,962,450	指名競争 入札	株式会社金子 組	0
144	20防護柵修繕工事(単価 契約)その2	とび 土工	1,043,297	976,500	指名競争 入札	埼玉ライナー 株式会社	0

第11節 入札不成立案件にみる特徴

ここでは、埼玉県発注の公共工事のうち、入札不成立(不調・不落)についてみておきたい。図表3-1-11-1は平成18年度(2006年度)から平成20年度(2008年度)の入札不成立(不調・不落)結果をまとめたものである。

図表3-1-11-1 入札不成立(不調・不落)結果一覧

年度	発注件数(件)	契約件数(件)	不調・不落件数(件)	(比率)
2006	3,585	3,517	68	1.9%
2007	3,401	3,258	143	4.2%
2008	3,381	3,096	285	8.4%

注：2008年度は業務委託の入札不成立案件(計6件)は除く。また、埼玉県から受け取った入札不成立結果一覧には、秩父県土整備事務所発注の不調案件は掲載されていない。ホームページ上のデータでは、入札不成立と見られる案件が存在するがここでは秩父県土整備事務所発注の入札不成立案件は除外して考察する。

みられるように、不調・不落件数と全発注件数に占める割合は2006年度には68件、1.9%であったものが、2008年度には285件、8.4%にまで増加している。約12回の入札に1回入札不成立の案件が存在する計算になる。また、2008年度の入札不成立案件の税抜き設計金額合計は、117億6,089万円となっており、早急に改善されることが望まれる。以下、2008年度の入札不成立案件285件について検討し、主要な原因を探りたい。まず、入札不成立案件について全体の特徴を概観し、その後、特に入札不成立の多い機械器具設置と工事件数の最も多い土木について詳細に検討したい。

1. 入札不成立案件全体の概要

図表 3-1-11-2 は、2008 年度入札不成立案件について、原因別に件数を示したものである。最も多いのは原因 2（入札参加者が 1 者により取り止めた案件）で、148 件となっており、全入札不成立案件の半数以上を占めている。埼玉県発注の公共工事においては、一般競争入札であれ指名競争入札であれ、「入札に参加する者の数が 1 者であるときは、入札を執行しないものとする」とされており、入札参加者が 1 者の場合には、入札不成立となる⁵。つづいて多いのは、原因 1（入札参加者が 0 者により取り止めた案件）で 94 件である。入札参加者が 0 者だった案件（原因 1）と入札参加者が 1 者だった案件（原因 2）の合計件数は 242 件となっており、全入札不調案件の約 85% を占めている。2008 年度埼玉県発注の公共工事は全部で 3,381 件であるが、そのうち、242 件は入札参加者が 0 または 1 者により、入札不成立となった案件ということになる。これは、全案件からみて、7.2%を占めており、入札に参加する魅力が減少していることを示唆するものである。

図表 3-1-11-2 原因別入札不成立案件件数

入札方式	原因 1	原因 2	原因 3	原因 4	原因 5	原因 6	原因 7	総計
一般競争	50	74	1	2	19	2	4	152
指名	28	58	4	1	7	2		100
随意契約	13	14			1			28
総合評価一般	3	1						4
総合評価指名		1						1
総計	94	148	5	3	27	4	4	285

原因 1：入札参加者が 0 者により取り止めた案件

原因 2：入札参加者が 1 者により取り止めた案件

原因 3：全者の入札価格が予定価格を上回り、再度入札の参加者が 0 者の案件

原因 4：全者の入札価格が予定価格を上回り、再度入札の参加者が 1 者の案件

原因 5：全者の入札価格が初回、再度とも予定価格を超過した案件

原因 6：全者が最低制限価格未満の案件

原因 7：その他

また、原因 1、2 に続いて大きな割合を占めているのが、原因 5（全者の入札価格が初回、再度とも予定価格を超過した案件）である。原因 3 と原因 4 も入札価格が予定価格を超過した案件であり、原因 3、4、5 の合計件数は 35 件である。割合にして、

⁵ 入札に関する注意事項として、「入札に参加する者の数が 1 人であっても、入札を執行する」という案件も存在する。この場合、入札参加者が 1 者であっても入札参加資格を満たしており、かつ設定された範囲内での入札金額であれば、落札となる。

約 12%程度であり、予定価格そのものが低い可能性が指摘できよう。

建設政策研究所が埼玉県入札参加申請受理者に行なったアンケート結果によれば、埼玉県発注の公共工事の問題点（設計・積算・予定価格）について、埼玉県内の業者は図表 3-1-11-3 のように捉えている。

最も多い回答は、「発注者のトータルの予定価格が低い」で 48 件、19.5%となっており、「発注者の設計労務単価が低い」が 46 件、18.7%と続いている。「特に問題はない」との回答は 5%未満にとどまっており、入札参加に際して、予定価格に問題を感じている県内業者が多い。

図表 3-11-11-3 県発注の公共工事の問題点(設計・積算・予定価格について)

問題点	回答数	構成比
発注者のトータルの予定価格が低い	48	19.5%
発注者の設計労務単価が低い	46	18.7%
発注者の設計が大雑把で設計外の仕事が多い	40	16.3%
特に問題はない	12	4.9%
発注者の工期が短いため無理な施工をせざるを得ない	7	2.9%
無回答	93	37.8%
全回答合計	246	100.0%

また、同アンケート結果によれば、入札辞退の有無は図表 3-1-11-4 のようになっている。入札辞退があったとの回答は 33.3%と全回答業者の 3 分の 1 を占めている。無回答の 51 社を除くとその割合は 43%となり、決して少ない割合でないことがわかる。

途中辞退した理由についての回答（図表 3-1-11-5）をみると、「予定価格が採算ベースより低い」が 46.7%、「業者の低価格競争が激しい」が 24.4%となっている。低い予定価格の工事に対して多くの業者が参加することで価格競争が激化し、入札に参加する意欲が減退している状況が示されている。入札不成立案件が急激に増加している背景の一因を表していると考えられる。

図表 3-1-11-4

過去 3 年間の途中辞退の有無

単位：社・%

途中辞退	企業数	構成比
あった	76	33.3
なかった	101	44.3
無回答	51	22.4
総計	228	100.0

図表 3-1-11-5 途中辞退の理由

単位：件・%

理由	回答数	構成比
予定価格が採算ベースより低い	42	46.7
業者の低価格競争が激しい	22	24.4
技術者の配置ができなかった	16	17.8
下請業者が不足	2	2.2
その他	8	8.9
全回答合計	90	100.0

建設政策研究所が行なった埼玉県の担当職員に対するヒアリング調査では、入札不成立案件について、次のような回答が得られた。まず、入札不成立案件が増加傾向にあることについては、埼玉県発注の公共工事では指名競争であれ一般競争であれ入札参加者が 1 者の場合には入札不成立となるため、件数が増加してしまうということであった。入札参加者が 1 者である場合に入札不成立としている理由は、競争性が確保

できないから、ということであったが、現在、一部の工事については参加業者数が1者であっても入札を執行すると公表している。

また、入札参加者が0者、または1者の場合以外の入札不成立案件については、価格面、人材面、参加資格者に入札情報が届いていない、などの理由を考えているとの回答であった。これらについては、価格面での改善は積算を変えることが必要であり、すぐには対応が難しいとの回答であった。技術者不足に対しては、現場によっては条件の緩和によって対応しており、参加資格者に入札情報が届いていないという点については、検索機能の向上に努めているとの回答であった。

これらの対策が適切であるかどうかは今後の状況を見極める必要があるが、入札不成立案件の増加傾向に歯止めをかけるには、入札不成立案件についての詳細な調査を実施することにより、主要な原因を的確に把握することが重要である。

つづいて、図表 3-1-11-6 は入札方式別に入札不成立案件をみたものであるが、一般競争入札においては、入札不成立案件の割合が1割を超えていることがわかる。また、随意契約は4.6%となっているが、指名競争入札は7.6%と比較的多い割合を占めている。

図表 3-1-11-6 入札方式別入札不成立案件

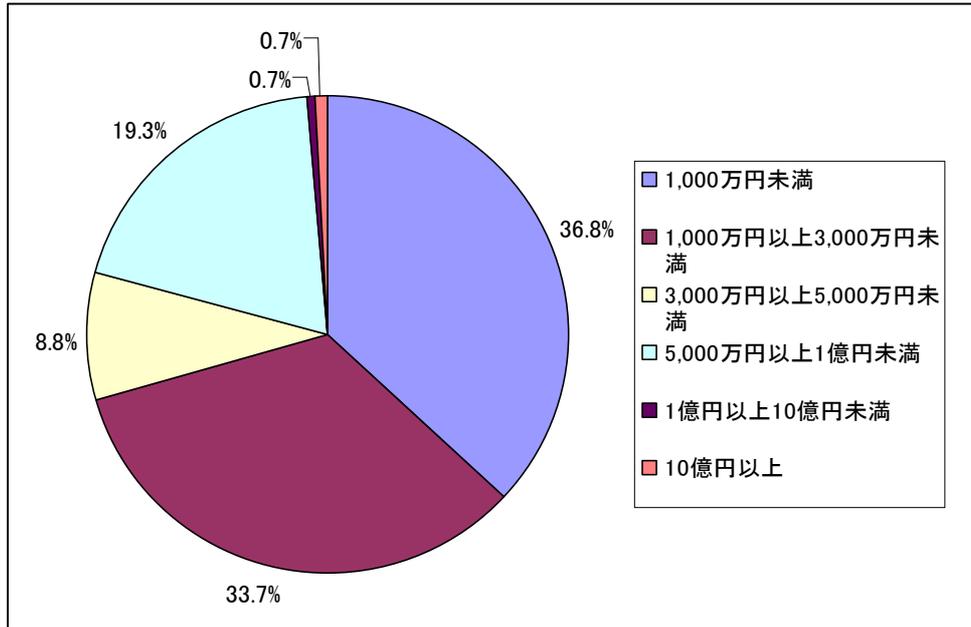
単位:件・%

	全体	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
全案件	3,381	1,443	1,330	608
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
入札成立案件	3,096	1,287	1,229	580
	91.6%	89.2%	92.4%	95.4%
入札不成立案件	285	156	101	28
	8.4%	10.8%	7.6%	4.6%

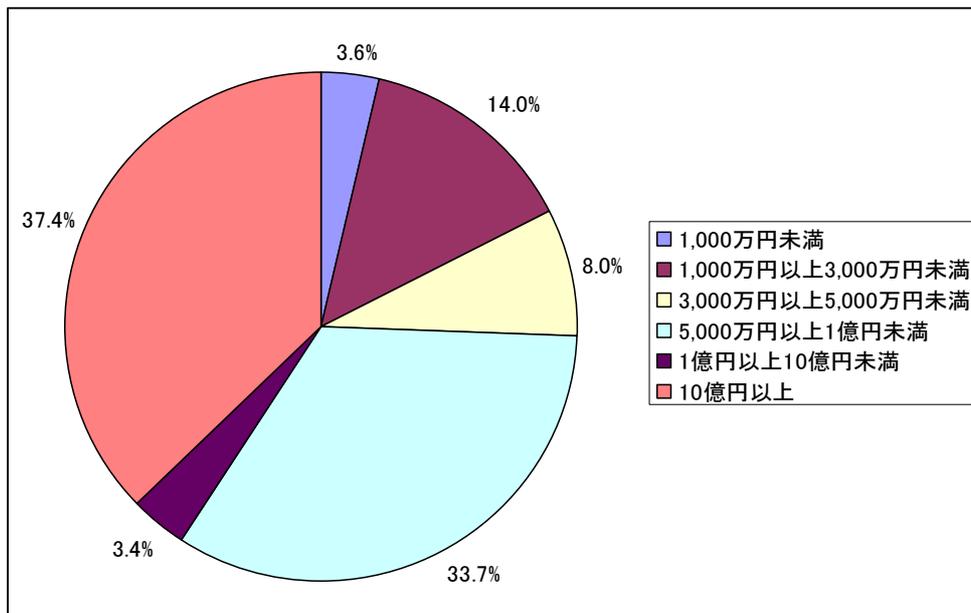
次に、入札不成立案件について、設計金額階層別件数の割合をみると、図表 3-1-11-7 のようになっている。1,000 万円未満の階層の占める割合は 36.8%、1,000 万円以上 3,000 万円未満の階層の占める割合は 33.7%となっている。この2つの階層で全体の7割を占め、件数では設計金額 3,000 万円未満階層の工事での入札不成立が多くなっている。

ところが、設計金額階層別にそれぞれの合計設計金額をみると、図表 3-1-11-8 のようになっている。設計金額階層ごとの設計金額合計をみると、件数では最も多かった1,000 万円未満の階層の割合が3.6%となっている。他方で、5,000 万円以上1億円未満の階層が33.7%、10 億円以上の階層が37.4%と大きな割合を占めている。ただし、10 億円以上の入札不成立案件は2件だけであり、それぞれ20 億円を超える案件であることに注意が必要である。

図表 3-1-11-7 入札不成立案件設計金額階層別件数割合



図表 3-1-11-8 入札不成立案件設計金額階層別合計設計金額割合



2. 業種別入札不成立案件（機械器具設置・土木）

図表 3-1-11-9 は、入札成立案件と入札不成立案件の件数と割合について、業種別に見たものである。入札不成立の割合が高い業種は、機械器具設置 25.8%、鋼構造物 23.5%、建築 19.4%、土木 10.0%とつづいている。

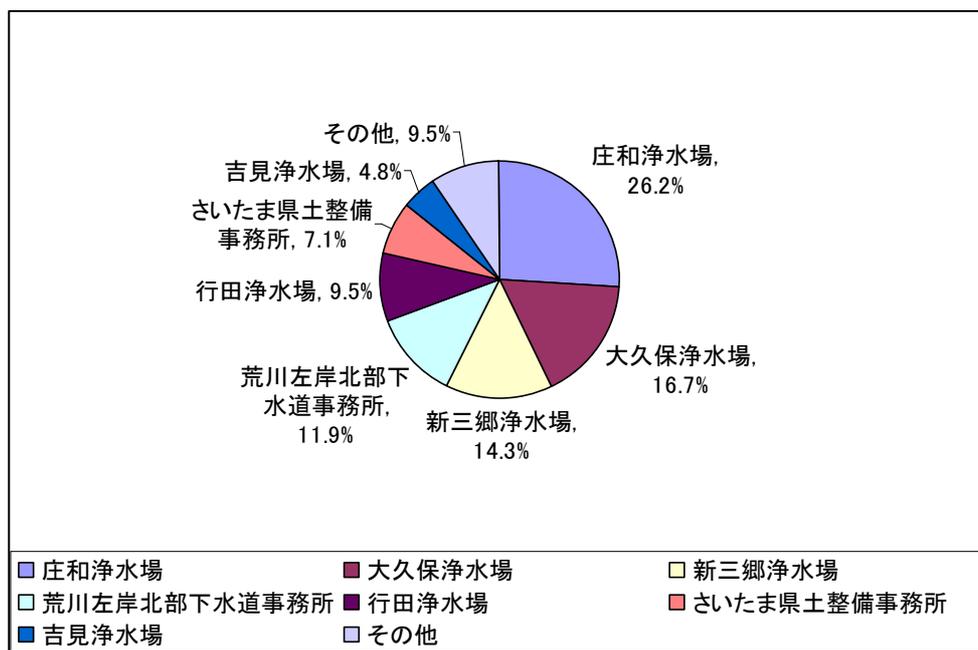
入札不成立の割合が最も高い機械器具設置について、発注機関別の割合をみたものが、図表 3-1-11-10 である。庄和浄水場、大久保浄水場、新三郷浄水場で約 6 割を占めており、機械器具設置の入札不成立案件は、浄水施設に集中している。また、それ以外の割合についても水道関係の発注機関からの入札不成立案件の割合が高くなって

いることがわかる。入札不成立の原因は、原因1が17件、原因2が21件となっており、入札不成立案件のほとんどで入札参加者が不在または1者だけであったことになる。

図表 3-1-11-9 業種別入札不成立案件数とその割合

業種	全体		入札成立案件		入札不成立案件	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
土木	1,071	100.0%	964	90.0%	107	10.0%
建築	253	100.0%	204	80.6%	49	19.4%
とび・土工	425	100.0%	405	95.3%	20	4.7%
屋根	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
電気	395	100.0%	375	94.9%	20	5.1%
管	173	100.0%	164	94.8%	9	5.2%
鋼構造物	34	100.0%	26	76.5%	8	23.5%
ほ装	460	100.0%	444	96.5%	16	3.5%
しゅんせつ	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%
塗装	160	100.0%	153	95.6%	7	4.4%
防水	55	100.0%	54	98.2%	1	1.8%
内装仕上	8	100.0%	8	100.0%	0	0.0%
機械器具設置	163	100.0%	121	74.2%	42	25.8%
電気通信	56	100.0%	53	94.6%	3	5.4%
造園	64	100.0%	62	96.9%	2	3.1%
さく井	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
建具	22	100.0%	22	100.0%	0	0.0%
水道施設	18	100.0%	17	94.4%	1	5.6%
消防施設	20	100.0%	20	100.0%	0	0.0%
合計	3,381	100.0%	3,096	91.6%	285	8.4%

図表 3-1-11-10 発注機関別入札不成立案件の割合（機械器具設置）

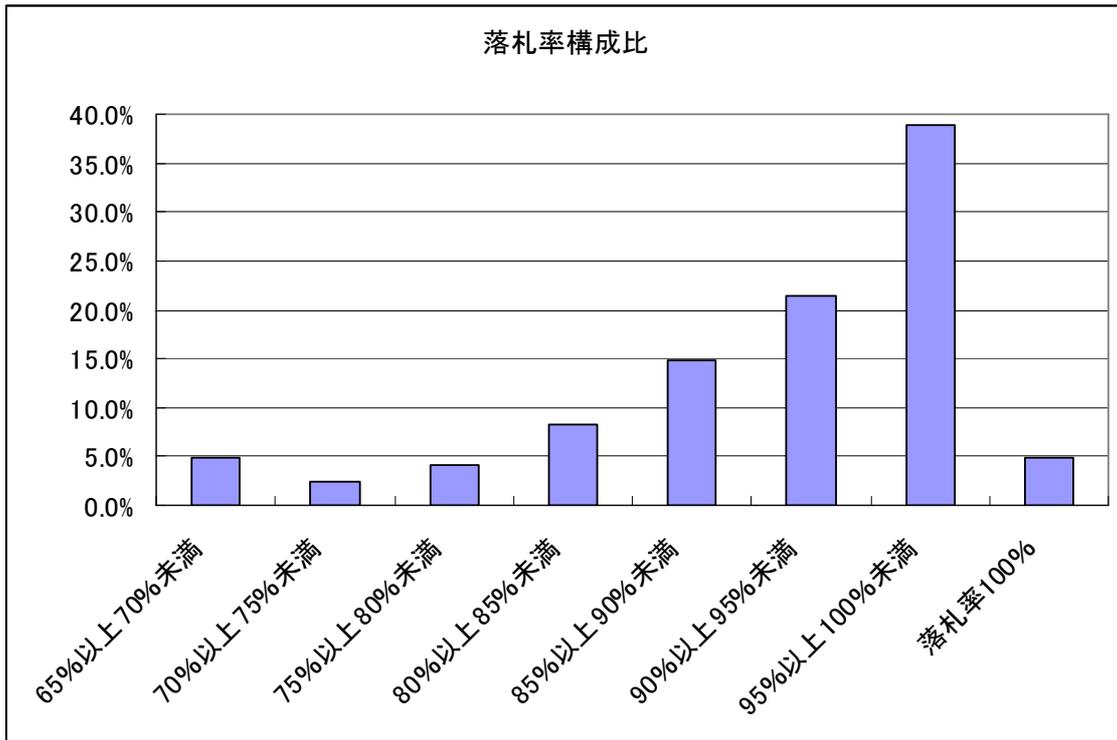


また、図表 3-1-11-11 は、機械器具設置の入札成立案件における落札率の構成割合である。95%以上 100%未満での落札が全体の約4割を占めている。また、90%以上の落札は6割を超えており、入札成立案件では、比較的高落札率である。

機械器具設置について、工事金額を見てみると、全121件のうち、500万円未満の工事は42件、5,000万円未満の工事では101件となっており、少額工事が多くなっている。

また、機械器具設置の落札件数は121件であるが、そのうち県内業者の受注は20社、県外業者の受注は101社と、県外業者の割合が圧倒的に多くなっている。入札不成立の割合が機械器具設置に次いで多かった鋼構造物も県外業者の受注割合が大きくなっており、入札不成立案件と県内業者の受注が少ない事には関連のある可能性が指摘できる。

図表 3-1-11-11 落札率の構成割合（機械器具設置）



次に、工事件数の最も多い土木について確認したい。土木工事について、発注課所別に入札不成立案件の件数と構成比を見てみると、図表 3-1-11-12 のようになっている。上位は各県土整備事務所が占めている。県土整備部発注の土木工事について、入札成立件数と構成比を発注課ごとにまとめたものが、図表 3-1-11-13 である。土木工事の発注件数は全部で 964 件であるが、そのうち、632 件は県土整備部から発注されている。そして、越谷県土整備事務所や川越県土整備事務所など入札不成立案件の多い発注課は工事件数も多くなっている。秩父県土整備事務所は、土木工事の発注件数が 81 件と最も多くなっているが、既に確認した通り、埼玉県から提出された資料には入札不成立案件が掲載されていない。ホームページ上では、秩父県土整備事務所発注の工事においても入札不成立案件が掲載されており、入札不成立案件は埼玉県提出の資料より割合が大きくなることが推定される。

図表 3-1-11-12
発注機関別入札不成立案件

発注課所	件数	構成比
越谷県土整備事務所	17	15.9%
川越県土整備事務所	13	12.1%
さいたま県土整備事務所	10	9.3%
飯能県土整備事務所	9	8.4%
杉戸県土整備事務所	7	6.5%
中川下水道事務所	7	6.5%
川越農林振興センター	6	5.6%
荒川右岸下水道事務所	4	3.7%
荒川左岸南部下水道事務所	4	3.7%
朝霞県土整備事務所	3	2.8%
庄和浄水場	3	2.8%
第一水道建設事務所	3	2.8%
秩父農林振興センター	3	2.8%
大里農林振興センター	2	1.9%
新三郷浄水場	2	1.9%
行田県土整備事務所	2	1.9%
荒川左岸北部下水道事務所	2	1.9%
さいたま農林振興センター	2	1.9%
大久保浄水場	2	1.9%
熊谷県土整備事務所	2	1.9%
寄居林業事務所	2	1.9%
総合治水事務所	1	0.9%
北本県土整備事務所	1	0.9%
総計	107	100.0%

図表 3-1-11-13
県土整備部発注土木工事一覧

発注課所	件数	構成比
秩父県土整備事務所	81	12.8%
川越県土整備事務所	76	12.0%
さいたま県土整備事務所	64	10.1%
越谷県土整備事務所	62	9.8%
杉戸県土整備事務所	51	8.1%
飯能県土整備事務所	47	7.4%
東松山県土整備事務所	46	7.3%
熊谷県土整備事務所	44	7.0%
行田県土整備事務所	43	6.8%
北本県土整備事務所	33	5.2%
本庄県土整備事務所	30	4.7%
朝霞県土整備事務所	26	4.1%
総合治水事務所	19	3.0%
西関東連絡道路建設事務所	10	1.6%
小計	632	100.0%

県土整備部発注土木工事の入札不成立案件（107 件）について、入札方法と入札不成立の原因は、図表 3-1-11-14、3-1-11-15 のようになっている。入札不成立の原因で最も多いのは、原因 2（入札参加者が 1 者）で 50 件、つづいて原因 1（入札参加者が 0 者）が 40 件となっており、この 2 つで約 8 割を占めている。また、他方で、原因 5（入札価格が予定価格を超過）も 12 件となっており、入札不成立の全案件と同様の傾向が確認される。

図表 3-1-11-14
県土整備部発注土木工事
入札不成立原因一覧

原因	件数	構成比
原因 1	40	37.4%
原因 2	50	46.7%
原因 3	1	0.9%
原因 4	2	1.9%
原因 5	12	11.2%
原因 6	1	0.9%
原因 7	1	0.9%
総計	107	100.0%

図表 3-1-11-15
県土整備部発注土木工事
入札不成立案件における入札方式

入札方式	件数	構成比
一般競争	60	56.1%
指名	35	32.7%
随意契約	12	11.2%
総計	107	100.0%

次に、県土整備部のうち土木工事の落札件数が多い上位6課所について、発注件数と入札不成立件数についてみたものが、図表 3-1-11-16 である。それぞれの県土整備事務所において、土木工事の入札不成立割合は軒並み 10%を超えており、越谷県土整備事務所では、2割を超えていることがわかる。

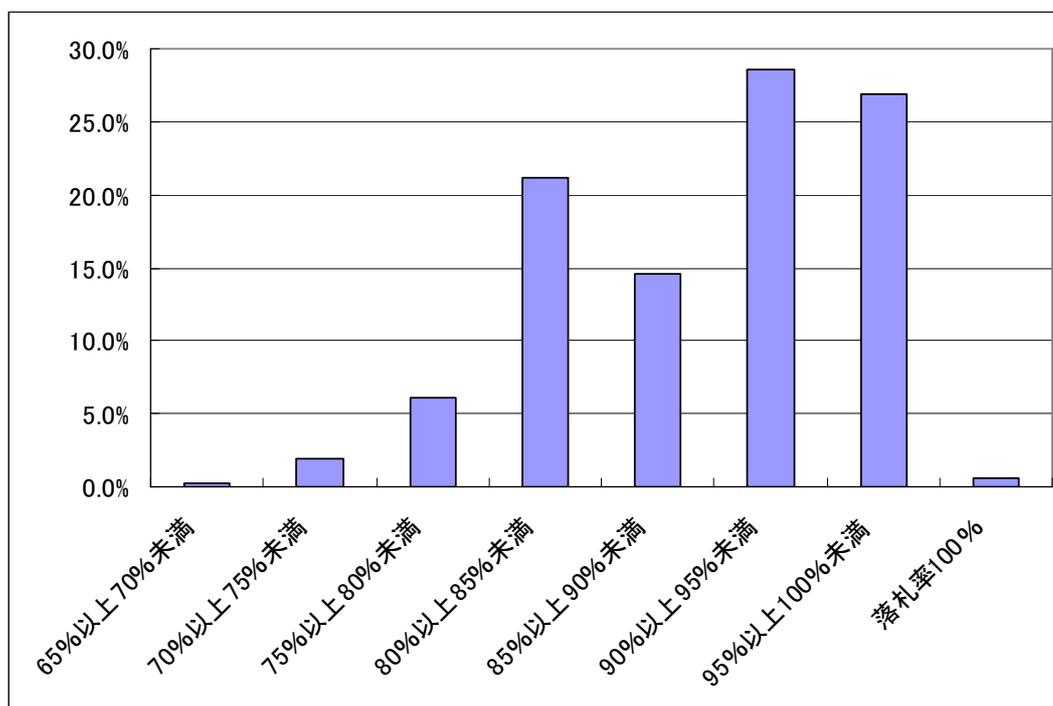
図表 3-1-11-16 県土整備部発注土木工事における入札不成立割合

発注課所	発注件数	落札件数	入札不成立件数	入札不成立割合
秩父県土整備事務所	—	81	—	—
川越県土整備事務所	89	76	13	14.6%
さいたま県土整備事務所	74	64	10	13.5%
越谷県土整備事務所	79	62	17	21.5%
杉戸県土整備事務所	58	51	7	12.1%
飯能県土整備事務所	56	47	9	16.1%

図表 3-1-11-17 は、土木工事の入札成立案件について、落札率の構成割合をみたものである。90%以上 100%未満の階層で半数以上を占めており、落札率は比較的高い傾向を示している。しかし、入札不成立案件の多くは入札に参加する業者の不在によるものが多く、高い落札率の背景には予定価格水準が低いということが示唆される。

さて、業種別に機械器具設置と土木工事の入札不成立案件についてみてきたが、いずれも原因1（入札参加者0）と原因2（入札参加者1者）によって入札が不成立となっている。また、同時に入札価格が予定価格を超過したために不調となった案件も一定程度確認されている。ここからは、公共工事に対する魅力が減少していることと、予定価格水準が相対的に低いことが指摘されるが、入札不成立の原因を明らかにするためには、より詳細な調査研究が求められる。

図表 3-1-11-17 落札率の構成割合（土木工事）



第12節 入札ボンド制度の特徴

1. 入札ボンド制度とその特徴

入札ボンド制度とは、公共工事の発注にあたり、入札参加者に対し金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める制度である。その証書を「入札ボンド」と呼ぶ。会計法第29条の4に規定する入札保証制度の体系を活用し、一律に入札保証金を免除する現在の運用を改め、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ボンドの提出があれば、入札保証金（現金）の納付を求めない運用に変更する。入札ボンドの種類には、① 損保の入札保証保険、② 金融機関の入札保証、③ 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約、があるが、現金、国債その他有価証券による提出も可能である。発注者への入札ボンドの提出時期は入札参加者による競争参加者資格確認資料等の提出と同時に提出することになっている。尚、入札ボンドには、入札参加者が落札した場合には、契約履行保証にもつながるといふ契約保証予約を書面において約していることが必要である。

埼玉県では公共調達改革において、不良不適格業者排除を目的に入札ボンド制度の試行を順次拡大することを掲げている。

すでに2006年度1件、07年度16件、08年度10件の試行を行なっている。

県の入札ボンド制度の方式は、以下のとおりである。

- ① 入札参加を希望する業者は、入札金額の100分の105に相当する金額の100分の5以上の入札保証金を納付する。
- ② 有価証券（利付国債または埼玉県債）を担保として提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。
- ③ 次のいずれかに該当する者は入札保証金の納付を免除する。
 - (ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したもの
 - (イ) 金融機関又は保証事業会社との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を提出したもの
- ④ 契約保証金との関係は以下のとおり。
 - (ア) 落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付
 - (イ) 有価証券（利付国債、埼玉県債、金融機関又は保証事業会社の契約保証証書）を担保として提供することにより契約保証金の納付に代えることができる。
- ⑤ 次のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結したもの
 - (イ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と、埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結したもの
- ⑥ 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることによって還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

2. 入札ボンド制度の問題点

- 1) 金融機関が入札参加希望業者の入札参加の自由を規制することになる

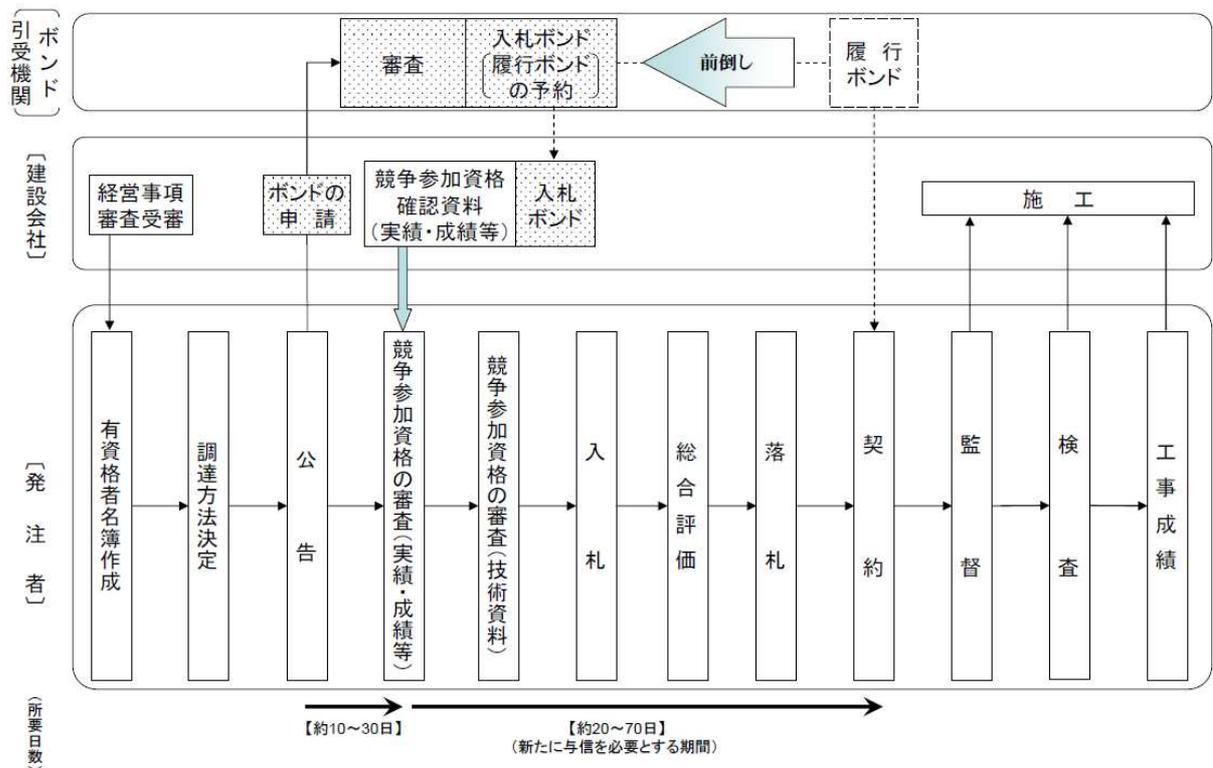
入札ボンド手続きにおいて入札参加予定者は入札公告とともにボンドの申請を損保会社に行なう。しかし、損保会社の審査により与信されない場合は、その時点で入札参加資格を奪われることになる。入札ボンド制度は厳密には「入札前ボンド」として機能し、金融機関が入札参加希望業者を入札前に指名する権限を持つことになり、一般競争入札の主旨である入札参加の自由を排除する役割を果たすことになる。

2) 金融機関が建設業者の施工能力を公正に審査できるのか

日本ではまだ金融機関の審査内容が明らかではないが、アメリカの審査項目では①資金力（会社内容、会計監査の決算報告、銀行与信枠を含めた財務情報）、②過去の工事経歴（工事の種類・規模・数・施工場所、施工体制、施主の満足度、下請業者・資材納入業者に対する支払記録、過去の工事に関する関係者の評判）、③契約遂行能力（当該工事の施工体制、工事計画、機械調達計画、担当技術者の能力・経験、本社の支援組織、工事費の見積金額とその妥当性）があげられている。

損保会社がこのような審査能力を保持するためには、建設業や建設技術に関する専門の知見を持つ人材を調達しなければならず、その客観性、公正性、公開性を確保しなければならない。公共工事の施工に責任を持つ建設業者の選別が営利を目的とする金融機関に任せれば、構造物の品質や安全性など公共性を担保できない懸念が生じる。

図表 3-1-12-1 入札ボンド手続きの流れ



第2章 埼玉県発注工事の発注者側からみた特徴

第1節 工事規模からみる特徴

1. 工事規模別契約金額の推移と特徴

図表 3-2-1-1 は、工事規模別の発注金額および構成比について、10年間の推移をみたものである。

まず全体の発注金額について、1999年度と2008年度を比較し、10年間での変化をみると、894億9,000万円減少しており、前年度比51.9%とほぼ半分にまで縮小している。その推移を見ると、1999年度から2007年度まで金額の増減が交互に起こっている。2002年度まではおおむね1,500億円から2,000億円に近い金額での推移であったのに対し、2003年度に1,000億円を切る、908億9,200万円（▲684億円、前年度比57.1%）と大きく減少して以降、1,000億円前後で推移している。

2008年度の契約金額ごとに金額の分布をみると、1千万～5千万円未満が261億8,000万円（2008年度発注金額総額の27.1%）と最も高い。次いで1億～5億円未満が233億2,800万円（同24.1%）、5千万～1億円未満が224億3,300万円（同23.2%）となっており、これら3つをあわせると、719億4,000万円であり2008年度発注金額の74.4%にあたる。この1千万～5億円未満に集中する傾向に、過去10年間、変化は見られない。

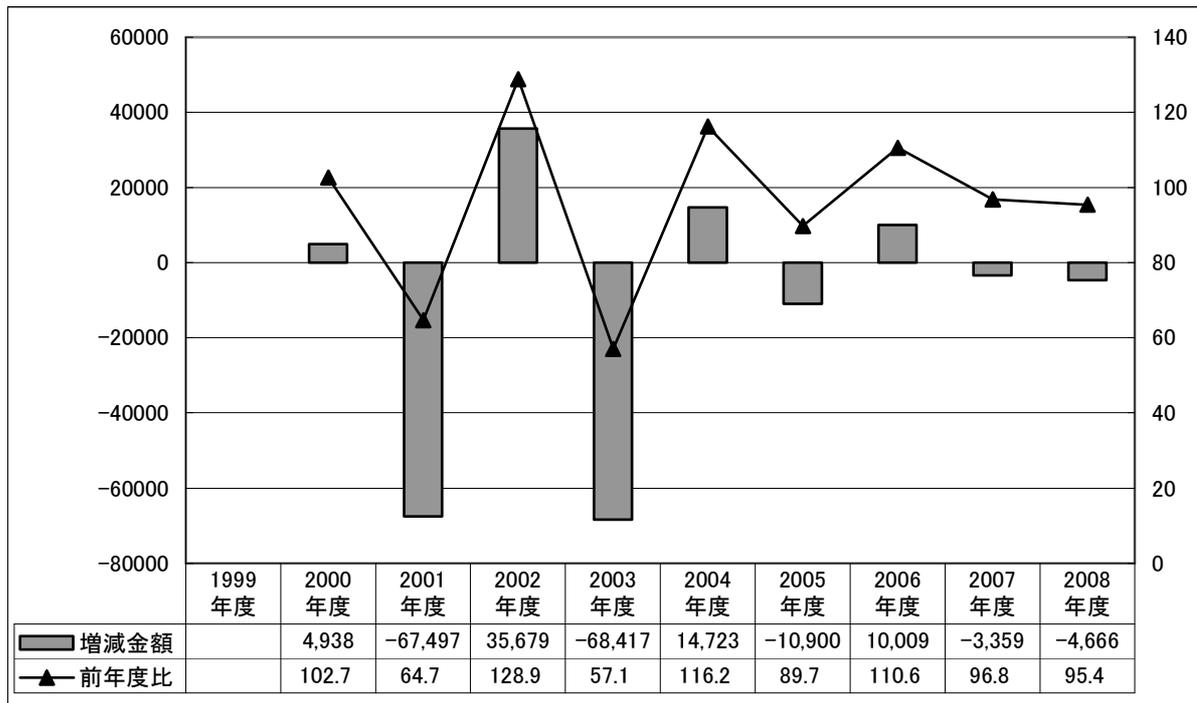
図表 3-2-1-1 工事規模別発注金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

1件の契約金額→	全体	50万円未満	～100万円未満	～500万円未満	～1千万円未満	～5千万円未満	～1億円未満	～5億円未満	～10億円未満	～50億円未満	50億円以上
1999年度	186,189 100.0	49 0.0	174 0.1	3,889 2.1	5,825 3.1	39,578 21.3	45,231 24.3	46,478 25.0	9,763 5.2	35,201 18.9	- -
2000年度	191,126 100.0	42 0.0	183 0.1	3,846 2.0	5,048 2.6	36,241 19.0	39,591 20.7	43,613 22.8	14,444 7.6	26,628 13.9	21,489 11.2
2001年度	123,630 100.0	38 0.0	184 0.1	3,371 2.7	4,460 3.6	31,140 25.2	33,219 26.9	22,483 18.2	4,679 3.8	18,643 15.1	5,413 4.4
2002年度	159,308 100.0	32 0.0	163 0.1	3,127 2.0	4,778 3.0	31,472 19.8	33,049 20.7	29,901 18.8	7,903 5.0	36,367 22.8	12,516 7.9
2003年度	90,892 100.0	31 0.0	134 0.1	2,865 3.2	4,086 4.5	26,995 29.7	24,902 27.4	20,170 22.2	5,057 5.6	6,653 7.3	- -
2004年度	105,615 100.0	21 0.0	115 0.1	2,416 2.3	3,904 3.7	30,239 28.6	23,470 22.2	20,220 19.1	7,206 6.8	18,023 17.1	- -
2005年度	94,715 100.0	24 0.0	145 0.2	2,585 2.7	3,812 4.0	30,614 32.3	26,108 27.6	15,289 16.1	5,770 6.1	10,368 10.9	- -
2006年度	104,724 100.0	14 0.0	98 0.1	2,601 2.5	3,722 3.6	31,435 30.0	27,409 26.2	25,928 24.8	3,123 3.0	2,940 2.8	7,455 7.1
2007年度	101,365 100.0	8 0.0	62 0.1	2,366 2.3	3,639 3.6	29,987 29.6	24,138 23.8	24,274 23.9	7,051 7.0	9,841 9.7	- -
2008年度	96,699 100.0	8 0.0	92 0.1	2,353 2.4	3,510 3.6	26,180 27.1	22,433 23.2	23,328 24.1	2,483 2.6	16,312 16.9	- -

図表 3-2-1-2 発注金額総額の推移

単位：百万円・%



また、大規模工事の推移をみると、1億～10億円未満の工事が2007年度の70億5,100万円に対し、2008年度は24億8,300万円（前年度比35.2%）にまで減少した一方で、10億円～50億円未満の工事が前年度+66%の163億1,200万円（16.9%）に大きく増加している。これは2008年度に、中川流域下水道終末処理場関連の工事（36億4,400万円）、埼玉県本庁等の耐震補強工事（36億1,600万円）などが発注されているためである。

2. 工事規模別契約金額の全国都道府県および千葉県との比較

1) 工事規模ランク別発注金額の推移

工事規模別発注金額の推移を、小規模工事（一件あたり1千万円未満）、中規模工事（同1千万円以上1億円未満）、大規模工事（同1億円以上10億円未満）、超大規模工事（同10億円以上）の工事規模ランクに分類したのが図表3-2-1-3である。

まず工事規模ランク別に10年間の推移を見ると、小規模工事は1999年度の99億3,800万円をピークに年々10%前後ずつ減少しており、2004～2006年度は65億円前後、2007年度以降は60億円前後を推移している。

中規模工事も減少傾向にあったが、2004～2006年度は若干増加し500億円前後で推移していた。2007年度もほぼ横ばいの変化であったが、2008年度は486億1,200万円と前年度と比べ89.8%と10%近く減少している。

大規模工事については各年度の増減が激しく、2003年度以降250～300億円前後を推移していたが、2005年度に210億円まで減少した。2006年度再び300億円台に戻ったが、2008年度に再び250億円台に減少している。

超大規模工事については増減を繰り返したが03年度に66億5,500万円と、大型開発の動きが一段落し、その後は100億円前後に落ち着いていたが、08年度には再び増加し160億円と前年度の約1.7倍になっている。

2008年度の状況をみると、小規模工事は59億6,400万円（2008年度発注金額総額の6.2%）、中規模工事は486億1,200万円（同50.3%）、大規模工事は258億110億円（同26.7%）、超大規模工事は163億1,200万円（同16.9%）となっている。中規模工事の割合が例年より低く、超大規模工事の割合が例年より高い。

図表 3-2-1-3 工事規模ランクによる発注金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

工事規模 →	全体	【小規模】 ～1千万円 未満	【中規模】 ～1億円 未満	【大規模】 ～10億円 未満	【超大規模】 10億円 以上
1999 年度	186,189 100.0	9,938 5.3	84,809 45.6	56,241 30.2	35,201 18.9
2000 年度	191,126 100.0	9,120 4.8	75,832 39.7	58,058 30.4	48,117 25.2
2001 年度	123,630 100.0	8,053 6.5	64,359 52.1	27,162 22.0	24,056 19.5
2002 年度	159,308 100.0	8,101 5.1	64,521 40.5	37,804 23.7	48,883 30.7
2003 年度	90,892 100.0	7,115 7.8	51,897 57.1	25,227 27.8	6,653 7.3
2004 年度	105,615 100.0	6,457 6.1	53,710 50.9	27,426 26.0	18,023 17.1
2005 年度	94,715 100.0	6,566 6.9	56,722 59.9	21,059 22.2	10,368 10.9
2006 年度	104,724 100.0	6,435 6.1	58,843 56.2	29,051 27.7	10,395 9.9
2007 年度	101,365 100.0	6,074 6.0	54,125 53.4	31,325 30.9	9,841 9.7
2008 年度	96,699 100.0	5,964 6.2	48,612 50.3	25,811 26.7	16,312 16.9

2) 全国都道府県との比較

埼玉県と全国都道府県（2000年以降）の状況をそれぞれ工事規模ランク毎に構成比を比較する。全国都道府県のデータには500万円未満の工事が含まれていないため、埼玉県のデータも工事規模500万円未満の工事は除外して、各工事規模の発注金額の構成比を算出している。

小規模工事についてみると、全国都道府県は3%前後から3.5%前後の範囲で推移しているのに対し、埼玉県は2004年度以降、3.5%前後から4%前後の範囲で推移している。小規模工事の割合は若干ではあるが埼玉県のほうが高い。

中規模工事については、2000年度、2001年度、2003年度は全国都道府県より10%以上低い値であったが、2004年度は埼玉県が60.0%、全国都道府県が55.1%と埼玉県のほうが約5%高く、また2006年度は埼玉県が62.6%、全国都道府県が56.9%と埼玉県のほうが約6%高い。2007年度はほぼ同じ割合であったが、2008年度は全国都道府県が55.1%であるのに対し、埼玉県は52.1%と3%低くなっている。

大規模工事については、2002年度から2006年度まで埼玉県のほうが低い割合であったが、2007年度は全国都道府県が28.1%であるのに対し、埼玉県は29.9%と若干高くなり、さらに2008年度では全国都道府県が29.0%であるのに対し、埼玉県が33.6%と4%ほど高くなっている。

超大規模工事については2004年度を除き、埼玉県のほうが高い割合であったが、2007年度は全国都道府県が13.2%であるのに対し、埼玉県は10.7%と3%ほど低い割合になり、2008年度も2%低い割合になっている。

発注金額の工事規模ごとの割合を全国都道府県と比較すると、埼玉県は近年、小規模工事、大規模工事が若干多く、中規模、超大規模工事が若干少ない状況にあるといえる。

(参考) 埼玉県・全国の都道府県
発注公共工事の工事規模ランク別、発注金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

工事規模	全体		【小規模】 ～1千万円 未満		【中規模】 ～1億円 未満		【大規模】 ～10億円 未満		【超大規模】 10億円 以上	
	埼玉	全国	埼玉	全国	埼玉	全国	埼玉	全国	埼玉	全国
2000年度	172,322 100.0	5,465,555 100.0	5,048 2.9	137,228 2.5	75,832 44.0	2,928,673 53.6	56,241 32.6	1,643,982 30.1	35,201 20.4	755,673 13.8
2001年度	174,994 100.0	4,927,248 100.0	4,460 2.5	132,453 2.7	64,359 36.8	2,752,966 55.9	58,058 33.2	1,518,455 30.8	48,117 27.5	523,374 10.6
2002年度	120,517 100.0	4,622,391 100.0	4,778 4.0	132,687 2.9	64,521 53.5	2,378,376 51.5	27,162 22.5	1,460,471 31.6	24,056 20.0	650,858 14.1
2003年度	142,670 100.0	3,585,895 100.0	4,086 2.9	124,259 3.5	51,897 36.4	1,931,126 53.9	37,804 26.5	1,135,553 31.7	48,883 34.3	394,956 11.0
2004年度	89,493 100.0	3,234,025 100.0	3,904 4.4	105,439 3.3	53,710 60.0	1,781,283 55.1	25,227 28.2	1,016,057 31.4	6,653 7.4	331,252 10.2
2005年度	105,984 100.0	3,091,920 100.0	3,812 3.6	90,941 2.9	56,722 53.5	1,726,739 55.8	27,426 25.9	960,480 31.1	18,023 17.0	313,489 10.1
2006年度	93,992 100.0	2,623,447 100.0	3,722 4.0	85,939 3.3	58,843 62.6	1,493,706 56.9	21,059 22.4	796,808 30.4	10,368 11.0	246,994 9.4
2007年度	97,210 100.0	2,549,122 100.0	3,639 3.7	94,575 3.7	54,125 55.7	1,401,005 55.0	29,051 29.9	717,172 28.1	10,395 10.7	336,371 13.2
2008年度	93,288 100.0	2,529,134 100.0	3,510 3.8	84,686 3.3	48,612 52.1	1,393,261 55.1	31,325 33.6	733,817 29.0	9,841 10.5	317,071 12.5

注：全国都道府県および埼玉県の数値は、共に500万円未満の工事を除外している。

出所：国土交通省『建設工事受注動態統計調査報告(平成20年度)』(全国データ)。

3) 千葉県との比較

次に同じく首都圏に位置し、埼玉県と隣接する千葉県の2005年度以降の発注金額の状況と比較する(なお、千葉県のデータは当研究所で実施した『千葉県発注公共工事分析』のデータを使用している)。まず、全体の金額では千葉県のほうが30億円ほど多いが両県とも減少傾向にある。

工事規模ランクごとに工事規模別の構成比をみると、小規模工事では3%ほど千葉県のほうが高く、中規模工事についても2007年度以降15%前後千葉県のほうが高い。一方大規模工事については、2006年度以降埼玉県の方が10%ほど高く、超大規模工事では2007年度で8.6%、2008年度で12.2%埼玉県の方が高い。千葉県との比較では小中規模工事と大・超大規模工事で金額の比率が逆転しているといえる。

(参考) 埼玉県・千葉県発注公共工事の工事規模ランクによる発注金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

工事規模 →	全体		【小規模】 ～1千万円 未満		【中規模】 ～1億円 未満		【大規模】 ～10億円 未満		【超大規模】 10億円 以上		無回答	
	埼玉	千葉	埼玉	千葉	埼玉	千葉	埼玉	千葉	埼玉	千葉	埼玉	千葉
2005 年度	94,715 100.0	112,760 100.0	6,566 6.9	10,149 9.0	56,722 59.9	69,750 61.9	21,059 22.2	25,811 22.9	10,368 10.9	7,051 6.3	— —	18 0.0
2006 年度	104,724 100.0	107,261 100.0	6,435 6.1	10,170 9.5	58,843 56.2	68,598 64.0	29,051 27.7	17,866 16.7	10,395 9.9	10,627 9.9	— —	18 0.0
2007 年度	101,365 100.0	105,561 100.0	6,074 6.0	9,367 8.9	54,125 53.4	74,342 70.4	31,325 30.9	20,698 19.6	9,841 9.7	1,155 1.1	— —	18 0.0
2008 年度	96,699 100.0	103,507 100.0	5,964 6.2	8,542 8.3	48,612 50.3	66,648 64.4	25,811 26.7	23,462 22.7	16,312 16.9	4,855 4.7	— —	19 0.0

3. 工事規模別契約件数の推移と特徴

工事規模別の契約件数と構成比をみたのが図表 3-2-1-4 である。まず、契約総件数の10年間の推移をみると、2005年度を除き年々減少傾向にあり、08年度では過去最低の3,096件となった。1999年度と2008年度を比べると、▲2,232件で、10年間で4割以上減少している。

工事規模別にみると、過去10年間、件数のばらつきにほぼ変動はなく、07年度に85件(2007年度の総発注件数の2.6%)に減少した50万円～100万円未満の工事件数も2008年度には124件(2008年度の総発注件数の4.5%)と例年の水準に戻っている。一方2008年度に大きな減少があったのは5億～10億円の工事であり3件(同0.1%)となっている。

2008年度の工事規模ごとの状況は、1千万～5千万円未満が1,117件(2008年度の総発注件数の36.1%)と最も高く、次いで百万円～5百万円未満が915件(同29.6%)および5百万円～1千万円未満が479件(同15.5%)となっており、3つを合わせると2,511件、2008年度の総発注件数の81.1%となっている。

図表 3-1-1-4 について、1億円を境に工事件数をみたものが図表 3-2-1-6 である。1999、2000年度は一億円以上の工事が総発注件数の5%を超えていたが、2001年度に2.3%となり、以降1億円未満が96～97%前後、1億円以上が2～3%前後という比率で推移している。

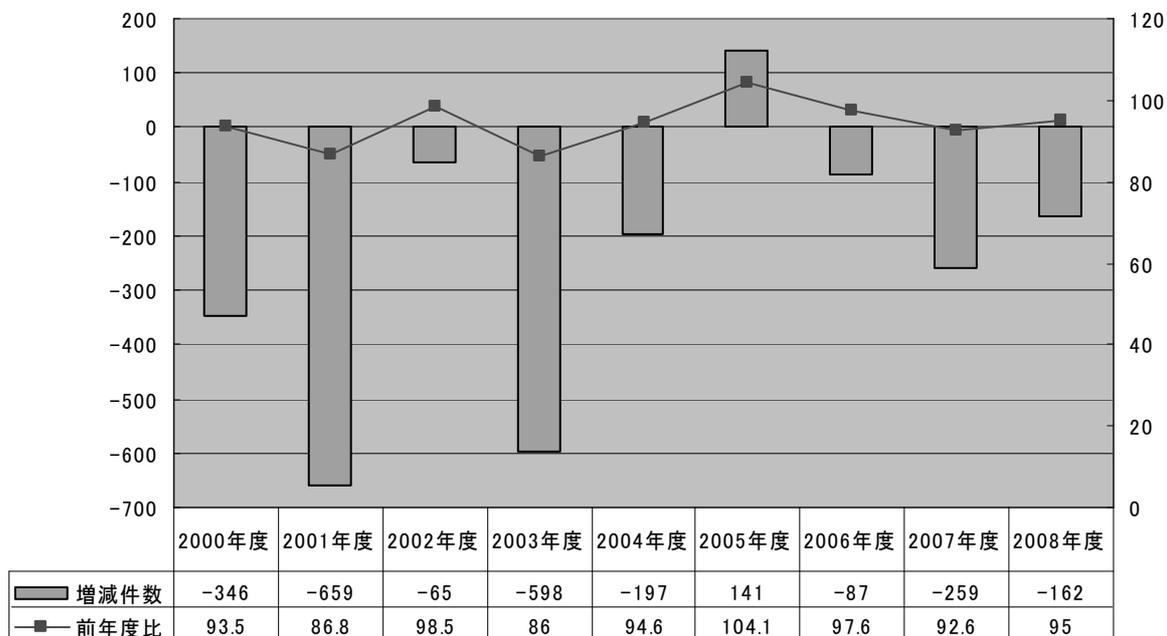
図表 3-2-1-4 工事規模別発注件数の推移

単位：上段・件、下段・%

1 件の 契約 金額→	全体	50 万円 未満	～百 万円 未満	～5 百万 円 未満	～1千 万円 未満	～5 千万 円 未満	～1 億円 未満	～5 億円 未満	～10 億円 未満	～50 億円 未満	50 億円 以上	無回 答
1999 年度	5,328 100.0	186 3.5	244 4.6	1,562 29.3	802 15.1	1,621 30.4	635 11.9	203 3.8	13 0.2	20 0.4	- -	42 0.8
2000 年度	4,982 100.0	160 3.2	255 5.1	1,528 30.7	703 14.1	1,505 30.2	567 11.4	186 3.7	19 0.4	15 0.3	2 0.0	42 0.8
2001 年度	4,323 100.0	135 3.1	258 6.0	1,353 31.3	616 14.2	1,330 30.8	469 10.8	103 2.4	7 0.2	8 0.2	1 0.0	43 1.0
2002 年度	4,258 100.0	118 2.8	223 5.2	1,241 29.1	668 15.7	1,340 31.5	460 10.8	128 3.0	11 0.3	21 0.5	2 0.0	46 1.1
2003 年度	3,660 100.0	107 2.9	192 5.2	1,162 31.7	559 15.3	1,170 32.0	352 9.6	87 2.4	7 0.2	5 0.1	- -	19 0.5
2004 年度	3,463 100.0	70 2.0	158 4.6	971 28.0	534 15.4	1,279 36.9	333 9.6	86 2.5	10 0.3	10 0.3	- -	12 0.3
2005 年度	3,604 100.0	82 2.3	206 5.7	1,049 29.1	520 14.4	1,294 35.9	374 10.4	64 1.8	7 0.2	6 0.2	- -	2 0.1
2006 年度	3,517 100.0	45 1.3	139 4.0	1,024 29.1	496 14.1	1,309 37.2	386 11.0	104 3.0	4 0.1	2 0.1	1 0.0	7 0.2
2007 年度	3,258 100.0	27 0.8	85 2.6	914 28.1	493 15.1	1,269 39.0	344 10.6	101 3.1	9 0.3	7 0.2	- -	9 0.3
2008 年度	3,096 100.0	28 0.9	124 4.0	915 29.6	479 15.5	1,117 36.1	322 10.4	94 3.0	3 0.1	8 0.3	- -	6 0.2

図表 3-2-1-5 工事規模別発注件数の増減

単位：件・%



図表 3-2-1-6 1 億円を境にした工事件数とその構成比

単位：件・%

	1 億円未満		1 億円以上	
	件数	構成比	件数	構成比
1999 年度	5,050	95.5	236	4.5
2000 年度	4,718	95.5	222	4.5
2001 年度	4,161	97.2	119	2.8
2002 年度	4,050	96.2	162	3.8
2003 年度	3,542	97.3	99	2.7
2004 年度	3,345	96.9	106	3.1
2005 年度	3,525	97.9	77	2.1
2006 年度	3,399	96.8	111	3.2
2007 年度	3,132	96.4	117	3.6
2008 年度	2,985	96.6	105	3.4

4. 工事規模別発注件数の全国都道府県および千葉県との比較

1) 工事規模ランク別発注件数の推移

工事規模別発注件数の推移について発注金額の場合と同様、工事規模を小規模工事、中規模工事、大規模工事、超大規模工事に分類したのが図表 3-2-1-7 である。

これをみると、小規模工事は年々減少傾向にあったが、2008 年度に 30 件増加し、1,546 件（49.9%）と横ばいに推移している。中規模工事は 05 年度以降緩やかに下降していたが、08 年度は減少が加速し前年比▲174 件（-10.8%）の 1,439 件（46.5%）となった。一方大・超大規模工事は合計で 3~4%前後を推移している。小・中規模の件数

図表 3-2-1-7 工事規模ランクによる発注件数の推移

単位：上段・件、下段・%

工事規模 →	全体	【小規模】 ~1 千万 円未満	【中規模】 ~1 億 円未満	【大規模】 ~10 億 円未満	【超大規模】 10 億円 以上
1999 年度	5,328 100.0	2,794 52.4	2,256 42.3	216 4.1	20 0.4
2000 年度	4,982 100.0	2,646 53.1	2,072 41.6	205 4.1	17 0.3
2001 年度	4,323 100.0	2,362 54.6	1,799 41.6	110 2.5	9 0.2
2002 年度	4,258 100.0	2,250 52.8	1,800 42.3	139 3.3	23 0.5
2003 年度	3,660 100.0	2,020 55.2	1,522 41.6	94 2.6	5 0.1
2004 年度	3,463 100.0	1,733 50.0	1,612 46.5	96 2.8	10 0.3
2005 年度	3,604 100.0	1,857 51.5	1,668 46.3	71 2.0	6 0.2
2006 年度	3,517 100.0	1,704 48.5	1,695 48.2	108 3.1	3 0.1
2007 年度	3,258 100.0	1,519 46.6	1,613 49.5	110 3.4	7 0.2
2008 年度	3,096 100.0	1,546 49.9	1,439 46.5	97 3.1	8 0.3

割合を合計すると 95%を越える割合となり、件数の面からみると埼玉県においては発注工事のほとんどが小中規模工事であるといえる。

2) 全国都道府県との比較

工事規模別発注件数の推移を全国都道府県の状況と工事規模ランク毎に構成比につ

いて比較する。小規模工事については、2007 年度を除き埼玉県の方が高く、2008 年度では全国都道府県が 19.4%であるのに対し、23.6%と 4.2%高くなっている。一方で中規模工事については、逆に埼玉県の方が低い値となっており、2008 年度では全国都道府県が 74.6%であるのに対し、70.9%と 3.7%低くなっている。

大規模工事については 2002 年度以降埼玉県が 4~5%前後であるのに対し、全国都道府県が 6~7%と埼玉県が 2%ほど低く、超大規模工事については 2001 年度、2002 年度を除きほぼ同じ件数割合である。

埼玉県は全国都道府県と比べ、件数の面では小規模工事の割合が高く、それ以外の工事規模の件数割合が低いということがいえる。

(参考) 埼玉県・全国の都道府県発注公共工事の工事規模ランクによる発注件数の推移

単位：上段・件、下段・%

工事規模 →	全体		【小規模】 ~1千万 円未満		【中規模】 ~1億 円未満		【大規模】 ~10億 円未満		【超大規模】 10億 円以上		無回答	
	埼玉	全国	埼玉	全国	埼玉	全国	埼玉	全国	埼玉	全国	埼玉	全国
2000 年度	3,039 100.0	110,784 100.0	703 23.1	20,180 18.2	2,072 68.2	82,476 74.4	205 6.7	7,815 7.1	17 0.6	314 0.3	42 1.4	- -
2001 年度	2,577 100.0	107,114 100.0	616 23.9	19,386 18.1	1,799 69.8	80,017 74.7	110 4.3	7,428 6.9	9 0.3	242 0.2	43 1.7	- -
2002 年度	2,676 100.0	97,612 100.0	668 25.0	19,204 19.7	1,800 67.3	71,092 72.8	139 5.2	7,064 7.2	23 0.9	252 0.3	46 1.7	- -
2003 年度	2,199 100.0	82,648 100.0	559 25.4	17,385 21	1,522 69.2	59,808 72.4	94 4.3	5,274 6.4	5 0.2	180 0.2	19 0.9	- -
2004 年度	2,264 100.0	73,640 100.0	534 23.6	14,993 20.4	1,612 71.2	53,946 73.3	96 4.2	4,549 6.2	10 0.4	152 0.2	12 0.5	- -
2005 年度	2,267 100.0	69,053 100.0	520 22.9	12,952 18.8	1,668 73.6	51,333 74.3	71 3.1	4,619 6.7	6 0.3	149 0.2	2 0.1	- -
2006 年度	2,309 100.0	63,430 100.0	496 21.5	12,252 19.3	1,695 73.4	47,174 74.4	108 4.7	3,875 6.1	3 0.1	128 0.2	7 0.3	- -
2007 年度	2,232 100.0	62,225 100.0	493 22.1	13,687 22.0	1,613 72.3	45,061 72.4	110 4.9	3,352 5.4	7 0.3	125 0.2	9 0.4	- -
2008 年度	2,029 100.0	61,409 100.0	479 23.6	11,936 19.4	1,439 70.9	45,788 74.6	97 4.8	3,562 5.8	8 0.4	124 0.2	6 0.3	- -

注：全国の数値は 1 件 500 万円以上の工事を対象としており、500 万円未満の工事は含まれていない。

出所：国土交通省『建設工事受注動態統計調査報告(平成 20 年度)』(全国データ)。

3) 千葉県との比較

次に工事規模別発注件数の推移を千葉県の状況と比較すると、2008 年度の全受注件数は埼玉県が 3,096 件であるのに対し、千葉県が 5,399 件と 2,000 件以上多い。この差異は 2005 年度以降から変わっていない。

工事規模毎に両県の件数割合の状況を見ると、まず小規模工事については埼玉県が 50%前後であるのに対し、千葉県は 60%前後と 10%ほど千葉県のほうが高い割合となっている。一方中規模工事は、埼玉県が 46~49%であるのに対し、千葉県は 36~42%

と、埼玉県の方が9%前後高い。さらに大規模工事は1~2%前後、超大規模工事埼玉県の方が高い割合になっている。

埼玉県は千葉に比べ、件数の面では小規模工事の件数が非常に少なく、中規模工事も比較的少ないが、割合については中・大規模工事が高いという特徴が挙げられる。

(参考) 埼玉県・千葉県発注公共工事の工事規模ランクによる発注件数の推移

単位：上段・件、下段・%

工事規模 →	全体		【小規模】 ~1千万円 未満		【中規模】 ~1億円 未満		【大規模】 ~10億円 未満		【超大規模】 10億円 以上		無回答	
	埼玉	千葉	埼玉	千葉	埼玉	千葉	埼玉	千葉	埼玉	千葉	埼玉	千葉
2005 年度	3,604 100.0	6,229 100.0	1,857 51.5	3,792 60.9	1,668 46.3	2,299 36.9	71 2.0	112 1.8	6 0.2	4 0.1	- -	22 0.4
2006 年度	3,517 100.0	5,956 100.0	1,704 48.5	3,577 60.1	1,695 48.2	2,293 38.5	108 3.1	76 1.3	3 0.1	5 0.1	- -	5 0.1
2007 年度	3,258 100.0	5,865 100.0	1,519 46.6	3,374 57.5	1,613 49.5	2,405 41.0	110 3.4	79 1.3	7 0.2	1 0.0	- -	6 0.1
2008 年度	3,096 100.0	5,399 100.0	1,546 49.9	2,980 55.2	1,439 46.5	2,309 42.8	97 3.1	102 1.9	8 0.3	4 0.1	- -	4 0.1

5. 2008年度の3億円以上の大規模工事の特徴

図表3-2-1-8は、埼玉県における2008年度の工事契約金額3億円以上の大規模工事の一覧である。2008年度3億円以上の工事37件の発注金額は合計で286億6,600万円、2008年度発注金額全体(966億9,900万円)の29.6%であった。

県内外の内訳についてみると県内が20件(54.1%)、県外が17件(45.9%)と県内業者が若干多い。業種では、土木が12件(32.4%)、建築9件(24.3%)、電気8件(21.6%)、機械器具設置7件(18.9%)、管1件(2.7%)と土木業種が最も多い。金額をみると3~5億未満が26件(70.3%)、5~10億円未満が3件(8.1%)、10億円以上が8件(21.6%)と10億円以上の工事が比較的多い。

3億円以上の大規模工事の多くが下水道終末処理場の電気設備関係の工事であり、このような工事は再開発での基盤設備に伴うものではないかと推察される。

図表 3-2-1-8 2008 年度契約金額 3 億円以上の大規模工事一覧表

NO	業者名	県内外	業種 名称	契約額 (百万円)	落札 率	契約 方法	工事名
1	月島機械株式会社	県外	機械器具設置	3,644	99.8	一般競争入札 ・WTO	中川流域下水道 終末処理場 4号汚泥焼却炉 機械設備2工事
2	戸田建設株式会社	県外	建築	3,617	76.3	一般競争入札 ・WTO	埼玉県本庁舎ほか 耐震補強工事
3	メタウォーター株式会社	県外	電気	2,310	90.7	一般競争入札 ・ダイレクト	20大改第654号 西部系監視制御 システム更新工事
4	アキラ株式会社	県外	電気	1,451	89.9	一般競争入札 ・その他	20大改第659号 西部系特高受変電設備等 更新工事
5	古郡建設株式会社	県内	建築	1,397	92.8	一般競争入札 ・ダイレクト	総B除) 西入間警察署 庁舎新築工事
6	関口工業株式会社	県内	土木	1,362	83.6	一般競争入札 ・ダイレクト	総B加) 終末処理場7号 水処理反応タンク 築造く体工事
7	金杉建設株式会社	県内	土木	1,281	76.5	一般競争入札 ・制限付	20騎西-7号 騎西国道122号 沿道地区産業団地 整備工事
8	初雁興業株式会社	県内	土木	1,251	88.1	一般競争入札 ・ダイレクト	総B加) 終末処理場 7号水処理最終沈殿池 築造く体工事
9	初雁興業株式会社	県内	土木	984	88.4	一般競争入札 ・ダイレクト	総B加) 終末処理場7号 水処理最初沈殿池 築造く体工事
10	株式会社 高岳製作所	県外	電気	788	63.5	一般競争入札 ・その他	20大改第662号 上赤坂中継ポンプ所 特高受変電所更新工事
11	株式会社 高岳製作所	県外	電気	712	57.2	一般競争入札 ・その他	20庄改第212号 庄和浄水場 特高受変電設備 更新工事
12	上尾興業株式会社	県内	建築	498	99.7	一般競争入札 ・ダイレクト	08南部知的障害 養護学校(仮称) 管理棟改修その他工事
13	富士電機E&C株式会社	県外	電気	494	82.1	一般競争入札 ・ダイレクト	20大改第656号 取水・排水処理系 共同電気設備 設置工事
14	斎藤工業株式会社	県内	建築	487	98.3	一般競争入札 ・ダイレクト	第三庁舎 耐震補強工事
15	島田建設工業株式会社	県内	土木	469	71.3	一般競争入札 ・ダイレクト	20新受第701号 新三郷幹線移設工事
16	株式会社 日立プラント テクノロジー	県外	機械器具設置	434	99.5	一般競争入札 ・ダイレクト	20神第501号 排水機製作据付工事
17	三機工業株式会社	県外	機械器具設置	419	85	一般競争入札 ・ダイレクト	総B除) 荒右下終末処理場 5号汚泥濃縮機 機械設備工事
18	三ツ和 総合建設業 協同組合	県内	土木	410	82.5	一般競争入札 ・ダイレクト	中川流域下水道 終末処理場9号水処理 築造土木工事
19	三ツ和 総合建設業 協同組合	県内	建築	418	100	一般競争入札 ・ダイレクト	08ソニックシティ ホール棟内部 改修工事
20	関口工業株式会社	県内	土木	391	85.1	一般競争入札 ・ダイレクト	荒川右岸流域下水道 終末処理場 5号水処理く体築造 土木付帯工事
21	伊田テクノス	県内	土木	398	89.8	一般競争入札	埼玉スタジアム

	株式会社					・ダイレクト	雨水排水施設 整備工事
22	株式会社 ユーディケー	県内	建築	368	94.3	一般競争入札 ・ダイレクト	技総) 19 県住 大宮東宮下団地 第4工区建築工事
23	三菱電機 株式会社	県外	電気	368	96.3	一般競争入札 ・ダイレクト	荒川右岸流域 下水道終末処理場 5号汚泥濃縮機 中央監視設備工事
24	株式会社 日立プラント テクノロジー	県外	電気	365	88.4	一般競争入札 ・ダイレクト	荒川左岸北部流域 下水道終末処理場 沈砂池電気設備 改築工事
25	株式会社 島村工業	県内	土木	379	83.3	一般競争入札 ・ダイレクト	総B除) 道路改築工事 (その1)
26	東芝プラント システム 株式会社	県外	電気	362	81.9	一般競争入札 ・ダイレクト	総A除) 荒右下(川越) 3-3・4号水処理 中央監視設備 改築工事
27	株式会社 ユーディケー	県内	土木	361	79.4	一般競争入札 ・制限付	総B除) 道路改築工事 (3工区)
28	株式会社 清水アーネット	県内	管	359	85.6	一般競争入札 ・ダイレクト	西入間警察署 庁舎新築 空調設備工事
29	五洋建設 株式会社	県外	建築	342	86.8	一般競争入札 ・ダイレクト	荒川左岸南部流域 下水道終末処理場 3号多段焼却炉 解体工事
30	千代本興業 株式会社	県内	建築	339	92.6	一般競争入札 ・ダイレクト	08南部知的障害 養護学校(仮称) 普通教室棟 改修その他工事
31	メタウォーター 株式会社	県外	機械 器具 設置	332	66.7	一般競争入札 ・ダイレクト	総B除) 荒右(川越) 3-3・4号水処理 好気槽 機械設備改築工事
32	オルガノ 株式会社	県外	機械 器具 設置	323	80.4	一般競争入札 ・ダイレクト	市野川流域 処理場3号水処理機械 設備工事
33	株式会社 西島製作所	県外	機械 器具 設置	319	79.6	一般競争入札 ・ダイレクト	20大塚 第202号排水設備 製作据付工事
34	株式会社 新井組	県内	土木	318	78.2	一般競争入札 ・ダイレクト	利根川右岸流域 下水道 上里幹線管渠 築造2工区5号工事
35	川木建設 株式会社	県内	建築	309	99.1	随意契約8号	08豊岡高校 体育館改築工事
36	株式会社 ユーディケー	県内	土木	308	84.1	一般競争入札 ・ダイレクト	総合治水対策 特定河川工事 (大門上池 地盤改良工)
37	株式会社 荻原製作所	県外	機械 器具 設置	301	66.8	一般競争入札 ・ダイレクト	総合治水対策 特定河川工事 (神明排水機場 3号ポンプ新設工)

第2節 発注部署からみる特徴

1. 発注部署別にみた発注金額の推移と特徴

図表 3-2-2-1 は、県発注工事を発注部署別に発注金額の推移をみたものである。

2008年度の発注総額966億9,900万円のなかで最も多く発注しているのは県土整備部であり、358億2,700万円と全体の37.0%を占めている。次いで都市整備部が313億700万円（2008年度発注総額の32.4%）である。県土整備部は、おもに道路、河川などの整備を行ない、2005年度に新設された都市整備部は、都市計画や、公園、スタジアムの整備を行なう部署である。さらに企業局からの発注金額が12%前後である。この部署は、県全域への上水道供給事業、県南部の工業地帯への工業用水供給事業、荒川水系における水力発電所建設事業、県北部を中心とした工業団地分譲事業を行なう部署である。

県土整備部、都市整備部、企業局の3部署を合計すると80%を超え、過去10年間この割合に大きな変化は無い。

2. 発注部署別にみた発注件数の推移と特徴

図表 3-2-2-2 は、県発注工事を発注部署別に発注件数の推移をみたものである。2008年度の発注総件数3,096件のなかで最も多く発注しているのは県土整備部であり、件数は過半数を超える1,628件（52.6%）となっている。次いで都市整備部が440件（14.2%）である。

過去10年間で県土整備部、または県土整備部および都市整備部の発注件数が全体の70%以上を占めている傾向に変化は無い。

3. 発注部署別にみた1件当たりの発注金額の推移と特徴

図表 3-2-2-3 は各部署が発注した工事1件あたりの金額をみたものである。08年度は総務部が9,960万円と最も多く、同部署の例年の金額に比べると非常に高くなっている。これは「埼玉県本庁舎ほか耐震補強工事」（47億3,805万円）が発注されたことによる。次いで都市整備部が1件当たり7,120万円、企業局が5,240万円である。

過去10年間の推移をみると、各年度でばらつきがあるが、2004年度までは企業局の1件当たり発注金額が1億円を超え、2005、2006年度は危機管理部が2億円を超えるなど高い傾向にあった。県土整備部は2,500～3,000万円程度を推移し比較的一定であるが、都市整備部は2004年度6,940万円、2005年度5,880万円、2008年度7,120万円と比較的高額である。

図表 3-2-2-1 発注部署別発注金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

	全体	総務部	警察本部	福祉部	保健医療部	農林部	産業労働部	県土整備部	都市整備部
1999年度	186,189 100.0	475 0.3	9,427 5.1	672 0.4	- -	17,032 9.1	156 0.1	134,620 72.3	- -
2000年度	191,126 100.0	193 0.1	7,229 3.8	179 0.1	- -	13,146 6.9	14,898 7.8	135,658 71.0	- -
2001年度	123,630 100.0	242 0.2	6,924 5.6	161 0.1	- -	12,238 9.9	292 0.2	77,124 62.4	- -
2002年度	159,308 100.0	346 0.2	5,284 3.3	19 0.0	- -	9,022 5.7	594 0.4	101,206 63.5	- -
2003年度	90,892 100.0	303 0.3	6,759 7.4	95 0.1	- -	6,929 7.6	15 0.0	66,426 73.1	- -
2004年度	105,615 100.0	387 0.4	5,869 5.6	35 0.0	- -	6,234 5.9	- -	72,302 68.5	- -
2005年度	94,715 100.0	963 1.0	7,696 8.1	50 0.1	15 0.0	5,840 6.2	2 0.0	43,624 46.1	31,766 33.5
2006年度	104,724 100.0	542 0.5	7,973 7.6	1 0.0	30 0.0	5,802 5.5	9 0.0	44,583 42.6	29,089 27.8
2007年度	101,365 100.0	448 0.4	0 0.0	15 0.0	9 0.0	562 0.6	5,478 5.4	40,281 39.7	255 0.3
2008年度	96,699 100.0	4,583 4.7	6,826 7.1	- -	0 0.0	6,095 6.3	2 0.0	35,827 37.0	31,307 32.4
	全体	環境部	危機管理防災部	教育局	病院局	企業局	総合政策部	企画財政部	無回答
1999年度	186,189 100.0	3,675 2.0	- -	1,141 0.6	- -	18,968 10.2	22 0.0	- -	- -
2000年度	191,126 100.0	790 0.4	- -	937 0.5	- -	18,092 9.5	4 0.0	- -	- -
2001年度	123,630 100.0	1,317 1.1	- -	442 0.4	- -	24,840 20.1	49 0.0	- -	- -
2002年度	159,308 100.0	3,004 1.9	- -	281 0.2	333 0.2	39,138 24.6	83 0.1	- -	- -
2003年度	90,892 100.0	1,122 1.2	- -	447 0.5	285 0.3	8,381 9.2	131 0.1	- -	- -
2004年度	105,615 100.0	1,268 1.2	- -	287 0.3	2,878 2.7	15,560 14.7	229 0.2	- -	566 0.5
2005年度	94,715 100.0	407 0.4	1,102 1.2	275 0.3	369 0.4	2,592 2.7	14 0.0	- -	- -
2006年度	104,724 100.0	299 0.3	1,122 1.1	743 0.7	353 0.3	14,179 13.5	- -	- -	- -
2007年度	101,365 100.0	38,595 38.1	709 0.7	439 0.4	9,730 9.6	4,844 4.8	- -	- -	- -
2008年度	96,699 100.0	217 0.2	125 0.1	450 0.5	412 0.4	10,851 11.2	- -	3 0.0	- -

図表 3-2-2-2 発注部署別発注件数の推移

単位：上段・件、下段・%

	全体	総務部	警察本部	福祉部	保健医療部	農林部	産業労働部	県土整備部	都市整備部
1999年度	5,328 100.0	47 0.9	371 7.0	34 0.6	- -	532 10.0	2 0.0	3,731 70.0	- -
2000年度	4,982 100.0	40 0.8	271 5.4	23 0.5	- -	410 8.2	3 0.1	3,733 74.9	- -
2001年度	4,323 100.0	34 0.8	276 6.4	15 0.3	- -	423 9.8	2 0.0	3,228 74.7	- -
2002年度	4,258 100.0	44 1.0	310 7.3	4 0.1	- -	368 8.6	10 0.2	3,232 75.9	- -
2003年度	3,660 100.0	37 1.0	408 11.1	4 0.1	- -	284 7.8	1 0.0	2,601 71.1	- -
2004年度	3,463 100.0	47 1.4	359 10.4	5 0.1	- -	273 7.9	- -	2,484 71.7	- -
2005年度	3,604 100.0	65 1.8	462 12.8	3 0.1	6 0.2	247 6.9	1 0.0	2,101 58.3	458 12.7
2006年度	3,517 100.0	43 1.2	448 12.7	1 0.0	4 0.1	236 6.7	6 0.2	1,853 52.7	495 14.1
2007年度	3,258 100.0	36 1.1	1 0.0	3 0.1	3 0.1	5 0.2	260 8.0	1,728 53.0	25 0.8
2008年度	3,096 100.0	46 1.5	257 8.3	- -	1 0.0	260 8.4	1 0.0	1,628 52.6	440 14.2
	全体	環境部	危機管理防災部	教育局	病院局	企業局	総合政策部	企画財政部	無回答
1999年度	5,328 100.0	47 0.9	- -	386 7.2	- -	165 3.1	13 0.2	- -	- -
2000年度	4,982 100.0	33 0.7	- -	287 5.8	- -	179 3.6	3 0.1	- -	- -
2001年度	4,323 100.0	42 1.0	- -	141 3.3	- -	159 3.7	3 0.1	- -	- -
2002年度	4,258 100.0	26 0.6	- -	105 2.5	18 0.4	139 3.3	2 0.0	- -	- -
2003年度	3,660 100.0	33 0.9	- -	171 4.7	15 0.4	101 2.8	5 0.1	- -	- -
2004年度	3,463 100.0	32 0.9	- -	111 3.2	16 0.5	108 3.1	3 0.1	- -	25 0.7
2005年度	3,604 100.0	32 0.9	4 0.1	133 3.7	16 0.4	71 2.0	5 0.1	- -	- -
2006年度	3,517 100.0	25 0.7	5 0.1	158 4.5	17 0.5	226 6.4	- -	- -	- -
2007年度	3,258 100.0	496 15.2	174 5.3	13 0.4	201 6.2	313 9.6	- -	- -	- -
2008年度	3,096 100.0	32 1.0	8 0.3	202 6.5	12 0.4	207 6.7	- -	2 0.1	- -

図表 3-2-2-3 発注部署別 1 件当り発注金額の推移

単位：百万円

	総務部	警察本部	福祉部	保健医療部	農林部	産業労働部	県土整備部	都市整備部
1999年度	10.1	25.4	19.8	-	32.0	78.2	36.1	-
2000年度	4.8	26.7	7.8	-	32.1	4965.9	36.3	-
2001年度	7.1	25.1	10.7	-	28.9	146.0	23.9	-
2002年度	7.9	17.0	4.8	-	24.5	59.4	31.3	-
2003年度	8.2	16.6	23.8	-	24.4	15.2	25.5	-
2004年度	8.2	16.3	7.1	-	22.8	-	29.1	-
2005年度	14.8	16.7	16.6	2.5	23.6	2.4	20.8	69.4
2006年度	12.6	17.8	1.0	7.4	24.6	1.4	24.1	58.8
2007年度	12.4	0.3	5.0	3.1	112.3	21.1	23.3	10.2
2008年度	99.6	26.6	-	0.3	23.4	1.9	22.0	71.2
	環境部	危機管理防災部	教育局	病院局	企業局	総合政策部	企画財政部	無回答
1999年度	78.2	-	3.0	-	115.0	1.7	-	-
2000年度	23.9	-	3.3	-	101.1	1.4	-	-
2001年度	31.4	-	3.1	-	156.2	16.4	-	-
2002年度	115.5	-	2.7	18.5	281.6	41.4	-	-
2003年度	34.0	-	2.6	19.0	83.0	26.3	-	-
2004年度	39.6	-	2.6	179.9	144.1	76.5	-	22.6
2005年度	12.7	275.5	2.1	23.1	36.5	2.9	-	-
2006年度	12.0	224.3	4.7	20.8	62.7	-	-	-
2007年度	77.8	4.1	33.8	48.4	15.5	-	-	-
2008年度	6.8	15.7	2.2	34.4	52.4	-	1.7	-

第3節 地域別にみた発注工事の特徴

1. 契約金額上位5地域の推移

図表 3-2-3-1 は工事地域別の契約金額について、上位 5 地域の推移を見たものである。さいたま市は 2002 年度を除く過去 9 カ年度、契約実績が最も高い地域であるので、過去 10 年間の推移については、さいたま市以外の状況を追っていくことにする。

まず三郷市は、過去 6 カ年度、契約実績の上位 5 地域に入っている。とくに 2006 年度は 132 億 3,900 万円（12.6%）と高い。三郷市については「新三郷浄水場高度浄水施設設備事業」関連工事や「中川流域下水道終末処理場」整備関連の工事に拠るところが多い。

次に比企郡については、1999 年度および 2001 年度から 2005 年度まで、契約実績の上位 5 地域に入っている。この間、「吉見浄水場」関連の工事が多く発注されており、特に 2002 年度は、本体工事の開始時期であり、さいたま市を抑えて 356 億円（22.3%）という契約実績であった。

2. 2008 年度の契約金額の状況

2008 年度の状況についてみると（図表 3-2-3-3）、さいたま市は、前年度より 48 億 700 万円（128.8%）増加している。主な契約工事をみると「大宮東宮下団地」関連が 19 件で 21 億 7,062 万円、「大宮長山団地」関連が 19 件で 16 億 4,186 万円、「ソニッ

クシティ」関連が 8 件で 12 億 2,472 万円となっている。次いで三郷市が前年度 5 億 9,800 万円から、8.9 倍の 53 億 800 万円となっている。「新三郷浄水場高度浄水施設設備事業」関連が 4 件で 87 億 1,374 万円、「中川流域下水道終末処理場」関連が 38 件、114 億 9,053 万円と大きなウェイトを占めている。次いで戸田市は、前年度 4 億 6,300 万円から 10 倍以上の 49 億 6,200 万円に拡大している。「荒川左岸南部流域下水道終末処理場」関連が 19 件、55 億 6,171 万円となっている。

図表 3-2-3-1 工事場所別契約金額の上位 5 地域の推移

単位：上段・百万円、下段・%

年度	全体	1位	2位	3位	4位	5位
1999 年度	全体	さいたま市	三郷市	比企郡	戸田市	秩父郡
	186,189 100.0	30,477 16.4	13,340 7.2	8,781 4.7	8,600 4.6	8,095 4.3
2000 年度	全体	さいたま市	熊谷市	川口市	三郷市	川越市
	191,126 100.0	31,305 16.4	23,494 12.3	17,359 9.1	12,344 6.5	6,518 3.4
2001 年度	全体	さいたま市	比企郡	熊谷市	川口市	川越市
	123,630 100.0	26,696 21.6	12,644 10.2	6,462 5.2	5,673 4.6	5,025 4.1
2002 年度	全体	比企郡	さいたま市	三郷市	和光市	熊谷市
	159,308 100.0	35,600 22.3	16,540 10.4	11,004 6.9	10,009 6.3	7,123 4.5
2003 年度	全体	さいたま市	比企郡	戸田市	和光市	熊谷市
	90,892 100.0	12,198 13.4	5,193 5.7	4,701 5.2	4,677 5.1	3,330 3.7
2004 年度	全体	さいたま市	和光市	戸田市	比企郡	北足立郡
	105,615 100.0	22,714 21.5	7,907 7.5	7,212 6.8	5,657 5.4	4,112 3.9
2005 年度	全体	さいたま市	三郷市	比企郡	和光市	本庄市
	94,715 100.0	11,008 11.6	10,178 10.7	4,792 5.1	4,381 4.6	4,130 4.4
2006 年度	全体	さいたま市	三郷市	秩父市	上尾市	本庄市
	104,724 100.0	16,832 16.1	13,239 12.6	5,065 4.8	4,464 4.3	4,221 4.0
2007 年度	全体	さいたま市	春日部市	秩父市	川越市	深谷市
	101,365 100.0	16,688 16.5	6,001 5.9	5,168 5.1	3,889 3.8	3,804 3.8
2008 年度	全体	さいたま市	三郷市	戸田市	川越市	秩父市
	96,699 100.0	21,494 22.2	5,308 5.5	4,962 5.1	4,574 4.7	3,632 3.8

図表 3-2-3-2 工事場所別契約金額（1999 年度～2003 年度）

単位：百万円・%

	1999 年度		2000 年度		2001 年度		2002 年度		2003 年度	
	金額	%								
全体	186,189	100.0	191,126	100.0	123,630	100.0	159,308	100.0	90,892	100.0
さいたま市	30,477	16.4	31,305	16.4	26,696	21.6	16,540	10.4	12,198	13.4
川越市	3,645	2.0	6,518	3.4	5,025	4.1	4,362	2.7	3,107	3.4
熊谷市	6,436	3.5	23,494	12.3	6,462	5.2	7,123	4.5	3,330	3.7
川口市	6,364	3.4	17,359	9.1	5,673	4.6	2,751	1.7	1,495	1.6
行田市	4,698	2.5	4,364	2.3	2,113	1.7	2,023	1.3	3,117	3.4
秩父市	5,681	3.1	4,932	2.6	3,434	2.8	2,863	1.8	2,745	3.0
所沢市	3,167	1.7	2,525	1.3	3,528	2.9	3,880	2.4	1,679	1.8
飯能市	2,444	1.3	1,913	1.0	1,876	1.5	1,224	0.8	1,330	1.5
加須市	1,879	1.0	1,264	0.7	592	0.5	307	0.2	2,828	3.1
本庄市	1,184	0.6	1,499	0.8	1,910	1.5	2,054	1.3	1,691	1.9
東松山市	1,327	0.7	3,168	1.7	1,432	1.2	2,258	1.4	2,055	2.3
春日部市	6,778	3.6	2,944	1.5	3,591	2.9	5,240	3.3	1,322	1.5
狭山市	5,160	2.8	1,974	1.0	1,532	1.2	1,134	0.7	862	0.9
羽生市	1,352	0.7	2,585	1.4	957	0.8	1,750	1.1	2,340	2.6
鴻巣市	1,965	1.1	1,458	0.8	1,929	1.6	1,412	0.9	2,493	2.7
深谷市	3,597	1.9	2,142	1.1	1,786	1.4	2,973	1.9	2,029	2.2
上尾市	852	0.5	6,240	3.3	1,341	1.1	698	0.4	1,163	1.3
草加市	3,202	1.7	1,622	0.8	2,368	1.9	2,827	1.8	1,809	2.0
越谷市	6,905	3.7	2,171	1.1	1,599	1.3	2,956	1.9	2,987	3.3
蕨市	422	0.2	624	0.3	67	0.1	85	0.1	81	0.1
戸田市	8,600	4.6	4,539	2.4	1,227	1.0	6,527	4.1	4,701	5.2
入間市	2,590	1.4	1,208	0.6	2,419	2.0	915	0.6	1,506	1.7
鳩ヶ谷市	1,021	0.5	1,060	0.6	1,321	1.1	1,082	0.7	359	0.4
朝霞市	504	0.3	662	0.3	627	0.5	570	0.4	495	0.5
志木市	141	0.1	222	0.1	223	0.2	97	0.1	251	0.3
和光市	4,522	2.4	4,573	2.4	1,211	1.0	10,009	6.3	4,677	5.1
新座市	419	0.2	408	0.2	270	0.2	640	0.4	349	0.4
桶川市	3,228	1.7	2,400	1.3	4,237	3.4	759	0.5	955	1.1
久喜市	2,786	1.5	5,667	3.0	1,368	1.1	4,156	2.6	803	0.9
北本市	320	0.2	240	0.1	164	0.1	284	0.2	385	0.4
八潮市	1,373	0.7	1,006	0.5	805	0.7	1,607	1.0	411	0.5
富士見市	1,274	0.7	954	0.5	636	0.5	1,170	0.7	441	0.5
三郷市	13,340	7.2	12,344	6.5	3,072	2.5	11,004	6.9	2,486	2.7
蓮田市	1,251	0.7	1,651	0.9	621	0.5	817	0.5	1,229	1.4
坂戸市	836	0.4	414	0.2	241	0.2	858	0.5	1,230	1.4
幸手市	1,063	0.6	435	0.2	842	0.7	809	0.5	674	0.7
鶴ヶ島市	76	0.0	54	0.0	227	0.2	227	0.1	364	0.4
日高市	1,390	0.7	1,133	0.6	704	0.6	397	0.2	503	0.6
吉川市	995	0.5	1,199	0.6	1,107	0.9	532	0.3	389	0.4
ふじみ野市	398	0.2	450	0.2	282	0.2	116	0.1	230	0.3
北足立郡	104	0.1	1,291	0.7	1,532	1.2	823	0.5	1,534	1.7
入間郡	829	0.4	576	0.3	436	0.4	343	0.2	298	0.3
比企郡	8,781	4.7	5,656	3.0	12,644	10.2	35,600	22.3	5,193	5.7
秩父郡	8,095	4.3	3,980	2.1	3,630	2.9	2,886	1.8	2,536	2.8
児玉郡	1,979	1.1	4,056	2.1	1,340	1.1	1,314	0.8	696	0.8
大里郡	4,435	2.4	3,365	1.8	1,433	1.2	4,029	2.5	1,379	1.5
北埼玉郡	2,066	1.1	1,366	0.7	1,062	0.9	1,357	0.9	943	1.0
南埼玉郡	3,031	1.6	4,191	2.2	1,905	1.5	1,406	0.9	952	1.0
北葛飾郡	2,793	1.5	2,666	1.4	2,045	1.7	1,426	0.9	1,141	1.3
地域またぐ	9,279	5.0	3,188	1.7	2,089	1.7	3,090	1.9	3,123	3.4

図表 3-2-3-3 工事場所別契約金額（2004 年度～2008 年度）

単位：百万円・%

	2004 年度		2005 年度		2006 年度		2007 年度		2008 年度	
	金額	%								
全体	105,615	100.0	94,715	100.0	104,724	100.0	101,365	100.0	96,699	100.0
さいたま市	22,714	21.5	11,008	11.6	16,832	16.1	16,688	16.5	21,494	22.2
川越市	1,921	1.8	2,705	2.9	3,997	3.8	3,889	3.8	4,574	4.7
熊谷市	2,437	2.3	2,367	2.5	2,329	2.2	2,472	2.4	2,429	2.5
川口市	1,436	1.4	979	1.0	1,864	1.8	3,547	3.5	2,478	2.6
行田市	1,560	1.5	1,084	1.1	1,444	1.4	867	0.9	1,280	1.3
秩父市	3,780	3.6	3,129	3.3	5,065	4.8	5,168	5.1	3,632	3.8
所沢市	1,802	1.7	1,292	1.4	1,314	1.3	1,218	1.2	1,161	1.2
飯能市	1,554	1.5	1,601	1.7	1,409	1.3	2,010	2.0	1,134	1.2
加須市	2,067	2.0	1,060	1.1	1,880	1.8	1,761	1.7	1,088	1.1
本庄市	979	0.9	4,130	4.4	4,221	4.0	1,615	1.6	1,747	1.8
東松山市	1,865	1.8	1,271	1.3	1,633	1.6	2,240	2.2	1,461	1.5
春日部市	1,105	1.0	997	1.1	1,768	1.7	6,001	5.9	1,802	1.9
狭山市	768	0.7	227	0.2	520	0.5	418	0.4	1,735	1.8
羽生市	989	0.9	2,415	2.5	2,274	2.2	796	0.8	1,043	1.1
鴻巣市	1,901	1.8	1,061	1.1	1,688	1.6	732	0.7	1,036	1.1
深谷市	2,865	2.7	1,182	1.2	1,398	1.3	3,804	3.8	2,014	2.1
上尾市	588	0.6	1,119	1.2	4,464	4.3	1,360	1.3	2,710	2.8
草加市	1,610	1.5	1,360	1.4	1,303	1.2	502	0.5	729	0.8
越谷市	2,473	2.3	1,434	1.5	1,574	1.5	1,468	1.4	1,563	1.6
蕨市	36	0.0	2,898	3.1	273	0.3	23	0.0	74	0.1
戸田市	7,212	6.8	3,515	3.7	3,647	3.5	463	0.5	4,962	5.1
入間市	458	0.4	373	0.4	327	0.3	387	0.4	742	0.8
鳩ヶ谷市	651	0.6	744	0.8	305	0.3	38	0.0	257	0.3
朝霞市	1,305	1.2	1,168	1.2	1,233	1.2	368	0.4	1,464	1.5
志木市	433	0.4	253	0.3	471	0.4	1,989	2.0	107	0.1
和光市	7,907	7.5	4,381	4.6	1,594	1.5	1,128	1.1	2,292	2.4
新座市	640	0.6	224	0.2	304	0.3	350	0.3	224	0.2
桶川市	1,149	1.1	1,815	1.9	2,035	1.9	375	0.4	843	0.9
久喜市	591	0.6	1,265	1.3	1,226	1.2	466	0.5	1,061	1.1
北本市	150	0.1	145	0.2	160	0.2	527	0.5	272	0.3
八潮市	1,550	1.5	2,176	2.3	2,482	2.4	758	0.7	879	0.9
富士見市	559	0.5	1,552	1.6	774	0.7	216	0.2	153	0.2
三郷市	2,110	2.0	10,178	10.7	13,239	12.6	598	0.6	5,308	5.5
蓮田市	949	0.9	920	1.0	304	0.3	617	0.6	416	0.4
坂戸市	868	0.8	642	0.7	584	0.6	399	0.4	2,045	2.1
幸手市	640	0.6	757	0.8	501	0.5	1,033	1.0	641	0.7
鶴ヶ島市	170	0.2	48	0.1	189	0.2	51	0.1	211	0.2
日高市	536	0.5	748	0.8	411	0.4	313	0.3	779	0.8
吉川市	410	0.4	111	0.1	331	0.3	407	0.4	356	0.4
ふじみ野市	256	0.2	347	0.4	297	0.3	208	0.2	365	0.4
北足立郡	4,112	3.9	1,233	1.3	1,046	1.0	55	0.1	730	0.8
入間郡	249	0.2	245	0.3	638	0.6	319	0.3	674	0.7
比企郡	5,657	5.4	4,792	5.1	3,833	3.7	1,444	1.4	3,308	3.4
秩父郡	2,332	2.2	2,326	2.5	2,104	2.0	1227.5	1.2	2990.1	3.1
児玉郡	948	0.9	983	1.0	972	0.9	245.3	0.2	797	0.8
大里郡	2,266	2.1	1,534	1.6	1,213	1.2	435.6	0.4	1112.6	1.2
北埼玉郡	1,149	1.1	1,330	1.4	1,389	1.3	726.2	0.7	2560.6	2.6
南埼玉郡	1,009	1.0	1,438	1.5	1,825	1.7	1192.7	1.2	602.4	0.6
北葛飾郡	2,026	1.9	2,644	2.8	2,543	2.4	1530.7	1.5	2562.9	2.7
地域またぐ	1,764	1.7	3,510	3.7	1,498	1.4	18424.7	18.2	1691.6	1.7

第4節 契約月別の状況

1. 契約月別発注金額の推移と特徴

月別の発注金額の推移を4半期別にみたものが図表3-2-4-1である。

各期間の総発注金額に占める割合をみると、4～6月期が約5～10%、7～9月期が約20～25%、10～12月期が約35～45%、1～3月期が約25～30%の範囲で推移している。

2008年度の状況を見ると、4～6月期が98億7,200万円(10.2%)、7～9月期が176億7,600万円(18.3%)、10～12月期が344億1,600万円(35.6%)、1～3月期が347億3,500万円と年度後半に集中している。4～9月の年度前半が257億円であるのに対し、10～3月の年度後半が691億円と2.5倍もの差がある。

年度後半の発注金額比率の推移についてみると、おおむね65～72%を推移しており、最も高いのが2000年度の78.3%、最も低いのが2003年度の65.9%である。

大規模工事は設計だけではなく、周辺住民との調整など様々な手続きに時間を要する場合がある。このため工事が後半に集中することになる。ここ2年間、3月の発注金額はもっとも大きく、2007年度で153億1,400万円、2008年度で166億2,300万円となっている。2007年度3月期には荒川流域の下水道週末処理場関連工事、菖蒲南部産業団地整備関連工事が、2008年度3月期には埼玉県本庁舎ほか耐震工事、大久保浄水場の変電設備関連工事が契約されている。

図表3-2-4-1 四半期別にみる契約金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

	全体	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月
1999年度	186,189 100.0	9,091 4.9	53,292 28.6	67,355 36.2	56,451 30.3
2000年度	191,126 100.0	11,677 6.1	38,462 20.1	73,097 38.2	67,890 35.5
2001年度	123,630 100.0	8,340 6.7	24,714 20.0	47,472 38.4	43,104 34.9
2002年度	159,308 100.0	8,459 5.3	44,445 27.9	62,843 39.4	43,562 27.3
2003年度	90,892 100.0	9,178 10.1	21,827 24.0	40,948 45.1	18,939 20.8
2004年度	105,615 100.0	10,303 9.8	19,886 18.8	48,161 45.6	27,267 25.8
2005年度	94,715 100.0	10,430 11.0	15,865 16.7	47,509 50.2	20,911 22.1
2006年度	104,724 100.0	12,336 11.8	23,444 22.4	42,389 40.5	26,554 25.4
2007年度	101,365 100.0	10,772 10.6	21,158 20.9	37,674 37.2	31,761 31.3
2008年度	96,699 100.0	9,872 10.2	17,676 18.3	34,416 35.6	34,735 35.9

図表 3-2-4-2 契約月別契約金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

	全体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1999年度	186,189 100.0	515 0.3	2,335 1.3	6,242 3.4	14,928 8.0	13,234 7.1	25,130 13.5	38,079 20.5	12,523 6.7	16,754 9.0	8,699 4.7	17,695 9.5	30,057 16.1
2000年度	191,126 100.0	1,657 0.9	2,654 1.4	7,366 3.9	11,919 6.2	11,739 6.1	14,805 7.7	12,892 6.7	22,534 11.8	37,671 19.7	29,648 15.5	9,710 5.1	28,533 14.9
2001年度	123,630 100.0	544 0.4	1,502 1.2	6,294 5.1	5,515 4.5	9,556 7.7	9,643 7.8	22,943 18.6	11,834 9.6	12,695 10.3	23,808 19.3	8,009 6.5	11,286 9.1
2002年度	159,308 100.0	1,392 0.9	953 0.6	6,114 3.8	5,166 3.2	7,674 4.8	31,605 19.8	23,994 15.1	10,105 6.3	28,745 18.0	10,133 6.4	16,027 10.1	17,402 10.9
2003年度	90,892 100.0	1,187 1.3	1,967 2.2	6,024 6.6	5,538 6.1	9,325 10.3	6,964 7.7	14,043 15.5	9,684 10.7	17,220 18.9	6,454 7.1	7,247 8.0	5,238 5.8
2004年度	105,615 100.0	2,566 2.4	1,364 1.3	6,372 6.0	3,911 3.7	7,151 6.8	8,824 8.4	14,888 14.1	19,770 18.7	13,503 12.8	8,445 8.0	5,357 5.1	13,465 12.7
2005年度	94,715 100.0	1,751 1.8	1,308 1.4	7,371 7.8	3,382 3.6	6,103 6.4	6,380 6.7	27,682 29.2	9,333 9.9	10,495 11.1	8,681 9.2	7,496 7.9	4,735 5.0
2006年度	104,724 100.0	1,389 1.3	3,984 3.8	6,963 6.6	5,774 5.5	6,237 6.0	11,434 10.9	16,864 16.1	12,655 12.1	12,870 12.3	6,348 6.1	3,729 3.6	16,477 15.7
2007年度	101,365 100.0	1,382 1.4	1,873 1.8	7,517 7.4	3,831 3.8	5,022 5.0	12,304 12.1	13,901 13.7	10,270 10.1	13,503 13.3	8,057 7.9	8,391 8.3	15,314 15.1
2008年度	96,699 100.0	1,722 1.8	1,401 1.4	6,749 7.0	3,485 3.6	7,220 7.5	6,972 7.2	10,752 11.1	14,402 14.9	9,263 9.6	10,427 10.8	7,684 7.9	16,623 17.2

2. 契約月別契約件数の推移と特徴

図表 3-2-4-3 は発注件数の月別推移を 3カ月ごとに分類したものである。

各期間の 4～6 月は 9～12%、7～9 月は 27～19%、10～12 月は 36～25%、1～3 月は 30～39%の範囲を推移している。10～3 月期の年度後半で年間の総工事件数の 65% 近くの工事が発注されている。逆に 4～9 月期の年度前半は 35%となっている。

年度後半の状況について詳しくみると（図表 3-2-4-4）、2005 年度まで、1999 年度及び 2003 年度を除き、68～69%前後を推移していたが、2006 年度及び 2007 年度は 65%前後と落ち込んだ。しかし 2008 年度は 68%台に戻っている。最も高い年度は 2002 年度で 69.4%、最も低い年度でも 99 年度の 64.5%である。年度前半が 30～35%前後、年度後半が 65%～70%という傾向に変化は見られない。

2008 年度の状況についてみると、4

図表 3-2-4-3

四半期別にみる契約件数の推移

単位：上段・件、下段・%

	全体	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
1999年度	5,328 100.0	426 8.0	1,438 27.0	1,345 25.2	2,119 39.8
2000年度	4,982 100.0	477 9.6	1,169 23.5	1,557 31.3	1,779 35.7
2001年度	4,323 100.0	454 10.5	918 21.2	1,363 31.5	1,588 36.7
2002年度	4,258 100.0	382 9.0	922 21.7	1,425 33.5	1,529 35.9
2003年度	3,660 100.0	529 14.5	741 20.2	1,258 34.4	1,132 30.9
2004年度	3,463 100.0	448 12.9	659 19.0	1,175 33.9	1,181 34.1
2005年度	3,604 100.0	457 12.7	687 19.1	1,309 36.3	1,151 31.9
2006年度	3,517 100.0	492 14.0	720 20.5	1,276 36.3	1,029 29.3
2007年度	3,258 100.0	404 12.4	723 22.2	1,149 35.3	982 30.1
2008年度	3,096 100.0	375 12.1	612 19.8	1,086 35.1	1,023 33.0

～9月の年度前半は987件で総発注件数の21.7%であるのに対し、10～3月の年度後半は2,109件で68.1%を締めており、年度前後半で2倍以上の差異がある。

図表 3-2-4-4 契約月別契約件数の推移

単位：上段・件、下段・%

	全体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1999年度	5,328	41	101	284	434	397	607	450	332	563	395	756	968
	100.0	0.8	1.9	5.3	8.1	7.5	11.4	8.4	6.2	10.6	7.4	14.2	18.2
2000年度	4,982	48	126	303	367	310	492	402	458	697	320	607	852
	100.0	1.0	2.5	6.1	7.4	6.2	9.9	8.1	9.2	14.0	6.4	12.2	17.1
2001年度	4,323	54	104	296	281	297	340	448	431	484	406	547	635
	100.0	1.2	2.4	6.8	6.5	6.9	7.9	10.4	10.0	11.2	9.4	12.7	14.7
2002年度	4,258	58	100	224	278	288	356	447	408	570	391	519	619
	100.0	1.4	2.3	5.3	6.5	6.8	8.4	10.5	9.6	13.4	9.2	12.2	14.5
2003年度	3,660	146	143	240	250	198	293	429	335	494	340	428	364
	100.0	4.0	3.9	6.6	6.8	5.4	8.0	11.7	9.2	13.5	9.3	11.7	9.9
2004年度	3,463	135	67	246	198	193	268	388	323	464	306	471	404
	100.0	3.9	1.9	7.1	5.7	5.6	7.7	11.2	9.3	13.4	8.8	13.6	11.7
2005年度	3,604	150	75	232	202	221	264	422	377	510	301	520	330
	100.0	4.2	2.1	6.4	5.6	6.1	7.3	11.7	10.5	14.2	8.4	14.4	9.2
2006年度	3,517	155	106	231	209	220	291	398	387	491	323	359	347
	100.0	4.4	3.0	6.6	5.9	6.3	8.3	11.3	11.0	14.0	9.2	10.2	9.9
2007年度	3,258	89	88	227	206	197	320	413	263	473	369	397	216
	100.0	2.7	2.7	7.0	6.3	6.0	9.8	12.7	8.1	14.5	11.3	12.2	6.6
2008年度	3,096	99	67	209	186	188	238	382	274	430	338	361	324
	100.0	3.2	2.2	6.8	6.0	6.1	7.7	12.3	8.9	13.9	10.9	11.7	10.5

また、月別の1件あたりの発注金額をみたものが図表 3-2-4-5 である。これを見ると、各月の1件当たり契約金額にばらつきがある。2008年度の状況を見ると、11月、3月が5,000万円前後、8月が3,800万円前後、6月、9月、10月、1月が3,000万円前後、4月、5月、7月、12月、2月が2,000万円前後となっている。

各月の発注量、発注金額の均一化を図ることは、建設業従事者の作業量の均一化のみではなく、経営業績の安定化、ひいては生活の安定にもつながるものである。県の計画や設計部署は、年間を通してのバランスも考慮に入れ、発注政策を見直すことが必要であろう。

図表 3-2-4-5 契約月別1件当たり契約金額の推移

単位：百万円

	全体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1999年度	34.9	12.5	23.1	22.0	34.4	33.3	41.4	84.6	37.7	29.8	22.0	23.4	31.1
2000年度	38.4	34.5	21.1	24.3	32.5	37.9	30.1	32.1	49.2	54.0	92.6	16.0	33.5
2001年度	28.6	10.1	14.4	21.3	19.6	32.2	28.4	51.2	27.5	26.2	58.6	14.6	17.8
2002年度	37.4	24.0	9.5	27.3	18.6	26.6	88.8	53.7	24.8	50.4	25.9	30.9	28.1
2003年度	24.8	8.1	13.8	25.1	22.2	47.1	23.8	32.7	28.9	34.9	19.0	16.9	14.4
2004年度	30.5	19.0	20.4	25.9	19.8	37.1	32.9	38.4	61.2	29.1	27.6	11.4	33.3
2005年度	26.3	11.7	17.4	31.8	16.7	27.6	24.2	65.6	24.8	20.6	28.8	14.4	14.3
2006年度	29.8	9.0	37.6	30.1	27.6	28.3	39.3	42.4	32.7	26.2	19.7	10.4	47.5
2007年度	31.1	15.5	21.3	33.1	18.6	25.5	38.5	33.7	39.0	28.5	21.8	21.1	70.9
2008年度	31.2	17.4	20.9	32.3	18.7	38.4	29.3	28.1	52.6	21.5	30.9	21.3	51.3

第3章 埼玉県発注工事の受注者からみた特徴

第1節 受注業者の資本金階層からみた特徴

図表 3-3-1-1 は、受注金額および件数を受注業者の資本金階層毎に県内、県外、JV に分類したものである。これを見ると資本金 1 千万円～10 億円未満の業者については、そのほとんどが県内業者であり、資本金 10 億円以上の業者については県外業者がほとんどである。これを元に、以下受注業者について企業規模別にみる場合、便宜的に資本金 1 千万円未満の業者を「小零細業者」、1 千万～3 千万円未満の業者を「県内外地域中小業者」3 千万～5 千万円未満の業者を「県内外地域中堅業者」、5 千万～10 億円未満の業者を「県内外地域大手業者」、資本金 10 億円以上の業者を「全国的大手業者」とする。

図表 3-3-1-1 2008 年度 資本金階層別受注金額および受注件数の業者所在地別状況

単位：上段・百万円・件、下段・%

	全体		県内		県外		JV	
	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)
全体	96,699 100.0	3,096 100.0	70,476 72.9	2,771 89.5	26,027 26.9	324 10.5	195 0.2	1 0.0
500 万 円未満	273 100.0	65 100.0	273 100.0	65 100.0	- -	- -	- -	- -
～1000 万 円未満	702 100.0	111 100.0	702 100.0	111 100.0	- -	- -	- -	- -
～3000 万 円未満	20,667 100.0	1,474 100.0	20,423 98.8	1,460 99.1	244 1.2	14 0.9	- -	- -
～5000 万 円未満	12,466 100.0	489 100.0	12,421 99.6	482 98.6	45 0.4	7 1.4	- -	- -
～1 億 円未満	20,546 100.0	515 100.0	19,494 94.9	461 89.5	1,052 5.1	54 10.5	- -	- -
～10 億 円未満	20,787 100.0	249 100.0	16,686 80.3	166 66.7	4,101 19.7	83 33.3	- -	- -
～50 億 円未満	2,676 100.0	40 100.0	41 1.5	4 10.0	2,635 98.5	36 90.0	- -	- -
50 億 円以上	18,145 100.0	128 100.0	216 1.2	3 2.3	17,930 98.8	125 97.7	- -	- -
JV	195 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	195 100.0	1 100.0
無回答	242 100.0	24 100.0	221 91.5	19 79.2	21 8.5	5 20.8	- -	- -

1. 受注業者の資本金階層別にみた受注金額の推移と特徴

図表 3-3-1-2 は、受注金額を受注業者の資本金階層および JV に振り分けたものである。2008 年度の状況を見ると、最も多いのが資本金 1 億円～10 億円の階層で、207 億 8,700 万円(受注総金額の 21.5%)、次いで 1 千万円～3 千万円の階層が 206 億 6,700 万円(同 21.4%)、5 千万円～1 億円未満の階層が 205 億 4,600 万円(同 21.2%) であり、3 つを合わせると約 620 億円、全受注金額の 64.1%に上る。埼玉県の場合この 3

階層に集中する傾向が見られる。

図表 3-3-1-2 県発注公共工事の資本金階層別及びJV別受注金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

→ 資本金 区分	全 体	5百 万円 未満	～ 1千 万円 未満	～ 3千 万円 未満	～ 5千 万円 未満	～1 億円 未満	～10 億円 未満	～50 億円 未満	50 億円 以上	JV	無 回 答
2004 年度	105,615 100.0	309 0.3	805 0.8	22,006 20.8	11,596 11.0	13,303 12.6	11,468 10.9	2,349 2.2	15,136 14.3	28,347 26.8	297 0.3
2005 年度	94,715 100.0	240 0.3	507 0.5	21,639 22.8	12,404 13.1	14,020 14.8	11,812 12.5	1,032 1.1	10,953 11.6	18,706 19.8	3,403 3.6
2006 年度	104,724 100.0	354 0.3	433 0.4	23,704 22.6	14,357 13.7	16,955 16.2	13,803 13.2	2,565 2.4	18,332 17.5	11,799 11.3	2,421 2.3
2007 年度	101,365 100.0	403 0.4	676 0.7	23,615 23.3	14,563 14.4	18,437 18.2	20,637 20.4	4,483 4.4	9,871 9.7	8,477 8.4	203 0.2
2008 年度	96,699 100.0	273 0.3	702 0.7	20,667 21.4	12,466 12.9	20,546 21.2	20,787 21.5	2,676 2.8	18,145 18.8	195 0.2	242 0.2

図表 3-3-1-3 は図表 3-3-1-2 を企業規模別にみたものである。これをもとに企業規模別の受注金額の推移についてみていく。まず小零細業者について 10 億円を越えたのは 2004 年度、2007 年度のみである。その他の年度においては全受注金額に占める割合が 1%に満たないという低さであり、金額も 9～8 億円前後推移している。

次に県内外地域中小・中堅業者は、2004 年度で 336 億 300 万円（受注総金額の 31.8%）、2005 年度で 340 億 4,300 万円（同 35.9%）、2006 年度で 380

億 6,100 万円（同 37.7%）、2007 年度で 384 億 7,800 万円（同 37.7%）と増加傾向にあったが、2008 年度は 331 億 3,300 万円（同 34.3%）と前年度に比べ約 50 億円減少している。

県内外地域大手業者は、2006 年度に前年度比約 49 億円増の 307 億 5,800 万円（同 29.4%）、さらに 2007 年度は約 83 億円増の 390 億 7,500 万円（同 38.5%）、2008 年度は約 22 億円増の 413 億 3,300 万円（同 42.7%）と年々増加傾向にある。08 年度は 2006、2007 年度に比較すると増加分は少ないが、受注総金額に占める割合を見ると、プラス 4.2%の 42.7%となっている。また、全国的大手業者の推移は不安定であるが、2008 年度に前年度比、約 64 億増の 208 億 2,100 万円となっている。

他の企業規模が受注を確保する中、小零細企業の受注金額の低さが目立っている。

図表 3-3-1-3 県発注公共工事の企業規模及びJV別受注金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

	小零 細	県内外地 域 中小 中堅	県内外地 域 大手	全国的 大手	JV	無回答
2004 年度	1,113 1.1	33,601 31.8	24,771 23.5	17,485 16.6	28,347 26.8	297 0.3
2005 年度	746 0.8	34,043 35.9	25,832 27.3	11,985 12.7	18,706 19.8	3,403 3.6
2006 年度	787 0.8	38,061 36.3	30,758 29.4	20,897 20.0	11,799 11.3	2,421 2.3
2007 年度	1,079 1.1	38,178 37.7	39,075 38.5	14,354 14.2	8,477 8.4	203 0.2
2008 年度	974 1.0	33,133 34.3	41,333 42.7	20,821 21.5	195 0.2	242 0.2

2. 受注業者の資本金階層別にみた受注件数の推移と特徴

1) 受注業者の資本金階層別にみた受注件数の推移と特徴

受注件数を受注業者の資本金階層およびJV別にみたものが図表3-3-1-4である。これをみると、1千万～3千万円未満の階層が2008年度では1,474件、全受注件数の47.6%と半数近い工事がこの資本金階層に集中している。他の階層の2008年度の状況を見ると、3千万～5千万円未満および5千万～1億円未満の階層がおおむね500件、全受注件数の15%前後であり、3つを合わせると2,478件(80.0%)にのぼる。

図表3-3-1-4 県発注公共工事の資本金階層別及びJV別受注件数の推移

単位：上段・件、下段・%

→ 資本金 区分	全体	5百 万円 未満	～ 1千 万円 未満	～ 3千 万円 未満	～ 5千 万円 未満	～1 億円 未満	～10 億円 未満	～50 億円 未満	50 億円 以上	JV	無 回 答
2004 年度	3,463 100.0	60 1.7	112 3.2	1,707 49.3	511 14.8	443 12.8	318 9.2	40 1.2	157 4.5	62 1.8	53 1.5
2005 年度	3,604 100.0	68 1.9	85 2.4	1,684 46.7	566 15.7	513 14.2	337 9.4	35 1.0	175 4.9	47 1.3	94 2.6
2006 年度	3,517 100.0	67 1.9	76 2.2	1,624 46.2	582 16.5	532 15.1	316 9.0	48 1.4	189 5.4	28 0.8	55 1.6
2007 年度	3,258 100.0	66 2.0	97 3.0	1,541 47.3	569 17.5	482 14.8	279 8.6	59 1.8	126 3.9	18 0.6	21 0.6
2008 年度	3,096 100.0	65 2.1	111 3.6	1,474 47.6	489 15.8	515 16.6	249 8.0	40 1.3	128 4.1	1 0.0	24 0.8

それぞれを受注金額と同様企業規模別にみると(図表3-3-1-5)、小零細業者は2005年度と2006年度に減少があったものの、170件前後を推移しており全受注件数の約5%前後を占めている。

県内外地域中小・中堅業者は、全受注件数に占める割合が63%前後と最多であるが、件数自体は減少傾向にあり、5年間で約250件減少している。県内外地域大手業者は2005年度、2006年度と約850件受注していたが、2007年度、2008年度は760件前後に減少している。全国的大手業者は2006年度237件であったが、以降07年度185件(全受注件数の5.7%)、08年度168件(全受注件数の5.4%)と減少傾向にある。

図表3-3-1-5 県発注公共工事の企業規模別及びJV別受注件数の推移

単位：上段・百万円、下段・%

	小零細	県内外 地域 中小 中堅	県内外 地域 大手	全国的 大手	JV	無回答
2004 年度	172 5.0	2,218 64.0	761 22.0	197 5.7	62 1.8	53 1.5
2005 年度	153 4.2	2,250 62.4	850 23.6	210 5.8	47 1.3	94 2.6
2006 年度	143 4.1	2,206 62.7	848 24.1	237 6.7	28 0.8	55 1.6
2007 年度	163 5.0	2,110 64.8	761 23.4	185 5.7	18 0.6	21 0.6
2008 年度	176 5.7	1,963 63.4	764 24.7	168 5.4	1 0.0	24 0.8

2) 受注業者の資本金階層別にみた1件あたりの契約金額の推移と特徴

受注金額を件数で除し、1件あたりの受注金額を資本金階層別にみたものが図表3-3-1-6である。基本的に資本金階層が高くなるほど1件あたりの金額は大きくなる傾向にあるが、2007年度まで1件あたり3億円以上の工事を受注しているのはJVのみであり、50億円以上の階層でも1件あたりの受注金額が1億円を越えたのは2008年度に入ってからである。逆に資本金1千万円未満の小零細企業は1件あたり600万円前後を推移している。

図表 3-3-1-6 資本金階層別1件あたり契約金額

単位：百万円

→ 資本金 区分	全 体	5百 万円 未満	～ 1千 万円 未満	～ 3千 万円 未満	～ 5千 万円 未満	～1 億円 未満	～10 億円 未満	～50 億円 未満	50 億円 以上	JV	無 回 答
2004年度	30.5	5.1	7.2	12.9	22.7	30.0	36.1	58.7	96.4	457.2	5.6
2005年度	26.3	3.5	6.0	12.9	21.9	27.3	35.1	29.5	62.6	398.0	36.2
2006年度	29.8	5.3	5.7	14.6	24.7	31.9	43.7	53.4	97.0	421.4	44.0
2007年度	31.1	6.1	7.0	15.3	25.6	38.3	74.0	76.0	78.3	471.0	9.7
2008年度	31.2	4.2	6.3	14.0	25.5	39.9	83.5	66.9	141.8	195.3	10.1

3. 全国の都道府県および千葉県との比較から見た08年度の資本金階層別受注金額・件数

1) 2008年度資本金階層別受注金額および受注件数の全国都道府県との比較

2008年度の埼玉県の資本金階層別構成比（JVと無回答を除外して構成比を算出）を全国都道府県の状況を比較する（図表3-3-1-7）。

金額ベースでは、資本金1千万円未満の小零細業者が埼玉県で1.0%、全国で0.6%と若干埼玉県の比率が高い。また1千万～3千万円未満の県内外地域中小業者では、埼玉県が21.5%であるのに対し全国都道府県が32.8%と全国都道府県のほうが10%以上高い。一方3千万円～5千万円未満の県内外地域中堅業者では、埼玉県が60.3%、全国が21.2%と埼玉のほうが約40%高く、5千万円～10億円未満の県内外地域大手業者では、埼玉県が42.9%、全国が23.8%と埼玉県が約20%高い。10億円以上の全国的な大手業者については、埼玉、全国ともに21.6%である。

件数に目を向けると、小零細業者は埼玉県のほうが4%程高く、県内外地域中小業者は全国のほうが4%高い。県内外地域中堅業者は埼玉県のほうが約11%高く、県内外地域大手業者でも埼玉県のほうが7%高い。全国的な大手業者は埼玉県が5.5%、全国が5.8%とほぼ同じ割合である。

このように埼玉県発注の公共工事は全国の都道府県に比べ件数・金額ともに、小零細業者向け工事の割合が若干少なく、県内外地域中堅・大手業者向け工事が高いということが特徴として挙げられる。

図表 3-3-1-7 08 年度埼玉県と全都道府県発注工事の
資本金階層別受注金額と件数の比較

単位：百万円・件・%

資本金	金額				件数			
	埼玉県		全国 都道府県		埼玉県		全国 都道府県	
	金額	構成比	金額	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	96,262	100.0	2,529,134	100.0	3,071	100.0	61,409	100.0
5 百万円未満	273	0.3	961	0.0	65	2.1	73	0.1
～1 千万円未満	702	0.7	14,178	0.6	111	3.6	583	0.9
～3 千万円未満	20,667	21.5	829,565	32.8	1,474	48.0	32,397	52.8
～5 千万円未満	12,466	13.0	536,234	21.2	489	15.9	13,771	22.4
～1 億円未満	20,546	21.3	364,832	14.4	515	16.8	7,320	11.9
～1 0 億円未満	20,787	21.6	238,077	9.4	249	8.1	3,698	6.0
～5 0 億円未満	2,676	2.8	127,747	5.1	40	1.3	1,035	1.7
5 0 億円以上	18,145	18.8	417,540	16.5	128	4.2	2,528	4.1

注：埼玉県のデータは、JV と無回答を除外して構成比を算出している。

注：全国の数値は 1 件 500 万円以上の工事を対象としており、500 万円未満の工事は含まれていない。

出所：国土交通省『2008 年度建設工事受注動態統計調査報告』（全国都道府県データ）。

2) 2008 年度資本金階層別受注金額および受注件数の千葉県との比較

2008 年度の埼玉県の資本金階層別構成比を千葉県の状況を比較する（図表 3-3-1-8）。

まず金額ベースで比較すると、資本金 1 千万円未満の小零細業者については、埼玉県が 1.0%、千葉県が 1.8%と千葉県のほうが、ごくわずかではあるが高い割合となっている。1 千万～3 千万円未満の県内外地域中小業者では、千葉県のほうが 12%ほど高く、3 千万～5 千万円未満の県内外地域中堅業者も 6%ほど千葉県のほうが高い。一方 5 千万～10 億円未満の県内外地域大手業者については埼玉県が 42.7%、千葉県が 22.2%と埼玉県のほうが約 10%高い。さらに全国的大手業者は埼玉県で 21.6%、千葉県で 19.0%と埼玉県のほうが若干高い。JV については、0.2%とほぼゼロに近い埼玉県に比べ、千葉県は 2.5%である。

次に件数ベースで比較すると、小零細業者は埼玉県が 5.7%、千葉県が 4.6%と埼玉県のほうが若干高い。県内外地域中小業者については埼玉県が 47.6%、千葉県が 51.5%と千葉県のほうが約 4%高く、県内外地域中堅業者についても埼玉県が 15.8%であるのに対し千葉県は 19.4%と 4%ほど高い割合となっている。一方県内外地域大手業者については、埼玉県が 24.6%、千葉県が 16.2%と埼玉県のほうが 8%ほど高い。全国的大手業者について埼玉は 5.4%、千葉県は 5.2%とほぼ同じ割合である。JV については 1 件である埼玉県に対し、千葉県は 8 件となっている。

最後に 1 件あたりの金額については全体の平均をみると、千葉県が 1,920 万円であるのに対し、埼玉県は 3,120 万円と比較的大規模である。埼玉県は 5 百万円未満および JV 以外の階層の 1 件あたり金額が高い。特に資本金 1 億～10 億円未満の階層については、千葉県では 1 件あたり 2,980 万円、埼玉県では 1 件あたり 8,350 万円と埼玉県のほうが 3 倍近い金額となっている。さらに資本金 50 億円以上の階層に対しては、千葉県が 7,090 万円、埼玉県が 1 億 4,180 万円とこちらも差が 2 倍となっている。

いずれの結果も、千葉県に比べ埼玉県のほうが県内外地域大手および全国的大手業

者に集中する傾向を示している。

図表 3-3-1-8 08 年度埼玉県と千葉県発注工事の
資本金階層別受注金額と件数の比較

単位：百万円・件・%

資本金	金額				件数				1 件あたり金額	
	埼玉県		千葉県		埼玉県		千葉県		埼玉県	千葉県
	金額	%	金額	%	件数	%	件数	%	1 件	1 件
全体	96,699	100.0	103,507	100.0	3,096	100.0	5,399	100.0	31.2	19.2
5 百万円未満	273	0.3	1,191	1.2	65	2.1	135	2.5	4.2	8.8
～1 千万円未満	702	0.7	634	0.6	111	3.6	111	2.1	6.3	5.7
～3 千万円未満	20,667	21.4	34,773	33.6	1,474	47.6	2,781	51.5	14.0	12.5
～5 千万円未満	12,466	12.9	19,247	18.6	489	15.8	1,050	19.4	25.5	18.3
～1 億円未満	20,546	21.2	12,520	12.1	515	16.6	522	9.7	39.9	24.0
～1 0 億円未満	20,787	21.5	10,518	10.2	249	8.0	353	6.5	83.5	29.8
～5 0 億円未満	2,676	2.8	2,740	2.6	40	1.3	45	0.8	66.9	60.9
5 0 億円以上	18,145	18.8	16,952	16.4	128	4.1	239	4.4	141.8	70.9
J V	195	0.2	2,562	2.5	1	0.0	8	0.1	195.0	320.3
無回答	242	0.3	2,369	2.3	24	0.8	155	2.9	10.1	15.3

4. 2008 年度資本金別と工事規模別受注件数の状況

2008 年度の埼玉県発注工事について 1 件あたり工事規模毎に見た件数を資本金階層別に各階層がどの規模の工事を何件受注しているかについてみたのが図表 3-3-1-9 である。

工事規模 1 千万円未満の小規模工事は 1,552 件（全受注件数の 50.1%）であるが、このうち資本金 1 千万円未満の小零細業者の受注件数は 150 件、小規模工事全件数の 9.7%と一割に満たない。一方、資本金 1 千万～5 千万円の県内外地域中小・中堅業者の小規模工事の受注件数は 1,089 件で小規模工事件数の 70.2%にのぼる。さらには資本金 1 億～10 億円未満の県内外地域大手企業が 233 件（小規模工事件数の 15.0%）、全国的大手企業が 64 件（同 4.1%）を受注している。小規模工事については、そのほとんどを県内外地域中小・中堅業者が受注しており、小零細業者が受注できない構造になっているといえる。

一方工事規模 1 千万～1 億円未満の中規模工事 1,439 件（全体の 46.5%）については県内外地域中小・中堅業者が 862 件（中規模工事全件数の 59.9%）、県内外地域大手業者が 467 件（同 32.5%）受注しており、中規模工事は県内外地域中小・中堅業者にとという構造になっている。

問題とすべきは小零細企業が小規模工事を受注できず、逆に県内外地域中小・中堅業者が小規模工事を受注しているという点である。受注競争の激化に伴い、県内外地域中小・中堅業者が小規模工事の受注へと逆流し、小零細業者を圧迫している可能性が示唆される。

図表 3-3-1-9 2008 年度の資本金階層別と工事規模別受注件数

単位：上段・件、下段・%

工事規模	全体	50	～	～	～	～	～1	～5	～10	～50	50	
		万円	1百	5百	1千	5千	億	億	億	億	億	
		未満	万円	万円	万円	万円	円	円	円	円	円	
			未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	以上	
資本金階層	全体	3,096 100.0	34 1.1	124 4.0	915 29.6	479 15.5	1,117 36.1	322 10.4	94 3.0	3 0.1	8 0.3	- -
	500万 円未満	65 100.0	1 1.5	7 10.8	38 58.5	14 21.5	5 7.7	- -	- -	- -	- -	- -
	～1000万 円未満	111 100.0	2 1.8	12 10.8	51 45.9	25 22.5	21 18.9	- -	- -	- -	- -	- -
	～3000万 円未満	1,474 100.0	22 1.5	59 4.0	533 36.2	277 18.8	502 34.1	78 5.3	3 0.2	- -	- -	- -
	～5000万 円未満	489 100.0	4 0.8	20 4.1	108 22.1	66 13.5	216 44.2	66 13.5	9 1.8	- -	- -	- -
	～1億 円未満	515 100.0	5 1.0	19 3.7	106 20.6	47 9.1	226 43.9	87 16.9	23 4.5	- -	2 0.4	- -
	～10億 円未満	249 100.0	- -	3 1.2	31 12.4	22 8.8	89 35.7	65 26.1	35 14.1	1 0.4	3 1.2	- -
	～50億 円未満	40 100.0	- -	- -	6 15.0	6 15.0	14 35.0	6 15.0	8 20.0	- -	- -	- -
	50億 円以上	128 100.0	- -	2 1.6	28 21.9	22 17.2	37 28.9	19 14.8	15 11.7	2 1.6	3 2.3	- -
	JV	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -
	無回答	24 100.0	- -	2 8.3	14 58.3	- -	7 29.2	1 4.2	- -	- -	- -	- -

図表 3-3-1-10 2008 年度の企業規模別と工事ランク別受注件数

単位：上段・件、下段・%

工事規模→	全体	小規模	中規模	大規模	超	
		大規模	大規模	大規模	大規模	
資本金階層	全体	3,096 100.0	1,552 100.0	1,439 100.0	97 100.0	8 100.0
	小零細	176 5.7	150 9.7	26 1.8	0 0.0	0 0.0
	地域 中小・中堅	1,963 63.4	1,089 70.2	862 59.9	12 12.4	0 0.0
	地域大手	764 24.7	233 15.0	467 32.5	59 60.8	5 62.5
	全国的 大手	168 5.4	64 4.1	76 5.3	25 25.8	3 37.5
	JV	1 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.0	0 0.0
	無回答	24 0.8	16 1.0	8 0.6	0 0.0	0 0.0

第2節 受注業者の県内外別分類からみた特徴

1. 県内外別にみた受注金額の推移と特徴

図表 3-3-2-1 は受注業者の所在地を県内業者、県外業者、および JV 別に受注金額をみたものである。

2008 年度の受注金額 966 億 9,900 万円を区分別にみると、県内業者の受注金額は 704 億 7,600 万円 (72.9%)、県外業者は 260 億 2,700 万円 (26.9%) となっている。

それぞれの推移についてみてみると、まず県内業者については 2000 年度、2002 年度を除き、受注金額に占める県内業者の割合が過半数を超えており、概ね 65～70%前後で推移している。2003 年度まで 2002 年度を除き、毎年度 130 億円のペースで減少していたが、2004 年度に前年度 29 億 4,000 万円増 (前年度+4.0%) の 566 億 7,200 万円に増加し、以降 2005 年度は 596 億 1,200 万円 (前年度+5.2%)、2006 年度は 699 億 5500 万円 (前年度+11.2%)、2007 年度 744 億 4,300 万円 (前年度+11.2%) と金額を伸ばしてきた。県発注の公共工事は県内業者に受注させるという県内業者優遇制度の結果といえよう。

一方県外業者は、金額自体は不安定に推移しているが、全受注金額に占める割合はおおむね 20%前後である。1999～2002 年度は、2001 年度を除き 350 億～400 億円前後であったが、2003 年度はほぼ半減の前年度▲241 億 3,800 万円 (前年度▲56.5%) の 185 億 6,500 万円となり、以降 200 億～250 億円を推移している。

単発的な大規模開発に関連する工事を県外業者および JV が受注し、インフラ整備等の長期的・定常的工事が県内業者に受注されていたという住み分けがあったが、今日、大型開発が落ち着いた結果、県外および JV の受注額が減少し、県内業者の受注金額が増加したものといえる。

2. 県内外別にみた受注件数の推移と特徴

受注件数について県内、県外、JV 別にみたのが、表 3-3-3-2 である。2008 年度の受注件数 3,096 件のうち、県内業者が 2,771 件で全体の 89.5%と 9 割近くを受注している。県外業者は 324 件で全体の 10.5%である。

それぞれの過去 10 年間の推移を見ると、県内業者は 2005 年度を除き、全体の減少率とほぼ同じペースで減少している。県内業者の件数の 2008 年度の状況と 1999 年度の状況とを比較すると、10 年間で 1,785 件 (▲39.2%) の減少となっている。

県外業者については、2005 年度に 397 件 (前年度+49 件)、2006 年度に 443 件 (前

図表 3-3-2-1 県内、県外、JV 別にみた受注金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

	全体	県内	県外	JV	無回答
1999年度	186,189	97,377	40,589	47,920	302
	100.0	52.3	21.8	25.7	0.2
2000年度	191,126	84,327	36,608	69,791	400
	100.0	44.1	19.2	36.5	0.2
2001年度	123,630	71,196	25,456	26,722	256
	100.0	57.6	20.6	21.6	0.2
2002年度	159,308	68,030	42,702	48,245	331
	100.0	42.7	26.8	30.3	0.2
2003年度	90,892	54,516	18,565	16,306	1,505
	100.0	60.0	20.4	17.9	1.7
2004年度	105,615	56,672	20,591	28,347	5
	100.0	53.7	19.5	26.8	0.0
2005年度	94,715	59,612	16,313	18,706	84
	100.0	62.9	17.2	19.8	0.1
2006年度	104,724	66,955	25,970	11,799	-
	100.0	63.9	24.8	11.3	-
2007年度	101,365	74,443	18,425	8,477	20
	100.0	73.4	18.2	8.4	0.0
2008年度	96,699	70,476	26,027	195	-
	100.0	72.9	26.9	0.2	-

年度+46件)と一割程度ずつ増加していたが、2007年度に372件(前年度▲71件)、2008年度は324件(前年度▲48件)と逆に1割程度減少している。2008年度を1999年度と比べると10年間で273件(▲45.7%)の減少となっている。

それぞれの件数の割合の推移については、ほぼ変動がなく、件数の面での住み分けに変化は見られない。

第3節 県内外別受注工事件数の工事規模、業種からみた特徴

1. 県内外・JV別受注工事件数の工事規模からみた特徴

2008年度の受注件数について、1件あたり工事規模ごとの受注件数については第1章で述べたとおりだが、これを県内業者、県外業者、JVに分類したものが表3-3-3-1ある。

図表 3-3-2-2 県内、県外、JV別にみた受注件数の推移

単位：上段・件、下段・%

	全体	県内	県外	JV	無回答
1999年度	5328 100.0	4556 85.5	597 11.2	96 1.8	79 1.5
2000年度	4982 100.0	4243 85.2	522 10.5	128 2.6	89 1.8
2001年度	4323 100.0	3732 86.3	485 11.2	42 1.0	64 1.5
2002年度	4258 100.0	3664 86.0	445 10.5	84 2.0	65 1.5
2003年度	3660 100.0	3089 84.4	408 11.1	45 1.2	118 3.2
2004年度	3463 100.0	3052 88.1	348 10.0	62 1.8	1 0.0
2005年度	3604 100.0	3145 87.3	397 11.0	47 1.3	15 0.4
2006年度	3517 100.0	3046 86.6	443 12.6	28 0.8	- -
2007年度	3258 100.0	2863 87.9	372 11.4	18 0.6	5 0.2
2008年度	3096 100.0	2771 89.5	324 10.5	1 0.0	- -

図表 3-3-3-1 受注業者県内外別と工事規模

単位：上段・件、下段・%

1件あたり工事金額→	全体	50万円未満	～100万円未満	～500万円未満	～1000万円未満	～5000万円未満	～1億円未満	～5億円未満	～10億円未満	～50億円未満	50億円以上	無回答
全体	3,096 100.0	28 0.9	124 4.0	915 29.6	479 15.5	1,117 36.1	322 10.4	94 3.0	3 0.1	8 0.3	- -	6 0.2
県内	2,771 100.0	28 1.0	116 4.2	840 30.3	427 15.4	998 36.0	286 10.3	65 2.3	1 0.0	4 0.1	- -	6 0.2
県外	324 100.0	- -	8 2.5	75 23.1	52 16.0	119 36.7	36 11.1	28 8.6	2 0.6	4 1.2	- -	- -
JV	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -

2008年度の県内業者の受注件数は2,771件であるが、このうちの小中規模工事の受注件数は2,695件(97.3%)であり、県内業者のほとんどが小中規模工事に集中していることがわかる。一方大・超大規模工事は66件(2.4%)ほどの受注しかない。

県外業者の小中規模工事の受注件数は290件(89.5%)、大・超大規模工事については34件(10.5%)であり、県外業者では1割の業者が大・超大規模工事を受注している。

図表3-3-3-1を、工事規模別受注件数を分母にして割合をみたものが図表3-3-3-2で

ある。県内業者の小規模工事（1千万円未満）受注件数は1,411件（同規模工事1,546件の91.3%）であり、中規模工事（1千万～1億円未満）受注件数は1,284件（同規模工事1,439件の89.2%）である。一方県内業者の大規模工事（1億～10億円未満）については66件（2.4%）で同規模工事97件の68.0%であり、受注占有率が小・中規模に比べ大幅に小さくなっている。この規模の工事の県外業者による受注件数は30件あり割合は30.9%とである。さらに超大規模工事（10億円以上）については全体で8件しかないが、それを県内業者、県外業者で二分する状況となっている。

小・中工事については地元業者がほぼ占有しており、大・超大規模工事については県外業者も3割程度受注する構図になっている

図表 3-3-3-2 2008年度 県内外・JV別受注件数の工事ランク別状況

単位：上段・件、下段・%

1件当たり 工事金額→	全体	小規模	中規模	大規模	超大規模	無回答
全体	3,096 100.0	1,546 100.0	1,439 100.0	97 100.0	8 100.0	6 100.0
県内	2,771 89.5	1,411 91.3	1,284 89.2	66 68.0	4 50.0	6 100.0
県外	324 10.5	135 8.7	155 10.8	30 30.9	4 50.0	- -
JV	1 0.0	- -	- -	1 1.0	- -	- -

2. 県内外・JV受注工事件数の業種別にみた特徴

2008年度の受注件数3,096件について、県内業者、県外業者、JVをそれぞれの業種別にみたものが図表3-3-3-3である。

まず県内業者2,771件についてみると、土木が950件（県内業者のうち34.3%）と最多であり、次いでほ装が431件（同15.6%）、とび・大工が396件（同14.3%）である。この3業種で1,777件、県内業者受注件数の64.1%となり、全受注件数3,096件の57.4%となる。件数の面では主要な工事業種の過半数以上を県内業者が受注しているといえる。

一方県外についてみてみると、電気が103件（県外業者受注件数324件の31.8%）と最も高く、同業種375件における割合は、27.5%である。次いで機械器具設置が101件（同31.2%）となっており、同業種121件中83.5%にも及ぶ。これら2工種については第1章でみた大型工事に多い業種である。大型工事の設備については県外業者が受注しているといえ、また電気通信、鋼構造物なども県外業者のほうが県内よりも受注件数が高い。

図表 3-3-3-3 2008 年度 県内外・J V 別受注件数の業種別状況

単位：件・%

	県内	%	県外	%	J V	%
全体	2,771	100.0	324	100.0	1	100.0
土木	950	34.3	14	4.3	-	-
建築	198	7.1	6	1.9	-	-
大工	-	-	-	-	-	-
左官	-	-	-	-	-	-
とび 土工	396	14.3	9	2.8	-	-
石工	-	-	-	-	-	-
屋根	1	0.0	-	-	-	-
電気	272	9.8	103	31.8	-	-
管	155	5.6	9	2.8	-	-
鋼構 造物	4	0.1	22	6.8	-	-
鉄筋	-	-	-	-	-	-
ほ装	431	15.6	13	4.0	-	-
しゅん せつ	2	0.1	-	-	-	-
板金	-	-	-	-	-	-
ガラス	-	-	-	-	-	-
塗装	153	5.5	-	-	-	-
防水	54	1.9	-	-	-	-
内装仕上	8	0.3	-	-	-	-
機械 器具 設置	20	0.7	101	31.2	-	-
熱絶縁	-	-	-	-	-	-
電気 通信	18	0.6	35	10.8	-	-
造園	61	2.2	1	0.3	-	-
さく井	1	0.0	-	-	-	-
建具	20	0.7	2	0.6	-	-
水道 施設	7	0.3	9	2.8	1	100.0
消防 施設	20	0.7	-	-	-	-

3. 県内業者の資本金別受注件数の業種別にみる特徴

2008年度の県内業者の受注件数2,771件を資本金階層ごとに区分し業種別にみたものが図表 3-3-3-4 である。

これをみると資本金 1 千万円未満の小零細業者は 177 件（県内業者全受注件数の 6.4%）であるが、そのうち、土木が 97 件（小零細業者受注件数の 54.8%）、電気が 17 件（同 9.6%）、とび・大工が 13 件（同 7.3%）と土木業者が小零細業者の中では過半数を占め圧倒的に多い。

次に資本金 1 千万～5 千万円未満の地域中小・中堅業者は 1,942 件（県内業者全受注件数の 70%）受注しているが、そのうち大工が 583 件（中小・中堅業者受注件数の 30.0%）、とび・大工が 328 件（同 16.9%）、ほ装が 294 件（同 15.1%）、電気が 221

件（同 11.4%）である。

図表 3-3-3-4 県内業者受注件数の業種別資本区分別状況

単位：上段・件、下段・%

資本金 区分→	全体	5 百万 円未 満	～1 千万 円未 満	～3 千万 円未 満	～5 千万 円未 満	～1 億円 未満	～10 億円 未満	～50 億円 未満	50 億円 以上	無 回 答
全体	2,771 100	66 100	111 100	1460 100	482 100	461 100	166 100	4 100	3 100	18 100
土木	950 34.3	36 54.5	61 55.0	414 28.4	169 35.1	178 38.6	79 47.6	1 25.0	1 33.3	11 61.1
建築	198 7.1	1 1.5	1 0.9	79 5.4	28 5.8	58 12.6	28 16.9	1 25.0	1 33.3	1 5.6
とび 土工	396 14.3	6 9.1	7 6.3	256 17.5	72 14.9	32 6.9	17 10.2	- -	1 33.3	5 27.8
石工	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
屋根	1 0.0	- -	- -	- -	- -	1 0.2	- -	- -	- -	- -
電気	272 9.8	7 10.6	10 9.0	171 11.7	50 10.4	30 6.5	4 2.4	- -	- -	- -
管	155 5.6	3 4.5	5 4.5	78 5.3	36 7.5	30 6.5	1 0.6	2 50.0	- -	- -
鋼構 造物	4 0.1	- -	- -	3 0.2	- -	1 0.2	- -	- -	- -	- -
鉄筋	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
ほ装	431 15.6	2 3.0	8 7.2	207 14.2	87 18.0	91 19.7	36 21.7	- -	- -	- -
しゅん せつ	2 0.1	- -	- -	- -	2 0.4	- -	- -	- -	- -	- -
塗装	153 5.5	1 1.5	5 4.5	102 7.0	20 4.1	25 5.4	- -	- -	- -	- -
防水	54 1.9	1 1.5	1 0.9	45 3.1	4 0.8	2 0.4	1 0.6	- -	- -	- -
内装 仕上	8 0.3	3 4.5	2 1.8	2 0.1	1 0.2	- -	- -	- -	- -	- -
機械 器具設置	20 0.7	- -	- -	15 1.0	- -	5 1.1	- -	- -	- -	- -
電気 通信	18 0.6	- -	- -	10 0.7	7 1.5	1 0.2	- -	- -	- -	- -
造園	61 2.2	5 7.6	5 4.5	43 2.9	5 1.0	2 0.4	- -	- -	- -	1 5.6
さく井	1 0.0	- -	- -	1 0.1	- -	- -	- -	- -	- -	- -
建具	20 0.7	1 1.5	2 1.8	17 1.2	- -	- -	- -	- -	- -	- -
水道 施設	7 0.3	- -	2 1.8	4 0.3	1 0.2	- -	- -	- -	- -	- -
消防 施設	20 0.7	- -	2 1.8	13 0.9	- -	5 1.1	- -	- -	- -	- -

資本金 5 千万～10 億円未満の地域大手業者もやはり土木・ほ装が多く、土木が 257 件（地域大手業者受注件数の 41.0%）、ほ装が 127 件（同 20.3%）となっている。一方資本金 10 億円以上の全国的大手業者は、大工、建築、管に分散している。

各資本金階層においてほとんどが主要業種に集中しているが、中小・中堅業者および地域大手業者は主要業種に集中しつつも専門業種でも受注が確保できているといえよう。

第 4 節 受注工事を会員・非会員別にみた特徴

1. 会員・非会員別にみる受注業者数の推移

埼玉県発注の公共工事の受注業者を埼玉県建設業協会の会員、非会員別にみたものが図表 3-3-4-1 である。協会会員数は年々減少傾向にあり、2004～2008 年度の 5 年間で 41 件、約一割減少している。協会会員のうち県発注工事を受注した県内会員業者数は（図表 3-3-4-2）2005 年度で 350 社（79.2%）、2006 年度で 351 社（79.6%）と 80% 近い割合であったが、2007 年度で 303 社（75.8%）、2008 年度には 294 社（73.3%）と減少している。受注業者に占める県内会員業者の割合も 2004～2006 年度の 30% 前後から 2007、2008 年度は 25% に低下している。一方、受注業者に占める県内非会員業者数は 2005 年度以降 720 社前後を推移しているが、その割合は徐々に増加しており、2008 年度は 61.5% にのぼっている。

図表 3-3-4-1 会員・非会員別受注業者の推移

単位：上段・社、下段・%

	受注業者 数合計	会員 県内業者	会員 県外業者	非会員 県内業者	非会員 県外業者	不明	協会 会員数
2004 年度	1,232 100.0	370 30.0	2 0.2	700 56.8	159 12.9	1 0.1	
2005 年度	1,250 100.0	350 28.0	5 0.4	726 58.1	154 12.3	15 1.2	442
2006 年度	1,271 100.0	351 27.6	2 0.2	735 57.8	183 14.4	- -	441
2007 年度	1,182 100.0	303 25.6	3 0.3	719 60.8	155 13.1	2 0.2	400
2008 年度	1,167 100.0	294 25.2	- -	718 61.5	155 13.3	- -	401

図表 3-3-4-2 協会会員の受注実績

単位：社・%

	2005 年度		2006 年度		2007 年度		2008 年度	
	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%
協会 会員数	442	100.0	441	100.0	400	100.0	401	100.0
会員 県内業者	350	79.2	351	79.6	303	75.8	294	73.3
会員 県外業者	5	1.1	2	0.5	3	0.8	-	-

2. 会員・非会員別にみる受注金額および受注件数の推移

受注金額および受注件数を会員、非会員別にみたものが図表 3-3-4-3、図表 3-3-4-4 である。まず受注金額からみると、県内会員業者は 2004 年度で 393 億円 (37.2%)、2005 年度で 445 億 4,900 万円 (43.9%)、2006 年度で 482 億 8,300 万円 (44.5%)、2007 年度で 451 億 4,100 万円 (44.5%)、2008 年度で 488 億 400 万円 (50.5%) と金額にばらつきはあるものの、受注金額全体に占める割合が年々増加していることがわかる。一方県内非会員業者は 2004 年度で 173 億 7,200 円 (16.4%)、2005 年度で 180 億 6,300 万円 (19.1%)、2006 年度で 186 億 7,200 万円 (17.8%) と 2006 年度までは 16~19%前後を占めていた。2007 年度に 293 億 200 万円 (28.9%) と増加し、2008 年度には 216 億 7,300 万円 (22.4%) と減額したが、割合は 20%を超えている。

次に件数について県内会員業者は、2004 年度で 1,476 件 (42.6%)、2005 年度は、1,559 件 (43.3%) 2006 年度は 1,426 件 (40.5%) と 1,500~1,550 件前後を推移していたが、2007 年度に約 300 件減少し 1,190 件 (37.1%) となった。2008 年度はほぼ横ばいの 1,149 件 (37.1%) である。全体の受注件数に占める割合は、概ね 40%前後を推移している。一方県内非会員業者の受注件数は、2006 年度以降 1,600 件を超え、県内会員業者の受注件数より多く、その割合の差も 2007 年度で約 16%、2008 年度では約 15%も高くなっている。

さらに一件あたりの受注金額を見ると、県内会員業者は 2004、2005 年度で 2,600 万円前後であったのに対し、2008 年度は 4,250 万円と県内非会員の 1,340 万円に比べ 3 倍近い差がある。県内会員業者は県内非会員業者に比べ件数は少ない状況にあるが、一件あたりの金額は高いということから、県内非会員業者のほうが工事数はある程度確保できて、金額は少なく小規模工事にかたよっているということが推察される。

図表 3-3-4-3 会員・非会員別受注金額の推移

単位：上段・百万円、下段・%

	受注金額 合計	会員 県内業者	会員 県外業者	非会員 県内業者	非会員 県外業者	不明	JV	協会 会員数
2004 年度	105,615 100.0	39,300 37.2	82 0.1	17,372 16.4	20,509 19.4	5 0.0	28,347 26.8	
2005 年度	94,715 100.0	41,549 43.9	696 0.7	18,063 19.1	15,617 16.5	84 0.1	18,706 19.8	442
2006 年度	104,724 100.0	48,283 46.1	233 0.2	18,672 17.8	25,737 24.6	- -	11,799 11.3	441
2007 年度	101,365 100.0	45,141 44.5	114 0.1	29,302 28.9	18,311 18.1	20 0.0	8,477 8.4	400
2008 年度	96,699 100.0	48,804 50.5	- -	21,673 22.4	26,027 26.9	- -	195 0.2	401

図表 3-3-4-4 会員・非会員別受注件数の推移

単位：上段・件、下段・%

	受注件数 合計	会員 県内業者	会員 県外業者	非会員 県内業者	非会員 県外業者	不明	JV	協会 会員数
2004 年度	3,463 100.0	1,476 42.6	5 0.1	1,576 45.5	343 9.9	1 0.0	62 1.8	
2005 年度	3,604 100.0	1,559 43.3	27 0.7	1,586 44.0	370 10.3	15 0.4	47 1.3	442
2006 年度	3,517 100.0	1,426 40.5	11 0.3	1,620 46.1	432 12.3	- -	28 0.8	441
2007 年度	3,258 100.0	1,190 36.5	7 0.2	1,673 51.4	365 11.2	5 0.2	18 0.6	400
2008 年度	3,096 100.0	1,149 37.1	- -	1,622 52.4	324 10.5	- -	1 0.0	401

図表 3-3-4-3 会員・非会員別一件あたり受注金額の推移

単位：百万円・社

	会員 県内業者	会員 県外業者	非会員 県内業者	非会員 県外業者	不明	JV	協会 会員数
2004 年度	26.6	16.4	11.0	59.8	4.5	457.2	
2005 年度	26.7	25.8	11.4	42.2	5.6	398.0	442
2006 年度	33.9	21.2	11.5	59.6	-	421.4	441
2007 年度	37.9	16.3	17.5	50.2	4.0	471.0	400
2008 年度	42.5	-	13.4	80.3	-	195.3	401

第5節 JV受注工事の特徴

1. 制度と現状

埼玉県の建設工事共同企業体には、経常建設共同企業体と特定建設工事共同企業体の2種類が存在する。経常建設共同企業体とは、「構成員の経営力及び施工力の強化を図り、その受注機会を確保し、もって県内の建設業者の振興を目的として」年間を通して結成される。経常建設共同企業体は単体の企業と同等の扱いとなり、経常JVに登録した業種については、単体企業での入札参加はできなくなる。

特定建設工事共同企業体とは、「経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正かつ確実に施工することを目的として結成」される。特定建設工事共同企業体の施工対象工事は大規模工事であり、技術的難易度の高い特定建設工事とされている。目安は①技術的難易度の高い大規模

図表 3-3-5-1 JV 工事実績の推移

単位：上段・百万円、下段・%

	金額		件数	
	全体	JV	全体	JV
1999 年度	186,189 100.0	47,920 25.7	5,328 100.0	96 1.8
2000 年度	191,126 100.0	69,791 36.5	4,982 100.0	128 2.6
2001 年度	123,630 100.0	26,722 21.6	4,323 100.0	42 1.0
2002 年度	159,308 100.0	48,245 30.3	4,258 100.0	84 2.0
2003 年度	90,892 100.0	16,306 17.9	3,660 100.0	45 1.2
2004 年度	105,615 100.0	28,347 26.8	3,463 100.0	62 1.8
2005 年度	94,715 100.0	18,706 19.8	3,604 100.0	47 1.3
2006 年度	104,724 100.0	11,799 11.3	3,517 100.0	28 0.8
2007 年度	101,365 100.0	8,477 8.4	3,258 100.0	18 0.6
2008 年度	96,699 100.0	195 0.2	3,096 100.0	1 0.0

土木構造物:概ね6億円以上、②技術的難易度の高い大規模建築物:概ね10億円以上、③技術的難易度の高い大規模設備等の建設工事:概ね3億円以上、となっている。

また、「工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても、単体でも施工できる者がいると認められるときには、単体企業と特定建設共同企業体との混合による入札ができるものとする」とされており、場合によっては混合入札が行なわれることが定められている。

図表 3-3-5-1 は JV 工事の受注金額と受注件数の推移を示すものである。まず受注金額は、1999 年度 479 億 2,000 万円、2000 年度 637 億 9,100 万円、2002 年度 482 億 4,500 万円と 400 億～500 億円であったが、2003 年度に前年度▲319 億 4,000 万円(前年度▲66.2%)と急激に減少し、2008 年度には 1 億 9,500 万円にまで減少している。受注件については、2005 年度が 47 件(前年度▲24.2%) 2006 年度で 28 件(前年度▲40.4%)、2007 年度で 18 件(前年度▲35.7%)と大幅に減少し、受注件数全体に対する割合も 1%を下回っている。

ところで、埼玉県共同企業体は経常と特定の 2 種類存在するが、2004 年度から 2008 年度の間経常 JV が落札した案件数は 2005 年度に 3 件、2006 年度に 1 件、合計 4 件だけとなっている。経常 JV の落札が減少していることについて明らかにするためには、さらなる分析が必要であるが、ここでは考察の対象としない。なお、2010 年度の入札参加有資格者には経常建設工事共同企業体は 1 社も登録されていない。

2008 年度発注の予定価格 1 億円以上の工事のうち、混合入札を実施した案件は 7 件存在する。そのうち JV による落札件数は 0 である。2008 年度の JV による落札は 1 件であるが、これは、公募型プロポーザル方式によるものであり、技術提案書を提出できる者の形態は、2 者又は 3 者による特定建設工事共同企業体に限定されている。

混合入札が実施された 7 件のうち、実際に特定建設工事共同企業体が入札に参加した案件は、5 件となっているがいずれも落札には至っていない。また、実施された混合入札 7 件のうち、特定建設工事共同企業体を構成する全ての業者が、埼玉県内に本店又は主たる営業所を有するという参加条件の設定されている案件は 5 件である。さらに 1 件は代表構成員には地域要件を設定しないものの、他の構成員が埼玉県内の業者でなければならないという地域要件が設定されている。残る 1 件は WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達となっている。したがって、埼玉県発注の特定建設工事共同企業体を対象とする工事(2008 年度は公募型プロポーザルの 1 件を除いてすべて混合入札)においては、基本的には埼玉県内の業者に限定して発注を行なっているということになる。

2. 千葉県との比較に見る JV 工事の特徴

埼玉県における JV 工事について、千葉県との比較からみていく(図表 3-3-5-2)。まず受注金額についてであるが、2007 年度まで埼玉県は 100 億円前後であり、全発注工事金額に占める割合も千葉県と比べると埼玉県のほうが圧倒的に高く 2 倍程度の差になっている。金額同様件数も 2005 年度では、15 件前後の千葉県に対し、47 件と埼玉県のほうが多い。しかしながら、2008 年度の埼玉県の JV 工事は先に述べたとおり件数が 1 件、金額が 1 億 9,500 万円であり、一方千葉県の JV 工事の件数は、過去 7 年間の平均に近い 8 件、金額は前年度若干減の 25 億 6,200 万円である。

2002年度～2007年度の状況は金額においても件数においても千葉県よりも埼玉県が高いことからJVの積極的活用が見られたが、2008年度にはその傾向が終息している。2008年度の埼玉県におけるJV工事は、「荏原環境・島村工業共同企業体」による「20水一第103号浄水方法最適化調査事業」に関連する水道工事で契約形態は「随契2号(競争入札に適しない)」である。県庁職員へのヒアリングでは、「毎年度、JVを認める入札案件は10件程度ある。しかし混合入札、すなわち単体での入札も併せてあり、2008年度は結果的にJVが1件となったもの」と述べているが、この結果が2008年度のみのものであるかどうかについては、今後の推移をみなければならぬ。

図表 3-3-5-2 埼玉県・千葉県JV工書の金額・件数の推移

単位：上段・百万円・件、下段・%

	金額				件数			
	埼玉県		千葉県		埼玉県		千葉県	
	全体	JV	全体	JV	全体	JV	全体	JV
2005年度	94,715	18,706	112,760	8,214	3,604	47	6,229	14
	100.0	19.8	100.0	7.3	100.0	1.3	100.0	0.2
2006年度	104,724	11,799	107,261	-	3,517	28	5,956	-
	100.0	11.3	100.0	-	100.0	0.8	100.0	-
2007年度	101,365	8,477	105,561	2,765	3,258	18	5,865	4
	100.0	8.4	100.0	2.6	100.0	0.6	100.0	0.1
2008年度	96,699	195	103,507	2,562	3,096	1	5,399	8
	100.0	0.2	100.0	2.5	100.0	0.0	100.0	0.1

3. JV工書の県内・県外別実績

JV工書について構成業者の業者数および構成比率で構成者ごとに受注金額を配分し県内外別に実績の推移を示したのが図表 3-3-5-3 である。JV工書件数は2004年度以降減少傾向にあることはすでに述べたが、工書件数に対する構成業者数の平均は2004年度で2.0社、2005年度では2.0社、2006年度では2.1社、2007年度では2.1社、2008年度では2社と、2社JVが中心で3社JVが若干存在するという状況である。

県内外の金額構成についてみると、2005年度以降圧倒的に県内業者の比率が高くなっており、2006年度以降は県内業者の金額構成比率が95%を超えている。すなわち県内業者のみによるJV工書がほとんどであるといえる。

図表 3-3-5-3

JV工書の県内外業者別実績の推移

単位：件・百万円

年度	JV工書件数	県内外別	件数	金額	金額構成比
2004年度	51	県内業者	79	13,317	49.7
		県外業者	23	13,504	50.3
		合計	102	26,821	100.0
2005年度	36	県内業者	71	13,120	70.4
		県外業者	7	5,517	29.6
		合計	73	18,637	100.0
2006年度	28	県内業者	55	11,125	93.7
		県外業者	3	753	6.3
		合計	58	11,878	100.0
2007年度	18	県内業者	36	8,218	96.9
		県外業者	1	259	3.1
		合計	37	8,477	100.0
2008年度	1	県内業者	1	98	50.0
		県外業者	1	98	50.0
		合計	2	195	100.0

4. JV の県内・県外業者別と工事規模の関係

JV 工事を構成業者ごとに構成比率で受注金額を分解した場合、各業者がどの程度の規模の工事を受注しているかを県内外別に分類し 2005 年度以降の推移をみたものが表 3-3-5-4 である。県外業者の件数は 2006 年度以降 3 件または 1 件とほとんどなく、県内業者による JV が圧倒的に多いことがうかがえる。県内業者の推移をみると 1 億円～5 億円未満の工事規模に 2005 年度で 46 件、2006 年度で 39 件、2007 年度で 25 件とこの工事規模に集中する傾向がある。県内業者は JV を組成することにより、1 億円以上の大規模工事の受注実績を確保している。県内業者が JV を組成し大規模工事を受注することで県内業者の受注機会が増えるということは、県内業者の安定した受注にもつながると解せられるが、大規模工事の減少により JV 工事が年々減少しているという現状については混合入札を認めるという入札制度も含めた JV 工事のあり方について検討しなければならないといえるであろう。

図表 3-3-5-4 JV 工事を構成業者ごとの工事規模からみた県内外業者の件数の推移

単位：件

年度	1 件当り 契約金額	1 千万～ 5 千万円 未満	～1 億円 未満	～5 億円 未満	～10 億円 未満	～50 億円 未満	合計
2005 年度	県内業者	5	13	46	3	0	67
	県外業者	0	0	3	1	3	7
	合計	5	13	49	4	3	74
2006 年度	県内業者	0	11	39	3	0	53
	県外業者	0	0	3	0	0	3
	合計	0	11	42	3	0	56
2007 年度	県内業者	3	6	25	0	2	36
	県外業者	0	0	1	0	0	1
	合計	3	6	26	0	2	37
2008 年度	県内業者	0	1	0	0	0	1
	県外業者	0	1	0	0	0	1
	合計	0	2	0	0	0	2

第 6 節 単独契約の特徴

JV 工事を構成業者ごとに構成比率に応じて県内外に振り分け、単独受注工事および JV 工事の金額および全受注金額に占める構成比の推移を見たものが図表 3-3-6-1 である。単独工事の実績は年々上昇しており、2007 年度には 928 億 6,800 万円でその割合が 90%を超えた。ここ 2 年間は埼玉県発注公共工事の 9 割以上が単独受注によるものであるといえる。

図表 3-3-6-1 JV 工事・単独契約工事の県内外業者別契約金額の推移

単位：百万円・%

	合計	単独				J V			
		県内業者	県外業者	計	%	県内業者	県外業者	計	%
2004 年度	104,084	56,672	20,591	77,263	74.2	13,317	13,504	26,821	25.8
2005 年度	94,459	59,612	16,313	75,925	80.4	13,017	5,517	18,534	19.6
2006 年度	104,727	66,955	25,973	92,928	88.7	11,046	753	11,799	11.3
2007 年度	101,365	74,443	18,425	92,868	91.6	8,218	259	8,477	8.4
2008 年度	96,699	70,476	26,027	96,504	99.8	98	98	195	0.2

第7節 受注者ランキング

図表 3-3-7-1 は 2008 年度埼玉県発注の公共工事の契約金額上位 30 社の一覧表である。

上位 30 社の受注金額は 415 億 6,400 万円で受注金額全体の 43.0%にあたる。また受注件数は 290 件で受注件数全体のわずか 9.4%である。上位 30 社のうち、県内業者 22 社、県外業者 8 社で、埼玉県建設業協会会員が 19 社、非会員が 11 社である。

1 位の月島機械株式会社は中川流域下水道終末処理場の脱水・焼却機械に関する工事等を受注している。2 位の戸田建設株式会社は埼玉県本庁舎等の耐震補強工事を受注している。同社はこの 1 件のみで 36 億 1,700 万円の受注である。3 位のメタウォーター株式会社は大久保浄水場等の電気設備工事を受注している。なお、戸田建設及びメタウォーターは過去 3 年間で初めて埼玉県発注公共工事の受注を行なった企業である。

上位三社はいずれも県外業者であり、さらには過去 3 年間で初めて埼玉県発注公共工事の受注を行なった企業が上位に 2 社入っている。また上位 30 社の中には日立や三菱、東芝といった巨大企業も含まれている。

一方で上位 30 社に挙げられている県内の業者は件数を多く確保することで多額の受注金額を確保しているものといえる。多いところでは島村工業が 36 件で 21 億 2,900 万円、山口組が 19 件で 7 億 9,700 万円といったところである。

図表 3-3-7-1 2008 年度埼玉県受注者ランキング

業者名	ランキング			会員 区分	所在地	資本金 (百万円)	件数	契約金額 (百万円)
	H20	H19	H18					
総計 (1167 企業)							3097	96,697
月島機械 (株)	1	6	19	非会員	県外	6,647	2	3,925
戸田建設 (株)	2			非会員	県外	23,001	1	3,617
メタウォーター (株)	3			非会員	県外	7,500	14	2,934
初雁興業 (株)	4	3	18	会員	県内	112	11	2,601
古郡建設 (株)	5	5	22	会員	県内	300	15	2,383
(株) 島村工業	7	1	2	会員	県内	468	36	2,129
(株) ユーディケー	6	2	6	会員	県内	100	9	2,060
関口工業 (株)	8	7	15	会員	県内	97	8	1,854
アキラ (株)	9	155	16	非会員	県外	100	12	1,850
(株) 高岳製作所	10			非会員	県外	5,906	2	1,499
三ツ和総合建設業協同組合	11	4	3	非会員	県内	100	15	1,486
金杉建設 (株)	12	31	30	会員	県内	98	2	1,291
伊田テクノス (株)	13	13	11	会員	県内	836	18	1,230
島田建設工業 (株)	14	8	21	会員	県内	99	11	1,161
(株) エム・テック	15	35	20	会員	県内	416	10	1,131
和光建設 (株)	16	16	9	会員	県内	93	9	1,034
斎藤工業 (株)	17	19	36	会員	県内	120	4	883
上尾興業 (株)	18	29	10	会員	県内	96	9	821
(株) 日立プラントテクノロジー	19	82	35	非会員	県外	12,000	2	799
(株) 山口組	20	20	13	会員	県内	50	19	767
東芝プラントシステム (株)	21	306		非会員	県外	11,876	4	736
三菱電機 (株)	22	10	26	非会員	県外	175,821	4	727
(株) 関東建設	23	34	34	会員	県内	90	16	679
小川工業 (株)	24	22	7	会員	県内	114	6	656
(株) ケイワールド日清	25	21	29	非会員	県内	50	7	638
サイレキ建設工業 (株)	26	18	17	会員	県内	50	13	595
(株) 清水アーネット	27	255	40	会員	県内	20	11	559
(株) 新井組	28	561	487	会員	県内	20	5	520
埼玉建興 (株)	29	76	90	会員	県内	440	4	502
新日本建設工業 (株)	30	97	111	非会員	県内	90	11	498

まとめ

埼玉県発注公共工事分析は、1999年度から2008年度まで10年間の調査・分析の経緯を踏まえ、可能な限り県発注工事の10年間の推移からみた特徴を明らかにすることに努めた。また、2008年度は入札・契約の章において、新たなデータを取り寄せ、より深い分析を試みた。

全体的にみると埼玉県発注公共工事は、この10年間で大きな変化を見せている。

まず発注工事総額が10年間で約半減したことである。1999年度には1862億円あった工事量が2008年度には967億円となってしまった。公共事業の全体的削減と「選択と集中」戦略の中で県内建設業者の受注の減少と激しい受注競争が展開されることになり、県内業者の経営の悪化に拍車をかけることになった。

一方、県発注工事をめぐる、大手ゼネコンの癒着・談合を排除すべくさまざまな改革も行なわれてきた。

この10年間の大きな特徴は県外ゼネコンによるJVがほぼ消滅し、県内業者受注工事が相対的に増加したことである。1999年度県内業者受注割合が52.3%、JV受注割合が25.7%であったものが、2008年度では県内業者受注割合が72.9%、JV受注割合が0.2%と劇的に変化している。

この変化の要因のひとつは財政赤字の大きな要素となった不要不急の大規模工事の縮小が図られたことである。埼玉新都心建設に伴う基盤整備、大規模なダム建設、サッカー場建設などが完成したこと。その後も廃棄物処理施設や幹線下水道工事など大規模工事があるが、1件10億円以上の工事で見ると2000年度の481億円から2008年度163億円と3分の1に減少している。今後、県発注公共工事の性格を住民生活の利便性や自然災害から住民を守る事業、あるいは維持補修関係事業にいつそう重点化させていくことが県内中小建設業者の受注確保につながっていくものとみられる。

また、この間の大きな変化は入札制度改革が大きく進展したことである。従来、指名競争入札が中心であった入札制度は急速に一般競争入札に切り替わりつつある。発注金額で見ると2003年度では指名競争入札が全体の93.4%、一般競争入札が4.6%と圧倒的に指名競争入札であったものが、2008年度では指名競争入札12.6%、一般競争入札83.9%とわずか5年間で逆転してしまった。

一般競争入札はランク制と地域要件を加味し、県内建設業者を重点に業者のランク区分と発注工事の等級区分が行われており、制度的には条件付一般競争入札方式が整備されつつある。しかし、運営上では上位ランク業者が下位ランク業者の工事にまで食い込むなど改善すべき問題が多く残されている。特に小零細建設業者への配慮が不十分といえる。

さらに、過度な受注競争を防止するための、最低制限価格の引き上げ、失格基準の整備、総合評価制度の改善など、公正な競争と適正な受注価格のための改革が求められている。

今後、事業内容を含めて、引き続き県発注公共工事の調査・分析を行ない、住民や業者と共同した改革の運動の発展に寄与していく必要がある。

第4部 埼玉県における公共工事の価格と入札のあり方

第1章 予定価格の適正なあり方

第1節 予定価格の適正なあり方

1. 予定価格制度のあり方

①発注者が適正な予定価格⁶を算出し、落札価格の上限と下限を設定する現行の予定価格制度を維持する。

②ただし増加する入札不調の要因の一つとされ、国際的に見ても特異である予定価格の上限拘束性についてはその不合理性が指摘されており、今後の検討が必要である。

③予定価格制度は予定価格を適正に算出することを前提に、予定価格が落札価格の上限となり、また発注者が落札価格の下限を設定できるという制度である。

公共工事は公共ゆえの建築物の品質確保、地域産業の振興等の役割があり、それらの障害となるダンピング受注を防止しなければならない。同時に談合等による不正な高額受注を防がなければならない。公共工事の持つ役割を果たすために、落札価格の上限と下限を設定する予定価格制度を維持する。

④しかし予定価格の上限拘束性については「入札不調が増加しており、公共工事の適正化を妨げる要因である」「国際的に見ても特異である」「総合評価方式の導入により価格以外の要素が重視されてきている」「一種の指値発注である」など、その不合理を指摘する意見が少なくない⁷。廃止した場合の問題を含め、予定価格の上限拘束性の是非についての検討が必要である。予定価格の上限拘束性は現行法で定められていることであり、一地方自治体で解決できる問題ではないが、国への働きかけ等を視野に今後検討を進める。

2. 適正な予定価格づくりに向けて

1) 予定価格の適正化のために

①予定価格算出に使用する標準的市場単価、労務費、歩掛、を公開し、市場との乖離の把握と改善によってより正確な予定価格の算出に努める。

②入札前に全ての積算数量を入札希望者に公開し、数量の発注者責任を明確にすることで、誤算による受注業者とのトラブルを避けると同時に、入札業者の積算経費の軽減を図る。

③受注業者の完成工事原価の実績調査を行ない、予定価格の適正性の検証に努める。

⁶ 予定価格とは、行政の発注する公共工事において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し適正に定められなければならない」（予決令 80 条）価格である。適正に算出されることを前提として落札価格の上限として設定される価格であり、また、最低制限価格が設定されることにより、同時に、落札価格の下限も設定される。

⁷ 2009 年 10 月の東京都の「入札契約制度改革研究会 報告書」においては、「予定価格によって価格の上限だけが拘束される制度は国際的に見ても特異」であり、総合評価方式等、「価格以外の要素が重視されるようになるのに伴って、その不合理性が一層顕著になっている」と述べ、「現行法令上、予定価格の上限拘束性を回避することはできない」としながらも、「当面の措置として、入札の結果、予定価格が明らかに不合理であったことが判明した場合など一定の要件の下に予定価格を上回る落札を認める上限拘束性の緩和を地方自治体の権限として認めることができないか」検討することが必要であるとの見解を示している。

予定価格とは、「標準的な施工能力を有する建設業者が、それぞれの現場の条件にてらしても、最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な経費を基準として積算されるもの」（「入札合理化対策等」）である。言いかえれば、予定価格は標準的な業者による標準的な施工であれば妥当な利益が得られる工事価格を指すものである。しかしながら、近年、予定価格を上回る価格による応札が現れ、入札不調が急増している。

- ① 予定価格制度においては発注者が責任を持って適正な予定価格を算出することが重要である。そのために予定価格算出に使用する標準的市場単価、労務費、歩掛を公開し、変動する実勢価格や変化する工法の把握に努める。
- ② 積算数量の誤算による受注業者とのトラブルを避けるため積算数量を全て入札希望業者に公開し、積算数量は発注者の責任とする。それによって入札業者が各自で行っていた数量積算の手間と経費が削減できる。
- ③ 建設工事は比較的短期間に価格が変動する。個々の市場単価を集めて積算した予定価格と完成工事原価としての実勢価格の乖離が年々累積していくことは十分考えられる。その乖離を小さくするために、予定価格の実勢価格による検証が必要である。権威ある第三者機関による予定価格に対応する完成工事原価＋管理経費の調査を行ない、予定価格の適正性⁸の検証を行なう。

第2節 設計労務単価の適正なあり方

- ① 農林水産省および国土交通省が設定している「公共工事設計労務単価」について、実態調査に基づく設定をとりやめること、新たな設定方法については技能労働者とその家族の生活を維持・向上させるに足る生計費および職種別労働者の平均的技能水準を維持する観点から設定すること、を国に要望する。
- ② 埼玉県独自の設計労務単価の設定を検討する。

埼玉県では、農林水産省および国土交通省が設定している「埼玉県」の設計労務単価を採用しており、埼玉県独自の単価は設定していない。

二省による設計労務単価は、使用者による賃金支払い調査結果に基づき決定している。調査は、二省所管の直轄・補助事業等のうち、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出、調査対象としている。設計労務単価の構成要素は、基本給相当額、基準内手当、臨時の給与（賞与等）、実物給与（食事の支給等）である。

だが、この方式は、低価格競争の下で「下請企業や労働者にしわ寄せが行われ、公共工事に従事する労働者の賃金が下がり、賃金の支払い実態を調査している公共工事設計労務単価も低下することになる。それを基に積算されることから予定価格が低下するといった、負のスパイラルともいえるべき状況となっている」（国土交通省「公共工

⁸ 今回実施した業者アンケートの中では「予定価格が低い19.5%」、「設計労務単価が低い18.7%」、「積算が大雑把である16.3%」との回答比率であった。また途中辞退者の理由で一番多かったのは「予定価格が採算ベースより低い」との回答が46.7を占めていた。

事設計労務単価のあり方検討会報告書」2009年）ことが指摘されている。そこで、設計労務単価の低下を招く現行の設定方式をとりやめ、下記の方式にかえる提案を行なう。

①現行の市場調査による「設計労務単価」設定方式を抜本的に転換し、「建設労働者の適正な生活費と技能評価を基準とした」設定方式として、以下のような方法を提言する（詳しくは建設政策研究所「公共工事設計労務単価の新たな算定方式と新設計労務単価の試算」http://homepage2.nifty.com/kenseiken/opinion/op_20080901.pdfを参照）。

- (1)「適正な生活費」については、各都道府県人事委員会による標準生計費に負担費修正をしたものを活用する。
- (2)都道府県人事委員会が毎年算出する都道府県ごとの負担修正後の標準生計費を日額換算した一日あたり生計費を基準単価として「交通誘導員B」の設計労務単価とする。
- (3)厚生労働省「賃金構造基本統計調査の製造業・男・10～99人規模の平均賃金」の都道府県別水準を参考に「交通誘導員B」の設計労務単価を微調整する。
- (4)毎年10月に実施される二省協定賃金調査に基づく都道府県別職種（50職種）別設計労務単価を基にして交通誘導員Bを基準とした職種別技能水準係数を算定する。
- (5)都道府県別「交通誘導員B」の設計労務単価に職種別係数を掛け、職種別設計労務単価を算定する。

②現在、埼玉県は農林水産省および国土交通省による「埼玉県」の設計労務単価を使用しているが、都道府県や市区町村は二省の設計労務単価を必ず採用しなければならないというものではない。地域で建設労働者の暮らしを保障する設計労務単価の設定にむけて、上記①の算定方式を活用するなど、県独自の設定を検討してもよいだろう。

第3節 積算方式・積算体制について

- ①積算は、詳細な作業や個々の機械の運転に関する歩掛に、機械損料・資材単価・労務単価を乗じて作成する単価表を積上げる「積上げ方式」を守る。
- ②共通仮設費、現場管理費においても施工現場の実態にあった運搬費、仮設費、安全費など積上げも明示し正確な内容にする。
- ③適正な設計・積算を行なうため、現場経験重視の人材育成と職場体制を整える。

①設計価格を積算する方式は現在行なわれている積上げ方式を守るべきである。現行の積上げ積算方式は詳細な作業や個々の機械の運転に関する歩掛に、機械損料・資材単価・労務単価を乗じて単価表（建築では複合単価表）を作成し、これら

の単価表を積上げるものである。また各工種の歩掛りについても適宜見直して、良好な品質確保につながる歩掛りにしていく必要がある。こうした各個別構成要素の改善は積上げ方式によって可能となる。

国主導の市場単価方式の拡大、ユニットプライス方式の導入は市場取引実績をもとにした積算方式である。積上げ方式のような労務費や材料費、歩掛り等は一切消えて見えなくなってしまう。低価格受注、ダンピング受注が問題となっている現在、この方式を取り入れることは、予定価格積算の一層の低価格化を招く悪循環を生み出す結果となる。また、発注側の設計・積算担当職員や工事監督職員が工事現場における工種ごとの細かな工程を意識することを弱め、結果として業者の工事過程への適切な指示・監督の能力を低め、品質確保の能力をも低めることになる。

- ② 共通仮設費、現場管理費も積上げ部分と率計算部分とから成っている。共通仮設費、現場管理費も施工現場の実態にあった運搬費、仮設費、安全費などを正確に積上げする必要がある。またその内容や施工条件を正確に設計図書（工事内訳書、図面、特記仕様書）に明示して不確定要素をなくすことが大事である。
- ③ 適正な設計・積算を行なうため、現場経験重視の人材育成と職場体制を整えることが非常に重要である。

(1) 積算（＝工事設計価格の計算）するのは、計画・設計・積算業務の最終段階である。積算の段階に達するまでには、必要な現地の測量や用地買収はもちろん、地盤・地質調査、既存工作物の有無、隣接する家屋や、地域の人々の生活への影響（例えば昼間工事か、夜間工事か、交通止めや仮設道路の検討等）を把握し、必要な地元警察署、埋設物占有者、地元住民などとの事前調整や広報も終えていなければならない。一般的にはこうした事前の調査や資料収集は、コンサルタントの「基本設計」委託と併せて職員が行なうことが多い。「実施設計」段階では工作物そのものの構造計算や図面づくり、これに基づく土量計算、コンクリートや鉄筋量その他の材料の数量計算や仮設の検討を行なう。以上のような前段の作業が整って、初めて積算に入ることができる。実際に行われる工種について現場の条件に見合う、施工歩掛り、材料、使用する機械を適切に選択し積上げ方式で積算することは一定の経験を積んだ職場の先輩からの指導や、実際の工事現場をよく見ることを通じて習得できる。とりわけ現場の工事監督の経験は大きな意味を持つ。現場の経験から実際の工事の手順や施工機械の稼動状況、地盤や地下水の状況など直接得られる体験や情報は次の設計・積算内容の向上へとつながる。

(2) 現場での施工条件に見合った適正な工期を確保できるよう設計・積算を終える体制が必要である。また設計等をアウトソーシングする場合、必ずチェックを十分できる職員の体制を確保する必要もある。そのために現場体験を重視した人事、人材育成を行ない技術力の向上、伝承を行なうことが大切であり、そのために必要な職員の採用、配置、育成方針を持たなければならない。しかし、「最小・最強の県庁」という県のスローガンのもとで人員・組織は「選択と集中」「組織の大括り化」が進み、警察と福祉分野を除くどの分野も職員数が減らされ、土木職員は05年度から08年度の4年間で145人も削減されている。（図表4-1-3-1）

県は「①職員定数削減②成果主義③コスト縮減プラン」等を「行政改革」として掲げ、「いままでの施策に加えて『効率性の向上、設計の最適化、調達の最適

化、地域特性の重視』の観点から新たな施策を追加することで、工事計画や設計の見直しによる工事コストの縮減や施設の維持更新コスト、社会・環境に及ぼす負荷などを含めた総合的なコスト縮減を推進する。」職員一人一人のさらなる創意工夫とコスト意識の醸成によりコスト縮減を推進する。」と述べているのは、職員に過大な要求をしていると言わざるをえない。

より複雑化する制度や求められている水準が高まる下で、現状を無視し逆行する「行政改革」を止めなければならない。

図表 4-1-3-1 埼玉県行政部局部署別職員数の推移



出所：埼玉県ホームページ。

第2章 入札制度のあり方

第1節 ダンピング防止に向けて

1. 最低制限価格制度のあり方

- ①最低制限価格を予定価格の少なくとも「10分の8.5以上」と設定する。上限は設定しない。
- ②業者見積りをベースに予定価格を算出する設備工事などの大型工事においては、低入札価格調査制度が適用できるものとする。

①2008年度の最低制限価格率と落札率を80%を境に見てみると以下のようなになる。

図表 4-2-1-1 80%を境にみた最低制限価格率と落札率

単位：上段・件、下段・%

工事規模	最低制限価格率			落札率（全工事）		
	全体	最低制限価格 80%未満	最低制限価格 80%以上	全体	落札率 80%未満	落札率 80%以上
全体	2,138 100.0	1,317 61.6	821 38.4	3,096 100.0	625 20.2	2,471 79.8
50万～100万 円未満	8 100.0	4 50.0	4 50.0	124 100.0	31 25.0	93 75.0
100万～500万 円未満	468 100.0	381 81.4	87 18.6	915 100.0	210 23.0	705 77.0
500万～1千万 円未満	442 100.0	360 81.4	82 18.6	479 100.0	115 24.0	364 76.0
1千万～5千万 円未満	895 100.0	480 53.6	414 46.3	1,117 100.0	206 18.4	911 81.6
5千万～1億 円未満	257 100.0	67 26.1	190 73.9	322 100.0	36 11.2	286 88.8
1億～5億 円未満	66 100.0	24 36.4	42 63.6	94 100.0	13 13.8	81 86.2
その他	2 100.0	1 50.0	1 50.0	45 100.0	14 31.1	31 68.9

上記表によれば、最低制限価格率が80%未満に設定されている割合が100万円から5千万円未満の3ランクではそれぞれ81.4%、81.4%、53.6%で、5千万円から5億円未満の工事の2ランクでは26.1%、36.4%である。最低制限価格は大規模工事に比べ中小規模工事に低く設定されて割合がかなり多いことがわかる。全工事のうち落札率が80%未満の割合が100万円から5千万円未満の3ランクではそれぞれ23.0%、24.0%、18.4%で、5千万円から5億円未満の工事の2ランクでは11.2%、13.8%である。大規模工事に比べ中小規模工事で落札率の低い割合が多いことが指摘できる。これは最低制限価格率の低さが落札率の低さに反映したものと考えられる。大規模工事に比べ、中小規模工事の入札では最低制限価格の設定が低いため低価格受注競争を回避できない状況にあるといえる。

大規模工事に比べ中小規模工事は業者の経費圧縮幅が少ないといわれている。低価格受注競争にさらされている中小規模工事においてダンピング受注防止の効果をより高めることが必要である。また不透明な運用を回避し、ダンピング防止効果を

確実にするためには、最低制限価格の下限値の設定と公表が必要である。

当研究所で実施した埼玉県建設業者アンケートによれば、埼玉県発注工事 115 件中赤字工事が 28 件 15.1%、利益が確保できない実質赤字工事を含めると 71 件約 4 割になる。2008 年度の平均落札率 87.5%に対する工事原価の比率は把握出来ないが、工事の採算はアンケートに示されたような傾向にあることが推測できる。中小規模工事を中心に約 4 割の工事の赤字解消を目指し、下限値を 85%と仮定して 2008 年度の実績に当てはめてみると、下表のようになる。

図表 4-2-1-2 85%を境にみた最低制限価格率と落札率

単位：上段・件、下段・%

工事規模	最低制限価格率			落札率（全工事）		
	全体	最低制限価格 85%未満	最低制限価格 85%以上	全体	落札率 85%未満	落札率 85%以上
全体	2,138 100.0	1,993 93.2	145 6.8	3,096 100.0	1204 38.9	1,892 61.1
50 万～100 万 円未満	8 100.0	7 87.5	1 12.5	124 100.0	40 32.3	84 67.7
100 万～500 万 円未満	468 100.0	444 94.9	24 5.1	915 100.0	331 36.2	584 63.8
500 万～1 千万 円未満	442 100.0	420 95.0	22 5.0	479 100.0	181 37.8	298 62.2
1 千万～5 千万 円未満	895 100.0	827 92.4	68 7.6	1,117 100.0	481 43.1	636 56.9
5 千万～1 億 円未満	257 100.0	241 93.8	16 6.2	322 100.0	113 35.1	209 64.9
1 億～5 億 円未満	66 100.0	53 80.3	13 19.7	94 100.0	38 40.4	56 59.6
その他	2 100.0	2 100.0	0 0.0	45 100.0	20 44.4	25 55.6

少なくとも落札率 85%未満の 1,204 件（全工事を対象としたデータのため最低制限価格制度の適用件数はこれより少ない）の落札率が 85%以上となる。1,204 件は全 3,096 件の 38.9%である。このうち 5 千万円未満の中小規模工事は 1,033 件であり、これは 1,204 件の 85.8%に当る。よって最低制限価格の下限を予定価格の 85%に設定する。

最低制限価格を 85%以上に設定すべき案件は当然あり得る。それはその案件の特性から判断されるべきもので、上限を設定する根拠は無い。あえていえば上限は予定価格である。したがって上限は設けない。

- ②最低制限価格制度は予定価格が適正に算出されていることを前提として成り立っている。積上げ方式により算出された予定価格は、算出根拠が明らかであるため適正価格としての信頼度が高いが、業者の見積りをベースに予定価格を算出する設備工事等は発注者自らが算出根拠を明らかに出来ないところから、安全を見込んだ予定価格となる可能性がある。特殊な施設における大規模設備工事において特にその可能性が高い。大規模設備工事においては機械的な最低制限価格制度の適用を避けるべきである。

2. 低入札価格調査制度のあり方

- ①低入札価格調査制度は総合評価方式の場合にのみ適用されることになっているが、業者見積りをベースに予定価格を算出する設備工事などの大型工事において低入札価格調査制度が適用できるものとする。
- ②調査基準価格の設定範囲を予定価格の「7.5/10～9.0/10」を8.5/10～9.0/10」に改正する。
- ③低入札価格調査制度におけるダンピング排除の実効を上げるために早急に失格基準を導入する。

- ①最低制限価格制度は予定価格が適正に算出されていることを前提として成り立っている。積上げ方式により算出された予定価格は、算出根拠が明らかであるため適正価格としての信頼度が高いが、業者の見積りをベースに予定価格を算出する設備工事等は発注者自らが算出根拠を明らかに出来ないところから、安全を見込んだ予定価格となる可能性がある。特殊な施設における大規模設備工事において特にその可能性が高い。低入札価格調査制度は総合評価方式のみに適用されることになっているが、総合評価方式でない大規模設備工事の機械的な最低制限価格制度の適用は避けるべきである。
- ②2008年度の低入札調査基準価格の設定を80%を境に見てみると以下のようなになる。

図表 4-2-1-3 80%を境とした調査基準価格率と工事規模の関係

工事規模	全体	調査基準価格率 80%未	調査基準価格率 80%以上	調査基準価格率の平均
全体	246 100.0	138 56.1	108 43.9	77.3
1千万～5千万円未満	147 100.0	92 62.6	55 37.4	76.6
5千万～1億円未満	57 100.0	29 50.9	28 49.1	77.8
1億～5億円未満	27 100.0	6 22.2	21 77.8	81.3
その他	15 100.0	11 73.3	4 26.7	

最低制限価格制度と同様に工事金額が低いほど価格設定率が低くなっている。また最低制限価格の算定が低入札調査基準価格にほぼ準拠していることを考慮し、最低制限価格の下限の改正にならい、低入札調査基準価格の下限である予定価格の10分の7.5を10分の8.5に改正する。

- ③低入札価格調査制度の「調査」のみではダンピングか否かの判定が難しく、調査結果として失格となるケースが極めて少ないのが実態である。埼玉県が2008年度に実施した23件の調査でも失格はゼロである。

埼玉県では低入札価格調査の実施件数が増加している。埼玉県職員への聞き取り調査によれば2009年度は100件になるという。このままで行けば総合評価方式の実施案件の増加により低入札価格調査の実施件数がさらに増えることも予想される。低入札価格調査制度におけるダンピング排除の実効を上げるため、一定の価格を下

回った場合には失格とする基準を早急に導入することが必要である。

3. 予定価格公表のあり方

設計価格の入札前公表を止め、全て入札後公表とする。

埼玉県は1998年から段階的に設計金額の入札前公表を実施してきた。しかし「この価格が目安となって競争が制限される」あるいは「最低制限価格を推定することで抽選落札を増加させる」「入札額が最低制限価格に誘引され、落札額を下限額に誘導する」等の弊害が指摘され、2006年頃より国は事前公表の見直しを指導してきた。埼玉県職員への聞き取り調査では、埼玉県においては抽選落札が「以前はゼロであったが、徐々に始めてきた」と回答している。

埼玉県では2006年4月に設計金額1億円以上、2009年9月に設計金額3,000万円以上の工事を入札後公表とする改定を行なった。

予定価格の入札前公表は、予定価格の非公開あるいは入札後公表時期に発生した予定価格漏洩に関わる不正の解消策として実施されたものである。今日入札前公表の実施による弊害が招来している以上、この弊害を除き適正な競争性を確保するために、予定（設計）価格は入札後公表とし、予定（設計）価格漏洩に関わる不正の再発防止は別途に対処すべきである。

第2節 入札の公平性・透明性・競争性の確保に向けて

1. 指名競争入札のあり方

指名競争入札は指名権が発注官庁に属し、従来から官業癒着の温床になる危険性が指摘されてきた。従って、250万円以下の少額工事以外は原則として一般競争入札とする。

指名競争入札は例外的な案件のみとし、原則として廃止する。

埼玉県では2008年度から一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止という方針を明確にした。そして2009年度から500万円以上1,000万円未満の工事の一部においても一般競争入札を試行している。

2008年度の埼玉県の入札形態別の発注状況をみると、全体3,096件のうち指名競争入札は1,229件（39.7%）ある。そのうち工事金額1,000万円未満が910件、1,000万円以上が319件となっている。

まだ、1,000万円以上の工事においても指名競争入札が相当行なわれている。特に1,000万～5,000万円では25.7%が指名競争入札となっている。1,000万円未満では500万～1,000万円が80.8%が指名競争入札である。100万～500万円では指名競争入札と随意契約とに按分されている。

このような指名競争入札案件を主に受注している業者は資本金1,000万～3,000万円の地域の建設業者である。この点では指名競争入札は地域建設業者の受注確保につながるという見方もあるが、資本金1,000万円未満の小零細業者の受注にはつながっていない。

工事規模が1,000万円未満の小規模工事でも発注者の指名権により比較的地域の有力業者

に受注が片寄るのが指名競争入札の特徴であり、この弊害をなくす必要がある。

また、工事規模 100 万円未満の工事は随意契約が多数となっているが、地方自治法施行令に基づき 250 万円以下の少額工事は随意契約として地域の小零細業者に配分されるよう徹底していく必要がある。

確かに業者アンケートでは、指名競争入札を増やして欲しいという意見がある。しかし、その主旨は際限のない低価格競争を防止する立場からである。その解決は官業癒着につながる指名競争入札ではなく、一般競争入札における最低制限価格の引き上げや公平・公正なランク制づくり、県内業者優先の地域要件づくりなど条件を明確にすることにより十分可能である。

図表 4-2-2-1

発注工事規模別入札形態別件数

単位：上段・件、下段・%

		全体	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
		全体	3,096 100.0	1,287 41.6	1,229 39.7
発注工事規模	50 万円未満	34 100.0	5 14.7	8 23.5	21 61.8
	50 万～1 百万円未満	124 100.0	10 8.1	12 9.7	102 82.3
	1 百万～5 百万円未満	915 100.0	39 4.3	503 55.0	373 40.8
	5 百万～1 千万円未満	479 100.0	65 13.6	387 80.8	27 5.6
	1 千万～5 千万円未満	1,117 100.0	787 70.5	287 25.7	43 3.8
	5 千万～1 億円未満	322 100.0	280 87.0	31 9.6	11 3.4
	1 億～5 億円未満	94 100.0	90 95.7	1 1.1	3 3.2
	5 億～10 億円未満	3 100.0	3 100.0	-	-
	10 億～50 億円未満	8 100.0	8 100.0	-	-
	50 億円以上	- *	- *	- *	- *

出所：建設政策研究所「2008 年度埼玉県発注工事分析報告書」。

表 4-2-2-2

資本金別入札形態別件数

単位：上段・件、下段・%

		全体	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
		全体	3,096 100.0	1,287 41.6	1,229 39.7
資本金	500 万円未満	66 100.0	4 6.1	41 62.1	21 31.8
	500～1000 万円未満	111 100.0	18 16.2	65 58.6	28 25.2
	1000～3000 万円未満	1474 100.0	499 33.9	709 48.1	266 18.0
	3000～5000 万円未満	489 100.0	238 48.7	185 37.8	66 13.5
	5000 万～1 億未満	515 100.0	279 54.2	136 26.4	100 19.4
	1～10 億未満	249 100.0	166 66.7	54 21.7	29 11.6
	10～50 億未満	40 100.0	23 57.5	8 20.0	9 22.5
	50 億円以上	128 100.0	58 45.3	30 23.4	40 31.3
	JV	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
	無回答	23 100.0	2 8.7	1 4.3	20 87.0

出所：建設政策研究所「2008 年度埼玉県発注工事分析報告書」。

2. 一般競争入札のあり方

1 件 250 万円超の工事は原則として一般競争入札とする。但し、ランク別及び地域要件を厳格に定めた条件付一般競争入札とする。

指名競争入札を原則として廃止することにより、1 件 250 万円超の工事は随意契約を除き一般競争入札となる。一般競争入札の全ての工事は業者格付ランク制と工事のランクに見合った発注標準に基づく条件を付したものとする。また、発注工事は市内業者に優先発注する立場から地域要件を重視して設定する。

一件 250 万円以下の工事は少額工事として競争入札に付することなく、小零細業者の随意契約として発注する。

3. 条件付一般競争入札のあり方

1) ランク別発注のあり方

条件付一般競争入札における条件として、ランク別発注制度をいっそう公正・公平にするため、以下のような提言を行なう。

- ①発注案件の量に関係なく基本的に業種毎に 5 段階のランクを設けるよう努力する。
- ②各ランク別業者数に対応した発注工事件数・金額を確保する努力を行ない、ランク内で過度な競争が生じないよう、ランク内業者数と発注件数・金額のバランスに配慮する。
- ③そのため、県内業者の数が多き業種ランクには当該ランクの B～D の発注標準金額を上げるなどの工夫を行なう。
- ④「その他の業種」の発注標準金額は「知事はその都度定める」のではなく、ランク別発注標準金額を明確に定める。
- ⑤発注標準金額は業者ランクごとに範囲を明確に区分し、上位ランク業者が下位ランク発注標準工事に入札参加できない方式に改める。
- ⑥県内 B～D ランク業者の受注機会を増大するため、住民生活に密着する小規模な改修、維持補修工事を増大するとともに、大型工事はできる限り業種ごとに分離発注する。

①埼玉県は 2 年に一度、図表 4-2-2-3 に示された業種別格付一覧表を発表する。この表は 09～10 年度における資格審査点数および 1 級技術者相当数をもとに業種ごとに A、A、B、C、D の 5 ランクに分類した業者の格付一覧表である。資格審査点数とは客観的事項の審査点数に県独自の評価点数値を加えた合計値である。客観的事項の審査点数は建設業法第 27 条に規定する経営事項審査の総合評定値（経営規模、経営状況、技術力および社会性等の審査項目）の基準に基づき審査し、算出した評点である。また、県による評価点数は主たる営業所が埼玉県内にある業者（県内業者）に対してのみ次の項目について配点する。

- ①工事成績評価点、②優秀工事表彰評価点、③品質管理評価点、④技術者数に関する評価点、⑤環境への配慮等に関する評価点、⑥建設業労働災害防止協会加入評価点、⑦障害者雇用評価点、⑧企業合併評価点、⑨防災協定等社会的貢献評価

点、⑩子育て支援推進等社会的貢献評価点、⑪指名停止等評価点

また、1級相当技術者数は経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄に記載された人数となっている。

このような数値で振り分けられた格付は、土木と建築の業種では5段階のランク区分であるが、電気、管、舗装、その他業種（20業種）では3段階に分類されている。基本的にこれら23業種においても5段階区分にすべきである。

表 4-2-2-3 平成 21・22 年度業種別格付一覧 (点数は資格審査数値)

業種	格付	級	A 級	B 級	C 級	D 級
土木工事業		1100 点以上、 1 級相当技術 者 10 人以上	840 点以上 1 級相当技術 者 3 人以上	700 点以上 1 級相当技術 者 1 人以上	610 点以上	、A、B、C 級以外
建築工事業		1100 点以上、 1 級相当技術 者 8 人以上	840 点以上 1 級相当技術 者 5 人以上	700 点以上 1 級相当技術 者 2 人以上	580 点以上 1 級相当技術 者 1 人以上	、A、B、C 級以外
電気工事業			810 点以上	660 点以上 810 点未満	660 点未満	
管工事業			810 点以上	660 点以上 810 点未満	660 点未満	
舗装工事業			910 点以上	750 点以上 910 点未満	750 点未満	
その他の業種			770 点以上	640 点以上 770 点未満	640 点未満	

出所：「埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領」。

②具体的には 09 年度～10 年度の入札参加申請者は「土木」では 2161 社あり、そのうち
 ④Aランク業者は 194 社、Aランク業者は 402 社、Bランク業者は 509 社、Cランク業者
 は 492 社、Dランク業者は 564 社が登録されている。これに対して 08 年度の実績を見てみると「土木」のランク別受注業者数は④Aランク業者が 41 社（同申請者の 21.1%）、
 発注金額 132 億円、Aランク業者が 210 社（同 52.2%）、発注金額 142 億円、Bラン
 業者が 218 社（同 42.8%）、発注金額 68 億円、Cランク業者が 155 社（同 31.5%）、発
 注金額 19 億円、Dランク業者が 340 社（同 60.3%）発注金額 11 億円となっている。

登録業者数と受注業者数との関係を見ると、Dランク業者は登録業者の 60%が受注を
 確保しているが、④Aランク業者では 21%、Cランク業者では 32%と相対的に受注比率
 が低い。この面では④Aランク、Cランクにより多くの発注件数を確保していくことが必
 要ということになる。「土木」のランクごとに 1 登録業者あたりの年間受注件数・金額を
 みてみると、④Aランク業者は 0.2 件・6,819 万円、Aランク業者は 0.5 件・3,533 万円、
 Bランク業者は 0.4 件・1,330 万円、Cランク業者は 0.3 件・393 万円、Dランク業者は
 0.6 件・190 万円となる。一社あたり受注件数ではランク下位の方が多くなっているが、
 金額ではランク下位業者には取るに足らない少額となっている。これは下位ランク業者
 への配分金額が業者数に対して少ないことが原因している。

このように、現状ではランク内業者数と発注件数・金額のバランスに配慮されていな
 い状況がある。

図表 4-2-2-4 平成 21・22 年度入札参加資格者業種別格付別業者数

業種	格付 入札参加 業者数	㊦	A	B	C	D
土木	2,161	194	402	509	492	564
建築	995	166	135	155	179	360
電気	740		366	187	187	
管	1,096		296	370	430	
舗装	1,463		163	277	1,023	
大工	42		4	6	32	
左官	10			3	7	
とび	1,170		372	340	458	
石	57		3	17	37	
屋根	20		3	5	12	
タイル	18		3	3	12	
鋼構造	205		137	31	37	
鉄筋	3			2	1	
浚渫	203		25	63	115	
板金	7		1	2	4	
ガラス	17			1	16	
塗装	348		83	93	172	
防水	223		38	60	125	
内装	236		41	64	131	
機械	379		239	87	53	
熱絶縁	4		1	1	2	
通信	271		174	65	32	
造園	562		136	164	262	
さく井	45		18	9	18	
建具	48		14	11	23	
水道	704		251	185	268	
消防	209		56	101	52	
清掃	42		32	6	4	
総計	11,278	360	2,993	2,817	4,184	924

出所：建設政策研究所「2008 年度埼玉県発注公共工事分析報告書」。

図表 4-2-2-5 業種別・県内外別・ランク別受注業者数

単位：社

		格付別県内受注業者							格付別県外受注業者							JV		合計	
		④	A	B	C	D	不明	計	④	A	B	C	D	不明	計	不明	計		
発注標準	土木工事	④	36	-	-	-	-	-	36	5	-	-	-	-	-	5	-	-	41
		A	76	122	6	3	-	-	207	3	-	-	-	-	-	3	-	-	210
		B	13	111	75	12	1	4	216	2	-	-	-	-	-	2	-	-	218
		C	7	22	77	35	11	3	155	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155
		D	12	58	50	82	125	9	336	2	-	1	-	-	1	4	-	-	340
		計	144	313	208	132	137	16	950	12	-	1	-	-	1	14	-	-	964
	建築工事	④	13	-	-	-	-	-	13	2	-	-	-	-	-	2	-	-	15
		A	12	4	-	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
		B	21	24	3	-	-	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48
		C	8	17	16	6	-	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47
		D	4	5	19	30	16	-	74	3	-	-	-	-	1	4	-	-	78
		計	58	50	38	36	16	-	198	5	-	-	-	-	1	6	-	-	204
	電気工事	A	-	46	4	-	-	-	50	-	47	-	-	-	-	47	-	-	97
		B	-	57	19	3	-	-	79	-	27	1	-	-	-	28	-	-	107
		C	-	77	36	30	-	-	143	-	28	-	-	-	-	28	-	-	171
		計	-	180	59	33	-	-	272	-	102	1	-	-	-	103	-	-	375
	管工事	A	-	40	2	-	-	-	42	-	3	-	-	-	-	3	-	-	45
		B	-	44	2	1	-	-	47	-	3	-	-	-	-	3	-	-	50
		C	-	24	20	22	-	-	66	-	1	-	-	-	2	3	-	-	69
		計	-	108	24	23	-	-	155	-	7	-	-	-	2	9	-	-	164
	ほ装工事	A	-	53	32	-	-	-	85	-	2	-	-	-	-	2	-	-	87
		B	-	53	117	61	-	-	231	-	1	-	-	-	-	1	-	-	232
		C	-	36	40	39	-	-	115	-	10	-	-	-	-	10	-	-	125
		計	-	142	189	100	-	-	431	-	13	-	-	-	-	13	-	-	444
	その他	—	-	266	330	162	-	7	765	-	163	11	2	-	3	179	1	1	945
		計	-	266	330	162	-	7	765	-	163	11	2	-	3	179	1	1	945
合計		202	1,059	848	486	153	16	2,771	17	285	13	2	-	7	324	1	1	3,096	

出所：建設政策研究所「2008年度埼玉県発注公共工事分析報告書」。

- ③業種別各ランク内の業者数と発注件数・金額のバランスは常によく配慮していく必要がある。そのためには「埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規定」の中に定められている業種・等級ごとの発注標準金額を実態に対応して見直していく必要がある。特に年度ごとの入札参加資格者の業種別・ランク別登録業者数の傾向に応じて、発注標準の改善を図ることが求められる。平成 21・22 年度の格付業者数を見ると、土木・建築以外の専門業種はA・B・Cの3ランクとなっているが、特にCランクに片寄って業者数の多い「舗装」「浚渫」「塗装」「防水」「内装」「造園」には発注標準金額を引上げるなどの配慮が必要である。
- ④特に「その他の工事」に、括られている 23 専門業種では発注標準を「その都度知事が定める」となっているが、入札参加業者数に対応して適切に定められているか、その実態を検証すると同時に、このようなあいまいな基準ではなくランク別発注標準金額を明確に定める必要がある。
- ⑤県の発注標準金額は上位等級が下位等級の発注標準に食い込めるよう意識的にダブらせ

ている。例えば「土木」では④等級は 6000 万円以上であるが、A等級は 3000 万円以上 1 億円未満なので、6000 万円～1 億円は④等級と A等級が競合することになる。また、08 年度の県内業者ランクごとにどの発注標準の工事を受注しているのかをみると、「土木」では④ランク業者は④等級を 36 件、A等級を 76 件、B等級を 13 件、C等級を 7 件、D等級を 12 件というようにすべての等級から受注を確保している。このように発注標準が食い込みを認めることにより実態はそれ以上に入り乱れ、ランク別発注標準が機能しているとはいえない状況になっている。従って、「等級区分に対応する発注標準金額」を改め、等級区分ごとの発注標準金額がダブらない方式とする。

図表 4-2-2-6 等級区分に対応する発注標準金額

業種	等級	発注標準金額
土木 工事	④	6,000 万円以上
	A	3,000 万円以上 1 億円未満
	B	1,000 万円以上 6,000 万円未満
	C	250 万円以上 3,000 万円未満
	D	1,000 万円未満
建築 工事	④	1 億円以上
	A	4,000 万円以上 2 億 5,000 万円未満
	B	1,300 万円以上 1 億円未満
	C	250 万円以上 4,000 万円未満
	D	1,300 万円未満
電気 工事	A	1,000 万円以上
	B	250 万円以上 4,000 万円未満
	C	1,000 万円未満
管工事	A	1,000 万円以上
	B	250 万円以上 4,000 万円未満
	C	1,000 万円以上
舗装 工事	A	1,500 万円以上
	B	250 万円以上 4,000 万円未満
	C	1,500 万円未満
その他 の工事	A	その都度知事が定める
	B	その都度知事が定める
	C	その都度知事が定める

図表 4-2-2-7 08 年度業種別・県内外別・ランク別受注業者数

単位：社

		格付別県内受注業者							格付別県外受注業者							JV		合計	
		①	A	B	C	D	不明	計	①	A	B	C	D	不明	計	不明	計		
発注標準	土木工事	①	36	-	-	-	-	-	36	5	-	-	-	-	-	5	-	-	41
		A	76	122	6	3	-	-	207	3	-	-	-	-	-	3	-	-	210
		B	13	111	75	12	1	4	216	2	-	-	-	-	-	2	-	-	218
		C	7	22	77	35	11	3	155	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155
		D	12	58	50	82	125	9	336	2	-	1	-	-	1	4	-	-	340
		計	144	313	208	132	137	16	950	12	-	1	-	-	1	14	-	-	964
	建築工事	①	13	-	-	-	-	-	13	2	-	-	-	-	-	2	-	-	15
		A	12	4	-	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
		B	21	24	3	-	-	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48
		C	8	17	16	6	-	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47
		D	4	5	19	30	16	-	74	3	-	-	-	-	1	4	-	-	78
		計	58	50	38	36	16	-	198	5	-	-	-	-	1	6	-	-	204
	電気工事	A	-	46	4	-	-	-	50	-	47	-	-	-	-	47	-	-	97
		B	-	57	19	3	-	-	79	-	27	1	-	-	-	28	-	-	107
		C	-	77	36	30	-	-	143	-	28	-	-	-	-	28	-	-	171
		計	-	180	59	33	-	-	272	-	102	1	-	-	-	103	-	-	375
	管工事	A	-	40	2	-	-	-	42	-	3	-	-	-	-	3	-	-	45
		B	-	44	2	1	-	-	47	-	3	-	-	-	-	3	-	-	50
		C	-	24	20	22	-	-	66	-	1	-	-	-	2	3	-	-	69
		計	-	108	24	23	-	-	155	-	7	-	-	-	2	9	-	-	164
	ほ装工事	A	-	53	32	-	-	-	85	-	2	-	-	-	-	2	-	-	87
		B	-	53	117	61	-	-	231	-	1	-	-	-	-	1	-	-	232
		C	-	36	40	39	-	-	115	-	10	-	-	-	-	10	-	-	125
		計	-	142	189	100	-	-	431	-	13	-	-	-	-	13	-	-	444
	その他	一	-	266	330	162	-	7	765	-	163	11	2	-	3	179	1	1	945
計		-	266	330	162	-	7	765	-	163	11	2	-	3	179	1	1	945	
合計		202	1,059	848	486	153	16	2,771	17	285	13	2	-	7	324	1	1	3,096	

2) 地域要件のあり方

- ①地域建設産業の振興は公共工事が持つ重要な役割である。その役割を果たすために県発注公共工事は、応札業者数の考慮など競争性の確保に配慮しつつ、原則として県内中小業者への発注とする。
- ②分離・分割発注、県内業者同士のJV、格付けと発注標準などの工夫で県内中小業者への優先発注を推進する。
- ③入札格付けや総合評価方式における評価項目に県内労働者の雇用や県産材の使用、県内下請業者との取引状況などを加え、その評価を重視する。

①埼玉県では「埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドライン」を発表し 2009 年 4 月から実施している。ここには一般競争入札の執行に当たっては、地元企業の受注機会を確保しつつ、公正な競争が確保できるよう入札参加条件の基本ルールが定められている。以下にその内容を紹介する。

1. 地域要件設定の基本ルール

入札参加資格者名簿に登録された本店または主たる営業所を県内に有する者による施工が可能な工事の入札については、十分な競争性を確保することを前提に、県内企業の受注機会が確保できるよう以下のルールにより地域要件を設定する。

《ルール 1》

企業の数原則として 30 者以上とする。但し、県内全域を地域要件とする場合には、原則として 20 者以上とすることができる。

《ルール 2》

入札に参加できる企業は固定させない。

2. 地域要件の単位地域

地域要件の単位地域は県土整備事務所管内を基本とするが、企業の数が多い管内については区域を分割し単位地域とする。この考えに基づき、企業の数概ね均等となるよう県内に 16 の単位地域を設ける。

尚、この単位地域を適用することが適切でない場合には、地域要件設定の基本ルールの範囲内で別途単位地域を定めることができるものとする。

3. 地域要件の設定方法

「(1) 県内企業のみで、応札可能者数が一定数以上揃う場合には以下の手順で県内業者を対象とする地域要件を設定する。

① 工事場所が存する単位地域とこれに隣接する 1 単位地域を合わせて地域要件とすることを原則とする。

但し、競争性を損なわない範囲で、工事場所が存する単位地域とこれに隣接する市区町村の区域を合わせて地域要件とすることができる。

② 競争性をより高めるため、順次近接する単位地域または市区町村の区域を加え、地域要件を設定することができる。

(2) 県内全域を地域要件としても、県内企業だけでは応札可能者数が原則 20 者に満たない場合には県外企業も参加させることができる。

(3) 県内企業と県外企業を合わせても応札可能者数が 20 者に満たない場合には原則として地域要件は設定しない。但し、隣接都県等を含めた地域要件の設定は差し支えない。

4. JV 入札方式のあり方

- ①混合入札は、単体企業と共同企業体のいずれもが入札に参加できる入札方式である。大規模工事については、引き続き混合入札方式として単体と共同企業体の競争を促進する。
- ②大規模工事では県内業者同士の共同企業体を基本とするが、参加要件が必ずしも県内業者による共同企業体でない場合も存在するため、その場合には県内業者でも受注可能な部分を分離発注する。

①「平成 21 年度公共事業等施行方針」には、事業執行上、各発注機関が配慮すべき事項として、「県内企業を構成員とする共同企業体の活用に努め、県内中小企業の経営力や施工能力の強化を図る」と謳われている。しかし、混合入札を実施した案件の

ほぼすべてにおいて、単体企業が落札している。

- ②④ランク工事の場合、工事内容によっては県外業者の入札参加が必要になる場合も想定されうるが、工事の一部を分離発注することにより県内業者でも施工可能な場合には、積極的に分離発注する。

5. 分離・分割発注のあり方

大規模工事は県内業者の育成と地域経済振興の観点から、発注ロットの大きさに考慮しつつも、出来る限り分離・分割発注を行なう。

- ①大型工事については発注段階から分離発注を進め、中小業者の受注確保と専門工事業者の元請としての自立性と採算性を確保する。
②延長の長い道路や管工事などは中小建設業者が受注可能な範囲に分割して発注する。ただし、発注コストが大幅に増加しないように工夫することが必要である。

①大型工事については、発注段階で分離発注を進めることにより、重層下請構造の解消につながる。同時に中小業者の受注確保、採算性の向上も図られる。また、発注する専門工事については、一定程度の設計金額以上の場合には、分離発注するという仕組みが検討されて良い。

②延長の長い道路や管工事、水路工事などを県内業者が受注できるように分割して発注することにより、多くの業者の受注確保につながる。しかし、分離・分割発注の欠陥は発注者の発注・施工管理業務の増大を招くと同時に現場経費など工事コストの増大を招く恐れがあることである。この点での発注業務のコストの大幅な増大を招かないよういっそうの工夫が必要である。さらに分離・分割発注の場合、現場全体の統括施工管理が不備にならないよう配慮する必要がある。

6. 総合評価方式のあり方

①総合評価方式導入の目的を発揮するために、総合評価方式に適用される低入札価格調査制度にダンピング排除のための失格基準を早急に導入する。

②除算方式と加算方式の併用の結果、除算方式は「入札額が低い場合には評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向」があり、加算方式は「低価格入札による落札を回避できる可能性が高い」とする国交省の指摘する特性が認められるならば、加算方式を採用する。

③評価項目には技術力以外に災害復旧への貢献、地元材の使用、地元下請業者の使用、雇用創出への貢献、労働者の賃金、法令遵守、環境への貢献など地域社会に貢献する評価項目の採用を推進する。

④総合評価方式の拡充により必要となる発注処理能力の質の増大のため、職員の確保を計画的に実施する。

①総合評価方式には低入札価格調査制度が適用される。総合評価方式の3年間の試行結果によれば、適用される低入札価格調査制度の調査対象案件が増加し、落札率が総合評価方式以外による方式より低くなっている。このことは総合評価方式の適用によって競争がより激化したことの現われと考えられる。

総合評価方式においても低価格入札が総合評価の高得点と結びつくことは避けられない。したがってダンピング受注の排除は低入札価格調査制度に期待されるが、現行の制度ではダンピング排除が困難である。総合評価制度に期待する効果を発揮するために、「低入札価格調査制度のあり方」で示した失格基準の導入によるダンピング排除が早急に必要である。

- ②埼玉県は 2009 年度も総合評価値の算出には除算方式と加算方式を併用している。実際の様々なケースに遭遇しながら両者の特性を明らかにしていくことは必要である。その結果として国交省の指摘する特性が確認されるのであれば、より総合評価方式の導入目的に沿うと考えられる加算方式を採用すべきである。
- ③価格以外の評価項目には、技術力に加えて地域社会への貢献度合い評価する項目を積極的に採用すべきである。例えば
- ・ 地元に着した業者としての度合い。
 - ・ 地元産材や地元業者を優先しようとする度合い
 - ・ 周辺環境への配慮の度合い
 - ・ 現場労働者を直接雇用している度合い。
 - ・ 地元労働者の雇用比率の度合い。
 - ・ 労働災害、職業病防止の実績の度合い。
 - ・ 建設業退職金共済制度への加入と、加入率の高い下請業者の使用の度合い。
 - ・ 設計労務単価に見合った賃金を労働者に支払い、又は下請業者に指導している度合い。
 - ・ 労働基準法や建設業法など法令遵守の度合い。
- ④総合評価方式は、価格のみによる落札者の決定方式にくらべ、発注処理作業量が増大する。また入札者の技術的力量や社会的貢献などを評価するためには、発注者側の評価能力が要求される。総合評価方式を拡充するためには、発注に携わる職員の量的、質的な増大が必要である。

7. 随意契約のあり方

随意契約は基本的に地方自治法施行令第 167 条の 2 規定される 9 項目の理由別ケースの中でケース 1 に該当する予定価格が少額である場合に重点化し、250 万円未満工事に重点的に採用する。なお、この場合は少規模工事登録制度などと連携し、普段、公共工事の受注の恩恵を受けない小規模市内業者に受注機会を与えることに配慮する。また、ケース 5 に該当する災害時等の緊急の必要により競争に付することができない場合は例外的に随意契約を採用する。

一方、ケース 2 の契約の性質又は目的が競争を許さない場合という規定は大規模な特殊工事に安易に採用され勝ちだが、分離発注などを通じてできる限り競争に付するものとする。またケース 6 にある、競争入札に付することが不利と認められるときという理由も慎重に吟味し、安易に採用しないこととする

08年度 川崎市と比較した県の
随意契約の理由別件数

単位：件・%

	埼玉県		川崎市	
	件数	構成比	件数	構成比
随契件数	580	100	51	100
ケース1	442	76.2	0	0
ケース2	67	11.6	34	66.7
ケース3	0	0	0	0
ケース4	0	0	0	0
ケース5	31	5.3	0	0
ケース6	5	0.9	17	33.3
ケース7	4	0.7	0	0
ケース8	30	5.2	0	0
ケース9	1	0.2	0	0

埼玉県の随意契約の理由別分類をみると、随意契約全体の76%が「予定価格が小額である場合」に採用されている。これは川崎市などとは違い随意契約の本来の主旨に沿ったものである。地方自治法施行令第167条の二の①の第1に掲げられているのが「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第三上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき」という規定である。別表第三には上欄に「工事または製造の請負」とある欄の下欄には「都道府県及び指定都市 250万円」「市町村（指定都市を除く） 130万円」となっている。つまり、埼玉県の場合は予定価格250万円以下の工事は随意契約とすべきであり、基本的に法制度どおり随意契約となっている。また、ケース5は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」という理由であるが、08年度はこのケースが31件ある。この場合も随意契約で止むを得ないものと考えられる。さらにケース8は「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」という理由のケースも08年度には30件ある。これも止むを得ないができるだけ少ない方が良いといえる。問題なのはケース2「・・・物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」という理由で、08年度は67件と比較的多い。また、ケース6「競争入札に付することが不利と認められるとき」という2つのケースは表現が曖昧で、競争入札を回避するために利用される可能性がある。特にケース2は大規模な設備工事などに採用されがちであるが、慎重に吟味して悪用されることのないようにする必要がある。

8. 小規模工事登録制度について

- ①小零細業者の仕事確保の観点から、小規模工事登録制度を新設する。
- ②予定価格は250万円以下の修繕、工事において採用する。
- ③この制度の対象業者は、有資格者名簿に記載されていない小規模業者とする。
- ④工事は直接施工を原則とする。

①県内業者の育成と県内経済活性化の観点から、県内の小規模零細業者を対象とした小規

模工事登録制度を設ける。

- ②小規模工事登録制度は小零細業者を対象として随意契約で発注する工事であるが、一定量の発注量を確保する必要があることから、対象工事は予定価格 250 万円以下の工事とする。
- ③小規模業者の受注を確保するという観点から、普段、公共工事受注の恩恵にあずかる機会の少ない業者を対象とする。
- ④小規模工事登録制度は少額工事を対象としており、重層下請構造の解消のためにも、直接施工を原則とする。

第3節 公共物の品質確保のために

1. 公共工事における品質の確保とは

「品質確保」の名による各種の制度改革は、大手業者に有利になる制度ではなく、市民のための事業が地域に根ざした建設業者によってその技術力を発揮できることとその向上につながる制度実現をめざす。

公共工事に期待されているのは国民（市民）生活の向上や安全確保のための社会資本整備・維持管理を目的通り達成し、公共の福祉を向上させることである。したがってその社会的な目的にふさわしい事業が計画され、その目的とする機能発揮のための構造物が適切に企画・計画されなければならない。つまり、公共工事の品質確保とは土木・建築構造物としての純粋な工学的・物理的な品質の確保することのみではなく、真に国民（市民）の求める事業が民主的な手続き・手法で決定され、その事業に伴う公共工事が企画・計画されること大前提となる。その上で具体的な工事の設計・積算、発注・契約、施工、さらに維持管理という各段階が適切であるかが、個別の構造物の品質確保と適切な機能の発揮に関連して問われることになる。県の公共事業は開発に重点が置かれており、県民が求める住民生活の向上、安全の確保のための事業はまだ不十分である。県民の要望に応える事業が具体化するためには、職員自身が常に住民サイドに立って地域の実態を把握し、住民の声を聞き考える職員の体制と県の事業全体を分析・評価できる能力を持つ必要がある。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（2005年4月施行）はその目的（第1条）に「…公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること」と謳っているが「その品質は受注者の技術能力に負うところが大きい（第3条2）、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない（第3条5）」「高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格を定めることができる（第14条）」としている。これによって「低入札」ダンピング競争の結果招かれた構造物の品質低下のみを防止しようと受注業者の選別・淘汰を意図した結果の軌道修正、つまり受注業者選定時の「総合評価」という名の大手が有利となる「技術提案力」を求める業者選別を行なう路線を敷いた。しかし、選別・淘汰ではなく中小業

者も含む全体の技術力向上によってこそ公共工事の品質確保ができる。

2. 設計・監督・検査・契約業務の職場体制の確立

- ①公共工事の品質確保のための企画・設計・監督・検査・契約・維持管理業務等の職場体制の確立を行なう。
- ②総合評価制度、低入札調査制度の導入などによって生じた新たな業務に対応できる体制を整える。

①個々の工事は個別の事業に位置付けられ、予算化され発注されるが、その工事発注の前段階である工事に関する調査、設計の品質が公共工事の品質確保に大きく影響する。この調査・設計のほとんどはコンサルタント会社に業務委託されているが、受託業者への指示や指導は県の職員が行なっており、その内容やタイミングが適切でなければならない。外部委託の拡大に伴うノウハウ継承の停滞、職員一人ひとりの業務負担の増大などが生じており、現在、技術継承のための努力が必要な段階にある。職員の個人的な技術力、経験が大きく影響するが、組織的なチェック体制や指導体制全体が業務委託による成果品の質を左右する。団塊世代職員の大量退職と行革の進行で技術職員が削減されているが、計画的な職員採用と育成による技術力の伝承・維持・向上が品質確保の大きな要素である。図表 4-1-3-1 のとおり県の土木職員は4年間で145人が減らされており、上記のような職場全体の能力向上に懸念がある。

また埼玉県検査体制は2009年4月より総合技術センター⁹に一元化され、「体制を強化」したとされている。ホームページに記されている08年度の検査員の実績は1,808件であるが、09年度の体制で単純計算すると1人当たり年間139件となる。また兼務検査員の実績は、1,988件で1人当たり約100件となる。検査に伴う事前事後の事務処理や時期的な偏りを考慮すると極めて過重と言わざるをえない。

また構造物の安全の確保、適切な維持補修も多くの構造物を直接管理した経験が重要になる。社会資本全体の老朽化を迎える下での人材の確保、育成がなければ適正に行なうことがない。

②入札制度改革によって、従来にはなかった新たな入札方式が導入され、適用工事が増えている。(低入札調査工事 2008年度 246件、総合評価方式実施 2006年度 121件→2009年度 353件) 職員の技術力や契約に係る制度・運用に起因する工期の遅延等の問題も発生している。総合評価制度による業者の審査などは予算執行額のように数字には現われない新たな業務を発生させている。増大する業務は、工事の品質確保と通常価格以下の諸条件との関係、価格以外の「技術力評価」「施工計画上の配慮」などを判定し評価する能力を問われる。総合評価方式における評価の業務は09年度に新設された総合技術センターで一括して、地域別の担当者が行なう体制とな

⁹ 2009年、建設工事に係る総合評価方式による入札の本格実施に対応するため、評価、検査等の事務を集約化し、センターが新設された。配置されている検査員は土木工事、農林工事、建築工事、設備工事担当に分かれており13人で構成され、一定金額以上の工事の完成、中間検査、既済部分検査を行なっている。その他に他の部署に籍を置く職員19人が兼務検査員として位置付けられている。全体で年間約3000件(2008年度)の工事に関する検査を実施していくことになる。

った。今後とも対象件数が増える状況が予測され、しっかりとした体制の確立が望まれる。

低入札調査対象工事の場合は、落札者決定に際する調査とともに契約後に「追跡調査」¹⁰が必要とされ、通常以上に監督・検査体制等の強化、真に公正に評価を行なうことのできる能力を求められている。

工事ごとの品質の評価は、工事後の工事成績によって行われている。総合評価方式の入札においては過去に実施した工事の成績が評点として大きな比重を占める。監督員、総括監督員、検査員の採点結果が総合されて工事成績が点数化される仕組みになっている。採点の考査項目は多岐にわたっており、正確で公平な採点のためには監督職員の責務は重く、工事現場を見る目と施工業者の能力を評価できる目を育て、現場に頻繁に行けるだけの体制がなければならない。

3. 工事系業務（設計、調査、測量）委託の最低制限価格の設定方法の見直し

- ①最低制限価格制度適用の範囲をした現行の試行対象（税込設計金額 500 万円以上）を拡げ、原則全案件とする。
- ②技術者の労務費の占める比率の高い業務委託の最低制限価格は、工事の場合より高く設定する。

①政府は 2005 年の「品確法」制定時の閣議決定で「調査及び設計の品質確保に関する事項」を設け、「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる」として「求める品質の確保が可能となるよう、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする」と述べている。また「第 6 回埼玉県公共調達改革推進本部会議」においては、「今後の取組みの工事品質の確保」課題として「最低制限価格制度（委託）の導入効果の検証と対象の拡大を図るなどダンピング防止に対策を強化します」とされている。現行（2010 年 1 月 1 日）試行基準（税込設計金額 500 万円以上）の適正な見直しと原則全案件への拡大が急がれる。

②都道府県と政令市の 7 割が、工事に関わる測量、地質調査、設計の業務委託の入札の際、工事には設定している「最低制限価格」を設定していない。その結果、工事以上にダンピング状況が生じ、関係者からは問題が指摘されていた。これらの業務の価格のほとんどが人件費であり、ダンピングはすなわち人件費の削減である。

したがって技術者の労務費の占める比率の高い業務委託の最低制限価格は、工事の場合より高く設定して品質確保すべきである。

¹⁰ (1)施工体制の確認(2)見積工事費内訳と精算工事費内訳の比較確認(3)下請等契約及び支払い状況の確認(4)必要に応じた聞き取り調査(5)適正な支払い等がなされない場合の措置等の調査に対して請負者に協力を求めるとしてについて定めた事務取扱案がある。

4. 安全な作業環境確保と建設技術者・技能者の適正な賃金、労働条件確保

・設計労務単価の改正 ・ダンピング受注防止のための諸改革 ・総合評価方式における調査項目の改善 ・公契約条例の実現などを通じて、受注者の技術者・技能者の賃金・労働条件を改善できる環境を整え、安全な作業環境と適正な工期のもとでその能力を発揮し、定められた施工監理基準や材料品質基準を満たす適正な工事を実現する。

工事の施工において、その品質を左右するのは現場の環境や工事に直接携わる技術者・技能者の技術基準を満たす施工能力である。今日の建設産業の重層下請構造のもとでの低価格受注競争は最終的に工事施工に携わる業者が、労働者にまともな賃金・労働条件を保証できない状況に置かれ、施工品質の確保上深刻な事態を生みだしている。(第6回埼玉県公共調達改革推進本部会議資料では低価格入札発生件数¹¹は、H18年度 109件=4.3%が H21年度 1,178件=47.5%へと急拡大している。)現場全体を施工監理している技術者の配置は最小限に抑えられ、会社の利益目標確保に迫られている。そのため自ら長時間労働を強いられながら、下請け業者への価格引下げ、低賃金労働者、劣悪な労働条件を押付ける役割を持たされている。こうした事態が続けば定められた施工基準や品質管理基準を身につけた有能な技術者・技能者は育たない。施工レベルでの品質確保のためには、技術者・技能者の適正な賃金確保と労災・職業病を発生させない現場の安全性確保や技能訓練・教育も可能な環境をつくる必要がある。こうした観点を基本に、設計労務単価の設定の改善などの積算問題、入札制度改革においても技術者・技能者の賃金・労働条件確保、直接雇用や育成への取組みを評価項目として重視する総合評価方式の確立を目指すべきであろう。

¹¹ 最低制限価格未満の入札+低入札調査基準価格未満の入札

第3章 埼玉県における公契約条例制定に向けての提言

野田市が2010年2月から全国で初めて公契約条例を施行して以降、具体化に取り組む地方自治体が相次いでいる。埼玉県は職員の聞き取りにおいて、「特に県政内で公契約条例について検討を進めてはいない」という回答であった。その理由として「労働者保護は国の労働法整備の中で行われており、公契約条例はそうした労働基準法や最低賃金法整備の中で取り扱われるべきものと考えている。」と国がILO94号条約を批准しないことと似たようなことを述べている。しかし、一方で「今後の動向には注目していきたいと考えている」とも述べており、全国の地方自治体の動向に応じて急展開する可能性もある。特に県内労働組合などの県への要請活動等運動の広がりが局面を変えるものと考えられる。特に埼玉県という県レベルで公契約条例が制定されることになれば、全国の各自治体に大きな影響を与えることになる。そのため、埼玉県の公契約条例は単に制定されたことが評価されるのではなく、どのように効力のある内容の条例を制定するのかがきわめて重要になる。そこで本章では公契約条例の基本的内容および効力ある内容とするための提言を行なう。

第1節 公契約条例の目的は何か

1. 公契約における公共の果たすべき役割は民間の市場競争原理に基づくべきではない

公契約とは公共機関と民間業者との契約を指すが、この契約関係は本来、公共機関が実施すべき事業を請負または委託などを通じて民間業者が肩代わりして実施する契約である。従って公共工事や公共サービスが民間業者によって担われている場合においても、その内容は地域住民が豊かで安心して暮らせることができる地域社会に貢献するものでなければならない。つまり、公共工事の場合は市民にとって有益な施設であると同時にその構造が頑丈で安心して使用・利用できるものでなければならない。また公共サービスは利用者にとって豊かで安心・安全な生活に寄与するものでなければならない。

したがって、公契約により民間業者が事業を担うにしても、その事業契約が民間市場における市場原理に晒されるものであってはならない。

2. 公契約のもとで働く労働者の労働条件は利益最優先の民間業者のもとでの労働条件よりも高いものを保障すべきである

請負又は委託等により民間業者に所属する労働者が公共業務に従事する場合、その労働条件は民間の利益本位で搾取する立場ではなく、社会的に有用な公共労働の立場から業務の質の確保を保障する労働条件でなければならない。

3. 公契約を担う民間業者はその責務を自覚するとともに、発注者はそれに相応しい公契約を締結すべきである。

公契約の受注者、すなわち民間業者は市民にとって豊かで安心して暮らせる価値ある事業を実施するという誇りとともに責務を自覚し、業務に従事する下請業者や従事者への労働条件の向上に努めなければならない。そのため、発注者である公共機関は受注者が誇りと責務を自覚し事業を推進できるよう、受注者に過度な市場競争を求めのではなく、設計・積算に責任を持ち、労務・資材等の積算単価は安易に市場の動向に左右されることなく算定する必要がある。

公契約条例は公契約の相手方、すなわち受注者に一方的に責務を負わせることでは中長期的に運用が困難になるだろう。今日の公共工事等の発注政策が発注者側の片務的内容が多く存在しているだけでなく、官製談合や過度な市場主義が持ち込まれている。

特に予定価格や設計労務単価が低く設定されたり、最低制限価格が低く設定され、落札率が低くなれば、受注業者は条例を遵守することが困難となる。

そのため、公契約条例の前提として発注価格、入札制度の市場主義からの脱却に向けた改革が必要となる。

第2節 公契約条例を適用する公契約の範囲をどうすべきか

1. 公共工事と公共サービスの双方を含めた条例を

公契約条例が適用される公契約とは、一般競争入札、指名競争入札、随意契約によって締結される公共工事又は製造の請負契約および公共サービスの委託、指定管理者等の契約の双方に適用される条例にすべきである。

公契約に関するILO94号条約第1条1の(C)では公契約の範囲を次のように規定している。

- ① 土木工事の建設、変更、修理若しくは解体
- ② 材料、補給品もしくは装置の製作、組立、取扱若しくは発送
- ③ 労務の遂行若しくは提供

このうち、①は公共工事、②は製造または運送、③は公共サービスとなる。

建設労働組合の一部には、公共工事のみの公契約条例にすべきという意見があるが、地方自治体の公契約条例は地域住民が豊かで安心して暮らせることができる地域社会に貢献するものでなくてはならない。そのような観点から公契約条例の範囲は①②③を含むものとすべきである。

2. 当面、予定価格1億円以上の公共工事を公契約条例の範囲に

公共工事において条例が適用される範囲を、当面、予定価格が1億円以上の工事とする。県の準備と体制を3年以内に整え、3年後からは予定価格5千万円以上の工事に適用することとする。

埼玉県発注公共工事の工事規模別件数の推移をみると、工事1億円以上の件数は1999年度236件から08年度105件へと半分に減少している。08年度の1億円以上の全体件数に占める比率は3.4%に過ぎないが、発注金額では417億円と全体発注額617億円の68%を占めている。そのため、条例の運用を軌道に乗せるまでの事務作業等を円滑に図るため、当面予定価格1億円以上の案件に限定する。但し、1億円未満の工事であっても、総合評価型一般競争入札による場合は評価項目に労働者の賃金・労働条件を加える方向で検討する。また、県は3年以内に運用を軌道に乗せ、3年後からは予定価格5千万円以上の工事に適用し、本格的に実施する。

08年度の予定価格5千万円以上の工事件数は427件あるが、全体件数の占める割合は13.7%である。これらの工事を受注する業者は主に県内の㊤またはAランク業者であり、公契約条例に対応することが十分可能であると考えられる。

県が発注する中規模以上の工事に条例が適用され、円滑に運用されることになれば、予定価格5千万円未満の工事についても、次第に賃金・労働条件の基準が浸透していくものとみられる。これら中小規模工事を主に受注する市内業者や建設労働組合の意見を聞き、一定の時期に予定価格1千万～5千万円規模の工事に条例を適用する必要がある。

図表 4-3-2-1 工事規模別の発注件数の推移

単位: 上段・件、下段・%

1件の 契約 金額 →	全体	50 万円 未満	～百 万円 未満	～5百 万円未 満	～1 千万 円未 満	～5千 万円未 満	～1 億円 未満	～5 億円 未満	～10 億円 未満	～50 億円 未満	50 億円 以上	無回 答
1999 年度	5,328 100.0	186 3.5	244 4.6	1,562 29.3	802 15.1	1,621 30.4	635 11.9	203 3.8	13 0.2	20 0.4	- -	42 0.8
2000 年度	4,982 100.0	160 3.2	255 5.1	1,528 30.7	703 14.1	1,505 30.2	567 11.4	186 3.7	19 0.4	15 0.3	2 0.0	42 0.8
2001 年度	4,323 100.0	135 3.1	258 6.0	1,353 31.3	616 14.2	1,330 30.8	469 10.8	103 2.4	7 0.2	8 0.2	1 0.0	43 1.0
2002 年度	4,258 100.0	118 2.8	223 5.2	1,241 29.1	668 15.7	1,340 31.5	460 10.8	128 3.0	11 0.3	21 0.5	2 0.0	46 1.1
2003 年度	3,660 100.0	107 2.9	192 5.2	1,162 31.7	559 15.3	1,170 32.0	352 9.6	87 2.4	7 0.2	5 0.1	- -	19 0.5
2004 年度	3,463 100.0	70 2.0	158 4.6	971 28.0	534 15.4	1,279 36.9	333 9.6	86 2.5	10 0.3	10 0.3	- -	12 0.3
2005 年度	3,604 100.0	82 2.3	206 5.7	1,049 29.1	520 14.4	1,294 35.9	374 10.4	64 1.8	7 0.2	6 0.2	- -	2 0.1
2006 年度	3,517 100.0	45 1.3	139 4.0	1,024 29.1	496 14.1	1,309 37.2	386 11.0	104 3.0	4 0.1	2 0.1	1 0.0	7 0.2
2007 年度	3,258 100.0	27 0.8	85 2.6	914 28.1	493 15.1	1,269 39.0	344 10.6	101 3.1	9 0.3	7 0.2	- -	9 0.3
2008 年度	3,096 100.0	28 0.9	124 4.0	915 29.6	479 15.5	1,117 36.1	322 10.4	94 3.0	3 0.1	8 0.3	- -	6 0.2

3. 下請労働者、派遣労働者、一人親方などが条例適用労働者の範囲に

条例の適用を受ける労働者は労働基準法第9条および労働組合法第3条、労働契約法第2条に規定される労働者を適用範囲とする。労働者は受注者およびその下請業者に使用される非正規労働者、常用・日雇労働者および請負契約による手間請・一人親方従事者で当該公契約にかかわる現場業務に従事する者とする。

ILO94号条約第1条3では、「この条約は、下請業者又は契約の受託者により行なわれる作業に適用する」と述べ、公契約の当事者だけでなく、その下で事業を行なう下請業者に適用されるとしている。従って、条例の適用を受ける労働者は元請・下請、又は下請・孫請など重層下請間の民・民契約のもとで作業に従事する者にも効力を発揮する。

労働者の定義に関する日本の法規定は以下の3つの労働法により、若干労働者の範囲が異なっているが、条例の適用労働者は3つの労働法規定を包含する労働者の範囲がふさわしいものとする。従って、使用者との関係が不明確な請負契約で労働する手間請・一人親方も適用労働者とする。

なお、ILO94号条約第1条5では、「関係ある使用者団体及び労働者団体と協議の上、管理の地位を占める者又は技術的、専門的若しくは科学的性質を有する者であつて、労働条件が国内の法令若しくは規則、労働協約又は仲裁裁定により規律されず且つ通常筋肉労働を行なわないものをこの条約の適用から除外することができる」と述べているが、本条例においても、管理、技術労働に属する正規労働者は除外するものとする。

労働基準法における労働者の定義

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

労働者組合法における労働者の定義

第3条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

労働契約法における労働者の定義

第2条 この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。

第3節 条例適用労働者への賃金・労働条件はどうあるべきか

1. 適用労働者への賃金の最低基準の算定

ILO94号条約は、労働組合側と使用者側の労働協約、その他の交渉機関との賃金等の協定がない場合について、第2条2において次のように規定している。

「当該労働が行なわれる地方において以下のものに劣らない有利な賃金（手当も含む）、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保しなければならない。

- (1) 最も近くの適当な地方において関係ある職業又は産業における同一性質の労働に対し労働協約若しくはその他の公認交渉機関、仲裁又は国内の法令若しくは規

則により定められたもの。

- (2) 契約者が従事する職業又は産業において、一般事情が類似している使用者によって遵守される一般水準」

となっている。

建設産業には産業内の労使による労働協約が全国的にも地域にも存在していないため、関係ある産業の労働協約等の基準を採用するか、若しくは産業内の使用者によって遵守される一般水準となる。

- ①埼玉県公共工事設計労務単価を基準に適用労働者の賃金の最低基準とする
②設計労務単価は、現行の二省協定労務費調査に基づく設計労務単価を廃止し、生計費と技能水準を基本とした埼玉県独自の設計労務単価の設定を念頭に置くこととする

比較的建設産業内の一般水準として理解されているのが、公共工事設計労務単価である。これは国が公共工事の積算に使用するために設定している指標であることから、公共機関としては最も採用しやすいものと考えられる。

設計労務単価は毎年度建設労働者に支払われている賃金を調査した各職種別の平均実態賃金であるが、この水準で条例化することにより最低基準賃金として機能するため、この水準未満の支払い賃金を条例賃金の水準まで引き上げる効力がある。

しかし、設計労務単価 100%の水準では、予定価格に設定された労務費をそのまま賃金支払いの最低基準とすることになり、競争入札のもとで受注業者にとっては受注時の労務単価より支払い賃金が多くなることになり、矛盾を生じることになる。また、今日の設計労務単価の水準では、その 90%、または 80%になれば地域最低賃金の水準となる可能性がある。従って、設計労務単価を採用する場合には、その算定方式を現行の実態賃金を調査する方式を廃止し、建設労働者の適正な生活費と技能評価を基準とした埼玉県独自の設定方式を検討することを提言する。

なお、詳細は第 4 部第 1 章第 2 節 「設計労務単価の適正なあり方」を参照のこと。

図表 4-3-3-1 2010 年度埼玉県的主要職種設計労務単価と
埼玉土建組合員賃金実態

単位：円

職種	10 年度設計 労務単価	設計労務 単価 (90%)	設計労務 単価 (80%)	09 年組合員 賃金実態
特殊作業員	15,500	13,950	12,400	
普通作業員	12,700	11,430	10,160	11,718
軽作業員	10,000	9,000	8,000	
とび工	17,700	15,930	14,160	14,603
石工	19,700	17,730	15,760	15,067
電工	17,500	15,750	14,000	14,972
鉄筋工	17,700	15,930	14,160	13,328
鉄骨工	16,800	15,120	13,440	13,716
大工	18,000	16,200	14,400	14,614
左官	17,300	15,570	13,840	14,947
型枠工	17,400	15,660	13,920	14,900
配管工	17,700	15,930	14,160	13,644
はつり工	16,200	14,580	12,960	
タイル工	18,200	16,380	14,560	14,274
内装工	17,400	15,660	13,920	14,467
交通誘導員 A	9,000	8,100	7,200	

2. 賃金だけでなく労働時間、福利、安全などの最低水準の確保を

条例における適用労働者の労働条件の最低基準は賃金だけでなく、労働時間その他手当、退職金、福利厚生、労働・社会保険などの水準を法や制度に基づき確保する措置を講ずべきである。

ILO94 号条約は第 2 条 2 において「労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保するものでなければならない」と規定するとともに、第 3 条では「契約の履行に従事する労働者の健康、安全及び福利に関する適当な規定が国内の法令若しくは規則、労働協約又は仲裁裁定によりいまだ適用されない場合には、権限のある機関は、関係労働者に対する公平にして合理的な健康、安全及び福利の条件を確保するため十分な措置を講じなければならない」と規定している。

日本では労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、雇用保険法、建設業退職金共済制度などにより、労働時間をはじめさまざまな労働者保護制度が確立されている。

しかし、建設労働者にはその労働の特殊性などを理由に、法や制度が守られていない若しくは労働者に十分浸透していない状況にある。条例はこれらの法や制度を厳格に守り、労働者に公平・公正に確保されるよう条例に明記すべきである。

3. 一人親方の賃金等は請負契約において最低賃金などの明示を

条例において建設現場労働者の最低賃金は一日 8 時間労働当たりの賃金として明示される。一人親方の場合、請負契約形態において賃金などの最低基準を確保するため、請負契約書の特記事項として条例の最低基準を明記し、効力を発揮させる。

一人親方を条例における適用労働者とした場合、請負として施工単価で契約しているため、直接賃金を確認することが困難である。そのため、施工単価が最低賃金以上に設定されていることを確認できるよう特記事項として明示させることを義務付ける必要がある。

また、当該契約を締結する一人親方は施工単価が賃金の基準以上に設定されているか確認することができるようにする。

第4節 公契約における労働条項の遵守の確認と罰則規定

1. 労働条項遵守の確認は労働組合などと共同で実施を

賃金など労働条項遵守の確認は基本的には県職員が受注者から提出される諸書類に基づき、また定期・随時に受注者および労働者への確認検査を行なう。同時に適用労働者に対して直接確認する上で当該労働者の所属する労働組合などの機関と共同で実施する。

2. 労働者本人からの申し出の尊重を

適用労働者から条例どおりの賃金等労働条項が遵守されていない旨の申し出があった場合は、県の担当職員は迅速に受注者等に事実関係を調査し、又当該事業所に立入検査を行なう。また、本人が当該労働組合に申し出を行なった場合も、県は労働組合と協力して事実関係を確認し、遵守されていない事実が確認された場合は、直ちに是正させる。また、労働者が申し出をしたことにより、受注者等から不当な扱いが行なわれないよう条例において罰則規定等を明示する。

3. 条例に対する遵守責任は受注者を基本とし下請業者にも実施責任を

条例における労働条項の遵守責任は基本的に公共機関と公契約を締結する受注者にある。しかし、条例違反が明らかに下請業者の責任に帰する場合は、受注者の管理責任と同時に当該下請業者の実施責任という連帯責任を課すべきである。

4. 受注者の悪質な条例違反に対しては公契約の解除を

受注者が労働条項の遵守責任を果たさず、報告書類等を提出せず、又は虚偽の報告や検査を拒否するなどが重なり、改善・是正を行なわないなどの場合には、発注者は公契約の解除をすることができることとする。尚、その場合、解除に伴う損害は受注者において賠償するものとする。また、受注者が労働者に対して公契約における最低の賃金基準を遵守していないことが判明した場合は、工事代金の支払いを停止する措置を行なう。

ILO94号条約第5条では

- ① 公契約における労働条項の規定の遵守及び適用を怠る場合について、契約の手控えその他により適当な制裁を適用しなければならない。
- ② 関係労働者をしてその正当な賃金を受けることを得しめるため、契約の下における支払い手控えその他の方法により適当な措置を講じなければならない

と規定している。公契約条例が受注者の意図的怠慢により効力が発揮されないことを防止するためには、条例違反に対する強力な罰則規定を設けることが重要である。

第5節 公契約条例が元請・下請建設業者の経営の安定に役立つために

公共工事の建設現場において条例が現場労働者の、より有利な賃金等の労働条件を保障するには以下のような循環図が機能しなければならない。

公契約条例は公共機関の発注者と民間機関の元請受注者との間の契約において効力が発揮されるものである。まず条例の効力により現場労働者の賃金を一定の基準に引き上げる必要が生じる。そのため元請受注者は一次下請業者との間で現場に従事する労働者の賃金の引き上げに対応する労務単価で下請取引契約を締結する。

重層下請構造の下で一次下請業者は現場労働者を直接雇用している二次下請業者との間においても同様の賃金引き上げに対応する労務単価で下請取引契約を締結しなければならない。その結果、二次下請業者は自ら雇用している現場労働者に条例の基準どおりの賃金を支払うことが可能となる。このことにより元請受注者は発注者との公契約条例に基づく契約を果たしたことになる。しかし、これでは元請業者のみが賃金基準の引き上げに対応して労務経費の負担を背負わざるを得なくなるように見える。確かに公契約条例では元請受注者に賃金等の基準の引き上げの責任を負わせている。

だが、今日の設計労務単価の算定が毎年の二省協定労務費調査により決められるしくみのため、労働者の賃金アップは翌年の設計労務単価引上げにつながり、公共工事の積算価格、発注予定価格の引上げに連動し、牽いては元請受注者の受注価格を引上げることにつながることになる。

そのため、結果的には元請受注者の労務単価の引上げを発注者の予定価格の引上げを通じて取り戻すことができるという理屈になる。

しかし、このような公契約条例制定後のプラススパイラルの労務単価循環図が機能するためには、今日の公共工事発注におけるコスト縮減政策を転換し、入札制度の改善により過度な受注競争を排除し、さらに重層下請による労務費の中間搾取構造を転換することにより、今日の労務単価をめぐる負のスパイラルを規制していくことが求められる。

つまり、公契約条例の制定がこれらの改革を促し、これらの改革が条例を軌道に乗せるという関係で、全体的に建設生産における取引のルールづくりを行なっていくことなしには、元請・下請建設業者の経営の安定が促進されないことになる。

1. 公共工事の積算・予定価格の見直し

公共工事の積算をこれまでの「構造改革」路線にもとづくコスト縮減の立場から行なう積算方式を改め、公契約条例にもとづく公共工事の質の確保という立場から積算方式の再検討を行なう必要がある。

特に設計労務単価づくりはこれまでの国の二省協定賃金調査にもとづく設計労務単価を準用することを改め、新たな算定方法を地方自治体独自で確立していく必要がある。その内容は労働者とその家族の生活を維持・向上させるに足る生計費および職種別労働者の平均的技能水準を維持する観点から設定する必要がある。

図表 4-3-5-1 設計労務単価の推移

単位：円・%

年度	労務単価	97年に対する割合
1997年	23,295	100.0
1998年	23,155	99.4
1999年	22,500	96.6
2000年	20,229	96.8
2001年	19,692	84.5
2002年	19,106	82.0
2003年	18,356	78.8
2004年	17,700	76.0
2005年	17,376	74.6
2006年	17,262	74.1
2007年	16,979	72.9
2008年	16,726	71.8
2009年	16,726	71.8
2010年	16,479	70.7

出所：国土交通省（主要 51 職種平均）。

地方自治体ではこの約 10 年間、政府の「構造改革」路線にもとづき公共工事のコスト縮減政策を一貫して実施してきた。公共工事の積算に要する材料費、労務費、機械経費などを元請業者と下請業者との取引や元請業者の購買単価など、激しい価格競争のもとで取引されている安値単価を調査し、それをそのまま積算に採用してきた。

特に労務費は二省協定労務費調査として、年々下落する実態賃金を毎年 10 月に調査し、その結果を翌年 4 月からの設計労務単価として積算に反映してきた。そのため、51 職種平均の設計労務単価は 1997 年度の 23,295 円をピークに年々下落し、2010 年度では 16,479 円となり、13 年間で 6,816 円と約 30%もの下落率となっている。

地域建設業者への最近のアンケート調査をみても、公共工事発注の問題点として「発注者のトータルの予定価格が低い」「発注者の設計労務単価が低い」という指摘が多い。

このような地方自治体の公共工事積算の現状では受注業者が予定価格に近い価格で受注しても、公契約どおりの賃金を保障することが困難となる可能性が生じる。

2. 公共工事の入札制度の改革

過度な低価格受注競争を規制する改革として、

①最低制限価格の引上げ、②低入札価格調査制度に失格基準の導入、③予定価格の事後公表、④厳格なランク制と地域要件を組合せた条件付一般競争への改善、⑤総合評価型入札制度のいっそうの普及と価格以外の評価点数の拡大、などが挙げられる。県はこれらの改革を至急行なう必要がある。

予定価格が適正に算定されても、業者間の過度な受注競争のために受注価格が大幅に下落することになれば、受注業者は公契約条例にもとづく労務単価を下請業者に保障できなくなる。その結果、労働者への賃金を基準賃金まで引き上げる責任を下請業

者が背負わざるを得なくなる可能性がある。公契約条例の制定が下請業者いじめに作用することになれば、条例本来の主旨に反するだけでなく、条例は形骸化されることになるだろう。

そのため、公共工事の過度な低価格競争を防止する立場から公共工事の入札制度の改革が早急に必要とされる。

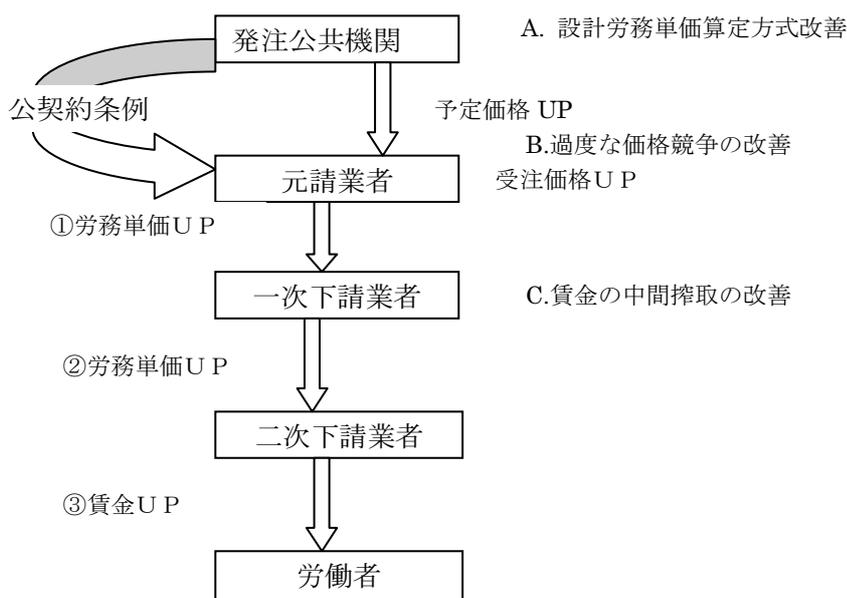
3. 建設生産における重層下請構造の改革

賃金の中間搾取をなくすため、条例で規制される賃金・労働条件については、各層次間の請負契約において賃金等の支払い基準の明細を明示し、必ず保障することを義務付ける。元請受注者は重層下請間の請負契約内容を厳格に管理するとともに、労働者への賃金等の支払いが条例どおり実施されているか、当該労働者への聞き取り調査を含め検証する必要がある。

そして、発注公共機関は元請受注者との契約約款において、条例の遵守を明示するとともに、発注機関みずから条例遵守のための体制を整備し、施工時における詳細な施工体制台帳、下請、再下請、再々下請との注文書・請書、賃金支払い台帳等を点検し、また現場への立ち入り調査等を実施し、条例の円滑な遂行を図る必要がある。

日本の公共工事を施工する体制は、元請受注者が直接施工に携わるのではなく、全体施工の管理・監督を主な業務としている。そして直接施工は専門業種別の縦・横の重層構造のもとで中小下請業者が担っている。そのため、元請受注者が適正な積算にもとづく事業を適正な価格で受注しても、元請・下請、下請・再下請、再下請・再々下請間の請負契約のもとで、今日と同様に元請業者をはじめとする上位業者による低価格指値発注が行なわれるなら、条例で決められた賃金等を確実に労働者に支給できないことになる。

図表 4-3-5-2 公契約制定後の労務単価循環図



第5部 地域建設産業再生に向けての行政政策のあり方

第1章 県内建設業者の現状（県内業者アンケートから）

第1節 県内業者アンケート概要

県内建設業者の現状について、本研究所で実施した「埼玉県発注公共事業に関する埼玉県内建設業者アンケート調査」（以下「県内業者アンケート」）から分析する。まず、アンケートの概要について述べておく。

アンケートは入札参加申請受理者 3,164 社（2009 年 10 月時点）を対象とし、2009 年 11 月初旬に実施した。回答票の有効枚数は 228 通で、有効回答率は 7.2%である。調査の具体的内容は小泉「構造改革」以降、地方自治体公共工事の大幅な縮小、さまざまな競争政策の導入が県内建設業者の経営にどのような状況をもたらしているのかについて、企業の経営指標の推移、技術者・技能者の雇用への影響、経営に対する悩みの状況から把握することとした。さらに埼玉県及び市町村工事の受注に関し、入札参加と受注実績との関係など競争関係がどのように厳しくなっているのか、受注価格が採算との関係で厳しくなっている状況を予定価格の問題まで遡って業者の意見を聞いた。そして、県行政に対して業者としてどのような公共事業政策を望むのかという業者の立場からの要望を把握した。

第2節 県内建設業者の経営の状況

1. 受注量の推移

2008 年度の受注額を前年度および 5 年前の両方で増減状況を聞いた。まず 5 年前と比較して受注量が増加した企業が 40 社（17.5%）、横ばいが 42 社（18.4%）、減少が 117 社（51.3%）となっている。2003 年度と比較して受注量が減少した企業が 51%と過半数を占めている。このうち、5 年間で 2 割以上受注量を減らした企業が 99 社と 43%を占め、4 割以上減らした企業が 52 社と 23%を占めている。このことは県内業者がかなり以前から継続的に受注量を減少させていることを示している。

さらに 1 年前と比較しても、受注額が増加した企業は 30 社（13.2%）、減少した企業は 106 社（46.5%）、横ばいが 67 社（29.4%）となっている。やはり全体の 46%が 1 年間だけをみても受注量を減少させ、さらに 1 年間だけで一挙に 2 割以上も受注を減らした企業が 65 社と全体の約 3 割を占めている。このことは受注の減少幅が徐々に大きくなってきていることを示している。

図表 5-1-2-1 受注金額の増減

受注金額 の増減	増減%	対) 5年前		対) 前年度	
		企業数	構成比	企業数	構成比
増加	100%以上	9	4.0%	8	3.5%
	50～100%未満	9	4.0%	0	0.0%
	40～50%未満	1	0.4%	1	0.4%
	30～40%未満	8	3.5%	2	0.9%
	20～30%未満	5	2.2%	7	3.1%
	10～20%未満	4	1.8%	9	4.0%
	～10%未満	4	1.8%	3	1.3%
	小計	40	17.5%	30	13.2%
横ばい		42	18.4%	67	29.4%
減少	～-10%未満	3	1.3%	11	4.8%
	-10～-20%未満	15	6.6%	30	13.2%
	-20～-30%未満	17	7.5%	23	10.1%
	-30～-40%未満	30	13.2%	14	6.1%
	-40～-50%未満	10	4.4%	3	1.3%
	-50～-100%未満	41	18.0%	24	10.5%
	-100%以上	1	0.4%	1	0.4%
	小計	117	51.3%	106	46.5%
無回答		29	12.7%	25	11.0%
総計		228	100.0%	228	100.0%

出所：建設政策研究所「埼玉県発注公共事業に関する埼玉県内建設業者アンケート調査報告書」。

2. 営業利益の推移

2008年度の営業利益も前年度との比較及び5年前からの傾向を聞いた。5年前からの傾向を見ると増加した企業が28社（12.3%）、横ばいが51社（22.4%）に対し、減少した企業が111社（48.7%）と約半数を占めている。5年間で20%以上営業利益を減少させた企業は68社と30%を占め、40%以上減らした企業が36社ある。5年間で受注量が減少してきたが、その減少率より少し小さいが、ほぼ同様に営業利益も減少させてきている。また対前年度との比較を見ると増加が24社（10.5%）、横ばいが71社（31.1%）、減少が100社（43.9%）となり、横ばいが約3割ではあるが、やはり減少が4割以上を占めている。

3. 経営上の悩み

さらに業者の抱える事業経営上の悩みや問題について聞いてみると、最も多い回答は「受注価格の低下」で22.7%、次いで「受注競争の激化」が19.8%、「受注量の減少」が18.4%となっている（図表5-1-1）。受注量、受注価格の低下は県内業者にとって経営上重要な問題となっているのである。

図表 5-1-2-2 営業利益の増減

営業利益の増減	増減%	対) 5年前		対) 前年度	
		企業数	構成比	企業数	構成比
増加	100%以上	10	4.4%	4	1.8%
	50～100%未満	3	1.3%	3	1.3%
	40～50%未満	1	0.4%	1	0.4%
	30～40%未満	2	0.9%	2	0.9%
	20～30%未満	6	2.6%	5	2.2%
	10～20%未満	2	0.9%	4	1.8%
	～10%未満	4	1.8%	5	2.2%
	小計	28	12.3%	24	10.5%
横ばい		51	22.4%	71	31.1%
減少	～10%未満	5	2.2%	10	4.4%
	10～20%未満	38	16.7%	28	10.5%
	20～30%未満	17	7.5%	13	12.3%
	30～40%未満	15	6.6%	15	5.7%
	50～100%未満	21	9.2%	24	6.6%
	40～50%未満	8	3.5%	7	3.1%
	100%以上	7	3.1%	3	1.3%
	小計	111	48.7%	100	43.9%
赤字				1	0.4%
設立前		1	0.4%		
無回答		37	16.2%	31	13.6%
無効				1	0.4%
総計		228	100.0%	228	100.00%

注：無効＝増減%の回答なし。赤字＝「赤字」との回答
出所：図表 5-1-2-1 に同じ。

図表 5-1-2-3 事業経営上の悩み・問題

選択肢	回答数	構成比
受注価格の低下	157	22.7%
受注競争の激化	137	19.8%
受注量の減少	127	18.4%
公共工事の減少	80	11.6%
赤字工事が多く利益が減少	36	5.2%
資金繰りの困難	33	4.8%
優秀な技術者不足	25	3.6%
コストダウンが困難	14	2.0%
金融機関の貸し渋り	13	1.9%
品質や工期管理の厳しさ	13	1.9%
熟練技能者不足	12	1.7%
得意先の減少	12	1.7%
資材仕入れ価格の上昇	11	1.6%
回収不能の売掛金の増加	10	1.5%
後継経営者難	9	1.3%
人員の過剰	0	0.0%
無回答	2	0.3%
全回答合計	691	100.00%

注：複数回答
出所：図表 5-1-2-1 に同じ。

第3節 入札参加および落札の状況

1. 入札参加状況

こうした経営の悪化の原因はそもそも受注が確保できないという点にあると思われる。そこで、2008年度の埼玉県公共工事の受注状況についてアンケート結果を見てみる。まず、回収企業の入札参加状況についてみると、県発注工事の入札に参加した企業は115社（総計の50.4%）、2008年度の公共工事の入札に参加し落札した企業が74社（32.5%）である。他方、県発注公共工事の入札に参加したが落札できなかった（入札件数は「1件」以上だが落札件数を「0件」と回答した）企業は、41社（18.0%）回収企業の約2割が、県発注の工事に参加しても受注できないという現状にある。

回収企業において、埼玉県発注の公共工事の「入札参加資格」を持ちながら、入札に参加していない、参加しても落札できないという企業は89社（39.0%）である。そのうち10回以上入札参加しながら落札できないという企業が9社、さらに最多である17回も入札に参加したという企業が2社ある。

こうした状況の下、アンケートでは県や市町村発注の公共工事を県内業者向けに発注量を増やすためにはどのような施策が必要であるかについて聞いた。この質問に対する回答の多くが埼玉県および県内市町村に本店を持つ企業を優先してほしいという意見であり、具体的に「入札条件に地元業者であることを加える」

という意見が大多数を占めている。その他、技術評価を取り入れるなどの評価方式の見直し、発注数の拡大などの意見があった。県内業者に絞った入札条件を取り入れることによって、雇用や取引業者などを通じて県内の経済循環、および経済振興につながるという考えを持っている企業が多いことが伺える。

以下、具体的意見を抜粋し下記に挙げる。

図表 5-1-3-1 公共工事入札参加状況

		企業数	構成比
入札参加あり	落札あり	74	32.5%
	落札なし	41	18.0%
	小計	115	50.4%
入札参加なし		48	21.1%
無回答		48	21.1%
無効		17	7.5%
総計		228	100.0%

注：各回答の一部が「無回答」となっている企業については「無効」としてある。

出所：図表 5-1-2-1 に同じ。

図表 5-1-3-2 入札参加件数、落札件数、受注金額の平均

	県平均	該当企業
入札件数	14.2 件	115 社
落札件数	3.3 件	74 社
受注金額合計	8113.9 万円	74 社

注：各回答の一部が「無回答」となっている企業については平均値算出対象から除外してある。

出所：図表 5-1-2-1 に同じ。

図表 5-1-3-3 入札件数「1件以上」、落札件数「0件」回答詳細

入札件数	企業数
1 件	11 社
2 件	3 社
3 件	7 社
4 件	3 社
5 件	4 社
6 件	2 社
8 件	2 社
10 件	2 社
11 件	1 社
15 件	3 社
16 件	1 社
17 件	2 社
総計	41 社

出所：図表 5-1-2-1 に同じ。

【主な意見】（一部抜粋）

- ・県内に本社があり、かつ、当該市町村に主たる支店があるもののみに入札を認めるという一般競争入札
- ・大手ゼネコンが下請、孫請まで引き連れて全国で工事を受注している形態を正すべきです。せめて地元の工事の下請けや孫請け工事を地元の業者が受注できるようにすべきです。
- ・本店所在地の重視、市町村の地域への活動（災害出勤、清掃活動への参加、安全防犯への参加）協力度
- ・業者数を減らす方向に、指名を12～15社を6～8社程度にしてほしい。地元業者を優先し、各種の福利厚生を充実している業者を選定してほしい。又各種の団体（協会等）に加入し、ボランティア等協力等も加算してほしい
- ・技術力で勝負するか、財務健全化や、新しい分野等の為の研究開発指導能力の充実強化
- ・施工技術の評価を重要視し、向上させ県外業者より地の利を生し受注に努力していく。

2. 受注工事の採算状況

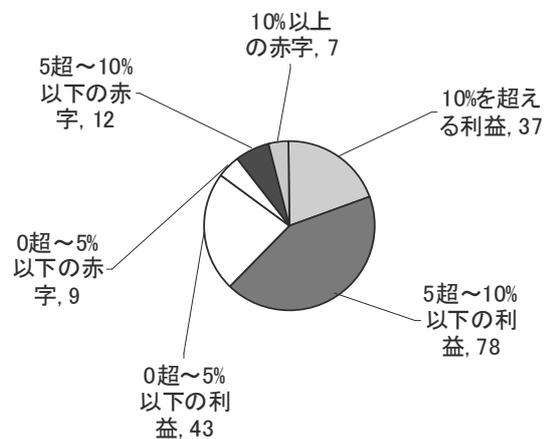
県内業者アンケートでは、落札した工事の採算状況についても聞いた。2008年度に受注した県発注公共工事の完成工事総利益率がプラスとなった公共工事は158件（84.9%）であり、受注工事の8割が利益の出た工事となっている。ただし、これはいわば粗利であり、諸経費等を概ね5～10%の範囲であると仮定しこれを上乗せした営業利益を見た場合、赤字となった工事は全体の約4割の71件（38.2%）と見ることが出来る。

また、2008年度回収企業が受注した県発注の公共工事の実行原価（現場管理経費を含む）と発注者の予定価格とを比較した状況について「予定価格と同額程度」の工事が64件（46.0%）と最も多く、次いで「予定価格より5%下回った」工事が28件（20.1%）であったが、埼玉県での落札率は先にみた通り2008年度で87.5%となっている。このことを踏まえると、予定価格自体が適正利潤を確保することが困難な価格設定であり、また低価格設定に伴う競争の激化に伴う低落札率もまた適正利潤の確保を困難なものとしている。

このような採算状況において、県発注工事の設計・積算・予定価格に関する問題点を聞くと、「発注者のトータルの予定価格が低い」ことを挙げる意見が48件（19.5%）と最も多く。また、落札率の原因として「最低制限価格の低さによる安値競争になる」

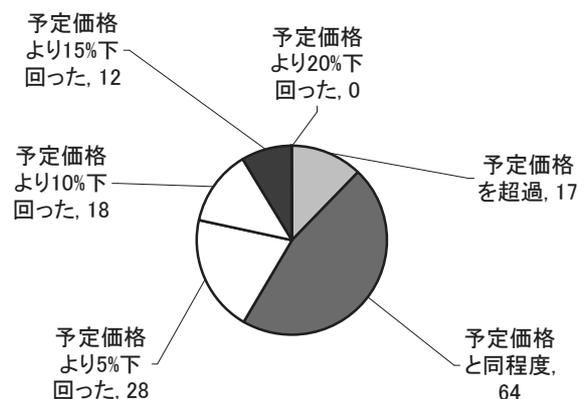
図表 5-1-3-4 受注工事の採算状況

単位：件



図表 5-1-3-5 実行原価と予定価格

単位：件



ことを挙げる意見が 49 件（19.3%）と最も多い。発注者、すなわち県における予定価格の設定および最低制限価格の低さによる低落札率という問題が、県内業者の公共工事の採算に大きな影響を及ぼしているといえる。

図表 5-1-3-6 「県発注の公共工事の問題点（設計・積算・予定価格について）」
上位 3 項目

問題点	回答数	構成比 (対全回答)
発注者のトータルの予定価格が低い	48	19.5%
発注者の設計労務単価が低い	46	18.7%
発注者の設計が大雑把で設計外の仕事が多い	40	16.3%

注：複数回答

第 4 節 雇用への影響

こうした経営状況の悪化は、雇用の面に影響を及ぼしている。先に述べたように埼玉県においては 2006 年度を 100 とした場合、従業者は 91.5%で 8.5%の減少している。県内業者アンケートでも回収企業の平均合計従業員数は、5 年前で 18.3 人、現在で 17.3 人と 5 年間で 1 人減少している。なかでも「技能工・作業員」は 6.1 人から 5.3 人と 0.8 人減少しており、従業員の減少のほとんどは「技能工・作業員」の減少であることがわかる。

図表 5-1-4-1 従業員数の推移 図表 5-1-4-2 従業員構成の推移

単位：人

平均	5 年前	現在
役員・事務・営業	5.8	5.7
技術者	6.4	6.3
技能工・作業員	6.1	5.3
従業員 合計	18.3	17.3

出所：図表 5-1-2-1 に同じ。

単位：%

構成比	5 年前	現在
役員・事務・営業	35.5	36.8
技術者	34.2	33.0
技能工・作業員	30.3	27.1
注) 無回答は除外してある		

出所：図表 5-1-2-1 に同じ。

第 5 節 県内建設業者の現状

このようにみると、埼玉県内建設業者はアメリカ発の経済危機により一気に経営が落ち込んだというより、「構造改革」によりかなり長期にわたって徐々に受注量と利益を減少させてきているといえる。それにもかかわらず経済全体が不況の下、その建て直しに果たす役割が重要視される公共事業の受注について、県内業者アンケートでは、回収企業の約 4 割が、県発注工事の落札件数「0 件」と回答した。このことから県発注公共工事の受注競争が非常に激しいことが伺え、公共工事を受注すること自体が非常に難しい状況にあるといえる。また、受注工事の採算状況や実行原価と予定価格の状況から、例えば受注できても、予定価格の設定が低いことや、受注競争の激化による落札率の低さによって適正な利潤確保が困難な状況にある。こうした状況に対し県内業者は自由記入回答の中で、地域要件や評価方法、予定価格設計の見直し、競争激化への対策を求めている。

経営悪化は雇用の面に大きな影響を及ぼしており、特に現場作業員の雇用を圧迫している。県内建設業者は、「構造改革後」の公共工事の縮小、競争性の促進によって受注量および受注価格の低下による経営悪化、そして雇用の悪化という負の連鎖のなかにあるといえる。

第2章 地域経済振興からみた地域建設業者の位置づけ

第1節 地域内循環型経済とは何か¹²

——限られた地域の中で資金が循環していく内生型経済——

これまで、日本経済が不況局面になるごとに政府は内需拡大として膨大な財政出動による公共投資政策を行ってきた。特に 1990 年代の長期不況期には不況対策名目の公共事業費が急増した。その結果、国と地方の長期債務は 1991 年度末の 278 兆円から 2000 年度末の 642 兆円へと債務残高が急増し、国、地方の財政は借金漬けの状態に陥った。一方、公共投資依存型内需拡大策は、大手建設業や大手メーカーなどその周辺事業に対しては一定の需要を掘り起こす役割を果たしたが、地域の活性化にはつながることなく、地方の財政破綻のつけを背負わされた行政を通じて市民に負担が覆いかぶさってくる事態となった。

したがって、今日ではこのような従来型内需拡大策では地域経済を再生させ、雇用と所得を増大させることができないことは明らかだ。そこで新しい内需拡大策として注目されるのが地域内循環型経済づくりである。それは「雇用と所得の向上」を基本に据え、大型公共投資依存でもなく、大企業誘致による地域開発型でもない地域内生型の経済発展手法である。

地域経済が持続的に発展していくためには、毎年、その地域に必要な投資が行われる必要がある。そしてその投資資金が原材料や設備および労働力を地域内で購入し、新たな商品やサービスを生み出し、それを地域内外に販売することによって利益を伴った売上げとして資金が回収される。この資金回収が地域の産業のもとに戻るならば、当初地域に投下した資本は地域に還流されることになる。また、この資本の循環過程において原材料や設備を販売した企業が地域内の企業であれば、その売上金を資本として新たな再生産を営むことになる。さらに、地域の労働者は労働力を販売することによって得た賃金をもとに日常生活に必要な食料品をはじめとする消費材を購入することになる。地域の消費財を販売する商店はその売上金により、卸売商店や農家等から新たに消費財を購入することになる。

このように、毎年地域内でさまざまな産業や地方自治体などから一定の投資が行われることにより、生産が毎年継続し、生産する企業も販売する商店やサービス業者も賃金を得ている労働者も消費財を作る農家なども、生産や販売活動など企業や商店、農業などの営みがおこなわれることにより、労働者や事業主の生活が繰り返し維持していくことが可能となる。地域内に投下された資本がさまざまな貨幣循環となり、地域内をグルグル回ることになれば、地域の経済が活性化されることになる。

そして、このような資金の循環過程の中で、資金の投下量が少しずつ増加していくならば、地域の経済は発展的に持続することになる。新たな内生型経済とはこのようなそれぞれの地域における地域内循環型経済が発展することであり、日本経済にバランスの取れた新たな活力を生み出すことになる。

¹²「地域内循環型経済とは何か」の節については岡田知弘著「地域づくりの経済学入門」（自治体研究社）を参考にした。

第2節 地域内循環型経済の担い手は誰か

そこで、まず地域内に投資する主体は誰かについて考えてみると、基本的には地域に根ざす民間企業であろう。その中でも直接生産物を生産する企業が重要である。何故なら、地域において生産される商品がなければ、販売や流通が成り立たない。仮に成り立つとすれば、それは地域外の生産物を販売することになり、流通過程において資金が地域外に流出されてしまうことになる。同時に地域経済が拡大するためには常時、生産の規模を拡大していく必要がある。そのことによって販売・流通活動が活発になり、雇用が拡大し人口の増加が可能となるからである。

このような直接生産物を生産する産業の代表は製造業である。地域において特産となる農林漁業などから得る原材料をもとにした生産物など、地域に根ざす企業が地域ならではの生産を行なう製造業、あるいは地域の住民の生活や福祉を支える生産物を生産する製造業などが地域内で投下する資本の量が増大すればするほど、販売・流通など商業も活発化し、労働者の雇用が拡大し、賃金も上昇することにより消費購買力が高まることになる。また、製造業と類似して農林業や漁業などは民間企業の形態ではなく家族的に営まれているとはいえ、地域の生産を支え、住民の生活を支える産業として非常に重要である。農林業は単なる生産活動だけでなく地域の自然の保全を行ない、環境を守るとともに、自然災害を防止する役割も果たしている。農林業への投資を怠り再生産が縮小すると、耕地や山林の荒廃を引き起こし、生態系を破壊するとともに都市住民にも自然災害をもたらすことになる。この点では中山間地を過疎地にするのではなく、それぞれの地域に必要な投資を行なうことが、都市住民の生活を維持する上でも重要なのである。

「ものづくり」という点では地域に根ざす建設業も地域内循環型経済の主要な担い手といえる。建設の活動はそもそも地域の土地の上または下に固着した建設物を生産するため、地域の産業や住民生活、自然環境に長期にわたって大きな影響を与える。

その意味では建設業は本来的に地域産業ということが出来る。

建設業の仕事は主に請負業であるため投資する主体は建設業に工事を請負わず発注者ということになる。しかし、建設物を生産するのは建設業者であることから、地域の生産の担い手として存在する。

地域建設業向けの投資は、労働者の雇用を促進し、その支払い賃金は生活費として地域の商店などで消費される。また工事のための建設資材は地域の建材店や金物店で購入され、さらに建材店等は木材業者や卸売り業者から材料を購入することになる。

このように地域の建設事業は地域の雇用を促進し、地域経済への波及効果の高い地域循環型事業ということが出来る。

埼玉県発注公共工事を受注する県内建設業者に行なった経営実態等のアンケート調査（228社回答）では、県内から資材機材を調達する割合が80%以上と答えた企業は64%、県内の下請業者を使用する割合が80%以上と答えた企業が66%、県内の銀行と取引する企業が55%という結果であった。

埼玉県が公共工事を県内業者に発注することにより、県内の銀行との取引が活発化し、多くの企業が県内から資材・機材を調達し、県内の小零細下請業者に仕事が回ることにより地域の雇用を促進している。このように県が発注する公共事業を県内建設業者が受注することにより、県内建設業者は地域循環型経済の担い手となることがで

きる。

図表 5-2-2-1 県内取引業者の割合

割合	資材・機材		下請	
	企業数	構成比	企業数	構成比
① 90～100%	100	43.86%	115	50.44%
② 80～90%	46	20.18%	36	15.79%
③ 70～80%	22	9.65%	16	7.02%
④ 60～70%	9	3.95%	9	3.95%
⑤ 50～60%	9	3.95%	5	2.19%
⑥ 50%未満	25	10.96%	26	11.40%
無回答	17	7.46%	21	9.21%
総計	228	100.00%	228	100.00%

出所：建設政策研究所「埼玉県内建設業者アンケート結果」。

図表 5-2-2-2 県内建設業者の主な取引銀行

	回答数	構成比
県内本店地方銀行	97	31.60%
都市銀行	75	24.43%
県内本店信用金庫・信用組合	71	23.13%
県外本店地方銀行	31	10.10%
県外信用金庫・信用組合	16	5.21%
その他	4	1.30%
ゆうちょ銀行	0	0.00%
無回答	13	4.23%
全回答	307	100.00%

出所：建設政策研究所「埼玉県内建設業者アンケート結果」。

第3節 地域建設業は地域住民の生活や安全を守るために貢献する社会性の高い業者

地域建設業者は地域循環型経済の担い手であるだけでなく、地域住民の生活や安全を守るためにも日々貢献している。

県内建設業者に行なった経営実態等のアンケート調査（228 社回答）では、次のような設問に対する回答があった。

(1) 「日ごろどのような形で地域に貢献しているか」という設問では、

最も多くの回答があったのは「祭・イベント等への資機材の提供、協賛金等での協力している」で 141 件（26.2%）、次いで「災害時の復旧・救援活動に取り組んでいる」が 118 件（21.9%）、「地域住民を従業員として雇用している」が 113 件（21.0%）であった。

具体的な活動についてみると、「県または市町村と災害・防災に関する協定を結んでいる」という回答や、「清掃等のボランティア活動を行っている」、「学校の課外授業への協力」等の回答が多く寄せられた。地域行事、防災活動等地元業者による幅広い地域貢献の実情が示される結果となった。

(2) また、「地域に根ざす建設業として地域に対しどのようなことが出来るか」という設問では、

「地域内に資材や土地を保有し、緊急時に即時に対応できる」が 120 件 (16.2%)、「地域内から資材や職人を調達できるため、地域経済の振興に役立つ」が 111 件 (15.0%)、「地域住民からの住まいの改善や修理の要求に臨機応変に対応できる」が 110 件 (14.9%) であった。先の地元への貢献と併せて回答業者の「社会性」に対する意識が非常に高いことを示す結果である。

表 5-2-3-1 地域への貢献

貢献内容	回答数	構成比
祭・イベント等への資機材の提供、協賛金等での協力している。	141	26.2%
災害時の復旧・救援活動に取り組んでいる。	118	21.9%
地域住民を従業員として雇用している。	113	21.0%
地域の自然環境の保全に努力している	57	10.6%
地域の自治会の役員をしている。	45	8.4%
地域住民の住宅相談を行なっている。	27	5.0%
住民のニーズに基づく公共事業の提案を地方自治体に行なっている。	22	4.1%
無回答	15	2.8%
全回答合計	538	100.00%

出所：建設政策研究所「埼玉県内建設業者アンケート結果」。

表 5-2-3-2 地域に対して出来ること

内容	回答数	構成比
地域内に資材や土地を保有し、緊急時の即時に対応できる	120	16.2%
地域内から資材や職人を調達できるため、地域経済の振興に役立つ	111	15.0%
地域住民からの住まいの改善や修理の要求に臨機応変に対応できる	110	14.9%
地域内に資材置き場や機械を保有しているため、工事費用が安く出来る	103	13.9%
地域住民や行政といっしょにまちづくりに貢献できる	100	13.5%
地域に詳しい技術・技能者を雇用しているため地域密着の工事が出来る	98	13.3%
地域住民の要望にそった公共事業の計画を行政に持ち込むことができる	46	6.2%
地域の歴史や文化を大切にしまちづくりができる	34	4.6%
無回答	17	2.3%
全回答合計	739	100.00%

出所：建設政策研究所「埼玉県内建設業者アンケート結果」。

第 4 節 地域内循環型経済の一方の担い手としての地方自治体の役割

民間企業とともに、地域内投資に重要な役割を果たすのが地方自治体である。特に民間企業の投資力の弱い中山間地ほど地方自治体の投資に果たす役割が大きい。地方自治体の財政支出が当該地域に根ざす産業の基盤的・社会的資本の充実や産業育成のための直接的支援、地域の住民生活の向上、医療や社会福祉の向上のために投資されるなら、その財政支出は地域内を循環し、地域の経済力を高め、その結果地方自治体の税収を豊かにすることができる。

一方、地方自治体は、特定の自然や歴史、文化、経済的条件において共通性をもつ地域社会をベースにして成り立っている。従ってそこに住む住民は固有の国土や自然環境を受け入れつつ、その時代の生産や生活に必要な基盤のもとにそれぞれの生活を営んでいる。この地域社会とそれを土台にした地方自治体はそこに住む住民と一体的

に存在していなければならない。そのため、地方自治体の運営は「住民主権」の立場で住民自治の発揮に基づいて、その財政支出は地域社会の構成要素に直接、間接的に再生産に役立つものでなければならない。

このような地方自治体が地域内循環型経済や地域形成に果たす役割は、地方の自治体ほど明確に理解することができる。

しかし、今日、地方自治体の枠組みの揺らぎは地方の中山間地だけではなく大都市部においても大きな問題となっている。その最大の問題は地方自治体の財政基盤の脆弱さである。その原因は基本的に税収の減少にある。この税収を強化するには地域内における経済活動をいかにして活発化するかにかかっている。これまで、多くの地方自治体は税収強化のために地域外から大企業を誘致してきた。また、国や県の補助事業、基礎的自治体自らの単独事業による大型公共事業を持ち込んできた。しかし、このような手法は地方の中山間地だけでなく都市部においても破綻しつつある。

今日、埼玉県においても地域経済の持続的発展のためには、地域外から大企業を誘致するのではなく、地域内産業連関の自覚的構築による地域内循環型経済の形成が求められている。

第3章 地域建設産業再生に向けての行政政策の提言

一方、地域循環型経済を持続的に発展させるためには、地域に根ざす建設業の再生が欠かせない。県内業者アンケート結果にもみられるとおり、県内建設業者は「構造改革」のもとで、建設投資の縮小、激しい低価格受注競争に晒され、経営を維持することさせ困難な状況に追い詰められている。

そこで、以下に地域建設業振興に役立つ行政政策および公共事業発注政策について提案する。

第1節 地域建設業振興への行政政策

1. 地域建設業振興を地方自治体の産業行政に位置づける

農林水産業、製造業、観光業をはじめとする各種サービス業などには、地方自治体がそれぞれの自治体の工夫で振興政策を打ち出している。しかし、地域建設業に対する地方自治体の行政政策は、国土交通省から委任されている建築基準行政など建築物供給の質に関する指導・監督規制は行なっているが、産業として地域建設業を明確に位置づけている振興政策はほとんどない。埼玉県においても産業労働部において商業支援課、金融課、観光課などにおいてそれぞれ振興政策を確立している。建設業については県土整備部において建設管理課があるが建設工事の技術基準の策定や積算基準等に関する業務で、建設業の振興にかかわる内容は扱っていない。

しかし、建設産業が基本的に地域産業という性格を強く持つと考えるとき、地方自治体は主体的に地域建設業育成を基本とする部署において振興政策を確立する必要がある。

2. 中小企業振興条例を制定し、建設業振興対策を盛り込む

2010年4月現在、中小企業振興を目的とした条例は15都道府県、41区市町で制定されている。地方自治体では地域経済の落ち込みを打開する上で地域に根ざした中小企業振興を図ることが重要だとの認識が広がり、中小企業の運動とともに各地で条例制定が急速に広がっている。

条例には中小企業振興に対する地方自治体の責任を明確にするとともに、施策に対する方針が明記されている。埼玉県は2002年に中小企業振興基本条例を制定した。しかし、その条文の中には建設業に関する内容が含まれていない。

横浜市が制定した「中小企業振興基本条例」には、「市発注公共工事の予算の適正な執行や分離・分割発注を通じて市内中小建設業への受注機会を増大すること」、など建設業振興施策が盛り込まれている。

このように、中小企業振興条例の中に地域中小建設業の振興施策を明記させるとともに、それが実行されるための日常的な業者の運動が必要である。

3. 行政は提案型事業を地域建設業者から積極的に企画・提案をさせる

地域に存在する中小建設業者は最も地域に密着した企業であり、地域の問題と住民の要望を知りうる立場にある。

行政は公共事業に携わる地域の建設業者に対し、地域づくり、まちづくりに問題意

識を持ち、積極的に企画、提案を行なわせる必要がある。そこで、地域の設計者や施工者は地域の実態や住民の要求などを意識的に把握し、専門的立場から企画、提案し、そこに行政関係者も参画する新しい「提案型公共事業」が求められる。

静岡県富士市では「社会資本整備提案書」の用紙を地域の建設業者に配布し、業者から積極的に提案事業を企画させている。富士建設業協会では会員業者が調査した 27 箇所の「交差点の渋滞調査必要箇所の現況と対策」を市に提出し、効率的な整備方法を提案した。

埼玉県においても建設業団体が設計者や建設労働組合などと協力し、地域住民の要求を具体化した事業の提案を行なえるよう指導を強化する必要がある。

4. 地方自治体は地域建設業振興に対する体制の強化を

国の建設産業政策が及ぶ範囲を分権化し地方自治体に権限が付与されても、地方自治体の側でそれに対応できる産業政策の担い手、企画・設計等に係わる人的資源の確保を容易に準備できない可能性がある。

現状の地方自治体の最大の問題は地域建設業振興政策を行なう企画・運営スタッフの不足にある。そのため、地方自治体は地域建設業振興に向けた専門スタッフの体制を確立するとともに、その補完は、地域における専門家・技術者集団に蓄積された人的資源を地方自治に基づいて組織化し、政策・運営の体制を整える必要がある。

第2節 建設業従事者の安定した就労の確保と賃金・労働条件の底上げの政策

1. 公契約条例の制定により建設労働者の賃金・労働条件切り下げに歯止めを

公共事業が民間事業とは異なる社会的役割を負っているという認識は世界共通のものである。この認識の下で、ILO（国際労働機関）は 1949 年に「公契約における労働条項に関する条約」（ILO94 号条約）を制定している。この条約は、国や地方自治体などの公的な機関が発注する事業について、社会的に適正・公正な水準の賃金・労働条件を確保することを契約に明記するよう義務づけている。その水準も、同一の産業・同一の業種で確立している労働協約などの法令よりも有利な水準にすることを義務付けている。2008 年現在イタリア、フランスなどを含め 60 カ国が批准しているが、日本はまだ批准していない。公契約法（条例）はこの ILO94 号条約の精神を法令（条例）化したものである。いま日本では公共事業に従事する労働者の賃金・労働条件確保の運動が急速に高まっている。

地方議会では「ILO94 号条約の批准」や「公契約法の制定」を国に求める意見書の採択が急速に広がり、既に 742 地方自治体（2009 年 6 月末時点）で採択されている。また地方では国の動きを待たず、独自に条例化する取り組みも行われてきている。

野田市では全国で初めての公契約条例が制定された。「野田市公契約条例」として 2009 年 9 月議会に市長提案され、全会一致で採択され、2010 年 2 月に施行された。提案理由について市長は「市発注工事の請負工事などに従事する労働者の適正な賃金を確保するとともに公契約の社会的価値の向上を目指す」と語っている。対象工事が 1 億円以上のため該当工事が少ない、1 人親方が対象外となっている、などの問題はあものの、先進的な条例制定であり、全国各地の地方自治体が注目し、条例制定への検討を開始したところが各地であらわれている。

すでに川崎市では、2010年3月議会の市長答弁において、2010年度に公契約条例の議会提案を行なうことを言明した。

公契約条例が建設現場の労働者の賃金・労働条件切下げの歯止めにかに寄与するかが、地域建設業の際限のない受注競争を規制する大きなカギになりつつある。

一方、民主党中心政権になって公契約法制定の動きに変化が表れている。民主党は既に「公共工事報酬確保法案」を用意している。これは国が発注する公共工事にたいする現場従事者を対象とした公契約法である。民主党中心政権が本法案を早急に国会に上程し審議・成立させるため、関係団体等の大きな運動が求められている。

2. 建設労働者が人間的な文化的生活を維持できる産別最低賃金の確立を

建設労働者が人間的で文化的な生活を維持するためには、社会的に見て標準的な生活水準に見合った賃金・労働条件を確保することである。そのために、緊急に求められている課題は、建設労働組合と元請・下請業者団体との間で建設労働者の賃金決定に関する合意形成の場を早急に設け、労使対等な交渉により企業横断的な職種別技能格付けによる賃金・処遇の底上げを図ることである。

埼玉県は、市民生活に貢献する地域建設産業づくりの立場から、地域の建設業団体と建設労働組合が労使合意の産別最低賃金を確立するよう指導を行ない、政労使の三者懇談会などを通じて労使協議のテーブルづくりに協力する必要がある。

3. 高齢者の就労確保に対応した行政の支援策の確立を

50歳代以上の建設業従事者がすでに全建設業従事者の4割以上を占めており、若年層の入職が減少する中でいっそう増加する可能性がある。高齢建設業従事者に関する対策には当面の就労対策と、就労しなくても安心して老後を過ごせる福祉対策の両面が必要である。

建設業に高齢者が滞留しているにもかかわらず、現場における高齢者の就労環境は著しく悪化している。工事現場では新しい技術や工法についていけない、危険作業が多い、工期の短縮と効率化などの事情で高齢者が敬遠される状況になっている。しかし、建設業が高齢者を含め失業者の雇用の受け皿になっている現実を鑑み、埼玉県は建設業者の高齢者使用に対する財政支援および無年金高齢就労者への最低生活保障施策を確立させる必要がある。

4. 建設労働者の技能資格取得費用の助成制度の創設と拡充を

建設産業の持続的発展のために、若年者への技能の伝承・育成は重要な課題となっている。建設就労者の高齢化と熟練技能を要しない建築工法や機械化の発達により、技能の形骸化が進行している。また建設施工に携わるうえで必要とされる技能資格を取得する費用の自己負担化が進んでいる。そのため、県に対し建設技能の継承のための、技能訓練校への助成の拡大、公立技能教育施設の設定、および技能労働者の技能講習および資格取得費用の助成制度の創設と拡充を行なわせる必要がある。

おわりに

2009年3月からスタートした「埼玉県政の公共事業政策に関する調査・研究」は1年3ヶ月を掛けてようやく完了する運びとなった。

本調査・研究報告書は五部構成で、この10年間継続してきた「埼玉県発注公共工事調査」の経緯をまとめることを主眼としながら、同時に「埼玉県における公共工事の価格と入札のあり方」をまとめた。この2つの調査・研究を柱とし、その背景としての上田県政の新自由主義的行財政改革の動向と公共投資政策との関係で分析を深めた。

過去に、国の公共投資大盤振る舞い政策に呼応し、埼玉県においても県債に依存したさいたま新都心建設、埼玉スタジアム建設、本庄新都心整備など大規模公共事業を実施した結果、膨大な公債費負担を強いる県財政危機が今日に至るまで続いている。

上田県政は国の構造改革路線に迎合し、公共投資全体の急速な削減と公共事業のコスト縮減政策を実行してきたが、結果的に県内経済の落ち込み、税収減を招き財政健全化は遅々として進んでいない。

このような中で、第二期上田県政は公共事業の入札制度については県内建設業振興の立場から一定の手直しを余儀なくされている。

本報告書は主に地域経済再生の立場から地域建設業振興と公共事業のあり方の提言を行なった。その中の特徴的内容を指摘すると以下のようなものである。

A. 発注・入札制度では

- ① 予定価格づくりについては、落札価格の上限と下限を設定する現行の予定価格制度を維持しつつも、今後上限拘束性についての不合理性を検討する。
- ② 設計労務単価づくりは現行の実態調査に基づく設定を取りやめ、生計費と技能水準をベースとした埼玉県独自の設定方式を検討する。
- ③ ダンピング受注競争を防止するため、最低制限価格を予定価格の10分の8.5以上とする。また低入札価格調査制度については、失格基準を早急に導入しダンピング防止の実効を上げる。
- ④ 入札制度はいっそう公正・公平なランク別発注に基づく条件付一般競争入札制度とする。特に、基本的に業種ごとに5段階のランクを設けるようにし、ランク別登録業者数に対応した発注工事件数・金額を確保し、ランク内で過度な競争が生じないようにバランスに配慮するとともに、上位ランク業者が下位ランク発注標準工事に食い込まないようにする。
- ⑤ 総合評価方式の評価項目には技術力以外に災害復旧への貢献、地元材の使用、地元下請業者の使用、雇用創出への貢献、労働者の賃金確保、法令順守、環境への配慮などを重視する。
- ⑥ 小零細業者の仕事確保の観点から、小規模工事登録制度を設置し、予定価格250万円以下の工事は、公共工事の受注が少ない県内の小規模業者に受注機会を与えることに配慮する。
- ⑦ 埼玉県における公契約条例制定に向けての提言。

B. 地域建設産業再生への行政政策では

- ① 地域建設業振興を県の産業政策として位置づけ庁内に建設業振興課を設ける

- ② 中小企業振興条例に建設業振興対策を盛り込む
- ③ 県は地域建設業振興に対する体制を強化する

今後、上記の提言を含む、本報告書の内容を具体的政策・運動課題として活用する上で、埼玉土建と建設政策研究所との意見交換を深めつつ、行政や建設業団体との懇談や交渉に活用していくことが必要である。

また、本調査・研究は県発注公共事業の内容が地域住民のニーズにどのように関係しているのかなど、公共工事の性格についての分析には立ち入っていない。

さらに、民主党中心政権の下で打ち出されている地域主権戦略を先取りした、国関係事業の県への移管なども行われようとしている。上田県政が国や首都圏都県知事とともに推進するグローバル地域戦略についても検証していく必要がある。

このような新たな調査・研究を含め、埼玉県政が地域住民の生活を守り、地域建設業者・就労者の仕事と雇用に役立つ公共事業政策を実行するための、より具体的な政策づくりのための調査・研究を、引き続き行なう必要がある。